

令和2年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和2年9月1日 開会

}

令和2年9月25日 閉会

吉田町議会

令和2年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	20
○議案第63号～議案第86号の一括上程、説明	24
○報告第5号～報告第8号の報告	60
○散会の宣告	64

第 2 号 (9月2日)

○開議の宣告	65
○議事日程の報告	65
○議案第72号の詳細説明	65
○散会の宣告	121

第 3 号 (9月3日)

○開議の宣告	122
○議案第79号の質疑、討論、採決	122
○散会の宣告	137

第 4 号 (9月14日)

○開議の宣告	138
○議事日程の報告	138
○議案第73号の質疑	138
○議案第74号の質疑	140
○議案第75号の質疑	144
○議案第76号の質疑	145
○議案第80号の質疑	147
○議案第81号の質疑	147
○議案第82号の質疑	147
○議案第77号の質疑	148
○議案第78号の質疑	152
○散会の宣告	160

第 5 号 (9月17日)

○一般質問	161
-------	-----

大石 巖	161
中田 博之	174
平野 積	187
楠元 由美子	202
盛 純一郎	208
○議案第87号及び議案第88号の一括上程、説明	223
○散会の宣告	226

第 6 号 (9月18日)

○開議の宣告	227
○議事日程の報告	227
○一般質問	227
蒔田 昌代	227
八木 栄	237
山内 均	252
○散会の宣告	265

第 7 号 (9月23日)

○開議の宣告	266
○議事日程の報告	266
○議案第72号の質疑	266
○散会の宣告	314

第 8 号 (9月24日)

○開議の宣告	315
○議事日程の報告	315
○議案第72号の質疑	315
○散会の宣告	351

第 9 号 (9月25日)

○開議の宣告	352
○議事日程の報告	352
○議案第72号の討論、採決	352
○議案第73号の討論、採決	353
○議案第74号の討論、採決	353
○議案第75号の討論、採決	353
○議案第76号の討論、採決	354
○議案第77号の討論、採決	354
○議案第78号の討論、採決	356
○議案第80号の討論、採決	357

○議案第81号の討論、採決	357
○議案第82号の討論、採決	358
○議案第63号の質疑、討論、採決	358
○議案第64号の質疑、討論、採決	359
○議案第65号の質疑、討論、採決	359
○議案第66号の質疑、討論、採決	363
○議案第67号の質疑、討論、採決	363
○議案第68号の質疑、討論、採決	364
○議案第69号の質疑、討論、採決	367
○議案第70号の質疑、討論、採決	368
○議案第71号の質疑、討論、採決	368
○議案第83号の質疑、討論、採決	369
○議案第84号の質疑、討論、採決	369
○議案第85号の質疑、討論、採決	370
○議案第86号の質疑、討論、採決	371
○議案第87号の質疑、討論、採決	371
○議案第88号の質疑、討論、採決	373
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	373
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	375
○議会閉会中の継続調査について	376
○町長挨拶	377
○議長挨拶	378
○閉会の宣告	378

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） これから本日の会議を開きます。

開会に先立ち申し上げます。

去る7月5日に当町川尻地区内で発生した倉庫火災の消火活動等に当たっていた静岡市消防局吉田消防署の消防隊員3名と、静岡県警察牧之原警察署の警察官1名が殉職されました。

お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、御遺族の方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

ここに、殉職されました方々に対し、哀悼の意を表すため、黙禱をささげたいと思います。

皆様、その場で御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議会事務局長（八木寿彦君） 黙禱。

〔黙禱〕

○議会事務局長（八木寿彦君） お直りください。

御着席ください。

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに令和2年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただきありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、こんにちは。

議員の皆様のお元気な顔に接して嬉しく思っております。

長丁場でございますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから令和2年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、9番、山内 均君、10番、八木 栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月25日までの25日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。

写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することではありますが、7月28日火曜日、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた対応として、富士山静岡空港と地域開発をすすめる会総会は、開催規模を縮小して開かれたほか、富士山静岡空港利用促進協議会総会、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会及び志太榛原五市二町議会議長連絡協議会においては、書面による開催と代わりました。

各総会等においては、それぞれ令和元年度事業報告並びに決算報告及び令和2年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて、いずれも承認、可決されました。

また、例年この時期に開催されておりました静岡県市町議会議員研修会は、開催が見送られました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げる前に、7月5日に発生しました川尻地内の工場火災について触れさせていただきます。

7月5日未明に発生しました工場火災は、翌朝の鎮火までおよそ30時間燃え続け、鉄骨2階建て倉庫兼作業所を全焼し、火元の確認に当たられた静岡市吉田消防署の消防隊員3名と牧之原警察署の警察官1名の尊い命が奪われる大惨事となってしまいました。殉職された方々は、日夜、市民奉仕に精励され、地域住民の安全・安心のために多大なる貢献をされてこられた方々でございます。

これまで御尽力いただきましたことに深く感謝し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にも心よりお悔やみ申し上げます。

この痛ましい火災から間もなく2か月がたとうとしております。現在、現場検証を終えた静岡県警察本部では、出火原因の特定を進めており、また、静岡市消防局においては、再発防止に向けた事故調査委員会を設置し、総合火災対応マニュアルの見直しや現場での初動対応などについて検証を進めているところでございます。町といたしましても、このような大惨事が二度と起こらぬよう関係機関と連携、協力し、再発防止に向け、より一層の火災予防に取り組んでまいります。

さて、一旦は収束の兆しを見せた新型コロナウイルスは再び猛威を振るい、東京都、大阪府、愛知県などの大都市を中心に全国で感染が拡大をしております。県内においても、浜松市、熱海市、富士市、静岡市、御殿場市など各地でクラスターの発生が相次いでおりますことから、静岡県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため独自に定めた6段階の感染警戒レベルを7月末にはレベル4に引き上げ、県民に対し感染リスクの高い行動の回避や県境をまたぐ不要不急の移動に関する行動制限などの協力を求めています。

こうした状況を踏まえ、町では8月7日に、第11回吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、新たな対応方針「第5報」を決定し、町ホームページで公開いたしました。この対応方針では、個人の感染防止策といたしまして、マスクの着用や新しい生活様式の徹底をお願いするとともに、感染リスクが高い地域への移動を避けるなど最大限の感染予防を呼び掛け、事業者の皆様に対しましては、業種別ガイドラインに沿った感染拡大防止策の徹底をお願いしております。

町といたしましては、日々状況が変化するコロナ禍においても町民の皆様の安全と安心を確保するため、これまで以上に緊張感を持って感染防止対策に万全を期してまいります。

それでは、これまで取り組んでまいりました新型コロナウイルス感染症への対応及び本年度事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、感染症対策についてでございます。

5月に、国の新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言において、再び感染が拡大しないよう長丁場に備えた新しい生活様式の具体的な実践例が示されました。

この提言を受け、町といたしましては、町民の皆様の日常生活に新しい生活様式を取り入れていただけるよう、「よしだちょう」を合言葉に説明した啓発チラシ及び体温や行動歴などが記入できる毎日健康チェックシートを作成し、各種事業の参加者などに配布したほか、幼稚園、保育園、小・中学校を通じて各家庭に配布するとともに、「広報よしだ」やホームページ、情報発信アプリ「よしポケNEWS」により、広く活用を呼びかけているところでございます。引き続き、手洗いやマスクの着用といった基本的な感染症対策の徹底と3密回避を含む新しい生活様式が、町民の皆様の生活に定着するよう継続的に周知してまいります。

次に、「生活の支援」のうち、特別定額給付金についてでございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として家計を支援する目的で実施しました特別定額給付金事業につきましては、5月21日から受付を開始し、8月20日をもって終了いたしました。当町における給付対象者は最終的に1万1,580世帯、2万9,556人でしたが、そのうち99.8%に当たる2万9,511人の方から申請があり、その申請者全員の皆様に対しまして給付金の支給手続きが完了している状況でございます。

そのほか、個人の生活支援といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等によって収入が減少した世帯の資金需要に対応するため、静岡県社会福祉協議会を実施主体として、新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口貸付等の特例貸付を行っております。

吉田町社会福祉協議会からはこの事業における昨年度の実績6件に対し、本年度につきましては7月末までに104件の申請があり、既に前年度を大幅に超えている状況であると報告を受けております。引き続き、9月末日まで申請を受け付けておりますので、今後も吉田町社会福祉協議会と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮が続いている方々への支援に努めてまいります。

次に、町税の徴収猶予及び国民健康保険税の減免についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、本年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、税制上の措置の一つとして新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度が創設されました。当町におきましても、「広報よしだ」や町ホームページを活用しながら周知を図っており、7月末現在の状況を申し上げますと、猶予許可件数は9件、許可累計額は237万1,600円でございます。

また、町税と同様に国民健康保険税につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対し保険税の負担軽減を図るため、厚生労働省から国費による財政支援の基準が示され、税制上の措置として新型コロナウイルス感染症等に係る減免措置の特例制度が創設されました。なお、7月末現在の状況を申し上げますと、減免承認件数は11件、承認累計額は232万2,200円でございます。

次に、水道料金及び下水道使用料の徴収猶予についてでございます。

水道料金及び下水道使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難となった個人・法人全ての皆様を対象に、申出により本年2月及び3月分の水道料金及び下水道使用料の徴収を最長4か月間猶予することといたしましたが、その後の社会情勢を踏まえ、4月分以降の水道料金及び下水道使用料につきましても、同様に徴収を猶予することといたしました。

次に、「事業者への支援」のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金についてでございます。

ゴールデンウィーク期間中に町及び県の休業要請に応じていただきました事業者の皆様に対して支給する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、申請期限を6月末までとしておりましたが、休業要請に応じていただきました94事業者全てに対し、7月末までに協力金を支給させていただいたところでございます。

次に、商工業振興事業費補助金についてでございます。

町では、新型コロナウイルス感染症により深刻な経済的影響を受ける小規模事業者の事業継続などを支援するため、吉田町商工会が実施しましたプレミアム付商品券事業に対しまして補助金を交付いたしました。5月31日に販売を開始しましたこのプレミアム付商品券は、おおむね1週間で完売し、7月31日をもって使用期間が終了いたしました。吉田町商工会からは発行総額3,000万円のうち2,983万8,500円が使用され、約80%の対象店舗から事業効果があったという報告を受けております。

しかしながら、小規模事業者におきましては、この長引くコロナ禍において、いまだ厳しい経営状況が続いております。こうした状況の中、町といたしましても吉田町商工会と協議を重ね、町内の小規模事業者を支援するため、2回目のプレミアム付商品券事業に補助金を交付することとし、本会議に提出を予定しております補正予算にこの内容を盛り込んでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会教育施設等の再開についてでございます。

3月から休止しておりました総合体育館のトレーニング室につきましては、感染予防対策を徹底し、利用時間及び利用人数の制限を設けた上で6月2日から再開しており、アリーナにおきましても各種スポーツ大会が徐々に開催され、にぎわいが戻り始めています。学習ホールにつきましては6月2日から、図書館のワークルームは7月25日から、視聴覚ホールは8月1日から利用人数に制限を設け、換気対策を講じながら順次再開をしております。

また、各種スポーツ教室等につきましては、7月から感染予防対策を講じながら開始しております。

なお、昨年度、町の部において準優勝の快挙を果たした静岡県市町対抗駅伝競走大会については12月5日に開催が予定されており、本年度は町の部優勝を目標に掲げ、7月から練習会をスタートさせたところでございます。

公民館活動事業につきましては、生涯学習教室の11月の開始に向け、書道やフラダンスなど、84教室について9月から募集を開始する予定でございます。

以上が新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

続きまして、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、盛土工事が着々と進んでおり、のり面への植生なども行い、本年度中に背後盛土が完成する予定でございます。また、防潮堤の天端道及び陸側の側道につきましても、測量や設計などの準備を進めているところでございます。今後も国・県と連携を図りながら、早期完成を目指し整備を進めてまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場の盛土工事についてはおおむね完了し、本年度につきましては防潮堤との取り合い部分の整備を進めております。現在、防潮堤との取り合い部分における盛土工事に着手し、11月末の完成に向けて順調に工事を進めており、その工事に伴い不要となる第9陸閘の撤去工事は8月に完了しております。

なお、管理道を整備する付帯建設工事につきましては、10月中旬の契約に向けて準備を進めている状況でございます。

次に、新たな洪水ハザードマップの作成についてでございます。

平成27年5月の水防法改正により、国や県が想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を公表したことを受け、当町におきましても既存の洪水ハザードマップの見直しが必要になりましたことから、本年度中に国の交付金事業を活用し新たな洪水ハザードマップを作成するため、昨日8月31日に業務委託契約を締結したところでございます。洪水予報等の伝達方法や避難場所、洪水時において迅速に避難するために必要となる情報を記載した新たな洪水ハザードマップは、来年3月までに広く公表し、洪水時における避難行動の一助として町民の皆様にご活用いただく予定でございます。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

昨年度から実施しております住吉地区における浸水対策計画の策定につきましては、基礎調査がおおむね完了したところでございます。早期に計画が策定できるよう、引き続き、県と調整を図りながら事務を進めてまいります。

また、川尻地区の棒南幹線と大幡川幹線との交差点付近で生じている道路の冠水につきましては、本年度中の対策工事完了を目指し、現在、測量設計を進めているところでございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

本年度は、川尻地区の大幡川において不明橋の撤去を行い、片岡地区の大窪川におきましては、昨年実施した箇所の上流部につきまして護岸工事を進めていく予定でございます。いずれの工事も出水期明けに着手できるよう準備を進めているところでございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために自粛しておりました戸別訪問を対応策を講じて6月末から再開し、旧耐震基準で新築された住宅40戸を訪問いたしました。7月末現在で無料耐震診断により3件、耐震補強工事に2件、ブロック塀等の撤去に13件の申込みをいただいております。

また、静岡県と静岡県建築士会の協力を得ながら、本年度末までに165戸への訪問を予定しており、助成制度の拡充を周知するとともに、耐震の必要性を個別に説明することで、ブ

ロック塀等撤去事業を含めた耐震補強の必要性を呼びかけ、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、消防団車両の更新についてでございます。

地域消防力の充実、強化を図ることを目的とした消防ポンプ車の取得について、さきの第2回議会定例会においてお認めいただき、本契約を締結いたしました。取得した消防ポンプ車につきましては、本年度末までに第2分団に配備する予定でございます。今後も消防団の災害対応能力の向上を図り、地域に密着した消防機関としてその中核的な役割を果たせるよう消防防災体制の強化を図ってまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、ロタウイルスワクチンの定期接種について御報告申し上げます。

本年1月の予防接種法の改正により、10月1日から乳幼児期の重い急性胃腸炎の原因となるロタウイルス感染症の定期予防接種が開始されます。当町におきましても、10月1日からの円滑な実施に向け関係機関と調整しており、対象の皆様にはほかの定期予防接種と併せて新生児訪問時などに個別にお知らせをしているところでございます。

予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症流行の中、医療機関を受診することによる不安を感じられる方もいらっしゃるのではないかと推測しますが、予防接種を控えることはワクチンで防げる他の病気にかかるリスクを高めてしまうことになるため、適切な時期に予防接種を受けていただけるよう、今後も関係機関と連携し周知を図ってまいります。

次に、第9次吉田町高齢者保険福祉計画及び第8期吉田町介護保険事業計画の策定についてでございます。

この計画は、介護サービスの基盤整備や介護予防・健康づくり施策の充実、推進、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進などに加え、災害や感染症対策に係る体制整備等を盛り込んだ国の基本方針に即し、3年を1期として定めるものでございます。こうした国の方針を踏まえ、8月27日に第1回目の吉田町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催し、高齢者を取り巻く現状などを御説明させていただくとともに、町が実施しました高齢者の生活と意識に関するアンケート調査の結果に基づき、委員の皆様から認知症の具体的な対策等について貴重な御意見をいただきました。今後も委員の皆様から御意見を伺いながら当町の将来像を踏まえ、国の方針に沿った計画の策定に取り組んでまいります。

次に、第6期吉田町障害福祉計画及び第2期吉田町障害児福祉計画の策定についてでございます。

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、障害者の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応することなどを盛り込んだ国の基本指針に即し、静岡県内全ての自治体が各圏域の実情を踏まえながら定めるものでございます。現在、福祉関係事業所とともに、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービスについて、種別ごとに必要なサービス見込量を確保するための施策などについて検討しており、今後は吉田町障害者福祉推進委員会において委員の皆様から御意見をいただきながら、障害者が安心して自立した生活ができる町を目指して計画の策定を進めてまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関する事業のうち、公共交通計画の策定について御報告申し上げます。

当町に適した新たな公共交通システムの構築に関しましては、昨年度は名古屋大学に委託し、当町における公共交通の実態の把握と、地区ごとに町民の皆様にご参加いただきました地域公共交通に係る住民懇談会により、公共交通利用状況と公共交通に対するニーズの把握を行っております。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で予定より若干遅れている状況でございますが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、昨年度同様、名古屋大学と連携し、公共事業者等へのヒアリングを行った上で、当町に適した新たな公共交通システムの提案を含めた計画の策定を着実に進めてまいります。

次に、多文化共生総合相談窓口についてでございます。

当町の総人口に占める外国人人口の割合が年々増加している状況の中、外国人が安心して暮らすことができる環境の整備に向け、国の外国人受入環境整備交付金を活用し、6月1日に吉田町多文化共生総合相談窓口を開設いたしました。この窓口では、多文化共生コーディネーターとして外国語通訳2人を配置し、役場を訪れる外国人住民の皆様がスムーズに相談等ができるよう関係課とも調整を図っております。開設から2か月が経過し、新型コロナウイルス感染症に関連した特別定額給付金の申請手続きを含めまして7月末までに442件の相談等に対応しております。今後も相談窓口業務の充実を図り、外国人住民の皆様にご寄り添った相談体制を継続してまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

ふるさと納税につきましては、令和元年6月1日から総務大臣によるふるさと納税に係る指定制度の運用が始まり、この指定制度に基づきまして、産業振興による町のプロモーションの視点で推進に取り組んでおり、昨年度は全国の寄附者の皆様から6億2,008万5,000円もの貴重な御寄附を頂いております。

本年度の状況でございますが、三越伊勢丹が運営するふるさと納税ポータルサイトによる寄附の受付を6月から新たに開始するなど、昨年度に引き続き、寄附受入れ窓口の拡大に取り組んでおり、7月末までの寄附額は1億9,170万円で、昨年度同時期と比較しまして約34%増加しております。今後もより多くの方から御寄附頂けますよう、返礼品のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。

現在、東名高速道路から主要地方道吉田大東線までの延長約1キロメートル区間における事業着手に向けて調整を進めているところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため延期しておりました地元の皆様との意見交換を7月3日に開催いたしました。引き続き、関係者や地元の皆様との意見交換を重ね、関係機関と連携を図りながら事業着手に向けて準備を進めてまいります。

次に、町道町上3号線の道路改良事業についてでございます。

本年度は地権者の皆様のご協力のもと、9月中に川尻小山地区の大幡川尻2号線と大幡川幹線とを結ぶ延長約84メートルの道路整備に着手し、本年度末までに道路の供用を開始する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan」の本年度における主な事業につきまして御報告申し上げます。

まず、「子供の『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「ICT環境の充実」として進めている二つの事業についてでございます。一つ目は、町内の全小・中学校の普通教室などへのWi-Fi環境の整備、二つ目は、児童・生徒1人1台の学習用端末の整備でございます。この二つの事業につきましては、現在、国が進めておりますGIGAスクール構想の一環として、文部科学省の補助金を活用し実施しております。

一つ目の全小・中学校へのWi-Fi環境の整備につきましては、本工事の実施に必要な設計業務が7月6日に完了いたしました。今後は本年度末までに、町内小・中学校の普通教室などに無線LAN環境を整備し、情報通信ネットワーク環境を整えてまいります。

二つ目の児童・生徒1人1台の学習者用端末整備につきましては、第1段階といたしまして町内の小・中学校における全校児童・生徒数の3分の1に当たる803台の購入に向けて昨日8月31日に入札を実施し、本年度中に整備してまいります。

なお、令和2年度文部科学省補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として、端末の整備スケジュールを加速するための予算が盛り込まれ、当町といたしましても、令和2年度からの3年間で整備を考えておりました計画を前倒しし、本年度中に整備できるよう準備を進めているところでございます。

次に、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」の一つとして進めております公設学習塾についてでございます。

公設学習塾につきましては、例年5月に開始しておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、昨日8月31日から開始したところでございます。実施内容につきましては、小学校は休校期間中に実施予定であった学習内容を中心に各校ともに計7回開催する予定でございます。なお、中学校については、AIドリルを活用した個々のレベルに応じた学習内容を中心に、計21回開催する予定でございます。

新型コロナウイルスの感染状況が予断を許さない中ではありますが、町内各小・中学校では16日間の夏休みを経て、8月24日から2学期がスタートし、学校生活が無事に再開されております。教育委員会では1学期同様、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、心のケアにも配慮しながら感染症対策や学力向上に係る取組を進めていくこととしております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、「静岡県生活基盤施設耐震化等補助金」を活用して送・導水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業、配水池から災害時の応急給水拠点となる公共施設や避難所までの管路を耐震化する耐震ネットワーク事業、漏水事故等による被害軽減及び有収率向上を図るための老朽管布設替え事業、他の事業に伴う配水管の布設替え等の事業を進めているところでございます。本工事の発注状況につきましては、予定している7件のうち、既に発注済みの3件は順調に進んでおり、残る工事につきましても発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として事業を進めております。浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の施設管理として実施する機械設備更新工事並びにこれら水処理設備及び監視制御設備に関連する電気機器の更新工事を、令和元年度及び令和2年度の2か年で実施しており、本年度も継続して両工事を実施しているところでございます。また、機械設備更新工事における機器撤去に合わせて実施します反応タンク耐震補強工事につきましても、既に発注を終えており、相互に調整を図りながら工事を進めております。

管渠建設につきましても、社会資本整備総合交付金を活用して片岡2号汚水幹線工事及び既設管路施設耐震補強工事を実施しておりますが、このうち片岡2号汚水幹線工事につきましては、債務負担行為の手法を活用し、年度当初から四つの工区の工事に着手しており、10月末までに全ての工区における工事が完了する見込みでございます。

吉田町公共下水道事業経営戦略の策定につきましては、公共下水道事業の経営の健全化、効率的な事業運営及び経営基盤の強化を図るため、令和元年度及び令和2年度の2か年で吉田町公共下水道事業経営戦略の策定を進めております。この経営戦略の策定に当たりましては、有識者等からなる審議会を設置し、内容を御審議いただくこととしており、7月14日に第1回の審議会を開催したところでございます。審議会の会長につきましては、全国の地方公営企業政策に精通し、総務省の地方公営企業等経営アドバイザーでもある北海道大学大学院公共政策学研究中心の遠藤誠作氏が就任をされ、審議会委員の皆様の見取りまとめていただくとともに、御指導をいただきながらよりよい経営戦略の策定に努めてまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、第4次男女共同参画プランの策定について御報告申し上げます。

当町では、男女共同参画を推進するため、平成28年度に第3次吉田町男女共同参画プランを策定し、ワーク・ライフ・バランスや職場における女性活躍の推進など男女共同参画に関する様々な施策に取り組んでおります。この第3次プランが令和2年度をもって計画期間が終了しますことから、本年度はこれまでの進捗状況を検証するとともに、働き方改革関連法の施行や新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務の増加など、生活様式の変化、性の多様性の理解促進などといった男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、外部組織であります吉田町男女共同参画プラン検討委員会の委員の皆様から御意見を伺いながら、本年度中の第4次プラン策定に向けて取り組んでまいります。

以上、本年度事業について進捗状況を御報告させていただきました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、社会経済に大きな打撃を与え、当町の経営も大きく影響を受けております。第1回議会定例会の施政方針において機構を含めた行財政改革に伴うゼロベース検証を行うと申し上げたところではございますが、このコロナ禍において町政をどのように運営していくべきか方向性を定めることが困難な状況の中、まずは来年度の予算編成をどのように組み立てていくのかということが最重要課題であると認識し、現時点においてはゼロベース検証を拙速に実施するべきではないと判断をいたしました。

このような状況ではございますが、今後につきましては、来年度以降に向けた実施計画策定において来年度の行財政状況を見据え、方針を議論しながら計画を策定し、予算編成を行

ってまいりたいと考えております。また、こうした社会情勢が厳しい中にありましても町は常に住民福祉の向上と町の発展を第一とし、引き続き住民サービスを低下させぬよう着実に事業を進めるとともに、このコロナ禍の先にある吉田町の姿を町民の皆様にお示しできるよう、後ずさりせず積極果敢に各種業務に取り組んでまいります。

町民の皆様をはじめ議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（増田剛士君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、藁科武夫君。

〔監査委員 藁科武夫君登壇〕

○監査委員（藁科武夫君） 藁科武夫です。よろしく申し上げます。

令和元年度決算等審査意見を申し述べます。なお、意見を述べる順序につきましては、1、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、2、水道事業会計決算審査意見、3、健全判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

では、令和元年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見を述べますので、1ページをお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、各会計の決算、その他関係書類及び基金の運用状況を示す書類の審査を行ったので、次のとおり意見を申し述べます。

第1、審査の対象。

令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算、吉田町各特別会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、吉田町基金の運用状況。

第2、審査の着眼点。

監査委員による各会計の令和元年度決算、その他関係書類及び基金の運用状況を示す書類の審査は町長から送付された決算、その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、また、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

2ページをお願いします。

第3、審査の実施内容。

各会計の令和元年度決算、その他関係書類及び基金の運用状況を示す書類について、町長から送付され吉田町監査基準に準拠し、予算の執行状況、財産の管理状況及び財政状況並びに基金の運用状況について資料の提出及び関係職員の説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4、審査の結果。

各会計の令和元年度決算、その他関係書類について、上記のとおり審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であると認められる。また、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められる。

第5、審査の概要。

決算概要。

令和元年度一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりである。令和元年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は178億5,884万7,000円で、前年度より4億5,355万7,000円の増加、前年度比102.6%である。

歳入額は175億3,925万6,000円で前年度より1億8,320万4,000円の増加、前年度比は101.1%である。また、予算現額に対する執行率は98.2%で、前年度より1.5ポイントの減少となった。

歳出額は168億4,173万円で、前年度より1億4,693万9,000円の増加、前年度比は100.9%である。また、予算現額に対する執行率は94.3%で、前年度より1.6ポイントの減少となった。

実質収支額は6億8,943万8,000円で、前年度より3,326万7,000円の増加で、対前年度比は105.1%である。

3ページをお願いします。

(1) 一般会計歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度との比較は、次のとおりである。

令和元年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額111億5,474万1,000円、歳出額106億4,376万1,000円、歳入歳出差引残額は5億1,098万円で、令和2年度への翌年度繰越額808万8,000円を差し引くと、実質収支額は5億289万2,000円となる。

(2) 歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は75億7,553万6,000円で構成比率は67.9%、依存財源は35億7,920万5,000円で構成比率は32.1%である。

4ページをお願いします。

収入済額の款別内容は次のとおりとなっております。

本年度は前年度と比較すると、主に寄附金3億8,216万9,000円、繰入金1億575万4,000円、固定資産税1億20万3,000円、地方特例交付金7,165万2,000円、県支出金4,383万2,000円、町民税（個人）4,171万1,000円等が増加したが、一方、町債1億8,262万7,000円、町民税（法人）1億2,788万4,000円、国庫支出金1億236万8,000円、繰越金8,060万3,000円、財産収入6,147万9,000円等が減少した。収入済額は111億5,474万1,000円となり、前年度より1億494万5,000円の増加となった。

過去5年間における町税収入率の状況は次のとおりである。

未納額は、前年度に比べ210万6,000円減少し、1億3,461万円となり、不納欠損額は前年度より339万2,000円増加の913万7,000円を計上することとなった。

本年度の収納率は97.7%と前年度より0.1ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源の確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

町営住宅使用料の収納率は本年度は84.1%、現年度分は99.7%、滞納繰越分は18.7%となり、前年度より3.8ポイント上昇している。現年度分の収納率が4ポイント、滞納繰越分も7.1ポイント上昇したことで全体の収納率が高くなっている。公平負担の原則及び財源確保の観点に立った努力の成果である。引き続き努められたい。

町債における本年度の借入額は7億3,163万7,000円であり、前年度より1億8,262万7,000円の減少となっている。なお、町債の令和元年度末現在高は108億1,517万5,000円

となっているが、その内訳は通常分 69 億 7,194 万 9,000 円、津波防災対策分に 38 億 4,322 万 6,000 円である。

(3) 歳出決算額の概要。

歳出予算現額 112 億 7,014 万 5,000 円に対して、支出済額 106 億 4,376 万 1,000 円で、執行率は 94.4%である。翌年度繰越額は 1 億 6,161 万 9,000 円で、前年度より 1 億 2,460 万円の増加となった。支出済額は 106 億 4,376 万 1,000 円で、前年度より 1 億 2,841 万 6,000 円の増加となった。

歳出決算額の款別内容は、次表のとおりであります。

6 ページ、7 ページを見てください。

3、特別会計。

(1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額 1,998 万 3,000 円、歳出総額 1,998 万 3,000 円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算内容である。

令和元年度は、西ノ坪公園用地として土地を取得した。したがって土地取得事業特別会計の元年度末土地残高は 10 億 880 万 7,000 円となっている。地積については、2 万 5,271.54 平米であります。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額は 28 億 5,753 万 5,000 円、歳出総額は 27 億 8,581 万 7,000 円、歳入歳出差引残額は 7,171 万 1,000 円の決算内容である。国保税については調定額 9 億 222 万円、収入済額 7 億 2,311 万 5,000 円、未納額 1 億 7,910 万 5,000 円となっている。

8 ページをお願いします。

加入世帯及び被保険者の状況は次のとおりであります。

世帯数は、前年末より 141 世帯減の 3,485 世帯となり、被保険者数は 303 人減の 5,682 人となっている。

国保税の過去 5 年間の収納率等の推移は、次のとおりであります。

収納率は現年度分 94.2%、滞納繰越分が 27.2%になり、合計では 80.2%となっており、前年度より 1.1 ポイントの上昇となったが、不納欠損額が前年度より 313 万 2,000 円増加の 736 万 5,000 円となっている。

国民健康保険税の収納率向上、滞納額の削減は国民健康保険事業の健全な財政運営と被保険者間の公平性を確保するために重要である。現年度分滞納者への早期対応及び過年度分保険税未納額を削減することにより、滞納繰越額も減少すると思われるので、滞納世帯実態把握、納付相談、催告事務の取組に努め、削減のさらなる努力に留意されたい。

9 ページをお願いします。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額 2 億 8,204 万 9,000 円、歳出総額 2 億 7,850 万 2,000 円、歳入歳出差引残額 354 万 8,000 円の決算内容である。

保険料還付未済額 75 万 2,000 円控除後の保険料の調定額に対する収納率は 99.3%、前年度より 0.1 ポイント上昇となっている。

なお、未納額は 27 万 3,000 円であり、不納欠損額は 3 万 1,000 円である。今後においても公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額は19億7,149万7,000円、歳出総額は18億9,588万3,000円、歳入歳出差引残額は7,561万4,000円の決算内容である。

保険料の調定額に対する収納率は98.1%となり、前年度より0.1ポイント低下した。不納欠損額は104万1,000円増加の305万1,000円となっている。

今後においても公平負担と財源の確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

9ページ、10ページをお願いしたいと思います。

事業の実施状況は次のとおりであります。

被保険者状況。

第1号被保険者及び第2号被保険者合計は、前年度より64人増の1万7,323人、高齢化比率は0.3ポイント上昇の25.1%となっている。

要介護認定関係。

申請状況は前年度より62人減の1,041人、認定状況は前年度より59人減の962人となっている。

保険給付状況。

(ア)、(イ)の合計の介護サービス等諸費は16億1,272万5,000円、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の合計の保険給付費は17億214万5,000円となっている。

11ページをお願いします。

(5) 吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額12億5,345万1,000円、歳出総額12億1,778万4,000円、歳入歳出差引残額は3,566万7,000円となっている。

下水道使用料の調定額に対する収納率は、93.5%と前年度より2.3ポイント低下となり、本年度の不納欠損額は12万減少の47万1,000円となっている。

公平負担と財源確保の観点から引き続き収納率の向上に努められたい。

12ページをお願いします。

業務実績は、次のとおりであります。

管渠整備率は前年度より1.3ポイント上昇の74.3%、普及率は前年度より0.8ポイント上昇の38.5%となっている。

企業債の前年度比較は、次表のとおりである。

令和元年度末企業債残高は、前年度より1億6,359万4,000円減の53億2,878万8,000円となっている。

13ページをお願いします。

起債償還金及び管渠維持管理費、浄化センター維持管理費のうち下水道使用料で賄えない部分等が一般会計からの繰入金となっている。本年度の収入比率は67.3%で、前年度より1.6ポイント上昇している。令和2年度から企業会計を導入し及び計画的な設備のストックマネジメントを実施することにより、持続可能な下水道事業運営に努めることを望む。

4、実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確であった。

5、財産に関する調書。

(1) 公有資産。

土地。

当年度の面積は64万6,479平米で、前年度比4,525平米増加となる。

西ノ坪公園用地の先行取得及び寄附による保安林の取得が増加の要因です。

建物。

建物については当年度末の建物延べ面積は8万6,962.66平米で、前年度と同面積であります。

有価証券。

当年度末保有額は265万8,000円である。前年度末と同額です。

14ページをお願いします。

ウ 出資による権利。

当年度末出資額は2,601万7,000円である。

(2) 物品。

当年度末物品は、前年度対比147減少となり、当年度は3万2,855である。主な増減は非常用器具類がプラス31、OA機器類が174減等である。

(3) 債権。

前年度末対比は126万9,000円増加となり当年度末496万円である。

6、基金の運用状況。

(1) 吉田町物品調達基金。

基金運用に関わる収入金額は、本年度売上げ金額787万6,000円等である。支出金額は本年度仕入れ金額789万5,000円で、合計789万5,000円となっている。

前年度繰越金382万6,000円を加えた差引現金は380万7,000円で、期末棚卸額は19万3,000円となっており、基金運用状況は条例で定める基金の額である400万で、回転率は2.0となっている。

第6、結び。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であることを認める。

また、予算の執行については、吉田町まちづくりステップアップ行政評価により、事業の目的、事業の計画に沿って行政運営が行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められる。

なお、新型コロナウイルス感染症がもたらす厳しい環境の中、地震対策、地球温暖化、少子高齢化など課題が山積みであるが、町民の視点に立ったより効果的で効率的な事務、事業執行に努められたい。

以上をもちまして、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見とします。

次に、水道事業会計決算審査意見を申し述べますので、令和元年度水道事業会計決算審査意見書をお願いします。

1ページをお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算その他関係書類の審査を行ったので、次のとおり意見を申し述べます。

第1、審査の対象。

令和元年度吉田町水道事業会計決算。

第2、審査着眼点。

監査委員による令和元年度決算、その他関係書類の審査は、町長から送付された決算、その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかといった観点から検討を行い、審査するものである。

第3、審査の実施内容。

令和元年度決算、その他関係書類及び基金の運用状況を示す書類について町長から送付された吉田町監査基準に準拠し、財産の管理状況、財政状況及び予算執行状況について資料及び関係職員の説明を求めた上で審査を行った。また、その他監査等において得られた知見を利用した。

審査結果。

令和元年度決算、その他関係書類について上記のとおり審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であると認められる。

2ページをお願いします。

決算の概要。

事業の概要。

令和元年度の業務実績は、次表のとおりであります。

当年度の業務実績を見ると、令和2年3月31日現在の給水人口は3万2,302人であり、給水区域内人口3万3,852人に対する水道普及率は95.4%と昨年度と同率であった。

また、年間総配水量は456万7,174立方メートルで、そのうち総有収水量は404万6,089立方メートルとなっている。有収率は88.6%で、前年度と比較して1.1ポイント上昇した。

稼働1日配水能力は1万8,200立方メートルであり、前年度と同数値となっている。

予算の執行状況。

決算報告書、消費税込み。

(1) 収益的収入及び支出、予算の執行状況は次表のとおりである。

収益的収入決算額は6億1,262万8,000円で、予算現額5億9,651万4,000円に対し、1,611万4,000円増額となり、収入率は102.7%となっている。

4ページをお願いします。

収益的支出の決算額は5億546万2,000円で、現予算額5億4,017万4,000円に対し、不用額は3,471万2,000円であり、執行率は93.6%となっている。

(2) 資本的収入及び支出、予算の執行状況は次のとおりであります。

資本的収入の決算額は1億3,087万5,000円で、現予算額1億2,928万1,000円に対し、159万4,000円の増額となり、収入率は101.2%と前年比9.5ポイント増加した。

5ページをお願いします。

資本的支出決算額は3億7,819万7,000円で、現予算額4億1,449万5,000円に対し、不用額は3,629万8,000円であり、執行率は91.2%と前年度比1.2ポイント減少している。

(3) 棚卸資産購入額。

予算執行状況は次表のとおりである。

棚卸資産購入額の決算額は455万円で、予算額575万7,000円に対して、不用額は120万7,000円であり、執行率は79%になっている。

事業経営。

損益計算書、消費税抜き。

収益は、次表のとおりである。

6ページをお願いします。

収益合計は5億7,048万2,000円であり、前年度より351万8,000円減少している。

営業収益は、前年度より188万8,000円減少している。

営業外収益は、前年度より163万円減少している。

(2)費用は、次表のとおりであります。

費用合計は4億7,817万6,000円であり、前年度より922万8,000円増加している。

営業費用は、前年度より143万円減少している。

営業外費用は、前年度より779万7,000円減少している。

経営成績。

経営成績は、次表のとおりであります。

総収益は5億7,048万2,000円、総費用が4億7,817万6,000円であり、9,230万6,000円差引損益を生じ、総収支比率は119.3%であり、前年度より1.5ポイント上昇している。

経常収支推移は、次表のとおりであります。

供給単価と給水原価の比較は、有収水量1立方メートル当たりの供給単価と給水原価の推移は、次表のとおりであります。

8ページを見てください。

供給単価は前年度より57銭増加しているが、給水原価は前年度より1円69銭減少している。その結果、供給単価から給水原価を引いた額は21円11銭となり、前年度より2円26銭増加している。

財政状態。

貸借対照表。

資産は、令和2年3月31日現在の資産状況は、次表のとおりであります。

資産合計は73億4,300万円であり、前年度より273万7,000円増加している。

固定資産は、前年度より3,990万7,000円減少している。令和元年度末管路延長は、191.6メートル延長、除却が2,377.3メートル、布設が2,568.9メートル増設し、29万9,400.5メートルとなっている。

流動資産。

流動資産は、前年度より4,264万4,000円増加している。これは主に現金預金が4,165万1,000円増加したことによる。

負債・資本。

令和2年3月31日現在の負債・資本状況は、次表のとおりであります。

10ページをお願いします。

負債・資本合計は73億4,300万円であり、前年度より273万7,000円増加している。負債合計は38億6,845万9,000円であり、前年度より9,076万6,000円減少している。

固定負債は、前年度より8,898万1,000円減少している。

流動負債は、前年度より 701 万 1,000 円増加している。増加は、企業債 414 万 3,000 円等である。

繰延収益は、前年度より 879 万 7,000 円減少している。

資本合計は、34 億 7,454 万 2,000 円であり、前年度より 9,350 万 3,000 円増加している。

資本金は、前年度より 8,519 万 8,000 円増加している。

剰余金は、前年度より 830 万 6,000 円増加している。

12 ページをお願いします。

資金の状況。

キャッシュ・フロー計算書です。

令和元年度資金増減を稼働区分別に示したキャッシュ・フロー計算書を見ると、業務活動によるキャッシュ・フローで 2 億 7,455 万 6,000 円増加し、投資活動によるキャッシュ・フローで 1 億 4,926 万 5,000 円減少し、財務活動のキャッシュ・フローも 8,364 万円減少した結果、前年度に比べ 4,165 万 1,000 円の増加となっております。

結びに。

経営上非常に重要な指標である有収率は、88.6%で前年度より 1.1 ポイント上昇となっている。料金回収率は、120.5%と 100%を上回っているが、有収率の向上は、安定給水に直結するものであることから、引き続き漏水調査、漏水箇所の修繕、計画的な管路更新等漏水対策に取り組まれない。

14 ページをお願いします。

水道料金の未収金は 1,119 万 3,000 円で、28 万円減少し、収納率は 97.5%で、前年度に比べ 0.1 ポイント減少した。また、不納欠損額は 272 万 9,000 円で、前年度より 70 万 1,000 円減少となった。

今後の水道事業には、住民生活のライフラインとして安全で高品質な水道水の安定した供給が求められている。したがって、地震などの自然災害に備え、より一層の基幹管路の耐震化や老朽管の布設替えが必要である。かつ応急給水計画に基づき、応急給水の体制整備を進めることも必要である。よって、令和 5 年度目標値の基幹管路耐震化延長目標値の 4,941 メートル及び有収率 90%を達成するよう企業努力を望む。健全な水道事業会計を運営するには、今後も有収率の向上を図ることが必要である。かつ施設の更新計画や管路更新計画の策定、経営戦略に基づいた効率的な水道事業運営による経営状況の健全化を図ることを大いに期待する。

以上、吉田町水道事業会計決算審査意見とします。

次に、令和元年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査意見を申し述べますので、令和元年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率意見書をお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、意見を申し述べます。

第 1、審査の対象。

令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づく算定された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2、審査の着眼点。

監査委員による令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかといった観点から検討を行い審査をするものである。

第3、審査の実施内容。

令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について町長から送付され、吉田町監査基準に準拠し、資料及び関係職員の説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4、審査の結果等。

審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項も適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率等については、次表のとおりです。

健全化判断比率等の状況について。

実質赤字比率について。

実質収支は5億289万2,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

資金不足比率について。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも、資金剰余の状態にあるので資金不足比率は生じていないもので、健全な財政状況下にある。

連結実質赤字について。

連結実質収支は12億9,019万円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

実質公債比率について。

平成29年度から令和元年度までの3か年平均である実質公債費比率は12.1%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について。

将来負担比率は68.9%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

是正を要する事項。

特に指摘する事項はありません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見とします。

以上をもちまして、令和元年度決算審査意見とします。

お願いします。

○議長（増田剛士君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時36分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

ここで監査委員のほうから発言を求められておりますので、発言を認めます。

監査委員、藁科武夫君。

○監査委員（藁科武夫君） 令和元年度吉田町水道事業会計決算審査意見書の中の7ページのところで、訂正をお願いしたいと思えます。

一番上段の米印のところで、費用合計は4億7,817万6,000円であり、前年度より922万8,000円「増加している」と書いてありますけれども、「減少している」に訂正をお願いしたいと思えます。

以上です。よろしくお願ひします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願ひます。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。議会運営委員会の活動報告をいたします。

令和2年7月28日火曜日、午後1時30分から、第1会議室にて委員会を開きました。出席者、委員6名、番外1名、事務局1名。

協議事項1、議会運営における協議事項について。

（1）議会運営委員会で行う協議事項とその順序を協議し、決定した。

ア、専決処分、委任事項の指定について。イ、議会の審議方法について。ウ、一般質問について。エ、委員会の調査結果の継続について。オ、議会中継について。カ、BCP業務継続計画について。

2、次回議会運営委員会の予定を決定。

1、次回委員会開会は、8月17日月曜日午前9時から。

専決処分事項の委任についてと審議方法について協議する。また、委員長が今後の協議予定表を作成し、次回委員会で検討することに決定した。

散会は14時55分でした。

令和2年8月17日月曜日、午前9時から、第1会議室にて委員会を開きました。出席者、委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項1、議会運営委員会における今後の審議方法と一般質問についての協議予定を決定。

2、町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定について協議した。町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定についての新旧対照表は、改正後「3、町が加入して組織する一部事務組合及び広域連合に係る関係地方公共団体の数の増減及びこれに伴う規約変更に関する協議（執行機関及び議会の組織の変更、経費の支弁割合の変更、その他重要な事項は除く）に関する事」に決定した。

3、町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改訂する指定については、決定事項を全員協議会で報告し、第3回吉田町議会定例会最終日に委員会発議することを決定した。

なお、議案提出者は議会運営委員会委員長とすることとした。

4、議案審議の方法について協議し、次回委員会において審議方法の現状と課題について各委員の意見を発表し、協議することに決定した。

散会は11時16分でした。

令和2年8月25日火曜日、午前9時から、第1会議室にて委員会を開きました。出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和2年第3回吉田町議会定例会の運営について、（1）町長提出議案並びに報告事項について。総務課長より概要説明がありました。今定例会に上程される議案は、ア、専決処分事項の承認を求めることについて1件、イ、条例の一部改正7件、ウ、条例の制定1件、エ、決算の認定7件、オ、補正予算4件、カ、組合規約の変更1件、キ、相寿園管理組合の解散について1件、ク、相寿園管理組合の解散に伴う財産の処分について1件、ケ、人事案件1件の24議案に報告事項4件、上程される議案の中で早期議決のお願いと入札に伴う追加議案の予定があることの発言がありました。

（2）上程議案の審議方法について。ア、常任委員会への付託審査なし、全議案本会議で審議。イ、第79号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての1議案については、早期議決とする。ウ、一般会計の決算、特別会計及び企業会計の補正予算及び決算に係る議案10議案の審議については、中間日に質疑を行い、最終日に討論、表決を行うこととし、そのほかの13議案については、本会議最終日に審議する。

（3）会期の決定及び審議予定表について。ア、定例会の会期は9月1日から9月25日までの25日間。イ、審議予定表につきましては、配付してあります会期及び審議予定表のとおり決定しました。

（4）会議録署名議員の指名について。会議録署名議員の指名については議席順により9番、山内 均議員、10番、八木 栄議員を指名。

（5）一般質問の取扱いについて。質問者は8名、受付順に9月17日午前3名、午後2名。18日午前3名とする2日間で行う。

2、意見書の取扱いについて。（1）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、本会議最終日に議会運営委員会から発議することに決定。

3、町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定について。（1）町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定については、本会議最終日、議会運営委員会発議とする。

4、議会運営における協議事項について。（1）審議方法の現状と課題について意見交換を行った。ア、議案の付託、論点整理、討論について等の意見が出された。次回9月29日

委員会を開き、審議方法（議案の付託についてと論点整理について）協議することを決定した。

散会は午後4時31分でした。

以上が議会閉会中における議会運営委員会の活動報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告をお願いします。

7番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。総務文教常任委員会より、議会閉会中の委員会活動及び所管事務調査報告書の取りまとめについて報告をいたします。

令和元年6月の委員会で所管事務調査として、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について決定をし、これまで委員会で調査研究を進めてまいりました。

その調査結果を取りまとめ、調査結果報告書を8月28日議長に提出をいたしました。

調査報告書の発表をもって報告とさせていただきます。

お手元に配付してあります委員会の調査報告書を御覧ください。

1ページ。

1、調査事項、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について。

2、調査の目的、町は総合計画の基本理念において「安全で安心して住み続けることのできるまちづくり」を掲げ、高齢者福祉については、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らせるまち」を目指す状態としている。

そうした中、現在、当町の高齢化率等は低いものの、高齢者が抱える生活環境への不安や不便は、対象者の多少にかかわらず減るものではなく、ましてや、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯においては行政等のさらなる支援が必要だと考える。

そこで、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯に対する町が行っている支援策の取組状況と課題について調査研究する。

3、期間、調査研究が終了するまで。

4、調査の経過、別紙のとおり。調査の経過はお手元の資料の3ページから7ページとなっております。

令和元年6月11日から令和2年8月26日まで14回の委員会を開催しました。内容は表にまとめてありますので、御覧ください。

5、調査の背景、別紙のとおり。8ページから10ページになっております。調査の背景となるデータを載せております。

6、調査結果、別紙のとおり。11ページから18ページになっております。現状、その他の調査内容、委員会の意見を載せております。御覧ください。

7、結論、別紙のとおり。19 ページとなっております。結論については読み上げてまいります。

7、結論。本所管事務調査において吉田町における高齢者福祉事業は、近隣市町と比較しても幅広く展開していることを確認した。しかし、その利用者は少ない状況が続いている。現状の利用者が少ないことは、高齢化率やお達者度等から吉田町には元気な高齢者が多いと推定できることから理解できる点もある。

今後は、高齢化率及び後期高齢化率はさらに上がり、核家族化傾向のためひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が推測されるため、日常生活に不便を感じる高齢者、日常生活に不安を感じる高齢者は増加すると考えられる。

高齢者の安心・安全の確保のためには、より使いやすくするためのサービス内容の充実や、民生委員やケアマネジャーが高齢者本人に対して直接高齢者福祉事業の紹介を行い、必要と感じた方々には今まで以上に事業利用を勧誘する必要がある。

町は上記の体制づくりのために民生委員への活動支援、ケアマネジャーへの指導及び人的確保を推進する必要がある。加えて、今まで同様広く高齢者福祉事業のPRを進め、高齢者福祉事業への理解を深めていくことも必要であると考ええる。

一方、高齢者の見守り体制に関しては、自治会の組単位くらいでコミュニティーの親密度を高め、御近所で見守り、助け合う体制の強化を町主導の下、自治会と協力して進める必要があると考える。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

8 番、三輪美由紀君。

〔産業建設常任委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（三輪美由紀君） 8 番、三輪美由紀です。産業建設常任委員会より閉会中の委員会活動について報告いたします。

令和2年7月1日水曜日、庁舎4階、第2会議室において、午後1時30分から午後2時50分まで、委員6名、番外1名、事務局2名の出席にて委員会を開催いたしました。

協議内容といたしまして、所管事務調査事項であります地場産業の活性化について、シラス加工業、ウナギ加工業、細幅織物業の三つの事業の調査事項が決定しております。その中の二つ目としてウナギ加工業についてとしてありましたが、養鰻業、ウナギ加工業についてと加筆、修正を行いました。

当局への質問事項のまとめといたしまして、1、養鰻業とウナギ加工業の現状は。2、補助金について。3、外部団体との連携について。4、PR事業について。5、総合計画との関連について。6、その他、ブランド化について。

以上、6項目について調査することを決定いたしました。

また、新たな質問事項や加筆、修正箇所を正副委員長でまとめることとし、次回当局から回答を受けることを決定いたしました。

8月6日木曜日、庁舎4階、第2会議室にて、8時55分から12時5分まで、委員6名、事務局2名、番外1名、当局より産業課長ほか2名の出席にて委員会を開催いたしました。

協議内容としまして、養鰻業とウナギ加工業について事前に質問事項を提出してあります6項目について当局より回答を受け、回答に対する質問を行いました。

回答と質問の内容を正副委員長でまとめ、次回そのまとめた内容について協議をし、中間まとめの資料とすることを決定いたしました。

質問の回答を得られない事項については、後日回答を受けることを決定いたしました。

8月26日水曜日、4階第2会議室にて、8時55分から12時15分まで、委員6名、番外1名、事務局2名の出席にて委員会を開催いたしました。

協議内容として、所管事務調査、養鰻業とウナギ加工業について、当局の回答を受け、正副委員長でまとめた資料を基に委員6名に課題と対応策を提出していただきました。

- 1、養鰻業とウナギ加工業の現状について。
- 2、補助金について。
- 3、外部団体との連携について。

以上の3項目の課題について精査し、課題を決定いたしました。

次回、4、PR事業について。5、総合計画との関連について。6、その他、ウナギのブランド化についての課題精査を行うことを決定いたしました。

以上、議会閉会中における産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第63号～議案第86号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第63号議案から日程第28、第86号議案までの24議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は専決処分事項の承認について1件、条例の一部改正について7件、条例の制定について1件、決算の認定について7件、補正予算について4件、規約の変

更について1件、一部事務組合の解散について1件、一部事務組合の解散に伴う財産処分について1件、人事案件1件の合計24件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第63号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）でございます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者のひとり親世帯に対する支援として、ひとり親世帯臨時特別給付金を給付することとなり、事業主体である県から迅速に対象世帯へ給付を行うため、町に対して早期の事業着手の要請があり、県のスケジュールに沿った迅速な支援を行う必要がありますことから、その経費といたしまして令和2年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ137万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ147億4,453万2,000円とする補正予算を本年7月13日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同法同条第3項の規定により、御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

第64号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、土地基本法の一部を改正する法律及び法律を含む土地基本法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法の一部を改正する法律が、法律を含む所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、租税特別措置法の一部を改正する法律において低未利用地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の特別控除についての条項が追加されましたことから、本条例において租税特別措置法を引用している部分を改める内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第65号議案は、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町消防団員の定数につきまして、過去の消防力の整備方針に定められていた基準を基に算出した210人から、現在の整備指針に即して算出した150人とする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、たばこ税の課税標準について軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直しなど、本条例の一部を改める必要が生じたことから、所要の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令が本年4月1日に施行されたことに伴い、連携施設の確保義務が緩和されましたことから、当町における基準も同様のものとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されたことに伴い、連携施設の確保義務が緩和されましたことなどから、当町における基準も同様のものとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第69号議案は、吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されたことに伴い、放課後児童支援員の認定研修の実施者として指定都市の長及び中核市の長が追加されましたことから、当町における基準も同様のものとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第70号議案は、吉田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和2年6月5日に公布されたことに伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件の猶予期間を延長し、緩和措置を導入できることとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第71号議案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、専門職大学制度が導入され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うこととなりますことから、この法律の改正に関係する種々の条例改正を行う整備条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第72号議案は、令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額111億5,474万1,036円、歳出総額106億4,376万1,404円、歳入歳出差引残額5億1,097万9,632円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第73号議案は、令和元年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1,998万2,876円、歳出総額1,998万2,876円、歳入歳出差引残額ゼロ円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第74号議案は、令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額28億5,753万4,860円、歳出総額27億8,581万7,077円、歳入歳出差引残額7,171万7,783円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第75号議案は、令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 2 億 8,204 万 9,413 円、歳出総額 2 億 7,850 万 1,682 円、歳入歳出差引残額 354 万 7,731 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 76 号議案は、令和元年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 19 億 7,149 万 7,078 円、歳出総額 18 億 9,588 万 3,040 円、歳入歳出差引残額 7,561 万 4,038 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 77 号議案は、令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 12 億 5,345 万 776 円、歳出総額 12 億 1,778 万 4,187 円、歳入歳出差引残額 3,566 万 6,589 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 78 号議案は、令和元年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和元年度の吉田町水道事業会計決算につきまして、収益的収入 6 億 1,262 万 7,741 円、収益的支出 5 億 546 万 1,946 円、資本的収入 1 億 3,087 万 5,204 円、資本的支出 3 億 7,819 万 6,657 円となり、資本的収入額が資本的支出額より不足する額 2 億 4,732 万 1,453 円は、減債積立金 1,500 万円、建設改良積立金 7,000 万円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,550 万 8,892 円、過年度分損益勘定留保資金 8,129 万 6,746 円、当年度分損益勘定留保資金 6,551 万 5,815 円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第 79 号議案は、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 3,925 万 8,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 154 億 8,379 万円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 80 号議案は、令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和 2 年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,171 万 7,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 27 億 8,576 万 9,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 81 号議案は、令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和 2 年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 354 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 9,624 万 8,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 82 号議案は、令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和2年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,572万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億1,680万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第83号議案は、相寿園管理組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、第84号議案及び第85号議案と関連するものでございますが、現在の相寿園管理組合規約には組合が解散した場合における事務の承継について規定がされておられませんことから、本規約に解散による事務の承継について新たに規定する内容の規約変更をお認めいただくとするものでございます。

第84号議案は、相寿園管理組合の解散についてでございます。

本議案は、吉田町、牧之原市及び御前崎市の2市1町で組織する相寿園の設置及び運営並びにこれに関する事務を共同所有することを目的とした相寿園管理組合について、構成市町で同組合の経営における協議検討を行いましたところ、経営改善は期待できず、運営は一部事務組合で行う必要がないとの判断に至りましたことから、同組合を令和3年3月31日をもって解散することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第85号議案は、相寿園管理組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

本議案は、第84号議案によりまして、相寿園管理組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い同組合が所有する財産を処分することとなるため、地方自治法第289条の規定により処分することをお認めいただくとするものでございます。

第86号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育委員会委員であります塚本成男委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡の塚本成男氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上が上程をいたします24議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

なお、今回の24議案のうち、第79号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業を早急に実施する必要がございますことから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例会中になると思っておりますが、財産取得についての議案、令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小・中学校学習者用コンピュータの取得について、当該契約の準備が整い次第、追加上程させていただきたいと存じますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

〔会計管理者兼会計課長 中村真也君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会へ上程いたしました第 72 号議案 令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の令和元年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー10を併せて御覧いただきたいと存じます。

それでは、最初に決算書の10ページを御覧ください。

令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額111億5,474万1,036円、歳出総額106億4,376万1,404円、歳入歳出差引残額5億1,097万9,632円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

歳入歳出を前年度平成30年度と比較いたしますと、歳入は金額で1億494万5,475円、率にいたしまして0.9%の増額となっております。また、歳出は金額で1億2,841万5,536円、率にいたしまして1.2%の増額となっております。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

決算書の2ページ、3ページ、それから、参考資料ナンバー10の1ページ、令和元年度の列を御覧ください。

初めに歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げますと、1款町税は収入済額55億5,711万4,661円で、歳入に占める構成比は49.8%でございます。前年度に比べ0.6%の増となっております。

8款環境性能割交付金は、令和元年度から新設されたものでございます。収入済額536万6,000円でございます。

決算書の4ページ、5ページを御覧ください。

14款国庫支出金は、収入済額8億4,687万6,992円で、歳入に占める構成比は7.6%でございます。

15款県支出金は、収入済額7億1,930万2,076円で、歳入に占める構成比は6.4%でございます。

17款寄附金は、収入済額6億2,210万3,202円で、歳入に占める構成比は5.6%でございます。前年度に比べ金額で3億8,216万9,012円、率にして159.3%の増となっております。

内訳は一般寄附金が201万8,202円、ふるさとよしだ寄附金が6億2,008万5,000円でございます。

21款町債の収入済額は7億3,163万7,000円で、歳入に占める構成比は6.6%でございます。このうち前年度平成30年度からの繰越明許額は960万円でございます。町債の主なものは小・中学校体育館空調設備整備事業や防潮堤整備事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業、自彊小学校工事拡張事業、臨時財政対策債などに係る借入れでございます。

以上、歳入合計は予算現額112億7,014万5,000円に対し、調定額112億9,968万2,254円、収入金額111億5,474万1,036円、不納欠損額913万6,763円により、収入未済額1億3,580万4,455円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書 6 ページ、7 ページと、参考資料ナンバー10 の 3 ページ、令和元年度の列を御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げますと、2 款総務費は支出済額 14 億 395 万 5,972 円で、歳出に占める構成比は 13.2%でございます。

3 款民生費は、支出済額 28 億 2,738 万 3,581 円で、歳出に占める構成比は 26.6%でございます。翌年度繰越額は 279 万 4,000 円で、保育園管理費でございます。

4 款衛生費は、支出済額 15 億 8,694 万 6,159 円で、歳出に占める構成比は 14.9%でございます。

8 款土木費は、支出済額 11 億 3,892 万 7,095 円で、歳出に占める構成比は 10.7%でございます。このうち、前年度平成 30 年度からの繰越明許額は 636 万 8,040 円でございます。翌年度繰越額は 2,730 万円で、橋梁維持補修費でございます。

10 款教育費は、支出済額 10 億 8,480 万 3,563 円で、歳出に占める構成比は 10.2%でございます。翌年度繰越額は 1 億 3,152 万 5,000 円で、教育振興事業費でございます。

決算書の 8 ページ、9 ページを御覧ください。

12 款公債費は、支出済額 10 億 6,844 万 6,716 円で、歳出に占める構成比は 10.0%でございます。町債の償還金の元金と利子でございます。

以上、歳出合計は予算現額 112 億 7,014 万 5,000 円に対し、支出済額 106 億 4,376 万 1,404 円、翌年度繰越額 1 億 6,161 万 9,000 円で、これにより不用額は 4 億 6,476 万 4,596 円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、参考資料ナンバー10 の 5 ページを御覧ください。

一般会計の性質別の歳出構成比でございます。

主なものを申し上げますと、人件費の構成比は 16.0%、物件費の構成比は 18.0%、扶助費の構成比は 13.1%、補助費の構成比は 20.6%で、これらが全体の 65%以上を占めております。なお、公債費の構成比は 10.0%となっております。

最後に、決算書の 312 ページを御覧ください。

令和元年度決算の実質収支に関する調書でございます。

3 の歳入歳出差引額 5 億 1,097 万 9,000 円から、4 の翌年度へ繰り越すべき財源 808 万 8,000 円を控除した 5 の実質収支額は、5 億 289 万 1,000 円でございます。

以上が、令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算（案）の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

[総務課長 久保田明美君登壇]

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 71 号議案、第 73 号議案及び第 86 号議案の 3 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 71 号議案 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案書の 24 ページから 26 ページまで及び参考資料ナンバー 8 を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、学校教育法の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴いまして専門職大学制度が導入され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うこととなりますことから、この法律の改正に係る三つの条例を一括して改正する整備条例を制定するものでございます。

改正する三つの条例の名称は、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、吉田町布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

改正内容でございますが、まず第 1 条の吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございますが、同条例第 15 条に規定する町が設置する一般廃棄物最終処理場の技術管理者の資格において専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うため、第 6 号及び第 7 号に所要の改正を行うものでございます。

次に、第 2 条の吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございますが、同条例第 3 条に規定する布設工事監督者の資格及び第 4 条に規定する水道技術管理者の資格において専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うため、第 3 条においては第 3 号に、第 4 条においては第 2 号、第 4 号及び第 5 号にそれぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、第 3 条の吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、同条例第 10 条に規定する職員において専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うため、同上第 3 項第 5 号に所要の改正を行なうものでございます。

なお、この条例の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、第 73 号議案 令和元年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書 29 ページ及び令和元年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計決算の最終ページ、350 ページの後に、吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書がございますので、こちらを御覧いただきたいと存じます。

まず、決算書 6 ページを御覧ください。

歳入総額 1,998 万 2,876 円、歳出総額 1,998 万 2,876 円、歳入歳出差引残額ゼロ円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8 ページ、9 ページの事項別明細書を御覧ください。

まず、1 款 1 項の財産運用収入の収入済額は 2 万 1,157 円でございます。これは、土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1 款 2 項の財産売払収入の収入済額は土地売払実績がございませんでしたので、収入はございません。

次に、2 款 1 項繰入金の収入済額は 1,996 万 1,700 円でございます。これは、財産取得費の公有財産購入費として土地開発基金から繰り入れたものでございます。

次に、3款1項の繰越金につきましては、前年度からの繰越金はございませんでしたので収入はございません。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

4款1項の預金利子の収入済額は19円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に歳出でございます。

12ページ、13ページを御覧ください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は2万1,176円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。

2目の財産取得費の支出済額は1,996万1,700円でございます。これは、西ノ坪公園用地として、3筆4,097平方メートルを先行取得したものでございます。

3目の繰出金につきましては、支出がございませんでした。

歳入及び歳出の説明は以上でございます。

次に、決算書の16ページを御覧ください。

土地取得事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,998万2,000円、歳出総額1,998万2,000円、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はゼロとなります。

実質収支に関する調書の説明は以上でございます。

また、23ページを御覧いただきますと、令和元年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料ナンバー11の2に令和元年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図として位置図を示させていただいておりますので御確認いただきたいと存じます。

以上が、令和元年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の内容でございます。

続きまして、第86号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の52ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会の委員であります塚本成男委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き塚本成男氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

塚本氏の住所は吉田町片岡2032番地、氏名は塚本成男、生年月日は昭和44年9月19日、現在50歳でございます。

塚本氏は、人格も高潔で地域住民からの信頼も厚く、吉田町立中央小学校のPTA会長、吉田町PTA連絡協議会会長を歴任されております。また、平成24年10月1日からは吉田町教育委員会委員として御活躍され、さらに、平成26年10月1日から平成28年3月31日までの1年6か月間は、吉田町教育委員会委員長として多角的な見地から教育行政を担っていただいております。これらの経験や知見をお持ちの塚本氏は、現在、吉田町が取り組んでいる教育改革、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan」を推進していく上で適任の人材であると確信しております。

以上が、総務課からの3議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

〔防災課長 柳原真也君登壇〕

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

防災課からは、第65号議案 吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例の制定についての1議案について御説明を申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ及び参考資料ナンバー2を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、吉田町消防団員の定員数について、当町の実態に即し、適正な消防団員の定員
数に改める内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

当町の消防団員の定員数は、条例において210人と定められておりますが、令和2年4月
1日現在における消防団員の実員は140人であり、定員数と実人員数とで大きな乖離がある
状況でございます。消防団員の定員数につきましては、過去の消防力の整備指針に定められ
ている算出基準を基に算出したものでございますが、現在の消防力の整備指針では、地域の
実情に応じて必要な人員数を定められることとされております。このため、当町では過去の
算出基準を算出しつつ、当町の実態に即した消防団員の定員数を算出し、これに併せ本条例
の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第2条につきまして、団員の定員数を210人から150人に改
めるものでございます。

また、附則につきましては、改正後の条例について公布の日から施行するものでござい
ます。

以上が、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
の制定についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第63号議案及び第79号議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第63号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一
般会計補正予算（第5号）について）の内容を御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページ、また、別冊となっております令和2年度吉田町一般会計補
正予算（第5号）、そして、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書
を御覧ください。

この補正予算（第5号）の内容でございますが、この補正予算は令和2年6月12日に国
の令和2年度補正予算（第2号）が成立し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
低所得のひとり親世帯に対する支援といたしまして、ひとり親世帯臨時特別給付金が給付さ
れることとなりました。この給付金事業に関しましては、令和2年7月8日に静岡県主催で
開催されたひとり親世帯臨時特別給付金事業の説明会におきまして、当該事業の実施主体で
あります静岡県から迅速に対象世帯へ給付するため、早期の事業着手を要請されましたこと

から、県のスケジュールに沿った迅速な支援を行うため、予算措置したものでございます。補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業であり、迅速に支援を行うため、議会を開催していただくいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、議案書の2ページにございますとおり、令和2年7月13日に地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和2年度吉田町一般会計補正予算（第5号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億4,453万2,000円とするものでございます。また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

初めに、歳入の15款県支出金でございます。

こちらは、137万7,000円を増額するものでございます。これは、2項2目民生費県補助金におきまして、国の令和2年度補正予算（第2号）に伴いまして、ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金137万7,000円を計上するものでございます。補助率は10分の10でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、137万7,000円を増額でございます。これは、2項1目児童福祉総務費におきまして国の補正予算に呼応した新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対するひとり親世帯臨時特別給付金の給付事務に係る経費として、職員人件費として時間外勤務手当及び消耗品類の事務経費を計上するものでございます。

なお、ひとり親世帯臨時特別給付金に係る経費につきましては、全額実施主体であります県からの補助金を財源にするものでございます。

以上が、第63号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）の内容でございます。

続きまして、第79号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

別冊となっております令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）と令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、別冊の補正予算書、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,925万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億8,379万円とするものでございます。また、2項にございませとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございませ。

次の第2条は、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。その内容につきましては、5ページ、6ページにございます第2表地方債の補正を御覧ください。

まず、1の変更でございます。

大幡川改修事業につきましては920万円減額し、補正後の限度額を1,720万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、1億395万8,000円増額し、補正後の限度額を3億6,295万8,000円とするものでございます。

次に、2の廃止でございます。

こちらに記載いたしました六つの事業につきましては、起債の借入れを取りやめるものでございませ。

以上が、補正予算の内容でございます。引き続きその詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

9款地方特例交付金につきましては、325万4,000円の増額でございます。その内訳でございますが、それぞれ県からの交付決定に伴いまして、個人住民税減収補填特例交付金を37万8,000円減額、自動車税減収補填特例交付金を268万1,000円増額、軽自動車税減収補填特例交付金を95万1,000円増額するものでございます。

続きまして、10款地方交付税でございます。こちらは9,898万5,000円の増額でございます。これは、令和2年7月31日に令和2年度普通交付税大綱が閣議に報告、了承され、本年度の当町に対します普通交付税の額が3億9,698万5,000円と決定されましたことから、当初予算計上額を上回る額につきまして増額をするものでございます。

続きまして、4ページ、14款国庫支出金でございます。こちらは、3億138万9,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目民生費国庫負担金におきましては、8万9,000円の増額でございます。これは、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金（過年度分）につきまして、令和元年度決算に係る精算に伴い、8万9,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金におきましては、247万5,000円の増額でございます。これは、住民基本台帳システムの機能整備に伴いまして、社会保障税番号制度に係るシステム整備費補助金（住基システム分）でございますが、こちらが247万5,000円を計上するものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。

次に、2目民生費国庫補助金におきましては、895万1,000円の増額でございます。その内容でございますが、1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金につきまして

は、障害者自立支援システムのシステム改修に伴い、49万5,000円を計上するものでございます。

また、4ページから5ページにかけての2節児童福祉補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る補助金としまして、845万6,000円を計上するものでございます。

地域子ども・子育て支援事業費交付金を453万9,000円、保育対策総合支援事業費補助金を141万7,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金250万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、5ページの6目教育費国庫補助金におきましては、4,159万5,000円の増額でございます。その内容でございますが、公立学校情報機器整備事業費補助金につきましては、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、3,703万5,000円を増額するものでございます。

また、小・中学校の臨時休業に伴い発生しました食材費の負担に対する学校臨時休業対策費補助金を65万7,000円計上し、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策に対する学校保健特別対策事業費補助金につきましては、390万3,000円を計上するものでございます。

次に、11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2億4,827万9,000円を計上するものでございます。このうち、これまで補正予算でお認めいただいております補正予算第1号から第4号及び予備費で対応をしております財源の振替分としましては、このうち6,499万円。今回の補正予算第6号に計上したものとしましては、1億8,328万9,000円となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

15款県支出金でございます。こちらは108万5,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず2項2目民生費県補助金におきましては、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援に係る介護サービス提供体制整備促進事業費100万1,000円を計上するものでございます。補助率は10分の10となっております。

次に、7目消防費県補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴い、地震・津波対策等減災交付金を75万円減額するものでございます。

次に、8目教育費県補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小に伴い、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を133万6,000円減額するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

17款寄附金につきましては、5万円の増額でございます。これは、1項1目一般寄附金におきまして、指定寄附金について5万円を増額するものでございます。

続きまして、18款繰入金でございます。1,623万円の増額でございます。

これは1項1目の特別会計繰入金におきまして、令和元年度決算に伴い、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、8ページ、19款繰越金でございます。こちらにつきましては、令和元年度の一般会計決算がまとまったことに伴いまして、令和元年度一般会計の歳入歳出差引額から令和元年度からの繰越明許費の一般財源の額を差し引いた額が5億289万1,000円となり、

当初予算計上額を上回りましたので、上回る額の3億289万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、20款諸収入でございます。こちらは321万4,000円の減額でございます。

これは5項2目雑入につきまして、8節教育費雑入において新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止及び縮小に伴い、寿大学、生涯学習教室及びシニアカレッジの講座受講料を192万4,000円、チャレンジ教室参加料を129万円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

21款町債でございます。こちらは、2,075万8,000円の増額でございます。

まず、1項1目民生債のさくら保育園駐車場整備事業及びさゆり保育園給食室空調設備整備事業、そして、3目の土木債、1節道路橋梁債のシーガーデン整備区域道路整備事業につきましては、一般財源として収入される交付税、また前年度繰越金、臨時財政対策債が決定しましたことから、交付税措置のない起債をそれぞれ取りやめるものでございます。

次に、3目土木債のうち2節河川債の大幡川改修事業につきましては、交付税措置のない起債、単独分と不明橋の撤去分につきましては、取りやめることに伴いまして920万円を減額するものでございます。

また、3目土木債のうち3節住宅債の松下団地改修事業及び5目教育債の自彊小学校校地拡張事業、学習ホール屋根改修事業につきましても、交付税措置のない起債を取りやめるものでございます。

次に、10ページ、6目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付決定に伴い臨時財政対策債の発行可能額も決定いたしましたのでその発行可能額に合わせるよう、1億395万8,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

1款議会費は、16万3,000円の減額でございます。これは、1項1目の議会費におきまして、人事異動に伴い職員人件費を16万3,000円減額するものでございます。

続きまして、2款総務費でございます。こちらは、606万9,000円の減額でございます。

まず、11ページから12ページにかけての1項1目一般管理費におきましては、人事異動等に伴いまして、職員人件費を3,483万1,000円減額するものでございます。

次に、5目財産管理費におきましては、庁舎管理費につきまして新型コロナウイルス感染症対策に係るアクリルボードや消毒液等の特定消耗品費31万1,000円を増額するものでございます。

次に、12ページから13ページにかけての6目企画費におきましては、シティプロモーション事業費につきまして新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための新型コロナウイルス感染症対応事業費補助金600万円を増額するものでございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている事業に関し、地域経済の活性化を図る取組を実施する団体に対して補助金を交付するもので、コロナ禍の影響を受けている店舗や事業所を支援するウェブサイトの構築等の情報発信事業につきましては300万円を上限に、町の特産品等の消費拡大を促進するイベント等の消

費拡大事業については 100 万円を上限に補助金を交付し、地域活性化を図ろうとするものでございます。

次に、11 目事務改善対策費におきましては、情報化推進費につきまして新型コロナウイルス感染症対策として、テレビ会議用ネットワーク改修に係る修繕料を 218 万円、テレビ会議用の機器に係るパソコン借上料を 602 万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、13 ページから 14 ページにかけての 2 項 1 目税務総務費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 547 万 1,000 円減額するものでございます。

次に、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費におきましては、2,014 万 2,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を 60 万 9,000 円減額、また 15 ページの戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳システムの機能整備に伴いまして、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を 247 万 5,000 円増額するとともに、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、3 密防止など感染機会及び接触機会の削減を図るとともに、マイナンバーカードの普及を促進するため、自動交付機の借り上げに係る事務器借上料 1,827 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、4 項 1 目選挙管理委員会費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 2 万円減額するものでございます。

次に、15 ページから 16 ページにかけての 5 項 2 目諸統計調査費におきましては、40 万円を減額するものでございます。これは、所要数量の再算定によりまして、共通消耗品費を 10 万円減額、通信運搬費を 10 万円増額、また複写機借上料を 40 万円減額するものでございます。

なお、この 40 万円の減額分につきましては、2 款 1 項 1 目(1)の事業、職員人件費の時間外手当に国勢調査国費対応分として計上しておりますので、全体の経費は変更がございません。

続きまして、3 款民生費でございます。こちらは、4,520 万円の増額でございます。

まず、16 ページから 17 ページにかけての 1 項 1 目社会福祉総務費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 1,088 万 4,000 円増額するものでございます。

次に、2 目国民年金事務費におきましても、こちらも人事異動に伴い、職員人件費を 16 万 2,000 円減額するものでございます。

同じく、18 ページの 3 目国民健康保険費におきましても、こちらも人事異動に伴い、職員人件費をこちらは 38 万 3,000 円増額するものでございます。

次に、4 目老人福祉費におきましては、811 万 2,000 円の増額でございます。その内容でございますが、社会福祉施設管理事業費につきましては、介護施設における新型コロナウイルス感染拡大防止支援に係る介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を 100 万 1,000 円増額、また相寿園管理組合の解散に伴い、相寿園管理組合退職金負担金を 711 万 1,000 円増額するものでございます。

19 ページを御覧ください。

次に、5 目心身障害者福祉費におきまして、99 万円の増額でございます。その内容でございますが、心身障害者自立支援事業費につきまして、障害者自立支援システムのシステム改修に伴い、電算処理委託料を 99 万円増額するものでございます。

次に、7目介護保険費につきましては、282万9,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を292万3,000円減額、また20ページの介護保険事業会計繰出金につきましては、令和元年度決算に係る精算に伴い、低所得者保険料軽減繰出金過年度分8万9,000円を計上するものでございます。また、低所得者利用者負担額軽減措置事業費につきましては、令和元年度決算に係る精算に伴い、県補助金等返還金5,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、1,597万円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を1,523万4,000円増額、また21ページのこども発達支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、アルコール手指消毒液などの特定消耗品費を11万1,000円、空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計などの一般備品を62万5,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、3目保育所費におきましては、588万5,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を379万3,000円減額、また22ページの保育園管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計などの一般備品を20万9,000円増額するものでございます。

次のさくら保育園運営費、すみれ保育園運営費及びさゆり保育園運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、アルコール手指消毒液などの特定消耗品費及び空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計などの保育園備品をそれぞれ増額するもので、さくら保育園運営費につきましては129万7,000円を増額、すみれ保育園運営費につきましては201万7,000円を増額、さゆり保育園運営費につきましては184万7,000円を増額するものでございます。

それでは、23ページのわかば保育園運営費につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、アルコール手指消毒などの特定消耗品費を75万5,000円、隔離室の設置に係る施設改修を220万円、空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計などの保育園備品を135万3,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、4目児童館費におきましては、596万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、児童館運営費につきましては新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、アルコール手指消毒液などの特定消耗品費を10万2,000円、空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計などの一般備品を153万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

放課後児童健全育成事業費につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、アルコール手指消毒液などの特定消耗品費に184万5,000円、テレビのリサイクル料3,000円、空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計、そして大型テレビ、3密対策の一般備品を211万1,000円、それぞれ増額するものでございます。

また、地域子育て支援拠点事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、こちらもアルコール手指消毒液などの特定消耗品費を16万8,000円、空気清浄機、サーキュレーター、非接触型体温計などの一般備品を20万6,000円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費でございます。こちらは、25万3,000円の増額でございます。

まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を25万3,000円増額するものでございます。

次に、25ページの2目予防費におきましては、感染症予防につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の計上に伴いまして、595万1,000円を一般財源から国庫支出金へ財源振替をするものでございます。

次に、5目母子保健衛生費につきましても、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴いまして、3万9,000円を一般財源から国庫支出金へ財源振替を行うものでございます。

続きまして、26ページ、6款農林水産業費は、198万円の増額でございます。その内訳でございますが、いずれも人事異動に伴う職員人件費の補正で、1項1目農業委員会費におきましては246万1,000円の増額、2目農業総務費におきましては1万9,000円の減額、また27ページの3項2目の漁港管理費におきましては、46万2,000円の減額となるものでございます。

28ページを御覧ください。

続きまして、7款商工費でございます。商工費は2,517万3,000円の増額でございます。

まず、1項1目商工総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を76万6,000円減額するものでございます。

次に、2目商工業振興費におきましては、3,230万円の増額でございます。その内訳でございますが、商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、吉田町商工会が実施をします商品券発行事業に対しまして、町から交付する補助金として、商工業振興事業費補助金を3,230万円増額するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴いまして、1,100万円を一般財源から国庫支出金へ財源振替をするものでございます。

また、29ページの中小企業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴いまして、4,800万円を一般財源から国庫支出金へ財源振替を行うものでございます。

次に、3目観光費におきましては、観光振興費につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止に伴いまして、凧揚げまつり委託料81万8,000円、花火大会委託料554万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、8款土木費でございます。1,015万8,000円の減額でございます。

まず、29ページから30ページにかけての1項1目土木総務費におきましては、367万6,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費が373万4,000円減額、土木管理費につきましては、令和2年度の負担金の決定に伴いまして、県道路利用者会議負担金5万8,000円を増額するものでございます。

また、防潮堤整備事業費につきましては、シーガーデン整備区域道路整備事業1,030万円の起債を取りやめましたことから、1,030万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、30ページから31ページにかけての3項3目河川新設改良費の大幡川改修事業費につきましては、大幡川改修事業920万円の起債を取りやめましたことから、920万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を378万6,000円減額するものでございます。

次に、32ページの2目土地区画整理事業費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を17万2,000円増額するものでございます。

次に、6目緑化推進費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止に伴いまして、みどりのオアシスマつり委託料286万8,000円を減額するものでございます。

次に、32ページから33ページにかけての5項1目住宅管理費の町営住宅維持管理費につきましては、松下団地改修事業3,590万円の起債を取りやめましたことから、3,590万円を一般財源に振り替えるものでございます。

続きまして、9款消防費は7,998万5,000円の増額でございます。

まず、1項3目消防施設費におきましては、消防施設整備事業費につきまして、消火栓の修繕に係る修繕料113万9,000円を増額するものでございます。

次に、33ページから34ページにかけての5目災害対策費におきましては、7,884万6,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を1,640万4,000円増額、また、次の地震対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、避難所用の間仕切りセットや災害備蓄マットなど特定消耗品費を6,212万9,000円、非接触型の赤外線体温計等の防災備品を151万6,000円、それぞれ増額するものでございます。

また、34ページから35ページにかけての防災意識向上事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴いまして、普通旅費を1,000円、食糧費を3,000円、地域防災指導員養成講座委託料225万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、35ページの情報伝達充実・強化事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、災害時用の専用回線に係るテレビ会議用の通信回線設定料を2万2,000円、災害時用テレビ電話LAN配線業務委託料を45万1,000円、テレビ会議用のパソコンモニターの防災備品を58万1,000円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、10款教育費は、8,159万2,000円の増額でございます。

まず、1項2目事務局費におきましては、人事異動に伴いまして、職員人件費を95万9,000円減額するものでございます。

次に、36ページの3目教育諸費におきましては、教育振興事業費につきまして国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、1人1台端末の整備に係る教材備品を8,410万1,000円増額するものでございます。

次に、36ページから37ページにかけての2項小学校費の1目学校管理費におきましては、446万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を90万1,000円減額、また37ページの住吉小学校維持管理費、中央小学校維持管理費、そして38ページの自彊小学校維持管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、フェースシールド等の特定消耗品費、消毒液等の医療材料費、そして教室用サーキュレーターの一般備品をそれぞれ増額するものです。住吉小学校維持管理費につきましては160万1,000円を増額、中央小学校維持管理費につきましては216万6,000円

を増額、そして自彊小学校維持管理費につきましては 160 万 1,000 円を増額するものでございます。

次に、38 ページ、3 項中学校費の 1 目学校管理費におきましては、244 万 7,000 円を増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を 5,000 円増額、また吉田中学校維持管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、フェースシールド等の特定消耗品費を 24 万 7,000 円、消毒薬等の医療材料費を 141 万 5,000 円、教室用サーキュレーター一般備品を 78 万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、39 ページを御覧ください。

4 項 1 目社会教育総務費におきましては、282 万 2,000 円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を 81 万 8,000 円減額、また、地域教育推進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小に伴いまして、放課後子ども教室委託料を 200 万 4,000 円減額するものでございます。

次に、40 ページの 2 目公民館費におきましては、456 万 3,000 円を減額するものでございます。その内訳でございますが、中央公民館活動費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止及び縮小に伴いまして、講師謝礼金を 196 万円、特別旅費を 4,000 円、特定消耗品費を 1 万 5,000 円、印刷製本費を 8 万 5,000 円、寿大学の視察研修に係る自動車借上料 20 万円、入場料 4,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

地域教育活動費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止に伴いまして、チャレンジ教室に係る講師謝礼金を 215 万円、普通旅費を 4,000 円、特定消耗品費を 7 万 7,000 円、施設使用料を 6 万 4,000 円、それぞれ減額するものでございます。

次に、40 ページから 41 ページにかけての 3 目学習ホール費の学習ホール運営費につきましては、学習ホール屋根改修事業 370 万円の起債を取りやめましたことから、370 万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、41 ページの 4 目図書館費におきましては、761 万 7,000 円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を 766 万 7,000 円減額。また、図書館活動推進費につきましては、図書館事業への指定寄附に伴いまして、図書費を 5 万円増額するもので、これは、歳入の 17 款寄附金に計上しました指定寄附金 5 万円を充当するものでございます。

次に、42 ページの 5 項 1 目保健体育総務費におきましては、653 万 8,000 円を増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を 705 万 4,000 円増額、また 42 ページから 43 ページにかけての社会体育振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止及び縮小に伴いまして、ソフトランニング教室、スポーツ教室及び東京オリンピック・パラリンピックに関連する講師謝礼金を 18 万円、スポーツ教室指導者謝礼金を 2 万 6,000 円、普通旅費を 6,000 円、費用弁償を 8,000 円、特定消耗品費を 11 万円、会場設営等委託料を 18 万 6,000 円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、12 款公債費につきましては、195 万 5,000 円の減額でございます。

これは、平成 21 年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利率の見直しがあり、利率が下がるとともに令和元年度借入れ分の借入利率が当初の見込みを下回って確定され、利息

の支払いが減ることになりましたので、1項1目元金につきましては14万2,000円増額し、2目利子につきましては209万7,000円減額となるものでございます。

次に、13款諸支出金でございます。5億1,669万6,000円の増額でございます。これは、44ページから45ページにかけての2項1目基金費におきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出でございます。その内訳といたしましては、財政調整基金に5億679万7,000円、教育振興基金に10万8,000円、ふるさとよしだ寄附金基金に979万1,000円をそれぞれ積み立てるものでございます。

最後に、14款予備費でございます。

672万4,000円の増額でございます。これは、1項1目予備費におきまして、恒久対策等の不測の事態に対して早急に対応するため、予備費を充用しましたことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、予備費を増額するものでございます。

以上が、第79号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての内容でございます。なお、今回の補正予算のうち7款商工費の1項2目商工業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策としての事業であり、できる限り早急に町内の小規模事業者を支援する体制を整える必要がございます。また、9款消防費の1項5目災害対策費の地震対策費につきましては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業であります。できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては、早期の議決をお願いさせていただいているところでございます。

以上が、企画課からの第63号議案及び第79号議案の2議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時23分

再開 午後 1時34分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、大石剛久君。

〔税務課長 大石剛久君登壇〕

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第66号議案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくものでございます。

提出議案7ページから12ページ、参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の改正は、個人の町民税の非課税の範囲について、男性の寡夫が婚姻歴や性別に関わらないひとり親世帯に改正され、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除が見直されたこと、たばこ税について軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しが行われたこと等が主なものでございます。

個人の町民税についての主な改正点ですが、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するものでございます。

具体的には、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一つにする子を有する単身者について、同一のひとり親控除が適用され、女性のひとり親以外の寡夫につきましては、引き続きこれまでの控除を適用するとともに、子以外の扶養親族を持つ寡婦（夫）につきましても所得制限が設定されること等でございます。

たばこ税についての主な改正点ですが、軽量の葉巻たばこについては製品重量が1グラムで紙巻たばこ1本に換算して課税されており、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっていることなど、課税の公平性の観点から今回の見直しで1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準につきまして、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に見直すものでございます。

この課税の見直しにつきましては、令和3年9月30日までの1年間は、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなして課税される経過措置が講じられた上で、段階的に改正されるものでございます。

それでは、参考資料を御覧ください。

第1条、吉田町税条例の一部改正でございます。

第24条は、個人の町民税の非課税措置につきまして、寡夫を婚姻歴や性別に関わらないひとり親に改正するものでございます。

第34条の2は、所得控除について寡婦（夫）控除をひとり親控除として対象を広げる改正及び地方税法改正による項ずれに伴い、改正するものでございます。

2ページになります。

第36条の2、第1項は地方税法改正による項ずれに伴い、改正するものでございます。

第94条は、たばこ税の課税標準についての改正でございます。

第2項は、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法が見直されたことに伴い、規定を加えるものでございます。0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこと換算して課税するもので、本年10月から2段階で見直されるものでございます。

第4項の改正は、第2項の改正に伴う規定の整備でございます。

4ページを御覧ください。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例についての改正で、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。

第1項は、用語の見直しでございます。

第2項は、法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合について、延滞金の割合の引下げを行うものでございます。

附則第4条の改正は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

6 ページを御覧ください。

附則第 17 条第 1 項の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴いまして、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、租税特別措置法に追加された条項を加えるものでございます。

これは、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除することとされるものでございます。

附則第 17 条の 2、第 3 項の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う所要の措置でございます。

7 ページを御覧ください。

第 2 条、吉田町税条例の一部改正でございます。

第 19 条の改正は、地方税法改正に伴う項ずれの措置及び文言の整理でございます。

8 ページ、第 20 条は、条例の項の削除に伴う措置及び文言の改正でございます。

第 23 条第 3 項の改正は、町民税の納税義務者等について、地方税法改正に併せて規定を整備するものでございます。

9 ページを御覧ください。

第 31 条は、均等割の税率について地方税法改正に併せて改正するもので、第 3 項につきましては、法人税において連結納税制度から通算法人ごとに申告等を行うこととするグループ通算制度に移行することに伴い、規定を整理するものでございます。

10 ページを御覧ください。

第 48 条は、法人の町民税の申告納付についての改正でございます。

第 1 項から第 7 項は、地方税法改正による項ずれに伴い、改正するものでございます。

13 ページになります。

現行の第 9 項につきましては、通算法人について課税標準を個別帰属法人税額から法人税額に一本化することに伴いまして、規定を削除するものでございます。

14 ページを御覧ください。

第 9 項から第 15 項については、条例の項ずれ及び地方税法改正による項ずれに伴い、改正するものでございます。

15 ページを御覧ください。

第 16 項の改正は、税条例の項ずれ、地方税法改正による項ずれに伴う措置を行うとともに、法人税において連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴う規定の整理でございます。

16 ページを御覧ください。

第 50 条第 2 項から第 4 項の改正は、地方税法改正による項ずれに伴う措置でございます。また、第 3 項につきましては、法人税において連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴う規定の整理でございます。

17 ページを御覧ください。

第 52 条の改正は、法人税において連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、第 4 項から第 6 項までの規定を削除するものでございます。

19 ページを御覧ください。

第94条第2項の改正は、たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法が見直されたことに伴い、規定を整備するものでございます。1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準につきまして、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするものでございます。

20ページの附則第3条の2第2項の改正は、条例の項の削除に伴う措置でございます。附則でございます。

第1条では、施行期日を定めております。

第2条では、延滞金に係る経過措置について、第3条、第4条では、町民税に関する経過措置について、第5条及び第6条では、町たばこ税に関する経過措置について定めております。

以上、第66号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第64号議案、第74号議案、第75号議案、第80号議案、第81号議案の5議案につきまして説明申し上げます。

初めに、第64号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページと参考資料ナンバー1を御覧いただきたいと存じます。

土地の適正な利用及び管理の確保の必要性から、土地基本法の一部を改正する法律を含む土地基本法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法の一部を改正する法律を含む所得税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただくものがございます。

改正の内容でございますが、附則第4項及び第5項におきまして、租税特別措置法第35条の3第1項を追加するものでございます。これは、長期間にわたり利用されていない利用程度が低く、安価な土地であるなどの低未利用地において、新たな所有者による土地の有効活用の促進、または所有者不明土地の発生を予防する観点から、低未利用地の売却時の負担を軽減するため、譲渡所得額から100万円の控除をする特別控除が創設されたことに伴い、租税特別措置法を引用している箇所において、条項を追加するものでございます。あわせて、第5項において、第4項の規定を引用していることから同じく追加することとし、附則により、この条例は令和3年1月1日から施行することとするものでございます。

以上が、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、議案書31ページの第74号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

まず、6ページを御覧いただきたいと存じます。

令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額 28 億 5,753 万 4,860 円、歳出総額 27 億 8,581 万 7,077 円、歳入歳出差引残額 7,171 万 7,783 円という決算内容をお認めいただきます。

それでは、詳細につきまして歳入から説明申し上げます。

事項別明細書の 8 ページ、9 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税は、収入済額 7 億 2,311 万 4,896 円、不納欠損額 736 万 5,158 円、収入未済額 1 億 7,173 万 9,957 円でございます。現年度分の保険税の収納率は 94.18%で、前年度対比 0.52 ポイント上昇いたしました。

次に、10 ページ、11 ページの 2 款使用料及び手数料は、収入済額 36 万 1,715 円で保険税に係る督促手数料でございます。

3 款国庫支出金の災害臨時特例補助金の収入はございません。

次に、12 ページ、13 ページの 4 款県支出金は、収入済額 18 億 5,615 万 731 円で、保険給付費の全額が県から交付される普通交付金と、保険者努力支援分などの特別交付金でございます。

次に、12 ページから 15 ページにかけての 5 款財産収入は、収入済額 8 万 6,966 円で基金利子でございます。

次に、14 ページから 17 ページにかけての 6 款繰入金は、収入済額 1 億 7,282 万 4,884 円で、低所得者層の負担を軽減するための保険基盤安定繰入金、事務費相当額を繰り入れる職員給与費等繰入金などの一般会計からの法定繰入れでございます。

続いて、7 款繰越金は、収入済額 8,382 万 5,919 円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、16 ページから 19 ページにかけての 8 款諸収入は、収入済額 2,046 万 5,749 円で、保険税に係る延滞金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書の 20 ページからの 1 款総務費は、支出済額 1,270 万 1,991 円でございます。内訳でございますが、1 項総務管理費は、支出済額 901 万 4,947 円で、一般管理費と国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

22 ページ、23 ページの 2 項徴収費は、支出済額 349 万 7,913 円で、国保税の賦課徴収に係る電算委託料などの事務経費でございます。

次の 3 項運営協議会費は、支出済額 18 万 9,131 円で、国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。

次に、24 ページから 33 ページにかけての 2 款保険給付費は、支出済額 18 億 702 万 7,866 円でございます。主な内訳でございますが、1 項療養諸費は疾病や負傷に係る療養給付費等で、支出済額 15 億 7,551 万 9,343 円でございます。

次に、26 ページから 31 ページにかけての 2 項高額療養費は、一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に支給したもので、支出済額 2 億 2,114 万 3,973 円でございます。

次に、32 ページから 37 ページにかけての 3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 8 億 5,893 万 9,831 円で県が算出した納付金を納付したものでございます。

次に、36 ページから 39 ページにかけての 4 款共同事業拠出金は、支出済額 390 円で、退職医療制度に係る事務費を国民健康保険団体連合会へ支出したものでございます。

次の5款財政安定化基金拠出金の支出はございません。

次に、38ページから43ページにかけての6款保健事業費は、支出済額2,389万6,043円でございます。各種人間ドックの助成事業等を行う保健衛生普及費と生活習慣病に特化した特定健康診査に係る事業費の支出でございます。

次に、42ページ、43ページの7款基金積立金は、支出済額7,319万円で、平成30年度決算により確定した額を国民健康保険事業基金に積み立てたものでございます。なお、令和元年度末の基金残高は4億7,178万1,643円でございます。

次の8款公債費の支出はございません。

次に、44ページから49ページにかけての9款諸支出金は、支出済額1,006万956円で、保険税還付金及び保険給付費等交付金などの前年度精算に係る償還分でございます。

次に、48ページ、49ページの10款予備費からの充用はございません。

次に、52ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額28億5,753万4,000円、歳出総額27億8,581万7,000円により、歳入歳出差引額は7,171万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,171万7,000円でございます。

以上が、第74号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書33ページの第75号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額2億8,204万9,413円、歳出総額2億7,850万1,682円、歳入歳出差引残額354万7,731円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から説明申し上げます。

事項別明細書の8ページ、9ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億3,801万3,500円、不納欠損額3万800円、収入未済額は24万2,170円でございます。保険料は、後期高齢者医療広域連合で賦課をし、市町で徴収を行っております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額2万5,000円で、保険料に係る督促手数料でございます。

3款繰入金は、収入済額4,209万7,747円で、低所得者と社会保険等の被扶養者であった方の均等割額の減額分であり、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、8ページから11ページにかけての4款繰越金は、収入済額96万9,335円でございます。

次に、5款諸収入は、収入済額94万3,831円で、保険料に係る延滞金、保険料還付金及び預金利子でございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 2 億 7,762 万 6,947 円でございます。これは、被保険者の皆様に納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた減額分を後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

次に、14 ページから 17 ページにかけての 2 款諸支出金は、支出済額 87 万 4,735 円でございます。これは、保険資格の異動等に伴う保険料の還付金と督促手数料及び預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次の 3 款予備費からの充用はございませんでした。

次に、22 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 2 億 8,204 万 9,000 円、歳出総額 2 億 7,850 万 1,000 円により、歳入歳出差引額は 354 万 7,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 354 万 7,000 円でございます。

以上が、第 75 号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の 42 ページ、第 80 号議案 令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

別冊となっております令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を御覧いただきたいと存じます。

1 ページの第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,171 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 8,576 万 9,000 円とするものでございます。また、第 2 項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくこととするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

また、別冊となっております令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に関する説明書、こちらの 2 ページを御覧ください。

初めに、歳入の 7 款繰越金でございますが、6,171 万 7,000 円の増額でございます。令和元年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

3 ページの 3 款国民健康保険事業費納付金でございますが、1 万 3,000 円の増額でございます。平成 30 年度の退職被保険者等医療給付費分の精算において、資格の遡及適用により精算金に変更が生じたことによるものでございます。

次に、4 ページの 7 款基金積立金でございますが、5,702 万 7,000 円の増額でございます。このたび令和元年度決算及び補正予算がまとまり、国民健康保険事業基金に積み立てる額が確定しましたことから措置するものでございます。

次に、8 款諸支出金でございますが、467 万 7,000 円の増額でございます。これは、令和元年度決算に伴う精算分で、保険給付費等交付金の普通交付金の償還金 402 万 5,000 円と、特別交付金の償還分 65 万 2,000 円をそれぞれ措置するものでございます。

以上が、第 80 号議案 令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

続きまして、決算書 43 ページ、第 81 号議案 令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

別冊となっております令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を御覧いただきたいと存じます。

1 ページの第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 354 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,624 万 8,000 円とするものでございます。また、第 2 項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

また、別冊となっております令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 2 ページを御覧ください。

初めに、歳入の 4 款繰越金でございますが、354 万 8,000 円の増額でございます。令和元年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、352 万 3,000 円の増額でございます。これは、令和元年度に収納いたしました保険料のうち、未精算分の保険料を後期高齢者医療広域連合へ納入するものでございます。

次に、4 ページの 2 款諸支出金でございますが、2 万 5,000 円の増額でございます。これは、令和元年度決算に伴う精算分で、預金利子と保険料に係る督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、第 81 号議案 令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

町民課から提出いたしました 5 議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

[福祉課長 杉田香織君登壇]

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第 70 号議案、第 76 号議案、第 82 号議案、第 83 号議案から 85 号議案の計 6 議案につきまして説明を申し上げます。

初めに、第 70 号議案 吉田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の 21 ページから 23 ページと、参考資料ナンバー 7 を御覧いただきたいと思ます。

本条例は、平成 30 年 4 月 1 日の改正により、居宅介護支援事業所における管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員へ変更されました。その際、経過措置として令和 3 年 3 月 31 日までは猶予する旨が盛り込まれておりました。その後、令和 2 年 6 月 5 日に

省令の一部を改正する省令が交付され、管理者の要件について令和9年3月31日にまで猶予されることとなりましたことから、本条例におきましても経過措置の猶予期間を延長し、併せて、文言の整理を行い一部改正することをお認めいただくとするものでございます。

参考資料により説明申し上げます。

まず、第2条におきまして、介護保険法第79条第2項第1号において規定しております条例で定める者については、吉田町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等を利することがないように文言を整理することとしました。

次に、第5条におきまして、管理者の要件について主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることとしました。

次に、第31条におきまして、記録の整備及び保存について、保存すべき帳票を勤務体制の記録とサービス計画費の請求に関して、国民健康保険団体連合会に提出したものの写しと明記し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしました。

次に、附則の経過措置としまして、第2項におきまして居宅介護支援事業所の管理者の要件について、令和9年3月31日まで猶予するとしました。

さらに、第3項におきまして、令和9年3月31日までの管理者に係る経過措置の適用を受けられる管理者は、令和3年3月31日までに介護保険法の指定を受けている事業所で、既に管理者となっている者に限るとしました。

最後に、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、第5条の改正規定におきましては、令和3年4月1日から施行することとするものでございます。

以上が、第70号議案 吉田町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

次に、議案書の35ページ、第76号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書6ページを御覧ください。

令和元年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額19億7,149万7,078円、歳出総額18億9,588万3,040円、歳入歳出差引残額7,561万4,038円という内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から説明申し上げますので、8ページからの事項別明細書を御覧ください。

1款保険料は、1号被保険者保険料で、収入済額4億5,999万6,453円で、不納欠損額は305万2,290円、収入未済額は579万3,784円でございます。第7期介護保険事業計画では、介護保険料の基準額を月額4,800円としております。

2款使用料及び手数料は、収入済額2万4,700円で、介護保険料の督促手数料でございます。

3款国庫支出金は、収入済額4億187万2,450円で、介護給付費に対する国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業に対する国庫補助金、事務交付金、保険者機能強化推進交付金でございます。

次に、12 ページからの4 款支払基金交付金でございます。収入済額4 億9,305 万3,601 円で、2 号被保険者の保険料でございます。

5 款県支出金でございます。収入済額は2 億7,322 万6,771 円で、県負担金及び補助金で介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、14 ページからの6 款財産収入でございます。収入済額3 万910 円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

7 款繰入金でございます。収入済額は3 億1,568 万8,920 円、一般会計からの繰入金と介護給付費準備基金からの繰入金でございます。一般会計からの繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に対する繰入金や事務費に対する繰入金、そして低所得者への保険料軽減策に対しまして、国・県からの補助金を繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金でございます。

次に、16 ページ、17 ページ、8 款繰越金でございます。収入済額2,527 万5,645 円で、前年度の決算による繰越金でございます。

次に、18 ページ、19 ページの9 款諸収入でございます。収入済額は232 万7,628 円で、雑入、預金利子、延滞金収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

22 ページから27 ページの1 款総務費でございます。支出済額は3,669 万2,996 円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。1 項の総務管理費のほかに、3 項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、26 ページから31 ページの2 款保険給付費でございます。支出済額17 億214 万5,534 円で、1 項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。

次に、30 ページから31 ページ、3 款基金積立金でございます。支出済額825 万8,000 円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。令和元年度末現在、基金残高は3 億1,093 万296 円でございます。

次に、30 ページから41 ページ、4 款地域支援事業費でございます。支出済額1 億1,243 万7,297 円で、1 項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業、そして2 項包括的支援任意事業費は、地域包括支援センター運営事業や認知症施策推進事業などの包括的支援事業、介護相談員の派遣や配食サービスを行う任意事業がございます。3 項一般介護予防事業は、一般高齢者への運動機能の機能向上事業、認知症予防事業、栄養改善事業が主な事業でございます。

次に、40 ページから43 ページ、5 款保健福祉事業費でございます。支出済額126 万3,921 円で、それまで一般会計で実施しておりました高齢者移動支援事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、ワンコインサービス500 の事業が介護保険特別会計で実施することができるようになったものでございます。

次に、42 ページから45 ページ、6 款諸支出金でございます。支出済額3,508 万5,292 円で、1 項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金と前年度の精算分として国・県等への返還金でございます。2 項の繰出金は、一般会計への繰出金でございます。

44 ページ、45 ページの7 款予備費につきましては、18 万9,000 円を総務費介護保険制度運営事業のシステム改修へ迅速に対応するため充用いたしました。

次に、48 ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 19 億 7,149 万 7,000 円、歳出総額 18 億 9,588 万 3,000 円、歳入歳出差引額 7,561 万 4,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 7,561 万 4,000 円となります。

以上が、第 76 号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

続きまして、議案書の 44 ページ、82 号議案 令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

別冊の令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の 1 ページを御覧ください。

1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,572 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 1,680 万 4,000 円とするものでございます。また、2 項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページにあります第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 2 ページから 3 ページ、歳入を御覧ください。

5 款県支出金でございます。令和元年度の介護保険給付費県負担金の精算分として 102 万 2,000 円を県より交付されることから、増額計上するものでございます。

次に、7 款繰入金でございます。一般会計より、令和元年度決算に伴う精算として低所得者介護保険料軽減繰入金 8 万 9,000 円を繰り入れるものでございます。

次に、8 款繰越金でございます。令和元年度の歳入歳出決算に基づき、7,461 万 4,000 円を繰越金として計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

説明書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。

3 款基金積立金でございます。基金条例に基づき、令和元年度の歳入歳出差引残額から国・県等への精算を行った後、算出した額 2,176 万 9,000 円を基金へ積み立てるものでございます。

次に、6 款諸支出金でございます。令和元年度の実績に基づき、国・県等からの交付金の返還金と、一般会計からの繰入金に対して返還が生じたことから、一般会計へ繰り出すもので、合わせて 5,395 万 6,000 円を増額計上するものでございます。

以上が、第 82 号議案 令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての説明でございます。

続きまして、議案書の 45 ページからの第 83 号議案、第 84 号議案及び 85 号議案は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

初めに、相寿園管理組合の経緯ですが、昭和 35 年に相良町ほか 4 か町村の養老施設組合として設立され、平成 16 年には組合名称を相寿園管理組合に変更しております。また、平成 19 年からは指定管理者制度を導入し、現在は牧之原市、御前崎市、吉田町、2 市 1 町で構成し、運営に取り組んでまいりました。

本管理組合は、構成市町の分担金と入所者の居住していた市町からの負担金により運営されてきました。しかし、構成市町の分担金が年々増加する傾向にあり、令和元年に構成市町から組合運営が健全であるかについて問題提起され、協議、検討してまいりました。その結果、養護老人ホームは必要な施設であるが、経営改善は期待できず、運営は一部事務組合で行う必要がないものとして、令和2年2月、相寿園管理組合構成市町首長会議におきまして、相寿園管理組合の解散及び解散の条件について市町間で合意を得たことから、解散に伴う必要な議案を上程させていただこうとするものでございます。

それでは、議案書の45ページと46ページ、資料ナンバー17の新旧対照表を併せて御覧ください。

第83号議案 相寿園管理組合の規約の一部を変更する規約についてを説明させていただきます。

この規約の一部変更は、組合が解散した場合において、事務の承継について限定がないことから、11条に解散した場合においては、牧之原市が事務を承継する旨を加えるものとし、組合解散後の決算事務、決算認定の事務処理等を牧之原市に引き継ぐことを規約に明記するものでございます。

この規約を変更する際は、地方自治法第286条第1項の規定により、一部組合の組織事務及び規約の変更は、構成市町の協議によりこれを定めるとされており、同法第290条において、この協議について構成市町の議会の議決を経なければならないとなっておりますことから、本議会に議案を提出させていただくものでございます。

この規約の変更については、知事の許可が必要であることから、附則において静岡県知事の許可の日から施行することを定めております。

続きまして、議案書の47ページ、48ページ、第84号議案 相寿園管理組合の解散についてを説明申し上げます。

相寿園管理組合は、牧之原市、御前崎市及び吉田町の2市1町で構成する一部事務組合で構成されておりますが、一部事務組合を解散しようとするときは、地方自治法第288条の規定により、構成市町の協議によりこれを定めるとなっており、48ページの協議書のとおり、令和3年3月31日に解散することを定めるものでございます。

さらに同法第290条において、この協議について、構成市町の議会の議決を経なければならないとされていることから、本議案を提出させていただくものでございます。

続きまして、議案書の49ページから51ページ、第85号議案 相寿園管理組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

相寿園管理組合は、牧之原市、御前崎市及び吉田町の2市1町で構成する一部事務組合で組織されておりますが、一部事務組合の財産処分については、地方自治法第289条の規定により、構成市町の協議によりこれを定めるとなっており、組合の財産でございます土地や建物などの固定資産をはじめ、車両や物品などについて協議し、その財産は全て牧之原市に帰属するものとし、解散に当たって生じる退職手当事務積立金不足額については、構成市町の令和2年度の組合規約の支弁ルールにより精算を行うことを定めるものでございます。

なお、令和2年2月の吉田町町政懇談会におきまして、資料配布、説明をさせていただいておりますが、このほか解散に当たっての条件として、入所者の取扱いを現在の入所者は以前同様に扱うことと、新規入所申込みについても受入れをすること、年度末決算により発生

する歳入歳出差引残額、相寿園設備基金につきましては、構成市町の令和2年度の組合格約の支弁ルールにより精算を行う旨を相寿園管理組合構成市町首長会議におきまして合意しているものでございます。

そして、同法290条において、この協議について構成市町の議会の議決を経なければならぬとされていることから、本議案を提出させていただくものでございます。

以上が相寿園管理組合に関します議案についてでございますが、本3議案につきましては、地方自治法の規定により、構成市町において議会の議決を経て県知事に届け出ねばならないとされておりますことから、牧之原市、御前崎市におきましても同様の議案を上程しているものでございます。

福祉課から計6議案の議案について説明を申し上げました。

○議長（増田剛士君） 続きます、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第67号議案、第68号議案、第69号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、第67号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案つづり13ページ、14ページ、そして参考資料ナンバー4を御覧いただきたいと思っております。

本議案は、子ども・子育て支援新制度を施行後5年の見直しに係る対応方針や、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行され、特定地域型保育事業者に対し、地域型保育事業卒園後の受入れ先確保のための連携施設確保義務を緩和する内容が示されましたことから、町の条例につきましても、府令に併せて改正を行うとともに、併せて軽微な文言修正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料を基に御説明申し上げます。

第42条第2項は、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設確保義務を緩和する文言を追加し、連携施設以外の対応策として、第1号及び第2号を明示いたしました。また、第3項は、連携施設の確保が著しく困難な場合でも、連携協力を行う者を適切に確保しなければならない内容を追加し、連携協力者として、第1号及び第2号を明示いたしました。第4項以降につきましては、本改正を行うことによる項ずれ等の修正をいたしました。

また、附則により、この条例の施行日は公布の日から施行すると規定しております。

次に、第68号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案つづり15ページから18ページ、そして参考資料ナンバー5を御覧いただきたいと思っております。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布や、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針が示され、家庭的保育事

業者に対し、家庭的保育事業終了後の受入れ先確保のための連携施設確保義務の緩和及び居宅訪問型保育事業の実施に対し、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な場合を明言化することとし、併せて他の法律に沿った修正等を行うものでございます。

それでは、主要な改正内容につきまして、参考資料を基に御説明申し上げます。

参考資料3ページ、第6条第4項は、家庭的保育事業者等に対し、家庭的保育事業終了後の受入れ先確保のための連携施設確保義務を緩和する内容を追加するとともに、連携施設以外の対応策を第1号及び第2号で明示いたしました。第5項は、連携施設の確保が著しく困難な場合でも、連携協力を行う者を適切に確保しなければならない内容を追加するとともに、連携協力者を第1号及び第2号で明示いたしました。

5ページから7ページまでの第28条は、小規模保育事業の4階以上の避難用施設及び設備について、建築基準法施行令の規定に従い改正を行いました。

8ページ、第29条及び第31条は、小規模保育事業所の保育士とみなすことができる数に准看護師を追加できることから改正を行いました。

第37条は、居宅訪問型保育事業の実施について、既に規定している場合に加え、省令の改正に併せ明確化いたしました。

9ページから12ページまでの第43条は、事業所内保育事業の4階以上の避難用施設及び設備について、建築基準法施行令の規定に従い改正を行いました。

第44条及び13ページ、第47条は、事業所内保育事業所の保育士とみなすことができる数に准看護師を追加できることから改正を行いました。

第45条は、保育所型事業所内保育事業を行う者に対して、連携施設確保義務を緩和する内容を追加いたしました。

また、附則により、この条例の施行日は公布の日から施行すると規定しております。

次に、第69号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案つづり19ページ、20ページ、そして参考資料ナンバー6を御覧いただきたいと思います。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員の認定研修の拡大が図られたことを受け、町の条例についても見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料を基に御説明申し上げます。

第10条は、省令の改正に伴い、指定都市の長もしくは中核市の長が行う研修を修了した者を追加いたしました。

また、附則により、この条例の施行日は公布の日から施行すると規定しております。

こども未来課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第77号議案、第78号議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の 37 ページ、第 77 号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の 6 ページを御覧ください。

令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計の歳入総額 12 億 5,345 万 776 円、歳出総額 12 億 1,778 万 4,187 円、歳入歳出差引残額 3,566 万 6,589 円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から説明申し上げます。

8 ページ、9 ページの事項別明細書を御覧ください。

初めに、1 款分担金及び負担金の収入済額は 1,038 万 350 円で、これは公共下水道受益者負担金でございます。

2 款 1 項使用料は、下水道使用料で、収入済額は 8,515 万 2,082 円、不納欠損額は 47 万 1,069 円、収入未済額は 547 万 2,409 円でございます。

2 款 2 項手数料は、指定工事店証交付手数料で、収入済額は 11 万 4,000 円で、排水設備工事を実施するために必要な指定工事店の新規及び更新手数料でございます。

8 ページから 11 ページまでの 3 款国庫支出金の収入済額は 2 億 380 万円で、管渠の整備、浄化センターの機器更新等に関わる社会資本整備総合交付金でございます。

4 款繰入金の収入済額は 6 億 4,585 万 4,000 円で、これは職員人件費、管渠建設費、管渠維持管理費、排水設備建設費、浄化センター建設費、浄化センター維持管理費、公債費に充てるため、一般会計から繰り入れたものでございます。

5 款繰越金の収入済額は 1,674 万 590 円で、これは平成 30 年度からの繰越金でございます。

10 ページから 13 ページまでの 6 款諸収入の収入済額は 790 万 9,754 円で、1 項延滞金加算金及び過料はゼロ円、2 項預金利子は 881 円、3 項雑入は 790 万 8,873 円で、主な内容は消費税還付金でございます。

7 款町債の収入済額は 2 億 8,350 万円で、管渠建設費、浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入の収入済額は 12 億 5,345 万 776 円でございます。

次に、歳出でございます。

14 ページから 17 ページまでの 1 款公共下水道事業費の支出済額は 6 億 6,194 万 3,142 円でございます。1 目管渠建設費の支出済額は 3 億 1,400 万 9,252 円でございます。主な支出は、職員人件費 4 名分のほか、公共管渠建設費における業務委託 2 件、工事 8 件をはじめ、町単の管渠建設費、排水設備、公共ます建設費などがございます。なお、令和元年度の管渠整備延長は、公共、町単合わせて 1,535.2 メートルでございます。

18 ページ、19 ページを御覧ください。

2 目管渠維持管理費の支出済額は 349 万 624 円ございまして、主な支出は、マンホールポンプの電気、電話回線使用料、保守点検委託料でございます。

18 ページから 21 ページまでの 3 目浄化センター維持管理費の支出済額は 1 億 2,300 万 3,266 円ございまして、主な支出は、職員人件費 8 名分のほか、電気使用料、電気設備の修繕料、浄化センターの維持管理業務委託など 10 件の業務委託料と、下水道使用料賦課徴収負担金などがございます。

22 ページ、23 ページを御覧ください。

4 目浄化センター建設費の支出済額は2億2,144 万円でございます。主な支出は、下水道施設ストックマネジメント計画策定業務委託、機械設備更新工事、電気設備更新工事、反応タンク耐震補強工事でございます。

2 款公債費の支出済額は5億5,584 万1,045 円で、1 目元金の償還元金は4億4,709 万3,502 円、2 目利子の償還利子は1億874 万7,543 円でございます。

24 ページ、25 ページの3 款予備費からの充用はございません。

以上、歳出合計の支出済額は12億1,778 万4,187 円でございます。

次に、28 ページを御覧ください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額12億5,345 万円、歳出総額12億1,778 万4,000 円、歳入歳出差引額は3,566 万6,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,566 万6,000 円となります。

以上が、第77号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

次に、議案書の39 ページ、第78号議案 令和元年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊、令和元年度吉田町水道事業決算報告書の1 ページから4 ページまでを御覧ください。この決算報告書の金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてでございますが、第1 款の水道事業収益の決算額は6億1,262 万7,741 円でございます。その内訳としまして、第1 項営業収益の決算額は5億4,474 万9,663 円で、主な項目は給水収益でございます。第2 項営業外収益の決算額は6,787 万8,078 円で、主な項目は長期前受金戻入や雑収益でございます。

続きまして、支出についてでございますが、第1 款水道事業費用の決算額は、5億546 万1,946 円でございます。この内訳としまして、第1 項営業費用の決算額は4億3,962 万3,933 円でございます。第2 項の営業外費用の決算額は6,583 万8,013 円でございます。この営業外費用の中に支払消費税及び地方消費税1,715 万4,900 円が含まれております。第3 項特別損失からの支出及び第4 項予備費からの充用はございません。

次に、3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入についてでございますが、第1 款資本的収入の決算額は1億3,087 万5,204 円でございます。その内訳としまして、第1 項企業債の決算額は7,800 万円でございます。第2 項他会計出資金の決算額は119 万7,864 円でございます。第3 項国庫県支出金の決算額は1,762 万円でございます。第4 項その他資本的収入の決算額は3,405 万7,340 円でございます。

続きまして、支出についてでございますが、第1 款資本的支出の決算額は3億7,819 万6,657 円でございます。その内訳としまして、第1 項建設改良費の決算額は2億1,503 万8,180 円でございます。第2 項企業債償還金の決算額は1億6,283 万7,817 円でございます。第3 項国庫県支出金返還金の決算額は32 万660 円でございます。この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は2億4,732 万1,453 円となっております。

次に、5 ページを御覧ください。

令和元年度吉田町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。参考資料ナンバー16の2の水道事業の会計決算資料3ページ以降の説明書の金額については消費税を含んでおりますので、金額は一致いたしません。

それでは、初めに営業収益の主な項目について御説明いたします。

給水収益の5億123万2,470円は水道料金でございます。その他の営業収益の175万4,700円は消火栓維持管理料などでございます。

次に、営業費用の主な項目について御説明申し上げます。

原水浄水及び配水給水費は1億2,188万3,575円で、主な支出は、職員人件費のほか、委託料、修繕費、動力費などでございます。

業務費は4,039万7,410円で、主な支出は、職員人件費ほか委託料でございます。

総係費は2,444万853円で、主な支出は、職員人件費のほか、貸倒引当金繰入額でございます。

減価償却費は2億3,629万1,490円で、配水管などの構築物の減価償却費でございます。

資産減耗費は643万2,430円で、配水管の布設替え工事などにより除却した資産減耗費でございます。

次に、営業外収益の主な項目について御説明申し上げます。

長期前受金戻入の6,234万9,104円は、建設改良事業の償却資産の取得、改良のために交付される補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益の510万2,404円は、下水道使用料賦課徴収負担金や欠損済み水道料金などでございます。

次に、営業外費用の主な項目について御説明申し上げます。

支払利息及び企業債取扱諸費は4,852万1,617円で、この項目の主な支出は、企業債の償還利子でございます。

この結果、6ページにあります当年度純利益は9,230万5,500円でございます。また、その他未処分利益剰余金変動額の8,500万円は、減債積立金取崩金額1,500万円と建設改良積立金取崩金額7,000万円の合計金額でございます。

以上により、当年度未処分利益剰余金は1億8,035万9,345円でございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

令和元年度吉田町水道事業剰余金計算書でございます。

8ページの利益剰余金のうち、1列目の減債積立金につきましては、平成30年度末残高は9,400万円ありましたが、3,000万円積み立てて、その後、1,500万円取り崩したことから、令和元年度末残高は1億900万円でございます。建設改良積立金につきましては、平成30年度末残高は2億8,200万円ありましたが、5,500万円積み立てて、その後、7,000万円取り崩したことから、令和元年度末残高は2億6,700万円でございます。未処分利益剰余金の列の一番下にあります当年度末の未処分利益剰余金1億8,035万9,345円は、繰越利益剰余金305万3,845円、減債積立金の取崩し金額1,500万円、建設改良積立金の取崩し金額7,000万円、当年度純利益9,230万5,500円の合計金額です。

次に、9ページを御覧ください。

令和元年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

議会の議決による処分額 1 億 8,000 万のうち、資本金への組入れ 8,500 万円は、令和元年度の建設改良積立金の取崩し金額 7,000 万円と減債積立金の取崩し金額 1,500 万円の合計金額です。また、減債積立金への積立ては 3,000 万円、建設改良積立金への積立ては 6,500 万円とすることを本議会においてお認めいただくとするものでございまして、この結果、処分後の繰越利益剰余金を 35 万 9,345 円とするものでございます。

次に、10 ページから 12 ページまでが令和元年度吉田町水道事業貸借対照表でございます。

10 ページの 2 の流動資産の(1)が令和元年度末における吉田町水道事業の現金預金 5 億 9,175 万 821 円でございます。また、未収金は平成 30 年度分と令和元年度分の未収水道料金の合計金額で、1,119 万 3,285 円でございます。資産合計は 73 億 4,300 万 437 円となりました。

11 ページを御覧ください。

3 の固定負債の企業債については 21 億 5,485 万 7,805 円ありまして、4 の(2)の未払金は 534 万 900 円で、全て支払消費税でございます。負債合計は 38 億 6,845 万 8,715 円となりました。

12 ページの 7 の(2)利益剰余金の当年度末処分利益剰余金は 1 億 8,035 万 9,345 円でありまして、資本合計 34 億 7,454 万 1,722 円となりました。

以上が、第 78 号議案 令和元年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

◎報告第 5 号～報告第 8 号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第 29、法令に基づく報告を行います。

第 5 号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第 6 号報告 令和元年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第 7 号報告 令和元年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第 8 号報告 令和元年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての 4 件について、各担当課長から順次報告願います。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1 件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第 5 号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の 53 ページ及び 54 ページを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第 2 項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただくものは、町長の専決処分委任事項の指定についての第1項にございます1件につき、町が加入する保険等に定める保険金額の最高限度額内においてする和解及びこれに伴う法律上、町の義務に属する損害賠償額を決定することの1件でございます。

議案書の54ページを御覧ください。

本件は、本年6月26日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要といたしましては、本年4月21日午後4時15分頃、吉田町住吉地内の県道住吉金谷線上において、町が管理しているテレビ共同受信設備のケーブルが建物の固定部から外れ道路に垂れ下がっていたため、走行してきた相手方車両に接触し、フロントガラスを損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は21万2,058円、過失割合は、町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額につきましては、21万2,058円でございます。

この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

以上が、総務課からの報告事項1件の御説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第6号報告 令和元年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

議案書の55ページ、56ページ及び参考資料ナンバー18を御覧ください。

この報告は、令和元年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございまして、算出された比率を指標にしまして、財政の健全化を客観的に判断するものとなっております。

当町の令和元年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、議案書の55ページの表のとおりでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計におきまして実質収支が赤字ではないため、いずれも比率は表示をされておりません。また、実質公債費比率につきましては12.1%、将来負担比率につきましては68.9%となりました。なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準に示したものでございますが、いずれの比率も括弧内の表示した基準よりも大幅に過少な数値か数字の表示がされていない結果となり、いずれの指標から見ましても健全な状況であるということが示されております。

それでは、別冊の参考資料ナンバー18、令和元年度決算に基づく吉田町健全化判断比率を御覧いただきたいと思っております。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございます。上段には、先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまし

て、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。その結果、早期判断化団体、また財政再生団体においては、財政健全化計画、財政再生計画の策定や起債制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率につきまして御説明いたします。

まず初めに、実質赤字比率でございます。対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率で表すことになっておりますが、いずれの会計におきましても赤字が出ていない実質収支となっている当町の場合は、計算結果が反映されていないため、1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございます。この対象となる会計は2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質赤字額及び資金不足額等の総額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率で表すものでございますが、いずれの会計も実質収支が赤字ではないため、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれております。この実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を表す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借入れを行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられているものでございます。具体的には、一般会計等が負担をする元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているのかを表したものとなります。

令和元年度決算に基づく実質公債費比率は12.1%となりまして、前年度の11.5%から0.6ポイント上がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

まず、比率が上がりました要因といたしましては、前年度、平成30年度決算は、平成28年が9.8%、平成29年度が12.3%、平成30年度が12.6%の3か年平均で11.5%であったのに対しまして、令和元年度決算は、平成29年度が12.3%、平成30年度が12.6%、令和元年度が11.5%の3か年平均で12.1%となっております。また、令和元年度単年度におきましては、元利償還金が減少したことから、前年度より比率が下がっております。なお、実質公債費比率は、決算の数値、決められた計算方法により求めた数値、また交付税算定資料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3か年平均で判断することとなっております。こうしたルールに基づきまして算出しました、令和元年度決算に基づく実質公債費比率が12.1%となるものでございます。

1ページを御覧ください。

続きまして、将来負担比率について御説明いたします。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債の残高や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけますこの比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の令和元年度決算に基づく将来負担比率は68.9%となり、前年度の70.8%から1.9ポイント下がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上、分子に計上されます将来負担額は、地方債残高が減少し組合負担等の見込額なども減少をしたことから、分子全体で前年より減少となりました。また、算定上、分母に計上されます標準財政規模が増加したことから、分母全体で前年よりも増加となっております。分子が減少し分母が増加したことにより、前年度より比率が下がっているというものでございます。

ここまで四つの比率につきまして御説明をいたしました。各比率から見ましても、当町の財政状況はいずれも健全であることが示されております。

以上、企画課からの第6号報告 令和元年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての報告を終わりたいと思います。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第7号報告と第8号報告について説明申し上げます。

初めに、議案書の57ページ、58ページと、参考資料ナンバー19を御覧ください。

第7号報告 令和元年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものでございます。

同法第22条第2項により、令和元年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率を算定しました結果、令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計は、実質収支は黒字となっておりますので資金不足は生じておりません。したがって、報告書の吉田町公共下水道事業特別会計の資金不足比率欄は、数字の表示はございません。

続きまして、議案書の59ページ、60ページと、参考資料ナンバー20を御覧ください。

第8号報告 令和元年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものでございます。

同法第22条第2項の規定により、令和元年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計の決算は黒字となっておりますので資金不足は生じておりません。したがって、報告書の吉田町水道事業会計の資金不足比率欄は、数字での表示はございません。

以上で、第7号、第8号の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時17分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めましておはようございます。
本日は定例会2日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、議事に入ります。
-

◎議案第72号の詳細説明

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第72号議案 令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
これから、第72号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。
初めに、歳入の1款から11款及び21款について順次説明願います。
なお、歳入の12款から20款までは各課の歳出の説明に合わせて行いますので、願います。
執行部の説明は、歳入については歳入事項別明細書により願います。
また、歳出の説明は主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業区分に沿って分かりやすく簡潔に自席で願います。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。
それでは、歳入の1款から説明を求めます。
初めに、税務課長、願います。
税務課長、大石剛久君。
- 税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。
歳入1款町税の収入状況につきまして御説明いたします。
決算書の12ページから15ページを御覧ください。併せて、課税状況につきまして一般会計歳入歳出決算資料主要な施策と成果に関する説明書71ページから73ページを御覧いただきたいと思っております。
まず、町税全体の収入状況でございます。調定額は56億9,172万4,896円、収入済額は55億5,711万4,661円でございます。町税全体の収納率は97.63%で、前年度と比較しますと0.04%の増でございます。不納欠損額は913万6,763円、前年度と比較し339万2,486

円の増でございます。収入未済額は1億2,547万3,472円、前年度と比較し549万8,463円、4.2%の減でございます。収納につきましては、各種実態調査等の強化、文書催告等の実施、早期の滞納処分等により、令和元年度末の未納者の数は1,405人となっております。

次に、税目別の収入状況でございます。

個人の町民税の現年課税分については、調定額16億1,500万5,660円、前年度対比で4,613万610円、率にして2.94%の増でございます。増額の要因といたしましては、給与所得等の所得金額の増及び納税義務者の増加によるもので、給与所得金額は前年度と比べ7億9,926万9,000円、納税義務者は229人の増加でございます。収入済額は15億8,795万3,620円、収納率は98.32%でございます。

続いて、滞納繰越分につきましては、調定額6,574万7,355円、収入済額は2,365万2,907円、収納率は35.98%でございます。

次に、不納欠損でございますが、401万5,400円でございます。不納欠損の理由といたしましては、財産のない者が10人、109万6,617円、生活保護者、生活困窮による者が11人、46万5,321円、所在不明が1人、6万6,696円、海外出国による者が55人、216万3,341円、死亡、相続人不存在が7人、22万3,425円でございます。

次に、町民税の法人の現年分につきましては、調定額5億9,108万4,700円、前年度対比1億2,794万6,900円、17.79%の減でございます。収入済額は5億9,051万471円、前年度対比1億2,805万5,929円、17.82%の減で、収納率は99.9%でございます。法人税の課税状況につきましては、法人納税義務者数は902社で、前年度と比べ127社の増でございます。滞納繰越分については、調定額157万3,917円、前年度対比33万3,546円、17.49%の減でございます。収入済額は74万5,673円、収納率は47.38%でございます。不納欠損につきましては5万円で、不納欠損の理由としましては、破産によるものが1件でございます。

次に、固定資産税でございます。現年分につきましては、調定額28億2,085万1,100円で、前年度対比1億1,002万7,800円、4.06%の増でございます。土地につきましては、前年度対比で課税標準額は2億7,223万2,739円、税額は355万2,100円の減少、家屋につきましては、課税標準額で29億9,010万2,415円、税額で4,200万9,700円の増、償却資産につきましては、課税標準額で51億2,070万6,890円、税額で7,157万200円の増となっております。収入済額は28億326万4,629円、前年度対比で1億690万2,560円、3.96%の増でございます。収納率は99.38%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額5,494万2,574円、収入済額1,715万927円、収納率は31.22%でございます。不納欠損額につきましては461万8,244円、欠損理由といたしましては、財産のない者が9人、292万7,423円、法人の解散、破産による者が8人、136万4,684円、死亡、相続人不存在による者が19人、32万6,137円でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。こちらの納付金につきましては257万9,500円、これは県有資産に係る交付金でございます。

次に、軽自動車税でございます。現年度分につきましては、調定額9,620万5,800円で、前年度対比359万400円、3.88%の増でございます。軽自動車税の課税台数は1万3,721台で、前年度より91台増加しております。収入済額は9,462万4,801円、前年度対比346万1,280円、3.8%の増で、収納率は98.36%でございます。滞納繰越分については、調定額

355万7,082円、収入済額は120万6,181円、収納率は33.91%でございます。不納欠損でございますが、不納欠損額は8万3,500円、不納欠損の理由といたしましては、財産のない者が5人、8,000円、生活保護者、生活困窮によるものが3人、2万4,100円、海外出国による者が5人、9,000円、法人の解散、破産による者が1人、6,000円、死亡、相続人不存在による者が6人、3万6,400円でございます。

事項別明細書14ページ、15ページを御覧ください。

環境性能割につきましては、令和元年10月に導入されたもので、調定額、収入済額とも83万8,900円でございます。

次に、たばこ税でございますが、調定額、収入済額は1億9,847万7,901円、売上本数につきましては3,503万5,332本、前年度対比3.5%の減でございます。

次に、都市計画税でございます。現年分の調定額は2億3,609万2,800円で、前年度対比1.61%の増でございます。前年度対比で土地については課税標準額で4億9,372万3,985円、税額で72万9,600円の減、家屋につきましては、課税標準額で29億9,010万2,415円、税額で447万6,500円の増でございます。収入済額は2億3,462万890円、前年度対比1.52%の増、収納率につきましては99.38%でございます。滞納繰越分は、調定額476万7,607円、収入済額は148万8,261円、前年度対比28.05%の減で、収納率につきましては31.22%でございます。不納欠損につきましては、不納欠損額は36万9,619円、欠損理由につきましては財産のない者が9人、23万3,742円、法人の解散、破産によるもの8人、10万9,468円、死亡、相続人不存在による者19人、2万6,409円でございます。

以上が1款町税の収入状況でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは2款から11款までと、21款につきまして御説明申し上げます。

それでは、決算書、歳入事項別明細書の14ページ、15ページを御覧ください。

2款の地方譲与税でございます。予算現額9,950万円に対しまして収入済額は9,607万4,009円ございました。

まず、1項の地方揮発油譲与税でございます。これは地方揮発油税として徴収されたものを道路の延長及び面積で案分され、県を通じまして譲与されるものでございます。収入済額は2,446万4,009円ございました。

次に、2項自動車重量譲与税でございます。これは自動車重量税として徴収されたものを道路の延長及び面積で案分され、県を通じて譲与されるものでございます。収入済額は7,045万7,000円ございました。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

次に、3項森林環境譲与税でございます。これは令和元年度の税制改正により創設されたもので、私有林、人工林面積、林業就業者数、人口で案分され、県を通じて譲与されるものでございます。収入済額は115万3,000円ございました。

次に、3款利子割交付金でございます。これは県民税として利子等の額5%が課税され、その収入額から事務費の1%を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に利子割

交付金として交付されるものでございます。予算現額 420 万円に対しまして、収入済額は 372 万 1,000 円でございます。

次に、4 款配当割交付金でございます。これは県民税として上場株式等の配当等の額の 5%が課税され、その収入額から事務費 1%を控除した額の 5分の 3 に相当する額が県から市町村に配当割交付金として交付されるものでございます。予算現額 1,800 万円に対しまして、収入済額は 1,732 万 1,000 円でございます。

次に、5 款株式等譲渡所得割交付金でございます。これは県民税として源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得金額の 5%が課税され、その収入額から事務費 1%を控除した額の 5分の 3 に相当する額が県から市町村に株式譲渡所得割交付金として交付されるものでございます。予算現額 1,220 万円に対しまして、収入済額は 1,168 万 8,000 円でございます。

続きまして、18 ページ、19 ページの 6 款地方消費税交付金でございます。これは都道府県間における精算後の地方消費税収入額の 2分の 1 に相当する額が市町村に交付されるものでございます。市町村に対する交付は、直近の国勢調査の結果による各市町村の人口と経済センサス基礎調査において公表された結果による各市町村の従業者数によって案分され交付されます。予算現額 5 億 6,260 万円に対しまして、収入済額は 5 億 6,257 万 8,000 円でございます。

次に、7 款自動車取得税交付金でございます。これは県に納付された自動車取得税収入額から徴税額を控除した額 100 分の 95 の 70%相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は、道路の延長及び面積によって案分され交付されます。予算現額 1,890 万円に対しまして、収入済額は 1,873 万 9,023 円でございます。

次に、8 款環境性能割交付金でございます。これは消費税率 10%への引上げに伴い創設されたもので、県に納付された環境性能割収入額から徴税額を控除した 100 分の 95 になりますが、その 47%相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は道路の延長及び面積によって案分され交付されます。予算現額 910 万円に対しまして、収入済額は 536 万 6,000 円でございます。

続きまして、20 ページ、21 ページの 9 款地方特例交付金でございます。

まず、1 項地方特例交付金につきましては、予算現額 3,553 万 9,000 円に対しまして、収入済額は予算現額と同額の 3,553 万 9,000 円でございます。個人住民税減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、収入額は 3,160 万円となりました。自動車税減収補填特例交付金は、令和元年度地方税制改正により消費税引上げに伴う対応として、自動車税の環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、収入額は 292 万 2,000 円となりました。軽自動車税減収補填特例交付金は、こちらも令和元年度地方税制改正により、消費税の引上げに伴う対応としまして軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、収入額は 101 万 7,000 円となりました。

次に、2 項子ども・子育て支援臨時交付金でございます。これは幼児教育、保育無償化に係る給付制度の創設に伴う臨時交付金でございます。予算現額 4,113 万 4,000 円に対しまして、収入済額は 6,349 万 6,000 円でございます。

次に、地方交付税でございます。予算現額3億6,326万6,000円に対しまして収入済額は3億9,545万8,000円でございます。地方交付税は普通交付税と特別交付税の2種類でございます。令和元年度におきましても、当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、交付税が交付される団体となっております。普通交付税は2億6,326万6,000円の収入額となりました。また、特別交付税につきましては、普通交付税で補足されない特別の財政需要に対して交付されるものでございます。令和元年度におきましては台風被害に要する経費につきましても算定されております。特別交付税は1億3,219万2,000円の収入額となりました。

次に、20ページから23ページにかけての11款交通安全対策特別交付金でございます。これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通告書送付費支出金相当額を控除した額が交付されるものでございます。予算現額は380万円に対しまして、収入済額は463万4,000円でございます。

次に、56ページ、57ページを御覧ください。

21款町債でございます。予算現額8億5,873万7,000円に対しまして、収入済額は7億3,163万7,000円でございます。

まず、1項1目農林水産業債でございます。当初予算で1,900万円を計上しており、令和2年3月に1,540万円を減額補正をし、平成30年度からの繰越明許580万円を合わせた940万円の予算現額となりました。収入済額は予算現額と同額の940万円で、水産物供給基盤機能保全事業に200万円、漁港環境整備事業に160万円、漁港環境整備事業繰越明許に580万円を充当いたしました。

次に、2目土木債でございます。当初予算で1億4,830万円を計上しており、令和2年3月、5,030万円を減額補正し、平成30年度からの繰越明許390万円を合わせた1億1,900万円の予算現額となりました。その内訳といたしまして、1節道路橋梁債につきましては5,930万円を収入し、吉田町内道路舗装修繕事業に760万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に4,550万円、町上3号線整備事業に620万円を充当いたしました。なお、橋梁改修事業に係る600万円を令和2年度に繰越してございます。

次に、2節河川債につきましては3,330万円を収入し、大幡川改修事業に2,950万円、大幡川改修事業繰越明許に380万円を充当いたしました。

次に、3節住宅債につきましては100万円を収入し、松下団地改修事業に充当いたしました。

続きまして、58ページ、59ページを御覧ください。

次に、3目消防債でございます。当初予算で1億970万円を計上しており、令和元年9月に430万円を増額、令和2年3月に20万円を減額、補正予算全体としましては、計410万円の増額補正となり、予算現額は1億1,380万円となりました。収入済額は1億740万円で、消防用機器積載車両整備事業に860万円、防潮堤整備事業に6,520万円、同報無線デジタル化整備事業に2,960万円、消防指揮車両整備事業に400万円を充当いたしました。

次に、4目教育債でございます。当初予算で2億6,190万円を計上しており、令和元年9月に4,700万円を増額、令和元年12月に20万円を減額、令和2年3月に4,570万円を増額し、補正予算全体では計9,250万円の増額となり、予算現額は3億5,440万円となりまし

た。その内訳としまして、1 節社会教育債につきましては 500 万円を収入し、総合体育館空調設備整備事業に充当いたしました。

次に、2 節小・中学校債につきましては 2 億 4,110 万円を収入し、小・中学校体育館空調設備整備事業に 1 億 9,170 万円、小・中学校防災機能上設備改修事業に 450 万円、自彊小学校校地拡張事業に 4,490 万円を充当いたしました。なお、小・中学校 W i - F i 環境整備事業に係る 1 億 410 万円を令和 2 年度に繰越してございます。

次に、5 目災害復旧債でございます。当初予算で 1,290 万円を計上しており、令和元年 12 月に 500 万円を増額し、予算現額は 1,790 万円となりました。収入済額は 1,380 万円で、小山城復旧事業に 470 万円、大幡川水門復旧事業に 490 万円、総合体育館復旧事業に 60 万円、吉田海岸流木等処理対策事業に 360 万円を充当いたしました。

最後に、6 目臨時財政対策債でございます。当初予算において 3 億円を計上をいたしまして、令和元年 9 月に 3,866 万 3,000 円を減額補正し、予算現額を 2 億 6,133 万 7,000 円といたしました。収入済額は同予算現額と同額となっております。

以上が 2 款から 11 款までと 21 款の歳入についての説明でございます。

○議長（増田剛士君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の 1 款議会費、2 款総務費の 1 項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書、歳出事項別明細書 63 ページ及び参考資料ナンバー 9、主要な施策と成果に関する説明書 1 ページから 2 ページを併せて御覧ください。

1 款 1 項 1 目 2 の事業、議会運営費でございます。支出済額 6,452 万 8,082 円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など議会運営を支援することを目的としたものでございます。令和元年度につきましては、吉田町議会議員選挙がございましたので、新たな議会構成に対応した予算の執行がございました。

次に、歳出事項別明細書 63 ページから 65 ページ、主要な施策と成果に関する説明書の 3 ページから 5 ページを御覧ください。3 の事業、議会調査活動費でございます。支出済額 367 万 9,878 円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は費用弁償、追録代、印刷製本代、協議会などへの負担金となっております。事業内容は事務事業の調査・研究で、委員会活動、研修への参加、議会広報紙の発行などを行っております。令和元年度は宿泊を伴う常任委員会の所管事務調査における委員会視察は行っておりませんが、吉田町議会議員選挙に伴い新たな議会構成をお知らせする議会だより臨時号を発行しておりますので、事業費全体としては、平成 30 年度と比較し微増となっております。

以上が議会費の概要でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、2 款総務費、1 項総務管理費につきまして御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明いたしますので、御了承ください。

それでは、決算書の67ページ、2の事業、一般行政事務費を御覧いただきたいと存じます。決算額は4,041万2,251円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書6ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか、15款県支出金の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事務費補助金4,302円と、同じく15款県支出金の自衛官募集事務費委託金3万4,000円でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、顧問弁護士相談料や町長交際費、図書追録代、郵便料、事務機器借上料等の経常的経費に加えて、新たな支出といたしまして、12節役務費で現在係争中であります案件についての裁判意見書作成手数料がございます。

次に、決算書69ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。決算額は51万6,928円でございます。概要につきましては、説明書の7ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方または行政に貢献していただいた方を表彰することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたもので、令和元年11月7日に授与式を執り行っております。主な支出といたしましては、表彰状受賞者及び感謝状受賞者への記念品代で、表彰状が11人、感謝状が6人受賞されております。

次に、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。決算額は2,981万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の8ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するためのものがございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主なものがございます。

次に、5の事業の日曜開庁事業費でございます。決算額は384万3,504円でございます。概要につきましては、説明書の9ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めているもので、8課85業務について実施しております。日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金を支出しているものがございます。

次に、決算書の71ページの2款1項2目文書広報費の2の事業の広報広聴事業費を御覧いただきたいと存じます。決算額は982万6,190円でございます。概要につきましては、12ページ、13ページを御覧いただきたいと存じます。財源内訳としましては、一般財源のほか18款繰入金ふるさとよしだ寄附金基金繰入金の33万円でございます。行政の様々な情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組制作委託料が主なものがございます。町民の多様なニーズに沿い、迅速に情報提供を行う町のホームページや情報発信アプリケーション「よしポケニュース」により、緊急速報や町のイベント情報など速報性のある情報を即座に町民の皆様にご提供することができました。

決算書73ページからの2款1項5目財産管理費、2の事業、庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は8,261万3,848円でございます。概要につきましては、説明書16ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか14款国庫支出金の地

域子ども・子育て支援事業費交付金の 5,664 円と 20 款諸収入の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金の 18 万 4,575 円でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため維持管理を行っております。主な支出でございますが、庁舎の修繕のほかに庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など庁舎管理に係る経常的な経費でございます。昨年度は台風により庁舎の雨漏りの被害が出ており、早急な修繕が必要となり、予備費を充用して対応に当たっております。また、県のユニバーサルデザイン化の助成金を活用して庁舎 1 階女子トイレの改修を行っております。

次に、決算書の 77 ページの 3 の事業、公有財産管理費でございます。決算額は 2,083 万 8,359 円でございます。概要につきましては説明書 17 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕をはじめ、町が所有する公共施設の損害保険料、そして土地家屋の借上料など経常的な経費でございます。公共施設の修繕では、昨年度、住吉会館の雨漏り箇所の防水修繕を実施しております。

次に、4 の事業の公用車管理費でございます。決算額は 308 万 2,084 円でございます。概要につきましては、説明書 18、19 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課が管理しております車両の修繕、車検等の維持管理費と公用車リース料を支出しております。総務課が管理しております車両は一覧表のとおり 10 台でございます。

次に、5 の事業、契約管理費でございます。決算額は 100 万 5,640 円でございます。概要につきましては、説明書の 20 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費をはじめ、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として徴集する見積書や図面等の作成費用、設計手数料が主な支出となっております。

次に、決算書の 89 ページからの 2 款 1 項 7 目自治振興費の 2 の事業、自治振興費を御覧ください。決算額は 1,671 万 8,492 円でございます。概要につきましては、説明書 45 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに 20 款諸収入、総務費雑入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金の 200 万円でございます。自治振興費でございますが、各自治会による自発的、積極的なコミュニティ活動と自治意識の高揚を図るため、地域の自治組織であります自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金を支出しております。

次に、3 の事業、自治会運営費でございます。決算額は 448 万円でございます。概要につきましては、説明書 46 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的なコミュニティ活動と自治意識の高揚、そして地域の特色が活かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付しております。

次に、決算書 91 ページの 4 の事業、地域施設管理費でございます。決算額は 465 万円でございます。概要につきましては、説明書 47 ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほかに 20 款諸収入、総務費雑入、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー

一・新エネルギー機器導入事業助成金 200 万円でございます。地域施設管理費でございますが、町が所有する施設の指定管理委託料や各自治会が所有するコミュニティ施設に対する補助金が主なもので、コミュニティ活動の拠点施設に対して助成を行うことで適正な管理運営が図られております。

昨年度は、片岡区が所有する片岡会館の照明設備のLED化に対して、大規模地区集会所省エネルギー・新エネルギー機器導入事業費補助金として 200 万円の補助金を交付しております。地球環境に配慮した町づくりを推進するため、県の補助金を活用して交付しております。

次に、5の事業、町内会運営費でございます。決算額は 380 万円でございます。概要につきましては、説明書 48 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会活動の円滑な運営に資するため、1 町内会当たり 20 万円の補助金を交付しております。

次に、6の事業、町内会活動費でございます。決算額は 851 万 9,000 円でございます。概要につきましては、説明書 49、50 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか 16 款財産収入の利子及び配当金収入のふるさと・水と土基金の利子 1,000 円でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、共済会、社会福祉、環境美化、青少年育成と 5 つの分野につきましてコミュニティ活動の補助金として 4 自治会に交付しております。各分野の活動目的を達成するとともに、地域のコミュニティづくりに寄与しております。

次に、決算書 95 ページ、2 款 1 項 10 目人事管理費の 2 の事業、職員福利厚生費を御覧ください。決算額は 390 万 4,887 円でございます。概要につきましては、説明書の 57 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康づくりの推進や心身のリフレッシュを図るためのもので、血液、血圧検査や胃部、胸部のレントゲン検査など、健康診断委託料が主な支出でございます。また、職員の心身のケアを図るため産業医による健康相談を実施し、働きやすい職場環境を整え、職員の健康管理に努めております。

次に、3の事業、臨時職員対策事業費でございます。決算額は 6,408 万 1,020 円でございます。概要につきましては、説明書 58 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。臨時職員対策事業費は、多様化する行政需要に対応するため臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するためのものでございます。臨時職員の賃金をはじめとして必要な雇用保険料、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金などの人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、決算書 97 ページの 4 の事業の職員研修費でございます。決算額は 371 万 1,587 円でございます。概要につきましては、説明書 59、60 ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほかに 14 款国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 16 万 5,000 円と 20 款諸収入、総務費雑入の研修事業助成金 1 万 3,050 円でございます。職員の資質向上と政策形成及び組織運営を担うことができる人材の育成のため研修を行うもので、主なものといたしましては報償費の講師謝礼金、そして研修へ参加するための特別旅費及び研修参加のための負担金でございます。職員が自発的に参加する派遣研修をはじめ、外部講師による全職員を対象としたハラスメント研修を実施しております。ハラスメントにつ

いて正しい知識を身につけ、ストレスのない明るい職場づくりを目指し研修を行いました。また、職階別に研修内容を決め実施し、公務員として法令遵守と全体の奉仕者としての意識を再認識いたしました。

次に、5の事業の人事管理費でございます。決算額は836万136円でございます。概要につきましては、説明書61ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は、必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費をはじめ、適正な人事管理を行うための給与、人事システム委託料などの経費が主なものでございます。昨年度は被災地派遣用として、背部に「吉田町」と印字した防災服を購入しており、福岡県八女市に災害被災地支援に行っておりました。

次に、決算書97ページ、2款1項11目の事務改善対策費、2の事業の情報化推進費を御覧ください。決算額は5,888万3,642円でございます。概要につきましては、説明書の62、63ページを御覧ください。財源内訳としましては一般財源のほか14款国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費の239万1,000円でございます。情報化推進費は行政事務の効率化や行政サービスの一層の向上を図り、行政事務のICT化を推進するため、庁内ネットワークの通信回線等の使用料をはじめ、庁舎内のパソコン及び総合行政システム等の借上げなど、各システムの維持管理経費が主なものでございます。昨年度は県内金融機関の合併に伴い、システムに登録している口座情報等の変更が必要であったためシステム改修を行っております。

次に、決算書99ページ、3の事業、情報公開制度推進費を御覧ください。決算額は304万4,247円でございます。概要につきましては、説明書の64、65ページを御覧ください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報に適正に保護され、適正な事務を執行するために、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例に基づく開示請求に係る必要な事務経費をはじめ、例規集の電算化サポート処理、例規審査のための法制支援業務、そして文書目録管理システムの借上げなどが主な経費でございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。決算書の315ページからの節別支出額明細書を御覧いただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業にあります職員人件費につきましては、この節別支出額明細書で御説明いたします。この節別支出額明細書では、1款議会費から10款教育費までの各項目に対する節ごとの支出金額が掲載されております。このうち、職員人件費に当たる節は、2節給料、3節の職員手当等、4節の共済費となります。

節別支出額明細書の最終ページの335ページを御覧いただきたいと存じます。節別の歳出の合計になっております。

まず、2節の給料でございますけれども、町長、副町長、教育長及び一般職職員の計231人分の給料として7億7,144万3,163円を支出しております。

次に、3節職員手当等でございますが、期末・勤勉手当や時間外手当、通勤手当、扶養手当などの手当として6億1,036万6,203円を支出しております。この手当の合計額の中には議会議員の期末手当も含まれております。

次に、4節共済費でございますが、3億1,468万9,161円を支出しております。この共済費の合計額の中には職員共済費のほか議会議員共済費、臨時職員の社会保険料等も含まれております。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款総務費、1項総務管理費につきまして御説明いたします。

決算書の69ページ、6の事業、行財政構造改革推進事業費を御覧ください。決算額は1万6,467円でございます。概要につきましては、説明書10ページ、11ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、行財政改革や吉田町町づくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認をはじめ、総合戦略の評価等の行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催して行っているもので、9節の旅費と11節の需用費の経常的経費が主なものでございます。令和元年度では町づくりステップアップ行政評価のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価改定、第5次吉田町総合計画後期基本計画及び第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定業務等を本会議で行っております。

次に、決算書71ページ、2款1項3目の財政管理費、2の事業、財政管理費を御覧ください。決算額は326万8,201円でございます。概要につきましては、説明書14ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取組を行っている事業でございます。町の財政運営状況に関しまして常に明確化する必要がありますことから、説明書に記載させていただきましたように、町の広報紙、ホームページ等で広く公表するとともに、町内各地区で開催される町政報告会におきましても御報告をさせていただいております。

次に、決算書79ページの2款1項6目企画費、2の事業、企画調整費を御覧ください。決算額は644万4,405円でございます。概要につきましては、説明書21ページを御覧ください。財源は一般財源のほか諸収入の5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金542万580円でございます。この事業は、企画調査事務全般につきまして他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。令和元年度は平成27年度に策定いたしました吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次吉田町総合計画前期基本計画の最終年度に当たる年でございましたので、それぞれの計画の進捗状況における外部評価をはじめ、併せて令和2年度を始期とします第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次吉田町総合計画後期基本計画の策定に当たっての諮問機関となります総合計画等審議会の開催経費などが含まれるものでございます。令和元年度に特筆すべき事項といたしましては、静岡中部連携中枢都市圏事業におきまして、町内の公共施設の公衆無線LANを整備いたしました。これによりまして周辺市町との連携を図り、交流人口の拡大及び町民の利便性の向上を図るための基盤が整備をされました。

次に、決算書 79 ページ、3 の事業、国際交流推進費を御覧ください。決算額は 140 万 6,900 円でございます。概要につきましては、説明書 22 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、吉田町国際交流協会に対する補助金が主なもので、国際交流協会では町からの補助金を活用し、外国人のための日本語勉強会、地域住民に対する外国語教室、児童・生徒の国際感覚を養成するための小・中学生海外短期派遣事業を実施しております。なお、毎年度 3 月に開催しております地域住民と外国人の総合理解を深めるための異文化交流会は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となっております。

次に、決算書 79 ページから 81 ページの 4 の事業、地域交流費を御覧ください。決算額は 214 万 8,114 円でございます。概要につきましては、説明書 23 ページ、24 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか諸収入の地域づくり推進事業助成金 97 万 9,913 円でございます。この事業は、福岡県八女市との都市間交流事業をはじめ、町内で開催される大規模イベントの開催を促進しまして、交流人口の拡大を図り、もって当町のにぎわいの創出と、併せて町の活性化を図ろうとするものでございます。特に交流人口の拡大と町のにぎわい創出を目的とした吉田カムカム補助金の支出対象事業であります音楽イベントの「頂」、吉田公園クラフトフェア、吉田公園のチューリップまつりでは、毎年継続して開催されておりましたが、町内をはじめ県内外でも認知度が高まってきておまして、各種イベントを通じて毎年 10 万人を超える集客があり、にぎわいが創出されております。令和元年度では 10 月に開催をされました吉田公園クラフトフェアは 3 日間を通じまして 3 万人を超える集客がありましたが、チューリップまつり及び音楽イベント「頂 2020」につきましては、当初は予定どおり令和 2 年度に開催する予定で準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、イベント開催を急遽中止と決定しております。

次に、決算書 81 ページ、5 の事業、男女共同参画推進費を御覧ください。決算額は 37 万 8,785 円でございます。概要につきましては、説明書 25 ページ、26 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか諸収入の地域振興セミナー開催事業助成金 30 万円でございます。この事業は、男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。令和元年度に特筆すべき事項といたしましては、よしだ未来フォーラムにおきまして子供からお年寄りまでの幅広い方々の参加と、特に若い子育て世代が参加しやすいように、2 月 8 日に第 4 回よしだ未来フォーラムを開催いたしました。講師には、「イクメン」という言葉の生みの親であります渥美由喜氏をお招きし、男性の育児をテーマとしました「もっと楽しもうパパの育児」と題しました講演を行っていただきました。子育て世代や若年世代に対して男性の育児参加の重要性を周知することができました。なお、3 月に開催を予定しておりました男女共同参画の企業セミナー「男性の育児参加」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止となっております。

次に、決算書 81 ページ、6 の事業、ふるさと納税推進事業費を御覧ください。決算額は 3 億 734 万 6,141 円でございます。概要につきましては、説明書 27 ページ、28 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、シティプロモーション活動の一環として、ふるさと納税制度を活用して町の特産品のブランド化や子育て支援などの町の施策を PR しながら町の認知度を向上させ、併せて町の魅力を町内外に発信していくための事業費でございます。ふるさと納税の返戻品事業は令和元年度から総務省の許可制となりま

した。許可の期間は1年で、毎年更新が必要となっております。この許可を得るためには、地場産品であること、返戻率は3割以内であること、返戻事業をポータルサイト等に事務委託をする場合は、その委託費及び郵送料を含めて5割以内にするなどなどの基準がありますが、当町はその基準を全てクリアしているものでございます。令和元年度に特筆すべき事項といたしましては、町の新しい基準の下、ふるさと納税制度を実施しておりますが、寄附の窓口となるポータルサイトを増やすなどの対応を行ったところ、平成30年度に比べ3億8,278万円増の6億2,008万5,000円ものご寄附をいただいております。

次に、決算書81ページ、7の事業、生活交通確保対策費を御覧ください。決算額は930万6,154円でございます。概要につきましては、説明書29ページ、30ページを御覧ください。財源は一般財源のほか、5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金598万4,000円でございます。この事業は、地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の二つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議をして補助金を交付することが主なものとなります。令和元年度には島田静波線の1路線に対しまして、吉田町地域間幹線系統確保維持費補助金として、しずてつジャストラインに対しまして212万9,480円を支出しております。令和元年度におきまして特筆すべき事項といたしましては、平成29年度から始まりました静岡中部連携中枢都市圏事業では、都市間交通の利便性の向上を図るため、しずてつジャストラインに補助金を支出し、特急静岡相良線の上り、吉田町役場前のバス停留所にバス利用者のための駐輪場を新たに設置いたしました。これによりまして飽和状態でありましたバス利用者の駐輪場が新たに確保され、利用者の利便性は大いに向上しているものでございます。また、2か年をかけまして住民ニーズに即した当町に最適な公共交通システムの構築を目指した吉田町公共交通網形成計画を策定するため、令和元年度には地域公共交通ネットワークに関する調査業務を行っております。町内での実施調査と町内4地区において住民懇話会を開催し、当町の公共交通の実態と町民ニーズの把握を行い、次年度の計画策定に向けた基礎資料の調査を行っております。

次に、決算書83ページ、8の事業、住民参画推進事業費を御覧ください。決算額は2,930円でございます。概要につきましては、説明書31ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、町民、事業者、行政の協働により住民参画型のまちづくりを推進するための取組を行っておりまして、主な支出は、職員が会議に出席したことのみによる旅費のみとなっております。

次に、決算書83ページ、9の事業、ユニバーサルデザイン推進費を御覧ください。決算額はゼロでございます。概要につきましては、説明書32ページを御覧ください。この事業は予算執行額はございませんが、誰もが利用しやすく、生活しやすい環境づくりを推進するとともに、「広報よしだ」などを通じましてユニバーサルデザインの考え方と普及のための取組を行っております。内部的な事務といたしましては、公益財団法人静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業助成金の活用を促し、片岡会館の照明LED化、障害者自立支援施設「あつまりーナ」のスロープ改修、町立コミュニティ、防災センターのトイレ及び役場1階の女子トイレの改修を行ったほか、「広報よしだ」3月号にそれらの取組を紹介をいたしております。

次に、決算書83ページ、10の事業、コミュニティ施設整備事業費を御覧ください。決算額は250万円でございます。概要につきましては、説明書33ページを御覧ください。財源

はコミュニティ助成事業助成金 250 万円で、全て特定財源でございます。この事業は、コミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取組を行っているものでございます。令和 2 年度は川尻区自治会から要望がありました川尻上組連合会のお祭り時に使用する山車の購入事業が採択をされ、地域コミュニティのさらなる活性化に寄与しております。

次に、決算書 83 ページ、11 の事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費を御覧ください。決算額は 147 万 5,022 円でございます。概要につきましては、説明書 34 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、FM 島田の受信エリア内におけます防災・災害支援情報ネットワークと大井川流域の地域間交流、それから富士山静岡空港の利活用促進を図るための情報ネットワークを構築いたしまして、FM 島田の受信エリア拡大に向けた基盤整備を行うとともに、情報ネットワーク運営の協働の輪を広げることを目的にスタートしたものでございます。毎月、FM 島田の「よしだ s m i l e ラジオ」という放送番組におきまして、町内で開催されます様々なイベントや行政情報等を放送し、町内外に広く情報を発信しております。

次に、決算書 83 ページから 85 ページ、12 の事業、大井川流域交流費を御覧ください。決算額は 55 万 1,000 円でございます。概要につきましては、説明書 35 ページ、36 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、大井川流域の市町が連携し様々な交流を図るとともに、流域全体の振興と発展を図ることを目的としております。これらにつきましては、会議等への出席の旅費のほか、大井川長島ダム流域連絡協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興協議会に係る経費として、それぞれ負担金等を支出しております。なお、大井川長島ダム流域連携協議会の事業のうち、2 月 29 日に開催を予定しておりました長島ダムのり面における植栽イベントは、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となっております。

次に、決算書 85 ページ、13 の事業、吉田町総合計画策定事業費を御覧ください。決算額は 407 万円でございます。概要につきましては、説明書 37 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、町政運営の基本的かつ総合的な指針となります吉田町総合計画の策定に関する事業費になります。令和元年度は 8 年計画であります第 5 次吉田町総合計画基本構想の中間年度に当たるとともに、人口減少社会を克服するため、地方創生に係る総合的な戦略であります吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして最終計画年度となっておりますことから、令和 2 年度を始期としました第 5 次吉田町総合計画後期基本計画及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略第 2 期を策定をいたしました。策定に当たりましては、外部機関であります吉田町総合計画等審議会に諮問し、御議論をいただきながら第 5 次吉田町総合計画との整合性を図った一体的な計画策定を行っております。

次に、決算書 85 ページ、14 の事業、シーガーデンシティ推進事業費を御覧ください。決算額は 26 万 6,162 円でございます。概要につきましては、説明書 38 ページ、39 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、国の総合特区制度の指定を受けました静岡県の富士の国のフロンティアを開く取組となります川尻区内で展開します企業活動維持支援事業と、北区内で展開します物資供給拠点確保事業の 2 事業を包含をいたしましたシーガーデンシティ構想を推進するための総合的な企画、調整及び推進に関する事務を行っております。当町で進めております“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組につき

ましては、県内でもトップの事業進捗でございます。令和元年度は川尻地内の企業活動維持支援事業につきましては順調に建設工事が着手されまして、高島橋の開通式をはじめ、予定された区域内の事業が全て完了した状況でございます。また、シーガーデンシティ構想に関しましては、令和元年度にシーガーデンシティ推進計画川尻工区を策定し、今後の川尻工区におけるシーガーデンの整備指針を示すことができました。

次に、決算書 85 ページ、14 の事業、シーガーデンシティ構想推進事業費、繰越明許を御覧ください。決算額は 172 万 8,000 円でございます。概要につきましては、説明書 40 ページを御覧ください。財源は、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金繰越明許で、全て特定財源でございます。この事業は、シーガーデンシティ構想を事業化するに当たりまして可視化できますジオラマ作成を主とするデザイン作成及びシーガーデンシティ構想推進委員会の事務局補助等業務委託料を次年度へ繰越しをしたものでございます。この繰越事業によりまして作成されたシーガーデン、川尻地区のジオラマは、今後シーガーデンシティ構想の事業化に当たって可視化しやすくなるとともに、皆さんにイメージしやすい資料づくりの基盤として活用できるものとなります。また、この繰越事業によりまして、先ほど御説明いたしました、シーガーデンシティ構想推進計画、川尻工区を併せて策定することができております。

次に、決算書 85 ページから 87 ページ、15 の事業、シティプロモーション事業費を御覧ください。決算額は 4,030 万 5,738 円でございます。概要につきましては、説明書 41 ページから 42 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金 22 万 232 円、県支出金のふじのくに少子化突破戦略応援事業費補助金 775 万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 93 万 4,000 円、諸収入の地域づくり推進事業助成金 252 万 87 円、町イチ！村イチ！2019 出展事業助成金 17 万 5,450 円でございます。この事業は様々なツールを活用し、町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住・定住者の交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。この事業は、大きく六つの事業を実施しておりまして、移住・定住促進事業、シティプロモーション事業、一般社団法人吉田町町づくり公社負担金事業、川根本町・吉田町地域イノベーション推進事業実行委員会負担金事業、吉田町賑わい創出事業、吉田町 PR 部長よし吉を活用した PR 事業と多くの事業を展開しております。令和元年度に特筆すべき事項といたしましては、シティプロモーション事業の中で小山城売店の改装を行い、シラスの窓口としてシラスの販売やよし吉グッズ等の販売をすることで新たなにぎわいの創出を図っております。また、他の事業にもありますが、令和元年度は町制施行 70 周年に当たりまして、式典の様子などを掲載した新聞広告を首都圏に発信し、積極的な町の PR を行っております。さらに、初めての試みでございましたが、「私の好きな吉田町」と題したフォトコンテストを実施し、町内の皆様からたくさんの応募をいただき、町の魅力の再発見にも力を注いでおります。

次に、決算書 87 ページから 89 ページ、16 の事業、地域おこし協力隊事業費を御覧ください。決算額は 748 万 8,687 円でございます。概要につきましては、説明書 43 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、総務省が推奨します地域おこし協力隊を活用しイベントの活性化や情報発信の充実を図りながら、併せて交流人口の拡大と移住・定住の促進を図ろうとする事業でございます。地域おこし協力隊隊員に関する事業費、活動費などが主なものとなっております。こちらは平成 30 年度から新たに事業化した

ものでございます。この事業では、4月当初から2名で活動することができました。情報発信をはじめ、フォトコンテストの実施、移住パンフレットの作成、また70周年記念式典などの動画作成など外部視点と若者の視点から精力的に事業展開を行っていただいております。

次に、決算書89ページ、17事業、町制施行70周年記念事業費を御覧ください。決算額は356万4,053円でございます。概要につきましては、説明書44ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、町制施行70周年を記念した事業で、令和元年11月10日に吉田中学校体育館で開催いたしました。多くの御来賓に御出席いただくとともに、町が取り組む津波防災町づくりに貢献された方々の表彰、全国中学校陸上体育大会で400メートルリレーで日本新記録を打ち出した吉田中学校陸上部の表彰、吉田沙保里氏のビデオメッセージなど70周年を盛大に祝うことができました。

先ほども御説明をいたしました。この70周年事業は町のシティプロモーション活動の一環として読売新聞の一面を使って首都圏に向けて、町の魅力や防災の取組、若い世代の活躍などの情報発信をすることができました。

次に、決算書99ページ、2款1項12目空港対策費、2の事業、空港活用推進費を御覧ください。決算額は90万6,380円でございます。概要につきましては、説明書66ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。空港対策と空港の利活用の両面につきまして、空港周辺市町や他の関係団体と連携をしながら事業を進めているとともに、吉田町空港対策協議会とも連携して事業を進めているものでございます。

以上が2款1項総務管理費に係る企画課関連の事業の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費につきまして、決算書、事項別明細書及び説明書より御説明いたします。

まず、決算書、歳出事項別明細書の72ページ、73ページをお開きください。

2款1項4目、2の事業、出納管理事務費でございます。予算現額186万5,000円に対し支出済額決算額は185万4,961円でございます。概要につきましては、説明書の15ページを御覧ください。執行率は99.5%でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事務事業は、公金の収納及び支払事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。主な支出は、12節役務費の指定金融機関派出手数料などの経常経費が主なものでございます。

以上が会計課に関わる支出でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

防災課からは防災関係の事業につきまして御説明申し上げます。

決算書の90ページから93ページ、2款1項8目防犯対策費の2の事業、防犯対策推進費を御覧ください。決算額は1,004万9,154円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の51ページ、52ページを御覧ください。財源は全て一般財源でござ

ざいます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することにより犯罪のない健全で明るい町を形成することを目的としているものでございます。主な支出といたしましては、防犯町づくり推進協議会を年2回開催したことによります委員報酬、各自治会が行う防犯灯の新設、修繕、移設に関わる整備委託料、LED防犯灯の借上料でございます。

次に、決算書の92ページから95ページ、2款1項9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費を御覧ください。決算額は611万2,624円でございます。概要につきましては、説明書の53ページ、54ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金126万7,000円でございます。地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善を図るとともに、交通安全施設を充実させ交通事故のない安全で安心な町づくりを展開するものでございます。主な支出でございますが、カーブミラーの設置工事及び修繕料、各交通安全関係団体への負担金、補助金の支出でございます。

次に、決算書の93ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。決算額は544万1,194円でございます。概要につきましては、説明書の55ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金478万8,000円でございます。地域住民の交通安全思想の高揚や交通安全マナーの改善を図ることを目的とし、交通安全活動や交通事故防止の推進に従事いただいている交通指導員の活動費でございます。主な支出といたしましては、交通指導員の報酬、出動手当及び交通指導員の活動のための被服費、研修会補助金でございます。

以上が防災課関係の事業の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きます、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

決算書の95ページを御覧ください。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費になります。決算額は498万3,660円でございます。概要につきましては、説明書の56ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。区画線4,707メートル、転落防止柵48メートルなどの安全対策を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、2款総務費2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

2款総務費、2項町税費につきまして御説明申し上げます。

決算書の100ページから103ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費を御覧ください。決算額は3,705万2,058円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書67ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。税務事務の効率化を図ることを目的とし、歳出としては臨時職員賃金、公用車2台の管理費、各種協議会等への負担金、過年度分の還付金等が主なものでございます。

次に、決算書102ページから105ページにかけて御覧ください。2目賦課徴収費、2の事業、賦課徴収費でございます。決算額は4,582万4,396円でございます。概要につきましては、説明書の68ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業費は、課税の適正化及び収納率の向上を図ることを目的としたものでございます。主な支出でございますが、徴収指導員の顧問料、課税徴収に係る業務のための委託料及び滞納整理機構への負担金でございます。また、平成30年度から開始しております町税のコンビニエンスストアでの収納に係る手数料につきまして支出をしてございます。直接納付でのコンビニエンスストア利用率は28.56%でございました。

税務課に係る歳出の説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費につきまして説明申し上げます。

決算書の105ページ、2の事業戸籍住民基本台帳事務費を御覧ください。決算額は3,920万1,541円でございます。概要につきましては、説明書の75ページから78ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか個人番号カード交付事業費補助金等の国庫支出金515万7,000円と人口動態調査費委託金等の県支出金115万8,000円でございます。戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届出書の受理及び各種証明書やマイナンバーカード交付などの事務を行っております。主な支出としましては、5人の臨時職員に対する賃金や住基及び戸籍システムの委託料でございます。また、昨年度は改元に伴うシステム改修及び旧氏記載に係るシステム改修を行いました。

以上が町民課に係る決算内容でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは2款総務費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして御説明いたします。

決算書の109ページの2款4項1目の選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費を御覧いただきたいと思います。決算額72万6,006円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の79ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに15款県支出金の在外選挙事務委託金2,176円でございます。選挙の適正な執

行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資するための電算委託料などが主なものでございます。

次に、決算書の111ページの2款4項2目の明るい選挙推進費の2の事業の明るい選挙推進費でございます。決算額は2万3,824円でございます。概要につきましては、説明書の80ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うための経費が主なものでございます。

次に、2款4項3目の静岡県議会議員選挙費の2の事業の静岡県議会議員選挙費でございます。決算額は401万5,333円でございます。概要につきましては、説明書の81ページを御覧ください。財源内訳としましては、15款県支出金の静岡県議会議員選挙費委託金の401万5,333円でございます。平成31年4月7日執行の静岡県議会議員選挙に係る選挙事務経費で、投開票や期日前投票に従事していただいた方への報酬と職員の選挙事務従事者への手当が主なものでございます。静岡県議会議員選挙の投票率は46.67%、開票所要時間は1時間7分で、適正かつ迅速に選挙事務を行うことができました。

次に、決算書113ページの2款4項4目町長・町議会議員選挙費の2の事業の町長・町議会議員選挙費でございます。決算額は769万8,363円でございます。概要につきましては、説明書の82ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。平成31年4月21日執行の町長・町議会議員選挙に係る選挙事務経費で、投開票や期日前投票に従事していただいた方への報酬と職員の選挙事務従事者への手当、選挙執行に必要な経費が主なものでございます。町長選挙は無投票でございましたが、町議会議員選挙の投票率は44.93%、開票所要時間は1時間36分でございました。適正かつ迅速に選挙事務を行うことができました。

次に、決算書の115ページの2款4項5目参議院議員選挙費の2の事業の参議院議員選挙費でございます。決算額は1,213万9,124円でございます。概要につきましては、説明書の83ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほかに15款県支出金の参議院議員選挙費1,183万2,765円でございます。令和元年7月21日執行の参議院議員選挙に係る選挙事務経費で、投開票や期日前投票に従事していただいた方への報酬と職員の選挙事務従事者への手当が主なもので、昨年度、新たに期日前不在者投票管理システムを導入し、期日前投票事務の効率化を図りました。参議院議員選挙の投票率は49.19%、開票所要時間は3時間33分で、適正かつ迅速に選挙事務を行うことができました。

続きまして、決算書の305ページの13款1項1目普通財産取得費の2の事業の普通財産取得費を御覧ください。決算額はゼロ円でございます。令和元年度におきましては、土地取得事業特別会計からの土地の買戻し実績はございませんでした。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款5項統計調査費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費につきまして御説明いたします。

決算書 117 ページの 2 款 5 項 1 目 2 の事業、統計一般事務費を御覧ください。決算額は 17 万 2,960 円でございます。概要につきましては、説明書 84 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金の県単独統計調査費委託金 3 万 1,000 円と統計調査員確保対策事業費委託金の 1 万 6,000 円でございます。この事業は、統計に係る事務的なものが主で、町の統計要覧の発行が主なものでございます。

次に、決算書 117 ページ、2 款 5 項 2 目の 2 の事業、諸統計調査費を御覧ください。決算額は 181 万 4,041 円でございます。概要につきましては、説明書 85 ページを御覧ください。財源は県支出金の経済センサス調査区管理費委託金 5,000 円、工業統計調査費委託金 32 万 4,000 円、国勢調査調査区設定委託金 16 万 4,000 円、農林業センサス調査費委託金 94 万 5,000 円、経済センサス基礎調査委託金 37 万 3,041 円、漁業センサス調査委託金 3,000 円で、全て特定財源でございます。この事業は、国・県関連の統計に係る事務費、活動費などの事務費が主なものでございます。

令和元年度に特筆すべき事項といたしましては、令和元年度には総務省が所管します経済センサス基礎調査、経済産業省所管の工業統計調査、農林水産省所管の農林業センサスを実施しております。また、令和 2 年度には国勢調査、工業統計が予定をされておりまして、その準備事務を一部行っております。

次に、決算書 303 ページ、12 款 1 項 1 目 2 の事業、公債費元金を御覧をいただきたいと思っております。決算額は 9 億 9,550 万 6,037 円でございます。概要につきましては、説明書 324 ページ、325 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。起債償還元金でございますが、借入先ごとの償還額及び借入残高につきましては、説明書の 325 ページのとおりでございます。また、それぞれの推移につきましても、通常分と津波防災対策分とそれぞれ分類して集計をしております。なお、総計といたしまして、平成 30 年度末の現在高は 110 億 7,904 万 4,000 円、令和元年度償還元金額は 9 億 9,550 万 6,000 円、令和元年度借入金額は 7 億 3,163 万 7,000 円、令和元年度末の現在高は 108 億 1,517 万 5,000 円でございます。

次に、決算書 303 ページから 305 ページ、12 款 1 項 2 目 2 の事業、公債費利子を御覧ください。決算額は 7,294 万 679 円でございます。概要につきましては、説明書 326 ページ、327 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。起債償還利子につきましては、説明書の 327 ページに借入先ごとの償還利子額の一覧表を、元金に係る通常分と津波防災分とそれぞれ分類して掲載をしております。令和元年度は、償還利子額 7,294 万 1,000 円、159 本の起債につきまして利子を償還しております。

次に、決算書 303 ページ、12 款 1 項 3 目、2 の事業、公債諸費を御覧ください。決算額はゼロでございます。この事業は、地方債の発行や発行後における償還事務などの債務管理に関する経費、金融機関に対する元利金の支払い事務手数料などが計上されるものですが、予算執行及び当該事業執行がありませんでした。

次に、決算書 307 ページ、13 款 2 項 1 目の 2 の事業、財政調整基金費を御覧ください。決算額は 3 億 3,818 万 2,000 円でございます。概要につきましては、説明書 330 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか財産収入、財政調整基金 10 万 7,533 円でございます。基金の財源は財政調整基金の基金利子 10 万 7,533 円を含めまして、一般財源を加えて基金を積んでおります。令和元年度末の基金残高は 14 億 7,828 万 4,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページ、3 の事業、減債基金費を御覧ください。決算額は 3,070 円でございます。概要につきましては、説明書 331 ページを御覧ください。財源は財産収入の減債基金 3,070 円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、公債費対策のための償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金でございます。説明書 331 ページ下の表でございますとおり、取崩し額はゼロ、積立額は 3,000 円でございますので、令和元年度末の基金残高は 3,073 万 2,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページ、4 の事業、環境保全基金費を御覧ください。決算額は 596 円でございます。概要につきましては、説明書 332 ページを御覧ください。財源は財産収入の環境保全基金 596 円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定をされました目的基金で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を確保することに寄与することを目的として設けられた基金でございます。説明書 332 ページの下の表にありますとおり、取崩し額はゼロ、積立額は 1,000 円となりますので、令和元年度末の基金残高は 597 万 3,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページ、5 の事業、小・中学校建設基金費を御覧ください。決算額は 5 万 2,427 円でございます。概要につきましては、説明書 333 ページを御覧ください。財源は財産収入の小・中学校建設基金 5 万 2,427 円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定された目的基金で、吉田町立小・中学校建設資金積立てのために設けられた基金でございます。説明書の 333 ページの下の表にありますとおり、取崩し額はゼロ、積立額が 5 万 2,000 円でございますので、令和元年度末の基金残高は 1 億 8,998 万 1,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページ、6 の事業、教育振興基金費を御覧ください。決算額は 19 万 8,587 円でございます。概要につきましては、説明書 334 ページを御覧ください。財源は財産収入の教育振興基金 6,087 円の基金利子収入と諸収入の貸付金元金収入の現年度分 12 万 2,500 円、過年度分 7 万円で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定された目的基金で、吉田町の教育の振興を図るため設けられた基金でございます。説明書 334 ページの下の表にありますとおり、取崩し額は 150 万円、積立額は 19 万 9,000 円でございますので、令和元年度末の基金残高は 6,031 万 9,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページ、7 の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費を御覧ください。決算額は 1 億 5,508 万 4,136 円でございます。概要につきましては、335 ページを御覧ください。財源は、ふるさとよしだ寄附金基金 8 万 4,136 円と寄附金のふるさとよしだ指定寄附金 1 億 5,500 万円で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定されました目的基金で、ふるさと納税制度によります吉田町を応援するために寄せられました寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿いました施策に要する経費の財源に充てるために設けられた基金でございます。説明書 335 ページの下の表にありますとおり、取崩し額は 1 億 1,652 万 5,000 円、積立額が 1 億 5,508 万 4,000 円でございますので、令和元年度末の基金残高は 2 億 697 万 8,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページから 309 ページ、14 款 1 項 1 目の 2 の事業、予備費を御覧ください。予備費につきましては、当初予算で 2,000 万円を措置し、1,000 万円を補正させていただきました。2,033 万 4,000 円を充用いたしまして、予算現額の 966 万 6,000 円はそのま

ま不用額となりました。なお、充用先につきましては、説明書 336 ページに記載してありますとおりでございます。

以上が企画課からの 2 款 5 項統計調査費、12 款公債費、13 款諸支出金及び 14 款予備費の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書 118 ページ、119 ページ及び説明書の 86 ページ、87 ページを併せて御覧ください。

2 款 6 款 1 目 2 の事業、監査委員費でございます。支出済額は 120 万 9,257 円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は監査委員報酬となっております。平成 27 年 4 月 1 日に施行いたしました吉田町監査委員監査基準にのっとりまして公正で能率的な監査を行いました。なお、令和元年度は総務大臣が示した監査基準案を参考に、新たな吉田町監査基準を令和 2 年 3 月 26 日に制定いたしました。

以上、監査委員費の概要でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

決算書の歳出事項別明細書 302 ページ、303 ページを御覧ください。12 款公債費、1 項公債費、2 目利子の 2 の事業、公債費利子を御覧ください。この中に当課に関わります一時的な資金不足に対応するための一時借入金償還利子がございますが、令和元年度は一時借入を行わなかったことから予算執行はございませんでした。

以上が会計課に関わるものでございます。

○議長（増田剛士君） 次に、3 款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは決算書の 118 ページからの 3 款民生費から説明をさせていただきます。

決算書の 121 ページ、2 の事業、福祉総務費を御覧ください。決算額は 202 万 9,169 円でございます。概要につきましては、説明書の 88 ページを御覧ください。財源は一般財源のほかに国庫支出金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金と県支出金、緊急地震津波対策等交付金でございます。社会福祉業務に係る庶務的な事業で臨時職員に係る経費と公用車の車検に係る経費に加え、令和元年度は要配慮者避難支援事業電算処理委託料が主なものでございます。

次に、3 の事業、民生児童委員活動費でございます。決算額は 634 万 7,103 円でございます。概要につきましては、説明書の 89 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金の民生委員協議会費負担金、民生委員・児童委員協力負担金と民生委員法に基づく事務の権限委譲事務交付金でございます。民生委員・児童委員の活動に係る事業費で、50 人の民生委員・児童委員と 3 人の主任児童委員合わせて 53 人の活動費、それと県の新規事業で民生委員協力員 2 人の活動費です。

次に、決算書 123 ページ、4 の事業、戦没者追悼事業費でございます。決算額は 64 万 1,548 円でございます。概要につきましては、説明書の 90 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。令和元年度は 10 月 4 日に学習ホールにて戦没者追悼式を実施し、約 150 人の方に参加していただきました。追悼式に係る記念品と祭壇設営に係る委託料が主なものでございます。

次に、5 の事業、社会福祉協議会補助金でございます。決算額は 3,465 万 7,370 円でございます。概要につきましては、説明書の 91 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図るため、事務局人件費のほか、相談事業、民生・児童委員活動事業、福祉団体に対する助成事業などがございます。

次に、6 の事業、福祉介護手当支給事業費でございます。決算額は 226 万円でございます。概要につきましては、説明書の 92 ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほかに 16 款財産収入の利子及び配当金収入にあります地域福祉基金でございます。常時介護の必要な方を 3 か月以上在宅で介護している介護者に対し月額 1 万円を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担の軽減を図っております。令和元年度は延べ 226 人分の家族の方に支給をしております。

次に、7 の事業、地域福祉計画策定事業費でございます。概要につきましては、説明書の 93 ページを御覧ください。吉田町総合計画を上位計画とする地域福祉計画の進捗状況確認のため委員会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を延期し支出はございませんでした。

次に、決算書の 127 ページ、3 款 1 項 4 目老人福祉費、2 の事業、老人福祉対策費でございます。決算額は 12 万 9,248 円でございます。概要につきましては、説明書の 98、99 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源です。高齢者福祉事業の経常的経費のほかに介護保険の対象にならない給付対象外の在宅福祉事業である日常生活用具貸与給付事業がございます。なお、平成 30 年度まで一般会計で支出しておりました高齢者移動支援事業、ワンコインサービス 500 事業が介護保険特別会計にて支出することができるようになったことから、こちらの老人福祉対策費は昨年と比較し減額されております。

次に、3 の事業、敬老事業費でございます。決算額は 340 万 2,773 円でございます。概要につきましては、説明書の 100 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。令和元年度は 9 月 10 日に記念品贈呈を行い、町内在住の 80 歳以上の高齢者 2,331 人が対象で、記念品の配布を行い、94.2%の配布状況でした。長寿者へのお祝いとして、100 歳の方 6 人、最高齢者 104 歳の女性の方には町長によりお祝い訪問をしております。また、米寿の方へは誕生月に記念写真等を贈呈させていただきました。

次に、4 の事業、社会福祉施設管理費でございます。決算額は 5,796 万 8,310 円でございます。概要につきましては、説明書の 101 ページ、102 ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほかに健康福祉センターの使用料、地域介護福祉空間設備等、施設整備交付金、健康福祉センターにおける自動販売機電気料、携帯電話無線基地局施設電気料、基地局設備電気料、電話使用料でございます。当課が所管する施設の指定管理委託料、相寿園管理組合負担金が主なものでございます。令和元年度は地域介護福祉空間設備等施設整備費補助

金をアサヒサンクリーングループホームの非常用自家発電設備整備について支出されました。

次に、決算書 129 ページ、5 の事業、老人保護措置費でございます。決算額は 485 万 740 円でございます。概要につきましては、説明書の 103 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに老人施設入所者負担金でございます。環境上の理由や経済的、家族からの虐待などで 65 歳以上の高齢者が在宅で生活が困難になった場合に養護老人ホームへ措置するもので、2 人の方が入所されております。

次に、6 の事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。決算額は 960 万 870 円でございます。概要につきましては、説明書の 104 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金の老人クラブ活動費補助金でございます。町さわやかクラブへの活動費補助金やシルバー人材センター運営費補助金などがございます。高齢者の社会参加と健康維持が図られるよう、さわやかクラブの活動の支援を行っております。また、高齢者の就労機会の増大と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センターへの支援を行っております。

7 の事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。概要につきましては、説明書の 105 ページを御覧ください。高齢者が地域社会から孤立することなく、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、行政、地域、民間企業などが協力して高齢者を見守り支援する高齢者見守りネットワークでございますが、令和元年度ネットワーク協力事業所は 47 事業所となりました。高齢者見守りネットワーク連絡会を令和元年 11 月 18 日に開催し、協力事業所の方々には認知症サポーター養成講座を受講していただきました。そのため支出の講師謝礼金等はございませんでした。

次に、8 の事業、独り暮らし高齢者等対策事業費でございます。決算額は 3 万 4,956 円でございます。概要につきましては、説明書の 106 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに配食サービス利用料でございます。配食サービスは一般会計と介護特別会計双方で事業を行っており、一般会計では食事の調理が困難な 65 歳未満の方で、障害のみの世帯の方お 1 人が御利用されております。

次に、決算書 131 ページ、9 の事業、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定事業費でございます。決算額は 130 万 5,948 円でございます。概要につきましては、説明書の 107 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。令和 2 年度に高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定を行いますためアンケート調査を令和元年度に行いました。

次に、3 款 1 項 5 目心身障害者福祉費、2 の事業、心身障害者福祉費でございます。決算額は 151 万 800 円でございます。概要につきましては、説明書の 108 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金、心身障害者扶養共済事務費委託料と諸収入、心身扶養共済保険料でございます。身体・知的・精神の 3 障害の相談員への報償金と心身障害者扶養共済納付金が主なものとなっております。

次に、3 の事業、心身障害者更生援護費でございます。決算額は 4,670 万 1,704 円でございます。概要につきましては、説明書の 109 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金の重度障害者医療費助成事業費でございます。重度障害者医療費助成が主な事業となっており、身体障害者手帳の 1 級、2 級及び 3 級の内部障害、療育手帳 A の所持者を対象とした医療費給付事業で、重度障害の方の経済的負担の軽減が図られております。

次に、4の事業、心身障害者施設等負担金でございます。決算額は2,418万7,120円でございます。概要につきましては、説明書の110ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。障害児の自立のために必要な訓練や指導を受ける施設への負担金で、島田市にあります駿遠学園には1人の児童が入所しており、牧之原市のつくしの家には定期利用者が16人、週に一、二回の利用者が4人通所しており、自立に向けた訓練を受けております。

次に、決算書の133ページ、5の事業、心身障害者自立支援事業費でございます。決算額は5億4,579万5,116円でございます。概要につきましては、説明書の111ページ、112ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金で、障害者・障害児への自立支援に対する負担金、地域自殺対策強化事業費補助金等でございます。身体・知的障害者・児の自立と社会参加を促進するための事業で、主に扶助費でございます。障害者の日中活動を支援する生活介護や障害者の自立や就労への支援を行う就労支援などのサービスがございます。障害児へのサービスとしては、放課後デイサービスや児童発達支援がございます。

次に、決算書の135ページ、6の事業、障害者自立支援施設管理事業費でございます。決算額は436万116円でございます。概要につきましては、説明書の113ページを御覧ください。財源は一般財源のほか20款の諸収入、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金でございます。吉田町総合障害者自立支援施設あつまりーナの指定管理者への管理委託料と令和元年度は施設整備費として西側スロープの改修工事を行っているものです。

次に、7の事業、地域生活支援事業費でございます。決算額は2,576万4,882円でございます。概要につきましては、説明書の114ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金、そして諸収入の訪問入浴サービス利用料でございます。地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援するための事業で、手話通訳や要約筆記者派遣事業、入浴サービス、相談支援事業、日中活動の場として提供する地域活動支援センター事業委託、移動支援事業、日中一時支援事業、紙おむつやストーマ装置を給付する日常生活用具給付事業などがございます。令和元年度より成年後見推進委員会を立ち上げ、市民後見推進会議を実施しております。

次に、決算書137ページ、6目の人権・地域改善事業費、2の事業、人権・地域改善費でございます。決算額は35万9,710円でございます。概要につきましては、説明書の115ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金の人権問題啓発事業費でございます。人権・地域改善費は、差別のない社会の実現を目指し人権啓発活動を行っており、令和元年度は人権啓発として人権教育後援会やリーフレットの全戸配布を行っております。

次に、3の事業、神戸西会館運営費でございます。決算額は379万9,220円でございます。概要につきましては、説明書の116ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに神戸西会館使用料、県支出金の神戸西会館運営費補助金でございます。神戸西会館運営費は、差別のない社会を実現するための拠点として設置している神戸西会館の管理運営に係る費用、そして臨時職員賃金等を主とした事業でございます。また、地域との交流を図るため、ヨガ、健康体操、生け花など教養講座を開催し、地域交流活動を広めております。

次に、決算書の139ページ、7目介護保険費、2の事業、介護保険事業会計繰出金でございます。決算額は2億8,803万1,920円でございます。概要につきましては、説明書の117ページ、118ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに国庫・県支出金の低所得者保険料軽減負担金でございます。介護保険事業会計繰出金は、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金があり、介護給付費繰出金は保険給付費の12.5%、地域支援事業繰出金は介護予防事業が12.5%、包括的支援任意事業費は19.25%の割合で一般会計から繰出しを行っております。事務費繰出金は介護保険事業に関する事務費については町の一般財源で補うこととされていることから、介護保険事業会計の1款の総務費予算額から国庫補助金を差し引いた額を繰出金としております。

次に、3の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。決算額は22万1,983円でございます。概要につきましては、説明書の119ページを御覧ください。財源は一般財源のほかに県支出金の介護保険利用者負担軽減措置事業費でございます。社会福祉法人が低所得者で特に生計が困難である者に対し利用者負担の軽減を行った場合に、町から法人に対して補助を行っております事業であります。令和元年度の軽減対象者は9人でした。また、県補助金等返還金は、平成30年度の精算として県に返還したものでございます。

次に、少し飛びまして、決算書の164ページ、165ページの3款3項1目生活保護費、2の事業、生活保護費で、決算額は600円でございます。概要につきましては、説明書の140ページを御覧ください。財源は全て一般財源で、行旅人扶助費でございます。

次に、3款4項1目災害救助費、2の事業、災害救助費でございますが、支出はございませんでした。概要につきましては、説明書の141ページを御覧ください。

以上、福祉課から説明を申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきまして説明申し上げます。

決算書の125ページ、2目国民年金事務費の2の事業、国民年金事務費を御覧ください。決算額は59万9,467円でございます。概要につきましては、説明書の94ページ、95ページを御覧ください。財源は全て国庫支出金の国民年金事務費委託金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続を行っており、電算処理委託料や需用費等の経常経費の支出でございます。

続きまして、決算書の125ページから127ページにかけての3目国民健康保険費の2の事業、国民健康保険事業会計繰出金を御覧ください。決算額は1億3,782万4,884円でございます。概要につきましては、説明書の96ページ、97ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金の2,474万2,000円と県支出金の6,668万8,000円でございます。国民健康保険の事業を円滑かつ適正に運営するため、国民健康保険事業特別会計へ繰り出したものでございます。低所得者に対する軽減対策の保険基盤安定繰出金が主なものでございます。

以上が町民課に係る決算内容でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

初めに、2項1目児童福祉総務費でございます。決算書の141ページ、説明書120ページ、2の事業、児童福祉費を御覧ください。決算額は935万4,882円でございます。財源内訳といたしましては県支出金が225万8,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、子供たちの成長、子育ての喜びを地域全体で実感できる町づくりを進めるための事業で、主な支出といたしましては、1節報酬は子ども・子育て会議の委員報酬で、令和元年度は会議を2回開催させていただきました。13節委託料は平成30年度に実施をいたしましたアンケート結果を基に、子育て支援の需要と供給を計画値として表す子ども・子育て支援事業計画策定に係る委託料でございます。20節扶助費は県支出金ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金を活用し、平成29年度からスタートいたしております吉田町出産祝い金でございます。第2子を出産した74名に5万円、第3子以降を出産した32人に10万円のお祝い金をお出ししております。

次に、決算書141ページ、説明書121ページ、3の事業、児童虐待防止事業費でございます。決算額は227万8,676円でございます。財源は国庫支出金が92万6,000円、県支出金が92万5,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、健全育成上の指導、見守りを行い、子供の安全を確保する事業で、主な支出は、1節報酬は要保護児童対策地域協議会の開催に伴う委員報酬、7節賃金は子供の育児問題やDV等の相談、家庭訪問等を行っている家庭相談員1名分の賃金でございます。当初予算では、増加する相談業務に対応するために臨時職員の予算を2名分頂き、年度中募集を行っていましたが、結果は1名の採用のみでございます。したがって執行率は低い状況でございますが、再任用職員の配置により業務を補うことができっております。

次に、決算書143ページ、説明書122ページ、4の事業、ひとり親家庭対策事業費を御覧ください。決算額は503万3,587円でございます。財源は県支出金が241万5,000円、残りが一般財源でございます。この事業は、ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るための事業で、主な支出といたしましては、20節扶助費で、母子家庭等医療費、ひとり親家庭就学支援事業費でございます。平成30年度に比べ母子医療の対象者となる保護者と子供の数は11人減少した259人、小学校1年生に入学する際のランドセル及び学校指定用品購入者は4人減少した13人でございました。

次に、決算書143ページ、説明書123ページ、5の事業、子供発達支援事業費を御覧ください。決算額は2,318万3,186円でございます。財源は、子供発達支援事業所利用者負担金や国保連から収入されます児童発達支援事業収入などで全て賄われております。この事業は、児童の発達に応じた少人数での療育を提供し、児童の自立、対人関係、コミュニケーションを改善するためのもので、主なものとしまして、7節賃金は臨時職員賃金7人分、13節委託料は子供の発達チェックや保護者の相談指導等について専門知識を有した職員が保育園、幼稚園を訪問し、子供と保護者へ働きかけをする心理士・児童相談員派遣委託料でございます。18節備品購入費の中の避難用カートは、万が一のとき、いち早く子供たちを安全な場所に避難するためのもので、県支出金、地震津波対策等減災交付金を活用し購入させていただきました。また、支援事業所の事業として、他の園と同じように毎日通う定期通園の子供たちが19人、保育園や幼稚園に通う子供たちが週一度だけ通園する並行通園や親子通園を利用した子供たちが18人でございました。

次に、決算書 145 ページ、説明書 125 ページ、6 の事業、こども医療費助成事業費を御覧ください。決算額は 1 億 3,616 万 9,534 円でございます。財源は県支出金 3,712 万 8,000 円、その他に分類される静岡県町村自治振興協会から頂く交付金が 100 万円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、18 歳までの子供を持つ保護者の経済的負担の軽減を図り、適切な治療を受けさせるための事業で、平成 30 年 10 月から対象年齢を引き上げて実施しております。主な支出内容でございますが、12 節役務費はこども医療費の受給者証を発送するための郵送料や医療費支払事務手数料として国保連に支払う費用、20 節扶助費は保険診療に要した自己負担分の支払いでございます。4 月時点のこども医療の対象者は 5,107 人ございました。

次に、決算書 145 ページ、説明書 126 ページの 7 の事業、ファミリーサポート事業費を御覧ください。決算額は 246 万 4,871 円でございます。財源は国庫支出金が 68 万 3,000 円、県支出金が 66 万 6,000 円、そして残りが一般財源でございます。本事業は、令和元年度から予算事業を設定し執行いたしました。主な内容でございますが、1 節賃金は、子供の預かり等を依頼するリクエスト会員と支援するサポート会員をマッチングする職員の賃金 1 名分でございます。ファミリーサポートセンターの会員数につきましては、年度末時点でサポート会員 19 人、リクエスト会員 85 人、両会員 4 人の合計 108 人でございます。平成 30 年度の同時期と比較しますと、リクエスト会員が 11 人増加しております。事業の実績といたしましては、27 件でございます。町ではファミリーサポートの会員数を増加させるために民生委員・児童委員協議会におきまして事業説明をしたり、放課後児童クラブに入所する保護者にチラシを配布したり、PR 活動を実施いたしました。

続きまして、2 目児童措置費でございます。決算書 147 ページ、説明書 127 ページ、2 の事業、児童手当費を御覧ください。決算額は 4 億 9,526 万 786 円でございます。財源は国庫支出金が 3 億 4,483 万 8,000 円、県支出金が 7,525 万 3,000 円、残りが一般財源でございます。この事業は、子供の健やかな育成を社会全体で応援するために、中学校を終了するまでの子供を育てる保護者に児童手当を支給するもので、主な支出は 20 節扶助費でございます。この児童手当はゼロ歳から 3 歳未満までの児童に対し月額 1 万 5,000 円、3 歳から小学校修了前の第 1 子及び第 2 子の児童に対し月額 1 万円、第 3 子は 1 万 5,000 円、中学生は月額 1 万円、高所得者の方が該当する特例給付者は月額 5,000 円の支給を年 3 回行っております。なお、こども医療費同様、対象年齢の子供の減少により、平成 30 年度と比較し、20 節扶助費の児童手当は 1,864 万 5,000 円減少しております。

次に、3 目保育所費でございます。決算書 149 ページ、説明書 128 ページ、2 の事業、保育園管理費を御覧ください。決算額は 2 億 4,316 万 1,381 円でございます。財源は、国庫支出金が 4,502 万 9,000 円、県支出金が 2,163 万 6,000 円、その他に分類される利用者から頂いた利用料やふるさと納税寄附金からの繰入金等が 606 万 5,000 円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、共働き家庭等の支援としての保育サービスなどを行う費用で、主な支出でございますが、7 節賃金は臨時保育士 49 人、臨時給食員 13 人、保育補助員 7 人、一般事務員 3 人の支払い額、13 節委託料は保育士確保のための人材派遣委託料、保育園遊具点検のための委託料、保育料算定のための委託料、20 節扶助費は子ども・子育て支援法に基づいた施設に当町の子供が入園している場合に支払う給付費でございます。令和元

年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしましたので、施設型給付費が増額し、施設等利用給付費の支払いも始まっております。

129ページには保育園の状態を記載させていただきました。保育所措置人数でございますが、定員590人に対しまして520人の子供たちを受入れし、入所率は88.14%でございます。また令和元年度も保育士補助員や一般事務員を採用し、保育士の負担軽減を図りながら待機児童を出すことなく終了することができました。

次に、決算書151ページから157ページ、説明書は130ページから133ページ、各保育園の運営費になります。

まず、説明書130ページの3の事業、さくら保育園運営費の決算額は1,788万3,570円でございます。財源は、国庫支出金が18万5,000円、その他に分類される利用者から頂く負担金等が818万3,000円、そして残りが一般財源でございます。平成30年度との違いといたしまして、令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策を図るため国庫支出金の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、マスク、除菌スプレーなどを購入いたしました。なお、さくら保育園以外の園についても同様に実施しております。

説明書131ページ、4の事業、すみれ保育園運営費の決算額は2,468万9,121円でございます。財源は、国庫支出金が17万7,000円、その他に分類される利用者から頂く負担金等が818万3,000円、そして残りが一般財源でございます。すみれ保育園は定員150人に対し173人の受入れで、入所率は115.33%ございました。定員に対しまして100%を超えてしまっているわけですが、床面積から算定した受入れ人数は235人まで受入れが可能となっております。また、厚生労働省児童家庭局保育課長からの通知の中で、定員の20%まで受入れが認められておりますので、すみれ保育園の場合は180人まで受入れすることが可能となっております。

説明書132ページの5の事業、さゆり保育園運営費は、決算額が1,861万1,294円でございます。財源は、国庫支出金が11万3,000円、その他に分類される利用者から頂く負担金等が818万3,000円、そして残りが一般財源でございます。

決算書133ページの6の事業、わかば保育園運営費の決算額は2,441万3,084円でございます。財源は、国庫支出金が11万2,000円、その他に分類される利用者から頂く負担金等が818万3,000円、そして残りが一般財源でございます。

続きまして、4目児童館費でございます。決算書159ページ、説明書134ページ、2の事業、児童館運営費を御覧ください。決算額は868万4,539円でございます。財源は、その他に分類される利用者から頂く材料代が4万1,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかな育成を促すための費用で、主な支出でございますが、7節賃金は児童厚生員2名の賃金、11節需用費は事務用消耗品や子供たちが使う工作の材料などがございます。18節備品購入費は、児童館に設置してありますトランポリンの安全を確保するためにマットを購入させていただきました。なお、他の事業から予算を流用しトランポリンと浄化槽の緊急的な修繕を実施させていただいております。

次に、決算書161ページ、説明書135ページの3の事業、放課後児童健全育成事業費を御覧ください。決算額は6,785万9,062円でございます。財源は、国庫支出金が1,660万8,000円、県支出金が1,508万4,000円、その他に分類されます利用者から頂くクラブ徴収

金、施設維持管理料などが2,257万6,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、共働き家庭において子供の居場所を提供し、子育てしやすい環境の整備を図るための費用でございます。主な支出でございますが、7節賃金はクラブの支援員31人分の賃金でございます。11節需用費は、クラブ運営に関する消耗品や子供たちのおやつ等の費用でございます。令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策といたしまして除菌スプレー等の購入や小学校の休校等にクラブを開所し対応した職員の賃金などが発生しておりますけれども、国庫支出金、地域子ども・子育て支援事業費交付金を活用し対応しております。136ページには放課後児童クラブの内容を掲載いたしました。

平成30年度にクラブを建設いたしましたので、令和元年度の4月から住吉小学校区では3クラブ、中央小学校区では4クラブ、自彊小学校区では4クラブ、合計11クラブを運営しております。クラブ数の増加に合わせてクラブの入所要件を緩和しましたので、児童数や支援員の数も増えております。なお、利用料は児童1人当たり月額7,000円ですが、第2子は5,000円、第3子は無料と子育てしやすい環境を整えさせていただいております。

次に、決算書163ページ、説明書137ページ、4の事業、地域子育て支援拠点事業費を御覧ください。決算額は531万3,610円でございます。財源は、国庫支出金が172万4,000円、県支出金が175万3,000円、その他に分類されます利用者から頂く材料料が8,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、子育てに関する不安を解消し、子育て世帯の交流の場を提供するための費用でございます。主な支出でございますが、7節賃金は、支援センターに勤務する延べ4人分の職員に払った賃金、18節備品購入費は、センター内に敷いておりますマットの購入費でございます。核家族化が進み子育てを1人で行うことへの不安、ネットや雑誌等の手に触れる情報が多過ぎて、子供の発達の遅れや戸惑いなど、母親が心身ともに疲れ、悩んでしまうことのないよう、サポートやリフレッシュを提供しております。

次に、決算書163ページ、説明書138ページ、5の事業、子ども会育成連合会助成事業費を御覧ください。決算額は40万円でございます。財源は全て一般財源でございます。この事業は、児童に健全な遊びを与え、地域ぐるみで子育て支援を行うために、町から子ども会育成連合会へ補助金を支給しているものでございます。子ども会の活動として、小学校区の垣根を超えたドッジボール大会等を実施いたしました。

次に、5目児童厚生施設整備費の2の事業です。決算書163ページ、説明書139ページを御覧ください。決算額は29万1,400円でございます。財源は全て一般財源でございます。この事業は、地域における健全な遊びの場の提供と環境整備を図るための費用でございます。主な支出は維持管理費でございます。11節需用費は、例年の水道代に加え遊具の修繕等を行いました。13節委託料は遊具の点検費用でございます。

こども未来課からの説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 零時55分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして説明申し上げます。

決算書の167ページから169ページの1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費を御覧ください。決算額は798万3,419円でございます。概要につきましては、説明書の142ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、当課が行う保健衛生事業の総務管理及び保健センター施設の維持管理を行うもので、主な支出は臨時職員賃金、電算システムの保守料としての電算処理業務委託料でございます。

次に、決算書の169ページ、3の事業、救急医療対策事業費を御覧ください。決算額は703万7,364円でございます。概要につきましては、説明書の143ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように地域の救急医療体制を維持するとともに、町民の皆様が救急医療に対する理解を深めていただくための啓発等を行う事業でございます。支出は全て負担金でございます。夜間・休日の救急医療体制は、北榛原地域を中心とした近隣市町と連携し3体制を確保しております。その運営及び事業実施に当たっては、事業の内容、必要経費に対する各市町の負担割合等について関係市町と協議し、各市町が負担金を支出することにより救急医療体制を維持することができております。

次に、4の事業、榛原病院負担金を御覧ください。決算額は3億9,394万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の144ページと145ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、町民の皆様が地域において質の高い医療を受けることができるように、榛原総合病院の経営の健全化を図るため、病院組合に対する負担金を支出しております。令和元年度の吉田町の負担割合は33.385%でございました。

次に、6の事業、災害時医療救護対策事業費を御覧ください。決算額は13万1,052円でございます。概要につきましては、説明書の147ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金4万2,000円とその他1万4,000円でございます。この事業は、大規模地震等の災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的としており、救護所運営に必要な物品を購入するとともに、医療救護訓練の実施、研修会への参加等を通して関係機関との連携体制の整備を進めております。

次に、決算書の169ページから171ページ、7の事業、地域医療対策事業費を御覧ください。決算額は6万6,273円でございます。概要につきましては、説明書の148ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、地域の医療機関、住民、行政等関係機関が連携し、身近な地域で安心して医療が受けられる地域医療体制を整備することを目的としております。主に吉田町と牧之原市の住民有志で構成する地域医療を支える「はいなんの会」の主体的な活動を支援しております。令和元年度は県中部健康福祉センターの志太榛原圏域医療介護一体改革総合啓発事業リレー研修の一環として、県、牧之原市、当町が共催、地域医療を支えるはいなんの会が主催で、学習ホールを会場に地域医療講演会

を開催いたしました。講師には大阪医科大学附属病院総合診療科課長の鈴木トミオ先生をお招きし、「住み慣れた地域で生き生きと暮らすために」という演題で御講演いただきました。

次に、決算書の171ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。決算額は8,802万4,480円でございます。概要につきましては、説明書149ページから152ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金が2件、201万8,730円と、そのほかはふるさとよしだ寄附金基金繰入金308万8,000円でございます。この事業は、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種とそれ以外の任意接種に係る予防接種費助成事業をとともに実施しております。主な支出は、定期予防接種の個別接種に係る予防接種委託料でございます。予防接種法に規定された定期予防接種のうち、乳幼児・児童等が対象となるA類疾病の予防接種はほぼ90%以上の実施率を維持しております。令和元年度に開始された国の風疹の追加的対策は、過去に風疹の予防接種を法的に受ける機会がなかった年代の男性を対象に、市町村が実施主体となり風疹の抗体検査及び予防接種を3年間の時限つき措置で実施するもので、初年度の令和元年度の実施状況につきましては、全国的に見込みより低い実施率となり、当町においても、国・県同様に低い実施率となっております。

次に、決算書の177ページから179ページ、5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費を御覧ください。決算額は5,525万127円でございます。概要につきましては、説明書の165ページから167ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金が4件、273万7,595円、県支出金が5件、77万7,798円、その他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金525万8,000円、徴収金が53万975円でございます。この事業は、妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業、各種助成事業を実施しており、主な支出は乳幼児・妊婦健診委託料等の委託料、不妊治療費、妊娠出産等応援パッケージ助成費等の扶助費でございます。不妊治療費助成のうち特定不妊治療費助成は36件、妊娠出産等応援パッケージ助成は206人の方に助成いたしました。

次に、決算書の179ページから181ページ、3の事業、妊娠・出産包括支援事業費を御覧ください。決算額は166万1,834円でございます。概要につきましては、説明書の168ページと169ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金2件、78万2,000円、県支出金41万8,000円、その他として徴収金1万2,000円でございます。この事業は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための拠点である子育て世代包括支援センターを中心とした関係事業で、主な支出は、看護師等謝礼金の母子保健コーディネーターの謝礼金でございます。母子保健コーディネーターとして配置した助産師と母子保健担当保健師と連携し、支援が必要な妊産婦に対し早期からの個別支援を実施しております。

次に、6目健康づくり事業費、2の事業、健康づくり事業費を御覧ください。決算額は241万8,608円でございます。概要につきましては、説明書の170ページと171ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほか、その他3万円でございます。この事業では、生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、保健協力員を中心とした地域ぐるみの健康づくり事業等を実施しており、主な支出は、保健協力員謝礼金等の報償費と健康増進計画策定委託料でございます。令和元年度は本年度中に策定を予定しております計画期間を令

和3年度からとした次期健やかプラン吉田21の基礎資料となる実態調査を実施いたしました。

次に、3の事業、ダンス健康づくり事業費を御覧ください。決算額は317万5,854円でございます。概要につきましては、説明書の172ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、町のオリジナルダンスの普及を通して町民の健康づくりを推進する事業でございます。支出は全てダンス健康づくり事業費補助金で、吉田町ダンス健康づくり推進会活動に対する補助金でございます。吉田町ダンス健康づくり推進会では、ダンス普及練習会、町内イベントでのダンスのPR活動、笑っしょいよしだフェスティバルの開催等の活動を行っております。

次に、4の事業、健康体操運営費を御覧ください。決算額は292万7,304円でございます。概要につきましては、説明書の173ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか、その他総合体育館教室受講料144万5,700円でございます。この事業は、町民の皆様の運動習慣の定着を図ることを目的として、総合体育館を会場に、成人を対象にした若返り貯筋塾を6教室、親子体操教室1教室を実施しており、主な支出は、臨時職員賃金と講師謝礼金の報償費でございます。

次に、決算書の181ページから183ページの5の事業、食育推進事業費を御覧ください。決算額は28万4,610円でございます。概要につきましては、説明書の174ページと175ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか、参加料等その他2万5,800円でございます。この事業は、食と健康に関する知識を学び、実践することを目指す教室の開催や、地域の組織育成、関係機関の連携等を通じて町民の食育推進を図る事業で、主な支出は食育推進連絡会議委員の謝礼金等報償費と調理実習材料代、食育普及用材料費代等の需用費、健康づくり食生活推進協議会補助金でございます。

最後に、決算書の185から187ページの8目、2の事業、健康増進事業費を御覧ください。決算額は2,799万9,628円でございます。概要につきましては、説明書の178ページから180ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金6万9,000円と県支出金2件、225万2,000円でございます。この事業では、生活習慣病予防を推進するため、健康相談、各種健康教育、各種がん検診等を実施いたしました。主な支出は、各種がん検診等の委託料でございます。平成28年度から実施しております地区健康度アップ事業は、令和元年度につきましては、町内会に出向き合計で122人の方に御参加いただきました。平成28年度から4年間で町内19町内会全てに出向き、合計で455人の方に保健師、管理栄養士から当町の健康課題についてお伝えし、地域ぐるみで健康について考えていただく機会となりました。また、令和元年度の新規事業の若年がん患者等支援事業では、3つの助成事業を開始しましたが、このうち医療用補正具購入助成事業では、見込みどおりの実績となりました。

以上が健康づくり課からの説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして説明させていただきます。

決算書の 169 ページを御覧ください。1 目保健衛生総務費、5 事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金火葬場費は、決算額 1,642 万 5,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 146 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれで負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の 173 ページを御覧ください。3 目環境衛生費、2 事業の環境衛生推進事業費は、決算額 502 万 1,518 円でございます。概要につきましては、説明書の 153 ページ、154 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、清掃許可等手数料、犬の登録手数料、狂犬病注射済票交付手数料 116 万 6,700 円と県支出金 3 万 5,417 円でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務、このほか動物関係の事務や一般廃棄物処理に関する事務などを行っております。主な支出といたしましては、燃料費や注射済票交付事務手数料、死亡猫等の死体収集運搬委託料、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。

次に、決算書の同じく 173 ページを御覧ください。3 目、3 事業、ごみ減量リサイクル推進事業費は、決算額 778 万 4,387 円でございます。概要につきましては、説明書の 155 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、その他といたしましてふるさとよしだ寄附金繰入金が 8 万 2,000 円でございます。この事業は、ごみの減量化や廃棄物の削減を図っております。主な支出でございますが、生ごみ処理機設置者に対しまして補助する生ごみ処理機設置費補助金や、平成 28 年度よりごみ減量経費削減循環型社会の促進に向け剪定枝等チップ堆肥化事業を吉田町シルバー人材センターに委託しております。

次に、決算書の 175 ページを御覧ください。3 目、5 事業、地球温暖化防止対策事業費は、決算額 136 万 500 円でございます。概要につきましては、説明書の 157 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、省エネ意識の啓発と環境負荷の少ないエネルギーの導入を推進し、CO₂の削減を図るものでございます。主な支出でございますが、住宅用の太陽光発電システムの設置者に対しまして 2 万円、蓄電池システムの設置者に対しまして 10 万円を補助する地球温暖化防止対策事業費補助金でございます。

次に、同じく 175 ページを御覧ください。3 目、6 事業、環境教育推進事業費は、決算額 17 万 7,049 円でございます。概要につきましては、説明書の 158 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、その他といたしましてふるさとよしだ寄附金繰入金 15 万 4,000 円でございます。この事業では、環境に対する関心と理解を深めるために環境学習教室の開催や啓発事業を実施いたしました。主な支出といたしましては、エコチャレンジキッズ事業費負担金でございます。

次に、決算書の同じく 175 ページを御覧ください。3 目、7 事業、環境保全費は、決算額 2,138 万 3,718 円でございます。概要につきましては、説明書の 159 ページ、160 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は、環境の保全を図るため公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、作業に係る消耗品代や修繕費、使用車両の借上料と町内各自治会で実施している河川清掃での汚泥の処分委託料などがございます。

次に、決算書の177ページを御覧ください。3目、8事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費は、決算額9,368万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の161ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、同じく177ページを御覧ください。3目、9事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費は、決算額4億5,523万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の162ページを御覧ください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の維持管理等に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、同じく177ページを御覧ください。4目公害対策費、2事業の公害対策費は、決算額517万444円でございます。概要につきましては、説明書の163ページ、164ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金62万5,104円でございます。この事業は、公害関係特定施設等の届出に係る事務と河川水、事業所排水、環境中の大気、騒音、ダイオキシン類などの環境調査分析業務が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境調査及び分析調査委託料や協議会への負担金などがございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして説明申し上げます。

決算書の173ページから175ページ及び説明書の156ページを御覧ください。生活排水改善対策事業費の決算額は2,407万8,500円でございます。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業は、合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としておりまして、浄化槽設置費補助金が主な支出でございます。令和元年度は新規67基、設置替え3基、合わせて70基の補助金を支出しました。

以上が上下水道課からの説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして説明申し上げます。

決算書の183ページ、7目老人保健事業費の2の事業、後期高齢者医療事業事務費を御覧ください。決算額は2億7,800万7,203円でございます。概要につきましては、説明書の176ページ、177ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の3,157万3,000円と諸収入の後期高齢者医療広域連合健康診査委託金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の488万9,000円でございます。後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務や資格の管理や各種届出に係る事務に加え、健康増進と医療費の適正化を図るため健康診査や各種人間ドックの助成を行っております。主な支出としましては、後期高齢者医療広域

連合へ支出をしました 19 節の療養給付費負担金、また 28 節の後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出した保険基盤安定繰出金でございます。

以上が町民課に係る決算内容でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費及び 11 款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費、11 款災害復旧費につきまして御説明申し上げます。

初めに、5 款労働費でございます。決算書の 187 ページを御覧ください。5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、2 の事業、雇用対策費でございます。決算額は 41 万 9,332 円でございます。概要につきましては、説明書の 181 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか、その他繰入金 10 万 6,000 円でございます。主な支出といたしましては、建築技術者の育成を推進するため牧之原市、御前崎市と共に職業訓練法人榛南職業訓練協会にその運営費及び設備費に係る補助金を交付いたしました。また、平成 30 年度に引き続きまして、町内企業の人材不足解消や企業 P R の場の提供等を目的といたしました合同企業説明会を開催いたしました。当日につきましては、町内企業 15 社と町内外から 32 人の参加者がありました。

次に、決算書の同じく 187 ページ、3 の事業、労働福祉費でございます。決算額は 255 万 2,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 182 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。例年と同様、勤労者への福利厚生への支援といたしまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出し、地域住民の福祉向上をはじめ、中小企業と大企業との間にある雇用、労働福祉など様々な格差を縮小するための支援に努めたところでございます。

5 款労働費は以上であります。

続きまして、6 款農林水産業費でございます。

決算書の 189 ページを御覧ください。6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 の事業、農業委員会運営費でございます。決算額は 381 万 771 円でございます。概要につきましては、説明書の 183 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金として 151 万 6,275 円、その他諸収入でございますが、14 万 1,415 円でございます。農業委員会の所掌事務を行うための運営費の支出でありまして、主に農業委員会委員報酬でございます。なお、農業委員会総会につきましては、毎月 1 回、計 12 回を開催いたしました。

次に、決算書の同じく 189 ページから 191 ページにかけてになります。3 の事業、農業者年金事務費を御覧ください。決算額は 16 万 1,262 円でございます。概要は、説明書の 184 ページを御覧ください。財源は、その他諸収入 15 万 9,300 円と一般財源でございます。この事業は、独立行政法人農業者年金基金からの受託事業でありまして、農業者年金担当者会議等の旅費、消耗品や燃料費などの需用費が主な支出でございます。

次に、決算書の 191 ページから 193 ページまでになります。2 目農業総務費、2 の事業、農業総務費を御覧ください。決算額は 95 万 8,162 円でございます。概要につきましては、

説明書の185ページを御覧ください。財源は全て一般財源であります。事業内容といたしましては、静岡県中部農業共済組合など各農業関係団体への負担金と公用車の車検や修理等の維持管理費が主なものでございます。

次に、決算書の193ページ、3目農業振興費、2の事業、農業振興費を御覧ください。決算額は336万1,991円でございます。概要につきましては、説明書の186ページを御覧ください。財源といたしましては、一般財源のほか県支出金41万1,000円でございます。この事業の主なものといたしましては、農業用施設の維持管理活動に取り組んでいる片岡西中生会農業支援部に対し多面的機能支払交付金を交付しているほか、意欲的な経営を行う農家や組織の育成と会員相互の研さん、連携を図り、農業経営者にふさわしい地位の向上と地域農業の振興に寄与することを目的として設立しております農業経営振興会などへの活動補助金でございます。

次に、決算書の、同じく193ページ、2の事業、農業振興費繰越明許でございます。決算額は953万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の187ページを御覧ください。財源は県支出金630万4,000円と、その他といたしまして繰越金323万円でございます。この事業では、一昨年の台風第24号により被災した農業用施設の復旧に対して支援したものでございまして、農業者2人と法人1社に経営体推進事業補助金を交付いたしました。

次に、決算書の同じく193ページから195ページまでになります。3の事業、担い手育成総合対策事業費を御覧ください。決算額は265万2,024円でございます。概要につきましては、説明書の188ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金225万円と、その他使用料及び手数料1万2,000円でございます。農地の有効利用及び利用権の設定を通じて認定農業者等への農地流動化を促進するための農地利用集積奨励金交付事業と青年新規就農者に対する就農意欲の喚起と就農後の定着などを目的とした農業次世代人材投資資金が主なものでございます。農地利用集積奨励金交付事業におきましては、7経営体が奨励金交付対象面積で2万7,694平方メートルの農用地利用集積計画を結ばれたほか、農業次世代人材投資資金では、平成26年度と平成29年度から町内において就農されている2人の青年新規就農者に対しまして支援を行ったところでございます。

次に、決算書の195ページ、4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費を御覧ください。決算額は15万円でございます。概要につきましては、説明書の189ページを御覧ください。財源は全て国庫支出金でございます。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に100%国庫補助により転作事業を実施いたしました。

次に、決算書の同じく195ページ、5の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。決算額は2万9,100円でございます。概要につきましては、説明書の190ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。事業内容であります、耕作放棄された農地を再生させ、営農を再開するための荒廃農地再生事業の実施により、1件、972平方メートルの荒廃農地の解消が図られたほか、農地パトロールの実施や是正指導、担い手農家へのあっせんなどを推進し、荒廃農地の発生防止に努めたところでございます。

次に、決算書の同じく195ページ、4目畜産業費、2の事業、畜産業費を御覧ください。決算額は7万8,620円でございます。概要につきましては、説明書の191ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。事業内容といたしましては、特定消耗品等の需用

費と中部家畜保健衛生推進協議会への負担金、死亡獣畜処理に伴います補助金がございます。

次に、決算書の197ページを御覧ください。5目農地費、4の事業、土地改良事業費でございます。決算額は2,214万7,250円でございます。概要につきましては、説明書の194ページを御覧ください。財源は一般財源のほか、その他として諸収入2万2,034円でございます。主な事業といたしましては、大井川土地改良区負担金の国営第1期及び第2期事業元利償還金等でございます。国営大井川用水農業水利事業として老朽化に伴う基幹水利施設の機能回復改修工事が平成11年度から平成29年度までに実施されたことによりまして、用水の安定供給や管理方法の改善など農業経営の安定化と地域用水機能の維持増進が図られてございます。

次に、決算書の199ページを御覧ください。2項林業費、1目林業総務費、2の事業、松くい虫防除事業費でございます。決算額は307万6,540円でございます。概要につきましては、説明書195ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。例年同様、薬剤地上散布防除としまして住吉、川尻地内の保安林帯への薬剤散布をはじめ、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施しまして、松枯れの蔓延防止に努めたところでございます。

次に、決算書の同じく199ページ、3の事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。決算額は323万5,883円でございます。概要につきましては、説明書の196ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金2万8,301円でございます。例年と同様に、住吉、川尻地内の保安林帯の下草刈りをはじめ、支障木や台風等による被害木の伐採を実施、そのほか大幡川の桜並木の保護といたしまして薬剤散布などを行い、環境維持・保全に努めたところでございます。

次に、決算書の同じく199ページから201ページまでになります。3項水産業費、1目水産振興費、2の事業、水産振興費を御覧ください。決算額は171万2,350円でございます。概要につきましては、説明書の197ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。事業内容であります、県おさかな普及協議会などへの負担金や、南駿河湾漁業協同組合吉田支所などへの補助金が主なものでございます。水産業振興事業費補助金につきましては、漁港環境改善事業として南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行う漁港の港内清掃活動のほか、地域水産物イメージアップ促進事業では、吉田町煮干協同組合が行う販売促進、水産業協同施設整備事業では、南駿河湾漁業協同組合が設置いたしました照明灯の整備に対して補助金を交付いたしました。そのほか4市1町で構成する駿河湾水産振興協議会の駿河ブルーライン事業でございますが、町内外における様々なイベントに参加いたしまして、平成28年度に開発いたしました商品やメニューなどのプロモーション活動を積極的に展開し、広くPRしたところでございます。

次に、決算書の201ページ、3の事業、地域栽培促進事業費を御覧ください。決算額は46万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の198ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。主な支出といたしましては、榛南地域栽培漁業推進事業等への負担金でございます。榛南地域栽培漁業推進事業では、ヒラメとマダイの放流を行ってございますほか、磯焼け対策や水産多面的機能発揮対策を支援することにより、榛南地域における藻場の回復や維持等に取り組んだところでございます。

次に、決算書の同じく 201 ページから 203 ページまでになります。2 目漁港管理費、2 の事業、漁港管理費を御覧ください。決算額は 2,234 万 3,489 円でございます。概要につきましては、説明書の 199 ページと 200 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか地方債 490 万円と、その他といたしまして分担金及び負担金 24 万 7,500 円でございます。事業内容としましては、漁港管理会の開催や公用車の維持管理をはじめ、緊急時において確実に作動するよう漁港内に設置しております陸閘や大幡川水門と津波防災ステーションセンター及び非制御所内の機器類の保守点検業務を行うなど、吉田漁港の適正な維持管理に努めました。また、説明書の 200 ページ、取組内容、実績の中段下の施設整備内訳のとおり、一昨年の台風第 24 号により被害を受けました大幡川水門の修繕工事を実施したほか、昨年の台風第 19 号の影響で航路に土砂が堆積したため、しゅんせつ工事を実施し、船舶航行の安全確保に努めたところでございます。

次に、決算書の 203 ページ、4 の事業、水産物供給基盤機能保全事業費を御覧ください。決算額は 4,667 万円でございます。概要につきましては、説明書の 201 ページを御覧ください。財源としましては、一般財源のほか県支出金 3,150 万 2,000 円、地方債 200 万円、その他といたしまして分担金及び負担金 256 万 6,850 円と繰入金 272 万 3,000 円の合わせて 528 万 9,850 円でございます。事業の内容であります。平成 27 年度に策定いたしました機能保全基本計画に基づきまして 2 件の工事を実施してございます。1 件目につきましては、矢板の腐食が著しい西側泊地内の 4 号岸壁防食工事でモルタル被覆防食工を 16 メートル施工いたしました。これに伴い 4 号岸壁全延長 100 メートルのうち、モルタル被覆防食工が終了いたしました。今後におきましては、電気防食工として陽極の設置を進めてまいります。2 点目は、港内泊地しゅんせつ工事です。航行部付近の航路に堆積している土砂 1 万 2,350 立方メートルをしゅんせついたしました。船舶航行の安全を確保いたしました。

次に、決算書の 205 ページを御覧ください。5 の事業、漁港環境整備事業費でございます。決算額は 839 万 2,100 円でございます。概要につきましては、説明書の 202 ページを御覧ください。財源といたしましては、一般財源のほか県支出金 606 万 5,000 円、地方債 160 万円、その他繰入金 45 万 7,000 円でございます。吉田漁港の東側に防潮堤機能を備えた多目的広場を整備する事業でありまして、平成 28 年度から盛り土工事を実施しており、これまで 16 万 5,600 立方メートルの盛り土を行い、施設延長 548 メートルのうち、防潮堤との取り合い部分を除きました約 530 メートルの区間において海拔 10 メートルの高さまでの盛り土が完成している状況でございます。

本工事につきましては、補助事業といたしまして、これまで盛り土したのり面部分を保護する護岸工事、植生工張り芝を 770 平方メートル施工したほか、補助対象外部分につきましては、のり面整備工事として盛り土工 340 立方メートルを施工したところでございます。

次に、決算書の同じく 205 ページ、5 の事業、漁港環境整備事業費、繰越明許でございます。決算額は 1,800 万円でございます。概要につきましては、説明書の 203 ページを御覧ください。財源は県支出金 1,152 万円、地方債 580 万円、その他繰越金 68 万円でございます。吉田漁港多目的広場利活用検討委員会等での協議に基づきまして多目的広場の上部の実施設計業務を行ったものでございます。

6 款農林水産業費は以上であります。

続きまして、7 款商工費でございます。

決算書の同じく 205 ページ、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、2 の事業、消費生活費を御覧ください。決算額は 92 万 590 円でございます。概要につきましては、説明書の 204 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金 32 万 1,431 円と、その他繰入金 59 万 9,000 円でございます。事業内容といたしましては、毎週火曜日と金曜日の週 2 日、消費生活相談員による相談業務を実施し、迅速な解決に努めたほか、消費生活被害防止のため町広報紙やパンフレットによる啓発活動を行いました。なお、令和元年度中の消費生活相談件数につきましては 60 件でございます。

次に、決算書の 207 ページを御覧ください。2 目商工業振興費、2 の事業、商工業振興費でございます。決算額は 200 万 4,820 円でございます。概要については、説明書の 205 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金 1 万 3,984 円であります。主な事業は、吉田町商工会が行っております経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴い商工業振興事業費補助金を交付してございます。

次に、決算書の同じく 207 ページ、3 の事業、中小企業振興費でございます。決算額は 63 万 5,336 円でございます。概要につきましては、説明書の 206 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。この事業では、中小企業者の経営安定のため事業資金の低利融資、利子補給を実施することにより借入者の負担を軽減し、経営基盤の安定化等を図ってございます。

次に、決算書の同じく 207 ページから 209 ページにかけてでございます。4 の事業、産業支援事業費を御覧ください。決算額は 281 万 9,131 円でございます。概要につきましては、説明書の 207 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか、その他といたしまして使用料及び手数料 42 万 6,020 円と繰入金 239 万 3,000 円の合わせて 281 万 9,020 円でございます。事業内容としましては、創業支援ネットワークによる創業応援セミナーを開催し、創業希望者の掘り起こしに努めたほか、平成 29 年度に開設いたしました創業支援センターの運営、産業振興事業費補助金の交付を行ってございます。創業応援セミナーにつきましては、6 月と 12 月の 2 回開催し、合わせて 10 人の方に参加をいただき、創業実現へのサポート支援を実施いたしました。また、創業支援センターの令和 2 年 3 月末現在の入居状況につきましては、3 室のうち 2 室、社会保険労務士の方など 2 人の方に御利用いただいております。残り 1 部屋につきましても、引き続き創業支援ネットワークの支援機関でもあります吉田町商工会等に御協力をいただきながら入居者の募集に努めてまいります。

町の産業振興及び活性化に大きく貢献する事業を実施する団体等を支援するための産業振興事業費補助金でございますが、イベント交流事業では 1 件、南駿河湾漁業協同組合吉田支所主催の第 9 回シラスマーケットと新規創業事業では、個人 3 人に支援を行ったところでございます。

次に、決算書の 209 ページ、5 の事業、企業立地振興費を御覧ください。決算額は 1 億 4,512 万 410 円でございます。概要につきましては、説明書の 208 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか県支出金 7,242 万 7,000 円でございます。この事業の主なものといたしましては、町内に立地した企業に対して用地取得や雇用に要する経費を補助する企業立地促進事業により、企業 6 社に補助金を交付いたしましたほか、補助金の支援制度や補助金申請に係る事務手続の手引、遊休地情報資料などを更新することにより、引き合い企業に対しまして積極的かつ分かりやすい説明など、企業誘致活動に取り組んだところでございます。

次に、決算書の同じく 209 ページ、6 の事業、プレミアム付商品券事業費でございます。決算額は 1,190 万 7,835 円でございます。概要につきましては、説明書の 209 ページを御覧ください。財源は国庫支出金 1,190 万 7,835 円でございます。この事業は、消費税率上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起、下支えすることを目的として、住民税非課税者及び子育て世帯の世帯主を対象に実施したものでございます。2,015 人に購入引換券を交付、販売セット数は 7,150 セットで、発行総額 3,575 万円でございます。なお、プレミアム率につきましては 20%でございます。加盟店舗数につきましては 110 店舗、最終の換金状況でございますが、3,555 万 8,500 円、換金率 99.464%でございます。

次に、決算書の同じく 209 ページから 213 ページまでになります。3 目観光費、2 の事業、観光振興費を御覧ください。決算額は 4,735 万 5,176 円でございます。概要につきましては、説明書の 210 ページと 211 ページを御覧ください。財源としましては、一般財源のほか国庫支出金 75 万円、県支出金 8 万 6,330 円、地方債 470 万円、その他として使用料及び手数料、繰入金合わせて 293 万 2,380 円でございます。内容でございますが、臨時職員賃金は展望台小山城及び売店に勤務にする 3 人分でございます。また、展望台小山城や吉田海岸トイレなどの観光施設における修繕や保守点検などの維持管理費がございますほか、凧揚げまつり委託料、花火大会委託料、小山城まつり委託料については、観光協会へのイベント開催に対する委託料でございます。設計委託料につきましては、建設から 30 年以上が経過している展望台小山城の劣化診断業務を実施し、また施設整備については一昨年の台風第 24 号の影響により被害を受けました展望台小山城と郷土資料館の屋根瓦等の復旧工事を実施したほか、老朽化によります排水管の不具合が発覚した小山城売店トイレの修繕工事を行いました。そのほか県観光協会など各観光関係団体への負担金がございます。なお、特筆すべき点といたしましては、地域おこし協力隊と連携し小山城売店をシラスの窓口として令和元年 7 月 14 日にリニューアルオープンいたしまして、これまでのよし吉グッズなどの販売に加え、釜揚げシラス等の販売や各シラス加工場の紹介など、効果的に町内の特産品や各販売店情報の発信ができるよう取り組んだところでございます。

次に、決算書の 213 ページ、3 の事業、観光 PR 事業費を御覧ください。決算額は 117 万 4,639 円でございます。概要につきましては、説明書の 212 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。事業内容としまして、印刷製本費につきましては、いい旅ナビ「ようこそ吉田町へ」やウナギ・シラス食べ歩き直売所マップなどの印刷代でありまして、これら観光パンフレットや PR 部長よし吉を活用いたしまして、富士山静岡空港や県内外でのイベントに参加するなど、観光啓発活動に努めたところでございます。また、夜桜と展望台小山城のライトアップにつきましては、前年度と比べ開催期間が 2 日少ない 9 日間であったものの、来場者数につきましては 3,271 人であり、この事業が地域に定着してきたのではないかとというふうに考えてございます。

次に、決算書の同じく 213 ページ、4 の事業、産業委員会運営費でございます。決算額はゼロ円でございます。概要につきましては、説明書の 213 ページを御覧ください。産業委員会につきましては、町長の諮問に応じて各産業の振興計画樹立や経営の安定化などを審議し、地域の活性化を図ることを目的としてございます。令和元年度につきましては、産業委

員会の代わりに事務局レベルでの意見交換会を開催いたしまして、実務に即した産業4団体の現状と課題を共有するとともに、それぞれ連携を深めたところでございます。

7款商工費は以上であります。

続きまして、11款災害復旧費でございます。決算書につきましては301ページを御覧ください。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費、3の事業、漁港災害復旧費でございます。決算額は803万円でございます。概要につきましては、説明書の322ページを御覧ください。財源ですが、一般財源のほか県支出金401万5,000円と地方債360万円でございます。事業内容につきましては、昨年の台風第19号に伴い吉田漁港海岸に流木等が漂着したため、その処理工事として流木410立方メートルとごみ253立方メートルの処理を行い、漁港施設などの機能保全とともに、海岸利用者の安全確保、景観の維持に努めたところでございます。

以上が産業課からの説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少しページが戻りますが、決算書197ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項5目農地費のうち2の事業、水門排水機場管理費でございます。決算額は1,431万1,170円でございます。概要につきましては、説明書の192ページを御覧ください。財源は繰入金及び諸収入と一般財源でございます。この事業は、排水機場や水門の維持管理を行い、農地の効率的な利用を推進するものでございます。

次に、決算書同じく197ページの3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は70万9,256円でございます。概要につきましては、説明書の193ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、農業用の用排水施設の整備、維持管理に努め、前の事業と同じく農地の効率的な利用を推進しているものでございます。

少し飛びますが、決算書301ページを御覧ください。概要につきましては、説明書321、323ページになります。11款災害復旧費のうち1項1目、2の事業、農林水産施設災害復旧費と2項1目2の事業、公共土木施設災害復旧費につきましては、建設課の歳出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、8款土木費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますが、決算書の215ページから217ページを御覧ください。8款土木費のうち1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費になります。決算額は1,640万6,943円でございます。概要につきましては、説明書の214、215ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための委託料や使用料及び賃借料が主なものであり、土木事業の総務費的なものでございます。

次に、決算書217ページの3の事業、防潮堤整備事業費でございます。決算額は6,529万9,948円でございます。概要につきましては、説明書216ページを御覧ください。財源内訳

は町債及び一般財源でございます。事業内容は、防潮堤川尻工区の整備に当たり防風林の伐採や土砂受入れ、盛り土を行っております。

次に、決算書の217、219ページの8款土木費、2項1目道路維持費の2の事業、道路維持費でございます。決算額は4,045万3,259円でございます。概要につきましては、説明書217、218ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路維持につきましては安全で快適な道路環境を維持するための費用でありまして、維持修繕件数でございますが、住吉が66件、片岡が49件、川尻が83件、北区が87件の合計215件の修繕工事を行っております。

次に、決算書219ページの3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。決算額は1,704万7,800円でございます。概要につきましては、説明書219ページを御覧ください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金848万8,000円と町債760万円でございます。事業内容は工事請負費で、町道東名片岡線の舗装打ち替えを行っております。

次に、同じく決算書219ページの8款土木費、2項2目道路新設改良費、2の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費でございます。決算額は4,550万7,540円でございます。概要につきましては、説明書220ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか町債4,550万円でございます。工事内容は、大幡川に架かる橋梁の上部工を設置し、高島4号、7号両路線の舗装工事を行い、基盤整備を完了しております。

次に、決算書219、221ページの3の事業、大幡幹線道路改良事業費でございます。決算額は795万8,500円でございます。概要につきましては、説明書221ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、道路線形の検討に必要な資料や3次元データの作成を行っており、成果品は関係者への報告会へも活用をしております。

次に、決算書221ページ、4の事業、町上3号線道路改良事業費でございます。決算額は1,506万9,676円でございます。概要につきましては、説明書222ページを御覧ください。財源内訳としまして、一般財源のほか県支出金719万5,000円と町債620万円でございます。工事内容は、工事着手に向けた測量設計や物件調査を行っており、用地買収や物件補償も行っております。

次に、決算書同じ221ページの3目橋梁維持費の2の事業、橋梁維持補修費でございます。決算額は1,870万円でございます。概要につきましては、説明書223ページを御覧ください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,028万5,000円でございます。事業内容は、橋梁点検などを行い、その一部を次年度へ繰越しております。

次に、決算書の221、223ページの8款3項1目河川総務費のうち2の事業、河川総務費でございます。決算額は94万3,506円でございます。概要につきましては、説明書224ページを御覧ください。財源内訳としまして、一般財源のほか県支出金の水門管理事務費委託金64万8,000円でございます。この事業は、河川改修と適切な維持管理業務を推進するものでございます。業務内容は、湯日川水系3か所、坂口谷川水系3か所の水門管理委託料や各種同盟会への負担金補助が主なものでございます。

次に、決算書の223ページの3の事業、治水対策推進事業費でございます。決算額は78万円でございます。概要につきましては、説明書225ページを御覧ください。財源内訳は全

て一般財源でございます。事業内容は、住吉、川尻地区の浸水対策を業務委託しており、住吉地区は債務負担行為でございます。また2級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会へ負担金も支出しております。

次に、決算書同じく223ページの8款3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費でございます。決算額は366万2,586円でございます。概要につきましては、説明書226ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか県補助金5,000円でございます。河川の維持管理に必要な費用で、堤防除草などが主な事業となっており、台風19号の影響による復旧作業も実施しております。

次に、決算書225ページの8款3項3目河川新設改良費のうち2の事業、大幡川改修事業費でございます。決算額は4,901万3,232円でございます。概要につきましては、説明書227ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,500万円と町債2,950万円でございます。事業内容は、大幡川と大窪川の改修工事であり、大幡川は川尻工区の落差工の改修が完了し、大窪川は片岡地区において引き続き護岸改修を進めております。

次に、決算書同じ225ページの2の事業、大幡川改修事業費（繰越明許）でございます。決算額は636万8,040円でございます。概要につきましては、説明書228ページを御覧ください。財源内訳は国庫支出金の社会資本整備総合交付金、繰越明許220万円及び町債、繰越明許の380万円と前年度繰越金36万8,040円でございます。事業内容は、川尻地区大幡川の護岸をかさ上げしております。

次に、少し飛びますけれども、決算書231ページ、8款4項3目街路事業費のうち2の事業、都市計画道路事業負担金でございます。決算額は13万8,000円でございます。概要につきましては、説明書235ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書同じ231ページの8款4項5目都市下水路費のうち2の事業、都市下水路費でございます。決算額は10万円でございます。概要につきましては、説明書237ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、しゅんせつに伴う機械借上料でございます。

次に、決算書231、233ページの8款4項6目の公園費の2の事業、公園維持管理費でございます。決算額は3,345万3,792円でございます。概要につきましては、説明書238、239ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容の主なものとしまして、都市公園の管理業務を行っており、5つのグループにまとめ造園業者などに一括発注をし、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、決算書の233ページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額は30万円でございます。概要につきましては、説明書240ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園愛護活動を自発的に行う6団体に報償金を交付しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

8款土木費、4項都市計画費、5項住宅費につきまして説明させていただきます。

決算書の227ページを御覧ください。8款4項1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費で、決算額は47万9,440円でございます。概要につきましては、説明書の229ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金1万8,497円でございます。この事業は、榛南・南遠広域都市計画に基づく都市計画事業を円滑に実施するための事業で、都市計画協会負担金や研修会、講習会へ参加するための費用等が主な支出でございます。

次に、決算書の同じく227ページを御覧ください。4項1目、3事業の建築確認事務費で、決算額13万4,512円でございます。概要につきましては、説明書の230ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金8万7,043円でございます。この事業は、建築確認申請の事務に係る支出で、令和元年度における建築確認件数は総数で160件ございました。

次に、同じく227ページを御覧ください。4項1目、4事業、土地利用対策費で、決算額110万5,032円でございます。概要につきましては、説明書の231ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金13万4,188円でございます。この事業は、土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するための事業でございます。主な支出でございますが、町に帰属された調整池の修繕や緑地等の樹木剪定などがございます。

次に、決算書の同じく227ページを御覧ください。4項1目、5事業、TOUKAI-O促進事業で、決算額682万6,120円でございます。概要につきましては、説明書の232ページ、233ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに国庫支出金57万1,000円、県支出金344万4,000円、その他としましてふるさとよしだ寄附金基金繰入金281万1,000円でございます。この事業は、わが家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の四つからなり、既存住宅の耐震強化やブロック塀等の倒壊による災害の防止を促進するものでございます。平成29年度以降は木造住宅耐震補強事業において、補助金を最大30万円上乘せいたしました事業の促進を図っております。主な支出といたしましては、各事業の交付金、補助金でございます。

次に、決算書の229ページを御覧ください。4項2目土地区画整理事業費、2事業の土地区画整理事業費で、決算額は1,999万2,763円でございます。概要につきましては、説明書の234ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金2万2,200円でございます。事業内容の主なものは、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、富士見及び浜田土地区画整理組合へ負担金、補助金及び交付金を支出するものでございます。また、令和元年度は富士見土地区画整理区域内の公園用地変更に伴う換地設計を業務委託として実施いたしました。

次に、決算書の233ページを御覧ください。4項7目緑化推進費、2事業の緑化推進費で、決算額311万2,503円でございます。概要につきましては、説明書の241ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほかに、その他といたしましてふるさとよしだ寄附金基金繰入金5万7,000円でございます。事業内容の主なものは、緑化審議会開催に伴う報酬、第27回みどりのオアシスマつりの委託料でございます。

次に、決算書の 235 ページを御覧ください。4 項 7 目、3 事業、花のまち推進事業費で、決算額 176 万 5,484 円でございます。概要につきましては、説明書の 242 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、花街道における花苗の植え替えや吉田町花いっぱい活動補助金交付要綱に基づき、花いっぱい活動団体として吉田町花の会を含む 13 団体への補助金交付でございます。

次に、同じく 235 ページを御覧ください。4 項 7 目、4 事業、緑のまちづくり事業費でございます。概要につきましては、説明書の 243 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。事業内容は、道路に面している部分に新たに生け垣を造る者に対しまして 5 万円を上限に補助金を交付しているものでございます。令和元年度につきましては、実施はございませんでした。

次に、決算書の同じく 235 ページを御覧ください。5 項住宅費、1 目住宅管理費のうち 2 事業の町営住宅維持管理費で、決算額が 1,013 万 5,684 円でございます。概要につきましては、説明書の 244 ページ、245 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の 65 万 4,000 円と住宅使用料のうち 848 万 1,684 円、町債といたしまして 100 万円でございます。令和元年度末の町営住宅の管理戸数は 141 戸でございます。主な事業でございますが、退去に伴う修繕料と老朽化に伴う修繕で 97 件ございました。また、長寿命化に基づく事業といたしまして、松下団地 A 棟居住性改善工事設計業務委託を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは 8 款 4 項 4 目、2 の事業、公共下水道費につきまして説明申し上げます。決算書の 231 ページ及び説明書の 236 ページを御覧ください。公共下水道費の決算額は 6 億 4,585 万 4,000 円でございます。財源内訳としましては、一般財源のほか、その他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は、公共下水道事業特別会計への繰出金で、職員人件費、管渠建設費、管渠維持管理費、公債費などを一般会計から繰り出したものでございます。

以上が上下水道課からの説明でございます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 40 分とします。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 38 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

次に、9 款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

9 款 1 項消防費につきまして御説明を申し上げます。

決算書の 236 ページ、237 ページ、1 目常備消防費の 2 の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費を御覧ください。決算額は 853 万 5,000 円でございます。概要につきましては、主な施策と成果に関する説明書の 246 ページを御覧ください。財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の消防費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。支出につきましては、主なものは負担金となり、消防防災施設設備に伴う公債費が主なものでございます。

次に、決算書の 237 ページ、3 の事業、消防救急広域事業費を御覧ください。決算額は 2 億 6,543 万 2,248 円でございます。概要につきましては、説明書の 247 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか県支出金の権限委譲事務交付金 10 万 6,739 円と地方債の消防指揮車両整備事業 400 万円、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金 4,009 万 1,000 円でございます。消防教育課につきましては、静岡地域消防救急広域化運営協議会において、3 市 2 町で構成する静岡地域の枠組みにより静岡市への委託方式で広域化することの合意がなされ、平成 28 年 4 月 1 日から広域化による委託事務がスタートしたところでございまして、消防体制の充実、消防力の強化を図るものでございます。主な支出は、消防事務委託料でございます。なお、吉田町消防署では指揮車を 1 台更新してございます。

次に、決算書 236 ページから 239 ページ、2 目非常備消防費、2 の事業、消防団運営費でございます。決算額は 2,013 万 9,123 円でございます。概要書につきましては、説明書の 248 ページ、249 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の石油貯蔵施設立地対策等交付金 130 万 6,000 円と、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金 1,412 万 8,000 円でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図ることを目的としたものでございます。主な支出といたしましては、消防団の報酬、出動手当、訓練手当のほか、消防団員運営費交付金でございます。なお、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し防火衣 16 着などを配備し、団員の火災現場における安全確保の向上を図ったところでございます。

次に、決算書の 239 ページ、3 の事業、消防団員福利厚生費でございます。決算額は 945 万 9,049 円でございます。概要につきましては、説明書の 250 ページを御覧ください。財源といたしましては、一般財源のほか、その他退職手当基金交付金 323 万 5,000 円と公務災害補償費 4 万 7,644 円でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るためのものでございます。主な支出といたしましては、退職団員 9 名分の退職報償金と福利厚生事業における自動車借上料のほか、消防団員等公務災害補償制度に係る負担金、福祉共済制度に係る負担金でございます。

次に、決算書の 240 ページ、241 ページ、3 目消防施設費、2 の事業、消防施設整備事業費を御覧ください。決算額は 1,654 万 8,261 円でございます。概要につきましては、説明書の 251 ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県の支出金の地震・津波対策等減災交付金 432 万 3,000 円と地方債の消防用機器積載車両整備事業 860 万円でございます。消防施設や消防設備の整備及び適正な管理を行い、非常時に備えるためのものでございます。主な支出といたしましては、消防団第 1 分団の小型動力ポンプ付積載車を更新し、消防団の災害対応力の向上を図ったものでございます。

次に、決算書の242ページから245ページ、5目災害対策費、2の事業、地震対策費を御覧ください。決算額は3,000万1,111円でございます。概要につきましては、説明書の253ページ、254ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の特定発電所周辺地域振興対策交付金109万7,035円、地震津波対策等減災交付金280万円と、その他の総務費雑入の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金34万2,360円、防災費雑入のコミュニティ助成事業助成金130万円、地震津波対策等減債交付金34万1,000円でございます。災害の未然防止や防災組織体制及び災害発生時の対応策の充実を図り、災害に強い町づくりを進めるとともに、津波防災町づくりを推進することを目的としたものでございます。主な支出といたしましては、災害用救急医療セットの更新、避難所用備蓄資機材の配備をはじめ、津波避難タワー用地の購入、防災資機材などの維持管理を図ったものでございます。

次に、決算書の245ページ、3の事業、国民保護対策費を御覧ください。決算額ですが、支出のほうはございませんでした。概要につきましては、説明書の255ページを御覧ください。町の防災無線と連動しております全国瞬時警報システムJアラートの動作確認の実施や基本的知識の習得等を行ったものでございます。

次に、同じく決算書の245ページ、4の事業、防災意識向上事業費を御覧ください。決算額は1,203万8,492円でございます。概要につきましては、説明書の256ページ、257ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県の支出金、地震津波対策等減災交付金75万円でございます。防災研修会を通じ地域の防災体制の確立及び防災意識の高揚を図ることを目的としたものでございます。主な支出といたしましては委託料で、地域防災指導員養成講座及びジュニア防災士の養成講座、防災公園の指定管理料でございます。

次に、決算書247ページ、5の事業、情報伝達充実強化事業費を御覧ください。決算額は6,189万3,364円でございます。概要につきましては、決算書の258ページを御覧ください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の地震津波対策等減債交付金2,302万5,000円と地方債の同報無線デジタル化整備事業2,960万円でございます。災害時における情報収集、情報伝達の充実を図ることを目的としたものでございます。主な支出といたしましては、情報伝達システムの充実強化を図るために平成22年度から整備しております同報無線デジタル化工事と、その工事に伴う施工監理業務委託を実施したものでございます。また、防災行政無線MCA無線機、防災メールなど、防災情報通信機器の適切な維持管理を図ったものでございます。

以上が防災課の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

決算書の241、243ページを御覧ください。

9款1項4目水防費の2の事業、水防費になります。決算額は158万5,118円でございます。概要につきましては、説明書252ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。水防資機材の充実、排水ポンプの借上げを行って水害の軽減を図っております。事業内容の主なものは、稲荷川河口への排水ポンプの設置6回でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

10款教育費のうち学校教育課に係る事項につきまして説明をさせていただきます。

10款教育費、1項教育総務費から御説明いたします。

決算書の247ページをお開きください。1目教育委員会費、2の事業、教育委員会費でございます。決算額は109万4,484円でございます。概要につきましては、説明書の259ページ、260ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。教育委員会費は教育委員会の運営に関する予算であり、主な支出は、教育委員の委員報酬及び先進地視察研修に係る旅費でございます。令和元年度につきましては、定例及び臨時の教育委員会を合計15回開催したほか、総合教育会議を3回開催しております。総合教育会議では主に吉田町教育大綱について協議しており、その成果といたしまして、令和2年度から令和5年度を期間とした教育大綱を策定いたしました。

次に、決算書の251ページを御覧ください。2目事務局費、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は553万6,353円でございます。概要につきましては、説明書の262ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか県支出金1万5,000円でございます。事務局事務費は教育委員会事務局の運営に係る予算であり、主な支出は臨時職員賃金などの経常経費でございます。

次に、決算書の251ページから253ページを御覧ください。3目教育諸費、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,139万6,244円でございます。概要につきましては、説明書の262ページ、263ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。小・中学校健康診断費は、児童・生徒及び教職員が健康で快適な学校生活を送るようになるための予算であり、主な支出は、校医、薬剤師の報酬、各種健康診断等の委託料でございます。

次に、決算書の253ページから255ページを御覧ください。3目教育諸費、3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は2億2,779万7,663円でございます。概要につきましては、説明書の264ページ、265ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか地方債1億9,620万円、その他として教育振興基金繰入金150万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金65万7,000円、日本スポーツ振興センター納付金98万1,120円でございます。教育振興事業費は良好な学習環境を維持しつつ、児童・生徒の学力が向上するよう児童・生徒及び教職員を支援する予算であり、主な支出は、言葉の教室指導員の賃金、公設学習塾支援業務、小・中学校校務用ICT機器賃借料、屋内運動場空調設備設置工事などでございます。小・中学校校務用ICT機器賃借でございしますが、町内の小・中学校の教職員が使用するタブレット型端末195台を5年間リースするものでございます。今回、2in1のタブレット型端末を主に導入しておりますことから、先生方が職員室の校務に使用するだけにとどまらず、教室等に持ち運び授業においても活用いただいているところでございます。

次に、屋内運動場空調設備設置工事でございますが、町内の全ての小・中学校の体育館に無事空調設備の設置を完了いたしました。設置後の活用につきましては、コロナウイルス感

染症の影響により臨時休業等ございましたので、令和元年度内の活用は余りございませんでしたが、今年度におきましては頻りに高温注意情報が発表されているわけですが、そうした状況におきまして、空調設備が設置されていることにより体育の授業や部活動など安全・安心の下実施されております。

次に、決算書の 255 ページを御覧ください。3 目教育諸費、4 の事業、英語教育推進事業費でございます。決算額は 1,972 万 6,308 円でございます。概要につきましては、説明書の 266 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか、その他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金 298 万 7,000 円、住宅貸与料 59 万 2,140 円でございます。英語教育推進事業費は、小・中学校において英語教育を円滑に推進するための予算であり、主な支出は小・中学校への A L T 配置のための報酬及び国際理解教育推進事業委託料でございます。A L T につきましては各学校 1 名、合計 4 名の A L T を配置しております。

次に、同じく決算書の 255 ページを御覧ください。3 目教育諸費、5 の事業、教職員等負担金、補助金でございます。決算額は 414 万 1,818 円でございます。概要につきましては、説明書の 267 ページ、268 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。教職員等負担金、補助金は、学校教育の振興を図るための負担金及び補助金であり、主な支出は、県大会以上に出場するための経費に対する財政援助である小・中学校活動補助金でございます。令和元年度におきましては、議員の皆様も御存じのところでございますが、吉田中学校陸上部が 8 月 24 日に大阪で開催された全国中学校体育大会の男子 400 メートルリレーにおいて、日本中学新記録で優勝を飾りました。このほかにも駅伝部においては全国中学駅伝大会に初出場し 8 位入賞という成績をおさめるなど、吉田中学校の生徒の活躍は大変すばらしく、町に明るい話題をもたらしてくれました。町では、こうした中学校の部活動の大会への出場経費や男子 400 メートルリレーの優勝に係る記念碑建立に対する経費を支出するなど、中学生の活動を支援いたしました。

次に、決算書の 257 ページを御覧ください。3 目教育諸費、7 の事業、確かな学力定着事業費でございます。決算額は 4,355 万 3,576 円でございます。概要につきましては、説明書の 271 ページ、272 ページを御覧ください。財源は一般財源のほか国庫支出金 50 万 1,000 円、県支出金 82 万 2,000 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 538 万 2,000 円でございます。確かな学力定着事業費は児童・生徒の確かな学力の定着を支援するための予算であり、主な支出は教員補助等の賃金、吉田町学力調査研究等の委託料でございます。吉田町学力調査につきましては、令和元年度から中学校は実施せず、代わりに中間テストを実施することといたしましたことから、平成 30 年度と比較いたしますと委託料が大きく減額となっております。また、新学習指導要領においてプログラミング教育が導入されましたことから、円滑な推進を図ることを目的といたしましてプログラミング教育支援業務委託を実施しております。本委託においては、支援員を各学校に派遣いたしまして、I C T 機器の活用や授業に係るアドバイス等、プログラミング教育に係る各種支援を実施いたしました。

次に、決算書の 259 ページを御覧ください。3 目教育諸費、8 の事業、幼児教育振興事業費でございます。決算額は 5,408 万 6,965 円でございます。概要につきましては、説明書の 273 ページ、274 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 2,506 万 4,700 円、県支出金 1,075 万 1,350 円でございます。幼児教育振興事業費は幼児教育を推進するための予算であり、主な支出は、幼児教育ありきの実施に係る会 開催に必要な経費、

町内の私立幼稚園の運営に関する補助を行う運営費補助金、就園奨励費補助金、幼児教育保育無償化に係る幼稚園事業給付費などでございます。令和元年9月30日まではこれまでと同様に町内に住所を有する幼児が通園する幼稚園設置者に対して就園奨励費補助金を交付しておりましたが、10月1日からは幼児教育保育無償化に伴い、未移行幼稚園に通園する幼児を持つ保護者及び町内に住所を有する幼児が通う未移行幼稚園設置者に対して、幼稚園の入園料、保育料、預かり保育料、副食費の幼稚園利用給付費を給付しております。

次に、同じく決算書の259ページを御覧ください。3目教育諸費、9の事業、小中一貫教育振興事業費でございます。決算額は77万4,042円でございます。概要につきましては、説明書の275ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。小中一貫教育振興事業費は、小学校と中学校とのつながりのある教育を推進するための予算で、主な支出は、小・中学校のつながりのある教育検討委員会の開催に係る経費、先進地視察研修に係る旅費などでございます。小・中つながりの教育につきましては、現在、中央小学校をモデル校として進めております。その一環として、中央小学校の先生方に小中一貫教育の先進校を実際に視察していただき、その情報を校内において共有していただきました。また、吉田探究の一環といたしまして、児童に町が強力に進めている津波防災町づくりやシーガーデンシティ構想について理解を深めてもらうことを目的に、町内施設見学を実施していただき、そのバス借上料を支出しております。

次に、決算書の261ページを御覧ください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費について御説明いたします。小学校費は小学校において教育効果を高め良好な環境で学校教育が展開できるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず最初に、決算書の261ページから263ページを御覧ください。2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。決算額は2,875万1,188円でございます。概要につきましては、説明書の276ページ、277ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金3万9,500円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて37万7,010円でございます。主な支出は、臨時職員賃金、修繕料や電気使用料等需用費、各種点検等に係る手数料等役務費、各種機器等借上料などの経常経費でございます。

次に、決算書の263ページから267ページを御覧ください。3の事業、中央小学校維持管理費でございます。決算額は3,469万8,847円でございます。概要につきましては、説明書の278ページ、279ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金1万6,700円、その他として体育館使用料、グラウンド使用料合わせて20万8,700円でございます。主な支出は、住吉小学校と同じく臨時職員賃金、修繕料や電気使用料等需用費、各種点検等に係る手数料等役務費、各種機器借上料などの経常経費でございます。

次に、決算書の267ページから271ページを御覧ください。4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。決算額は8,702万7,900円でございます。概要につきましては、説明書の280ページから282ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金9万8,500円、地方債4,490万円、その他として体育館使用料23万9,980円でございます。主な支出は、前2項と同じく臨時職員賃金、修繕料や電気使用料等需用費、各種点検等に係る手数料等役務費、各種機器等借上料などの経常経費に加え、自彊小学校におきましては、職員室空調設備更新に係る工事請負費、敷地拡張事業に伴う公有財産購入費及び物件移転補償

費でございます。自彊小学校につきましては、近年、児童数が増加していることに伴い、既存の敷地での対応が難しくなっていることから、敷地拡張事業といたしまして隣接地 650.7 平方メートルを購入させていただきました。購入した土地につきましては、今年度の予算におきまして造成工事を行い、まずは駐車場として活用してまいります。

次に、職員室空調設備更新工事でございますが、5月の連休明けに職員室の空調設備を稼働しようとしたところ故障していることが判明いたしました。不慮の事態であったことから工事費が足りない状況でございましたが、近年の気象状況に鑑みますと、職員の体調管理や執務環境を維持するためには早急な対応が必要と判断いたしまして、予備費を充用させていただき工事を実施したものでございます。

続きまして、10 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費について説明いたします。決算書の 271 ページを御覧ください。教育振興費は経済的理由により就学が困難となる児童をなくし、児童が等しく円滑に教育を受けられるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されております。

まず最初に、2 の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は 152 万 1,814 円でございます。概要につきましては、説明書の 283 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の 271 ページ、3 の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は 168 万 9,570 円でございます。概要につきましては、説明書の 284 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 1 万 8,000 円でございます。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の 271 ページ、4 の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は 128 万 7,637 円でございます。概要につきましては、説明書の 285 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

続きまして、10 款教育費、2 項小学校費、3 目特別支援学級費について御説明いたします。特別支援学級費は小学校において教育効果を高め、よりよい特別支援教育が展開できるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されています。

決算書の 271 ページを御覧ください。2 の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。決算額は 46 万 4,442 円でございます。概要につきましては、説明書の 286 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 19 万 8,000 円でございます。主な支出は就学奨励費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の 271 ページを御覧ください。3 の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は 77 万 3,291 円でございます。概要につきましては、説明書の 287 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 34 万 8,000 円でございます。主な支出は住吉小学校と同様でございます。

同じく決算書の 271 ページから 273 ページを御覧ください。4 の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額は 49 万 1,540 円でございます。概要につきましては、説明書の 288 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 20 万 2,000 円でございます。主な支出はほかの 2 校と同様でございます。

続きまして、10 款教育費、3 項中学校費について御説明いたします。

決算書の 273 ページから 277 ページを御覧ください。1 目学校管理費、2 の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は 5,055 万 6,893 円でございます。概要につきましては、説明書の 289 ページ、290 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 19 万 5,300 円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて 61 万 2,230 円でございます。主な支出は、臨時職員賃金、修繕料や電気使用料等需用費、各種点検に係る手数料等役務費、各種機器借上料などの経常経費でございます。

次に、決算書の 277 ページを御覧ください。2 目教育振興費、2 の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。決算額は 536 万 4,420 円でございます。概要につきましては、説明書の 291 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。本事業の目的は、各小学校と同様であるため説明は割愛させていただきます。支出は全て就学援助支給のための扶助費でございます。

次に、同じく決算書の 277 ページ、3 目特別支援学級費、2 の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額は 115 万 29 円でございます。概要につきましては、説明書の 292 ページを御覧ください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金 50 万 4,000 円でございます。本事業の目的も小学校と同様でございます。主な支出は就学奨励費支給のための扶助費でございます。

最後に、10 款教育費、5 項保健体育費について御説明いたします。

決算書の 297 ページを御覧ください。2 目給食施設費、2 の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金給食施設費でございます。決算額は 1 億 2,187 万 3,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 317 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金は共同調理場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政である学校給食事業を円滑に執行するための負担金でございます。

以上が学校教育課が所管する決算の内容でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

10 款教育費のうち 1 項教育総務費、3 目教育諸費、6 の事業、ちいさな理科館事業費と 4 項社会教育費、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費と 3 目体育館運営費につきまして説明いたします。

初めに、決算書の 255 ページから 257 ページ、ちいさな理科館事業費を御覧ください。決算額は 539 万 7,564 円でございます。概要につきましては、説明書の 269 ページ、270 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか、ちいさな理科館参加代 4 万 8,900 円です。この事業は、主に小学生を対象に理科講座を開催し、科学への興味、関心を高めることを目的としています。昨年度は新規講座として小学 3 年生から 6 年生向けの講座を開講しました。また、静岡大学とも連携を図って大学内の地域連携応援プロジェクトを活用し、費用を大学に負担いただいて計 5 回の特別講座を実施しております。

次に、決算書の 279 ページ、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、2 の事業の社会教育総務費を御覧ください。決算額は 25 万 2,303 円でございます。概要につきましては、説明書の 293 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか社会教育振興基金

147 円です。この事業は、社会教育事業に係る庶務的な事業で、公用車の点検、維持管理に係る経費が主なものでございます。このほかには社会教育専門職員研修会等に職員を参加させて資質の向上を図りました。

次に、決算書の 279 ページ、3 の事業の社会教育委員費を御覧ください。決算額は 69 万 8,300 円でございます。概要につきましては、説明書の 294 ページを御覧ください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。この事業は、社会教育委員の意識向上を図り、社会教育事業の企画立案等に結びつけて生涯学習の推進に寄与させようとするもので、社会教育委員 10 人の活動に係る事務費です。社会教育関係団体が参加して話し合う社会教育プラットフォームを 2 回開催したほか、吉田町学校応援団による学校支援活動は 26 回実施をいたしました。

次に、決算書の 281 ページ、4 の事業、人権教育事業費を御覧ください。決算額は 9,120 円でございます。概要につきましては、説明書の 295 ページを御覧ください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。この事業は、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的としたもので、昨年度は旅費だけの支出となっておりますが、これは人権教育後援会を福祉課と合同開催したためです。

次に、決算書の 281 ページ、5 の事業の芸術文化振興事業費を御覧ください。決算額は 270 万 4,689 円でございます。概要につきましては、説明書の 296 ページを御覧ください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。この事業は、芸術文化活動の場を提供し、心豊かな暮らしの創造を育むことを目的として行っているもので、昨年は自彊小学校の児童を対象に金管五重奏を演奏したシンフォニエッタ静岡や住吉小学校の児童を対象に劇団たんぽぽの観劇をさせるなど、芸術鑑賞の機会を設けました。このほか、予定ではジャズライブや小山城でのお花見茶会等の開催も計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止しております。

ここで、芸術文化振興事業費に関わりのある歳入において、特に説明さしあげておくべき点がございますので、恐れ入りますが、決算書の 57 ページ、歳入事項別明細書、教育費雑入を御覧ください。教育費雑入の収入未済額に記載されたマイナス 1 万 5,500 円は、二つの要因からなるもので、一つ目は、備考欄にある 1 段目、文化鑑賞事業入場料が 6,000 円過納となっているものです。これは芸術文化振興事業費の中で予定していたスプリングジャズライブを新型コロナウイルス感染拡大防止のため急遽、中止としたことにより、前売券の売上額の返金手続を進めたものの、12 席分 6,000 円について、会計年度末までにお申し出がなく過納状態となったものです。また、もう一つの理由による 9,500 円の過納は、後ほど中央公民館活動費の中で説明さしあげます。

次に、決算書 281 ページ、6 の事業の文化財保護事業費を御覧ください。決算額は 54 万 8,820 円でございます。概要につきましては、説明書の 297 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか町史等資料販売 1 万 40 円です。この事業は文化財保護審議会を開催して町内文化財の指定等について審議を行うほか、指定された文化財を修繕するなど文化財管理を行うものです。昨年は、町として 12 年ぶりの指定となる文化財として、通称、住吉神社の船山群を登録いたしました。

次に、決算書 281 ページ、7 の事業の青少年健全育成事業費を御覧ください。決算額は 59 万 220 円でございます。概要につきましては、説明書の 298 ページ、299 ページを御覧く

ださい。財源内訳としましては、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 33 万 2,000 円のほかは一般財源でございます。この事業では、青少年の健全育成活動に積極的に携わる人材を確保し、地域が連携して青少年を育成していく体制を整えることを目的としています。笑顔いっぱい運動では、新たに賛同をいただいた 80 人の方にも黄色い声かけベストを貸与して、地域で児童の見守り活動を展開いたしました。

次に、決算書 283 ページ、8 の事業の生涯学習推進事業費を御覧ください。決算額は 9 万 6,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 300 ページを御覧ください。財源内訳としましては全て一般財源です。この事業は、地域の生涯学習活動を生涯学習推進員が促すことによって町民が自主的に生涯学習に取り組むことを目指すものです。生涯学習推進員は 83 名おり、予定では講師をお招きして推進員の研修会を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの影響で中止したため、決算には表れておりません。13 節委託料には、ここに成年講座及びぽっかぽかの会へ委託した講座委託料の支出がございます。

次に、決算書 283 ページ、9 の事業の地域教育推進事業費を御覧ください。決算額は 153 万 8,791 円でございます。概要につきましては、説明書の 301 ページ、302 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか県費補助金の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 51 万 2,000 円とふるさとよしだ寄附金基金繰入金 33 万 2,000 円のほかは一般財源です。この事業は、地域の特性を生かした体験活動を通して地域の大人が地域の子供を育てる体制づくりを推進することを目的としています。放課後子ども教室としては、中央小学校区で NPO 法人 e と吉田に委託して、通称、どんぐり教室を実施したほか、地域教育推進事業としては、住吉わっぱくらぶ、かわしりっこわんぱくサークル、片岡きらめき塾、自彊わくわく教室の各協議会がそれぞれの地域で活動を行いました。

次に、決算書の 283 ページ、10 の事業のコミュニティづくり推進事業費を御覧ください。決算額は 1 万 6,760 円でございます。概要につきましては、説明書の 303 ページを御覧ください。財源内訳としましては全てが一般財源です。この事業は、指導者やコーディネーターとなる人材を育成することを目的としたもので、昨年は 2 名の方がコミュニティカレッジ研修会に参加いたしました。

次に、決算書の 283 ページから 285 ページ、2 目公民館費、2 の事業の中央公民館運営費を御覧ください。決算額は 938 万 2,925 円でございます。概要につきましては、説明書の 304 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか公民館使用料 15 万 6,390 円と印刷代等 4 万 420 円でございます。この事業は、生涯学習の振興を図る場として中央公民館を快適に御利用いただくためのもので、維持管理のための経費が主なものでございます。生涯学習教室や寿大学、シニアカレッジ、文化協会各部の活動などに御利用いただきました。

次に、決算書の 285 ページ、3 の事業の中央公民館活動費を御覧ください。決算額は 561 万 1,552 円でございます。概要につきましては、説明書の 305 ページを御覧ください。財源内訳としましては、講座受講料 533 万 2,500 円と一般財源でございます。この事業は、生涯学習社会の実現を目指し、学習環境の提供などを行うもので、講師謝礼金が主な支出でございます。生涯学習教室は 113 教室を開講して、受講者は 948 人、寿大学は 77 人が参加し、シニアカレッジの受講者数は 31 人いらっしゃいました。このほか大学特別公開講座として静岡大学から講師をお招きして三つの講座を開講し、30 人の聴講を得ました。

ここで、先ほどの教育費雑入の過納について再度説明さしあげますので、歳入事項別明細書 57 ページの教育費雑入を御覧ください。教育費雑入の収入未済額マイナス 1 万 5,500 円のうち二つ目の理由は、備考欄の 4 段目、講座受講料が 9,500 円過納となっているものです。これは中央公民館活動費の中で実施していた生涯学習教室を新型コロナウイルス感染拡大防止のため 3 月は全て中止としたことにより、相当する受講料 38 万 8,000 円について還付手続をいたしました。9,500 円分については受講者が還付に応じられなかったため過納状態となったものです。

次に、決算書の 285 ページ、4 の事業の地域教育活動費を御覧ください。決算額は 277 万 5,042 円でございます。概要につきましては、説明書の 307 ページ、308 ページを御覧ください。財源内訳としましては、チャレンジ教室参加料 146 万 2,110 円と一般財源です。この事業は、地域の大人が地域の子供を育てる活動が推進され、心豊かでたくましい子供を育てることを目的としており、チャレンジ教室講師料が主な支出です。チャレンジ教室では生け花、茶道などの文科系やサッカー、空手などのスポーツ系、木工や料理といった創作体験など、様々な分野にわたる 27 の教室の講師を地域の方に努めていただき、御自分のスキルを世代を超えて地域の子供たちに伝えていただきました。

次に、決算書の 287 ページ、3 目学習ホール運営費、2 の事業の学習ホール運営費を御覧ください。決算額は 767 万 4,564 円でございます。概要につきましては、説明書の 309 ページ、310 ページを御覧ください。財源内訳としましては一般財源のほか学習ホール使用料 79 万 6,720 円でございます。この事業は、町民が生涯学習に取り組む場として学習ホールを快適に御利用いただくためのもので、維持管理のための経常的な経費が主なものでございます。歌謡祭や講演会、発表会等に御利用いただきました。

次に、決算書の 289 ページ、4 目図書館費、2 の事業の図書館管理費を御覧ください。決算額は 4,272 万 9,182 円でございます。概要につきましては、説明書の 311 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか図書館使用料 42 万 2,750 円でございます。この事業は、図書館を住民の研究活動の場としてはもちろん、生涯学習の成果の発表の場としても快適に御利用いただくためのもので、維持管理のための経常的な経費が主なものでございます。視聴覚ホールは音楽発表会などの会場として 42 回の利用がございました。

次に、決算書の 291 ページ、3 の事業の図書館活動推進費を御覧ください。決算額は 2,469 万 3,700 円でございます。概要につきましては、説明書の 312 ページ、313 ページを御覧ください。財源内訳としましては全てが一般財源です。この事業は、図書館の提供する資料や情報を活用することで町民が生涯にわたって学び、問題を解決することができる力をつけるようにすることを主たる目的としています。昨年は、幼児期のうちに外国のごく易しい絵本から始めて、少しずつ文字の多い本へ英語読書の幅を広げていく英語多読の考えを取入れ、340 冊の資料を受け入れた英語多読コーナーを新設いたしました。

次に、決算書の 293 ページから 295 ページ、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費で 2 の事業の社会体育振興費を御覧ください。決算額は 757 万 6,612 円でございます。概要につきましては、説明書の 314 ページと 315 ページを御覧ください。財源内訳としましては、一般財源のほか各種大会参加料 6 万 4,400 円と教室受講料 16 万 2,840 円でございます。この事業は、町民 1 人 1 スポーツを目標とし、誰もが気軽に活動できるスポーツ活動の場を提供することを目的としています。スポーツ推進委員による初心者スポーツ教室では、ソフトバレ

一ボールやファミリーバドミントンなど、誰でも取組やすい種目を実施したことで多くの参加をいただきました。

次に、決算書 295 ページ、3 の事業の体育施設広場維持管理費を御覧ください。決算額は 725 万 8,994 円でございます。概要につきましては、説明書の 316 ページを御覧ください。財源内訳は全て一般財源です。この事業は、町民が快適な環境で安心してスポーツができるよう高島スポーツ広場など施設の維持管理を適正に行うための経常的な経費が主なものです。昨年は高島グラウンドの野球場において不陸の調整を行っております。

次に、決算書 297 ページから 299 ページ、3 目体育館運営費、2 の事業の総合体育館運営費を御覧ください。決算額は 3,037 万 532 円でございます。概要につきましては、説明書の 318 ページ、319 ページを御覧ください。財源内訳は、一般財源のほか体育館使用料 403 万 6,420 円、県補助金の緊急地震津波対策等交付金 43 万円、町債社会教育債として総合体育館空調設備整備事業 500 万円、災害復旧債として総合体育館復旧事業 60 万円でございます。この事業は、町民が快適な環境で安心してスポーツのできる場として総合体育館の適正な維持管理を行うための経常経費的なものがほとんどですが、昨年は空調設備設置工事設計に係る技術支援業務と空調工事設備工事設計業務を委託し、本年度の設置工事に備えました。また、一昨年の台風によって被災した屋根の復旧工事も実施いたしました。

次に、決算書 299 ページ、3 の事業の吉田町体育センター運営費を御覧ください。決算額は 166 万 2,712 円でございます。概要につきましては、説明書の 320 ページを御覧ください。財源内訳としましては一般財源のほか体育館使用料 72 万 8,960 円です。この事業は、町民が快適な環境で安心してスポーツができる場として、体育センターの適正な維持管理を行うための経常的な経費がほとんどです。昨年は入り口ドアの修繕などを行いました。利用の多くはフットサル、バスケットボールなどに御利用いただいております。

以上が 10 款教育費に係る生涯学習課関連の事業の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 以上で第 72 号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3 時 38 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会3日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第1、第79号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから第79号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、通知や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の9ページ、町債についてお伺いします。

今回、補正で上げられているその事業は、交付税措置が受けられないから一般財源で行うということでございますけれども、これらの事業に関して言えば、長年にわたって町民の福祉向上に役立つような事業だと思うので、交付税が受けられなくても町債を財源として事業を行うという選択もあると思うんです。それを今回、単年度の一般財源で行うという選択を行ったのは、なぜかというところをお伺いしたい。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今回の起債の事業ですけれども、これは当然必要性ということの中で事業、財源を起債ということで充てさせていただいておりまして、これまで進めてきています。

そうした中で、今回、決算ということで、9月決算の関係を迎えまして、その余剰金の額等が、まず明確になったこと。それから交付税の関係、そちらも新たに交付税とあと臨時財政対策債等が発行額も決定してきたというところの中で、これらを踏まえまして、今後の財政状況とか見た中で、やはりこの起債の関係で、今年度見てみますとうまみがないといえますか、いわゆる当然、起債というのは言葉があれですが借金ということで、それにプラス利子が入ってくるわけです。そうしたことの中で、やはり交付税措置、有利な措置、有利性が

ないというようなことの中で、先ほどの交付税、余剰金等を全体見ましたところ、こちらのほうは起債のないものについては、今回、一般財源化をしまして事業を実施するというところで、財政運営の中で今回させていただいています。

それと併せて、こちらはこれまでもそうした運用をしてきておりまして、平成30年とか29年、これまでも起債のないもの、交付税の優遇措置を得られないものについては、こうした決算時において、状況を見ながらそちらのほうも同様の措置を行ってきておりまして、一般財源に振り替えているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今のお話しはある程度理解はできるんですけども、そうしたときに、町債に回すかで財源を得るか、一般財源でこのままやっつけよう。その辺の判断基準というのは、何がしかの判断基準はあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

判断基準ということでございますけれども、当然、余剰金であるとか、決算時でなければ不明確なところがございますので、そうしたところ、あと交付税も踏まえた中で、一番最良の選択をその都度しているということで行っています。

いずれにしても、やはり今年度のことを考えた中で、財政運営のほうを行っていかねばなりませんので、これは議員も以前も公債費のところを非常に心配してくださっておりまして、そうしたことで極力今年度を踏まえた中で、将来に起債が多くならないような形の中で行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

民生費、ページは21ページ以降になります。2項17節全体、備品購入費、保育園の機器導入、空気清浄機、サーキュレーター及び非接触体温計について質疑いたします。

昨日、全員協議会で規模をちょっと確認いたしましたところ、私の認識と実際の導入の間にそこがあるといけませんので、少し認識を共有する意味で、導入の場所とか台数の詳細をまずは説明いただきたい。

○議長（増田剛士君） 確認ではないですね。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

もう一度、説明になってしまうかもしれませんが、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、予算書の21ページの上のところは20ページからのつながりです。2項1目の児童福祉総務費、17節備品購入費で62万5,000円という金額が計上してあります。これは、それを横に見ていただきますと、6の事業、こども発達支援事業費の62万5,000円がここに計上されているもので、その下、3目保育所費、そのところにも17節備品購入費というものがあまして530万9,000円の予算計上がされております。そこは、その予算書右を見ていただきますと、3の事業、4の事業、5の事業、6の事業、もう1ページ、23ページいまして、7の事業に各保育園の備品購入費がそれぞれ上がっておりまして、その合計が503万9,000円という備品購入になっております。

各施設の台数ということですが、昨日の全員協議会で各保育室ごとに非接触型体温計と空気清浄機、サーキュレーターを置かさせていただきたいということでご説明させていただきましたので、もうちょっと詳しくご説明しますと、こども発達支援事業所には6室ありますので、6セット。保育園管理費の中には養護児室と一時預かりのお部屋を想定しておりますので2セットずつ。さくら保育園には10セット、すみれ保育園には14セット、さゆり保育園には12セット、わかば保育園には13セット。それを全部足しますと全部で57という数字になりますので、各お部屋に、57室ですか、というものを予算で計上しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） すみません。今、質問させていただいたのは、私の認識として各保育所の保育室というところに1台ずつかなと思っていたら、かなりの数の導入をされるんだなというところを、改めて共有をしておきたかったためでございます。

この導入台数、セットとして考えた場合の導入台数なんですが、かなり多いものを一度に入れていくという方向なんですが、これというのはもちろんコロナ対応ということだと思うんですが、発案といいますか、決定の過程とかプロセスというか、例えば現場からそういう意見が上がってきたのか、それとも課の発案なのか、あるいは厚生労働省からのそういう推奨なのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

今回の補正予算につきましては、ちょっとページが戻ってしまいますけれども、予算書の4ページの歳入のところを御覧いただきたいと思っております。

4 ページの歳入の一番下段のところでは、2 目の中の2 細節、児童福祉費補助金の中に地域子ども・子育て支援事業費交付金、金額で言いますと 453 万 9,000 円。次、4 の細節として保育対策総合支援事業費補助金 141 万 7,000 円、そして1 ページめくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 250 万円。その国のお金を活用させていただいて、先ほどのものを整備しようというものでございます。

こういった交付金につきましては、保育園に直接情報が入るわけではなく、町に情報が入りますので、こども未来課でその情報を捉えまして、保育園にどんな対策をしたらいいのかということを考えさせていただいて、そして保育園とも連絡を密にして今回の予算計上に至っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3 番、盛 純一郎君。

○3 番（盛 純一郎君） 現場の要望と、また厚労省のバックアップみたいところだと認識しております。

この導入に際しまして、要するに 57 セットといたしますか、空気清浄機やサーキュレーターがそれぞれ必要になってくるわけですが、仮に予算が通ったとして、導入の時期をどの程度までにとという考えをお聞かせいただきたいと思っております。秋、冬になるとまたインフルエンザとか、別の不安要素も出てくる中で、果たしてこの機械を一度に入れられるものなのか、もし冬場を通り過ぎてしまうと、そこで必要ではあるとは思いますが、有用性という部分では早くしたほうがいいと思っているんですが、そのあたりのお考えを聞かせてください。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

今回の交付金のことにつきましては、吉田町だけが特別に国から情報が来たわけではなく、日本全国同じようなことをやられているものでございます。

コロナの対策としましては、今、換気、それから手洗い、または手指消毒ということが有効だということを知っておりますので、どの市区町村でも同じような対策を検討しているのではないかと推測されます。そうすると、どうしても私たちが欲しい物とほかの市町が欲しい物と同じような物になりますので、実際予算が可決されたとしても、いつ頃物が入るかという、またそれは次の私たちの課題ということになりますけれども、なるべく早い時期に物がそろそろよううちのほうも準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3 番、盛 純一郎君。

○3 番（盛 純一郎君） では、最後に一つ。

今回、空気清浄機やサーキュレーター、要するに換気の部分ですとかは、エッセンシャルワーカーと呼ばれる、その現場で働く人々の安全、それから当然それを利用する人々の安全、それは心理面も含めて、導入に関しては今後、特にここ 1 年、2 年というタイミングでは必要な施策だとは思っております。

町長にもしお答えいただけるなら、今回、そういう予算措置もあって、保育園に導入ということでしたが、例えば重症化率などを考えた場合、いわゆる高齢者福祉の施設ですとか現場ですとか、あるいは保育園には入ったけれども学校はいいのかとか、そのような声も出て

くるかと思うんですが、町として今後、こういう空気清浄機の導入とかに対して、どのような想定をされていらっしゃるか、お答えいただけるようだったらお願いしたいです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のご質問は、コロナ時代を非常に大きな問題でございまして、当然のことながら、町の行政経営そのものの基本的なところも入ってまいります。

このコロナが克服されてポストコロナになるのか、それとも克服されずウィズコロナが続くのか、ちょっとそれは分かりませんが、基本的にはやはりワクチン等が開発されて、また治療薬等が開発されて、いずれポストコロナが来ると、私は思っています。

議員、もしかしたら世界各国の首脳がこのコロナ時代に際して、様々な形で国民に語りかけています。いろいろなそれぞれの国の首脳の演説等ございますけれども、一番世界で評価されたのは、この3月18日にドイツ国民に対してドイツの首相メルケルさんが語った演説、テレビ演説でございますけれども、これが一番、的確にコロナ時代の対策を講じていると、そんなふうな評判です。

それは、例えば我々は手指消毒であるとか、それからマスクの着用であるとか、それから密集、密接、密閉の3密の回避であるとか、それから不要不急な外出については自粛しましょうとか、なんでこんなことをやるんですか。皆さん聞くと、なんでこんなことをやるんですか、これ一番簡単なことは単に感染しないということだけなんです。感染しない、なぜ感染しないように心がけるんですかという、これ大きな問題になるんですけれども、要はなんでそんなことをやるんですか、単なる時間稼ぎなんです。はっきりメルケルさんが言っているんですけれども、基本的にはこのような状況は、基本的には時間を稼ぐことです。要は時間を稼ぐということは単純な話、感染しないように、感染しても重症化しないように、重症化しても死なないように、そういうふうなことを時間稼ぎしていると。いずれワクチンが開発され、また治療薬が出てポストコロナになると、そういう日を迎えるまでの時間稼ぎをしているんです。それがメルケルさんがはっきり言ったことなんです。

そうしたことを考えるときに、今はまだ我々の生活というものはこのコロナのパンデミックによって、日常生活が変わってしまったわけですよ。だから時間稼ぎの時間がまだまだ続くというふうな観点で考えますと、いろいろな意味で個人個人に課せられることであると同時に、やはり集団において今、申し上げたように、保育園のいろいろな機器の導入も含めて、やはりそれ相応のものは考えていかなければならないと思っておりますけれども、それはどの程度までやっていくのかというのは、これは当然のことながら最終的には私の判断になりますけれども、その辺はいろいろな専門家の方々のお話しであるとか、それから現在の厚生労働省の対策であるとか、そういうのを踏まえながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

ページ戻りますが、18ページの老人福祉費の関係です。社会福祉施設管理事業費ということで800万円ほどの予算が組まれておりますが、国のほうの2次補正の中で、医療関係者やあるいは介護従事者の皆さんがコロナの感染拡大を防止するというので、集団感染防止

ということで大変苦勞をされているということで、慰勞金などのそういうふうな支給が決まっておりますけれども、その中で当初は保育所とか放課後児童クラブなど、そうした施設への財政支援ということが入っていなかったんですよ。厚労省のほうの通達で、こうした保育所や放課後児童クラブなども、そうした施設の感染拡大についても財政支援が入ったと。国のほうの予算では248万円というふうな数字が上がっておりますけれども、そうした国からの財政支援についての内容については御承知でしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員御質問の財政支援という話ですが、高齢者の部分についてはと医療の部分については、情報のほう入っております、例えば、うちの町にあります福祉施設、デイサービス等の施設につきましては、施設とか病院を利用している方の中でコロナが発生した場合の方につきましては、そこの介護をしたりですとか、医療の従事した方に対しての財政的支援がされるということと、あと直接支援をしなくてもその施設に一定期間の間、従事された方につきましては、どんな福祉施設でもどんな医療施設でも一定期間従事された方につきましては、財政支援がされるということになっております。

その手続についてですが、町が介するのかどうかということも確認をしたんですけれども、直接、県のほうに申請をしていただくという形で、申請の手続の支援を、県のほうから事業所に対してしているということで伺っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうしたコロナの感染拡大防止するというので、医療、介護、あるいは保育所など子供たちの集まる場所、そうした施設の中での集団感染防止ということで、非常に皆さん、苦勞をされているということで、厚労省のほうで通達が出ています。

子ども家庭局の頭を取って、子発0619第1号という発出です。令和2年6月19日付で、こうした感染症の支援事業ということで、児童福祉施設等ということで入っています。これも事業主体は県、それから各市町村というふうになっていきますので、ぜひこうしたことも踏まえて今後の支援体制を、やはり強化をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 議員、今、問題にされているのは老人福祉費のところですよ。

○12番（大石 巖君） はい。

○議長（増田剛士君） 話が今、何か方向が違うんじゃないですか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

大きなくくりとして、厚労省のほうからこうしたコロナウイルス感染症緊急包括支援事業という事業の中身で、こうした事業が組まれていますので、この点も踏まえて、ぜひそうした分野でも今後検討していただきたいということでの質問です。

○議長（増田剛士君） 御意見です。

老人福祉費についてお聞きいただければありがたいですけれども、いかがですか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 今、答弁をいただきましたが、各それぞれ医療、老人福祉の施設で従事している方々、大変苦勞されているということで、先ほど言いました慰勞金です。1人5万円から20万円というのが、それぞれのフルタイム、あるいはパート、それぞれ分けて支給をされるようになっていますが、先ほど答弁のように町を介せず、県のほうから直接そうした支給をされるということですので、そういうことも踏まえて今後、町のほうとしてもまだそういう態勢になっていないところについては、ぜひ支援をしていただきたいということでの要望と、それから今後そういうところも検討されるのかという質問ですけれども。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

県のほうとも連携を取りまして、申請のないところと、申請の手続の大変そうなところですとか、そういったところを確認しまして、情報提供のほう努めていきたいと考えております。

今回、補正に出ささせていただいた陰圧装置につきましても、事業所のほうへ情報提供させていただいて、全ての事業所に確認を取った中で、陰圧装置可能なところに情報提供させていただいて、手続のほうお手伝いさせていただいておりますので、同様にお手伝いのほうして、情報共有していきたいと考えております。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

28ページ、2目商工業振興費についてお尋ねします。

前回のプレミアム商品券の町の経済効果というのを教えてください。

○議長（増田剛士君） 質疑の今回はこれをやりますということで、もうちょっと質疑の内容を、もうちょっと変えていただけますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

商工業振興費について、前回、プレミアム商品券の町の経済効果について聞きたいと思っております。

前回の町のこの振興費を使ったわけですけれども、それを踏まえて今回、それよりも多くの商品券を発行するという事なんですけれども、どのくらいの見込みを考えていますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ1回目のプレミアム商品券の効果という御質問の中で、当然、加盟店の方にも商工会がアンケートを取りまして、そういった効果どうだったのかというふうなことも確認してございます。そういった中で、初めて来ていただいたお客さんも多数いたということで、加盟店に関しましては非常に効果があったということで、まだこのコロナ禍の中で、まだまだ厳しいという第1回目の結果もある中で、ぜひ2回目のと、プレミアム商品券の発行をお願いしたいという話も来ているものでございます。

今回、前回に比べて3倍の金額のほうを予算計上しておるわけですが、前回に関しましては期間も2か月間という短期間でありました。今回はその倍の4か月間を今、予定をしておる中で、やはり年末、さらに年始のほうで、そういった商品券の使用の頻度が多くなるというのを見込んでおりまして、このような形で3,230万円ということで事務費を加えた形で予算の計上のほうをしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今回、3倍の発行枚数ということで、4か月ということだったんですけれども、やはり町としてもこれだけ多くの枚数になるということが、やはり周知というのも大切になってくると思うんですけれども、周知についてもより一層していただけることで、町民の方にもより一層買っていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ周知ということで、第1回目のプレミアム商品券のときに、なかなか周知期間が短かったという反省点も踏まえまして、今回、早期議決でお願いしたという中でこの補正予算計上しております。

そういった中で、11月の販売ということで説明をさせていただきましたが、2か月間の期間がございまして、町の広報、ホームページ、あとマスコミ懇談会等の中で皆さんに周知していきたいというふうに考えておりまして、あと吉田町商工会においても、商工会の広報紙等が、折り込みチラシ等がございまして、そういったものも活用していき、広く町民の皆様にご購入いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） プレミアム商品券です。

前はスーパーとか外して、商工会の会員の方々でお店で使えるということだったんですけれども、商工会の方としっかりお話しされたということなんですけれども、商工会の中でも結構格差が、要するに結構使われたお店とあまり使われていないお店があったようにお見

受けするわけですが、そういうことに関して、この格差をなくそう、なくす何か対策みたいなのは、ちょっとお話しの中で商工会とされたのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、商工会とは連携を密にということで、第1回目のプレミアム商品券、中間報告であったりとか、最近7月で終わったということで、最終的な報告も受けた状況でございます。

そういった中で、今、第1回目の売上げが多い業種として、食品、飲食等があります。やはり商品券が使えていないというお店も数件あったという報告も受けておる中で、やはり商工会のほうでもその小規模事業主ですか、そういった方にもっとアピールしてもらおうと。自分の魅力を出してもらおうということで、例えば販売当日に自分のお店をPRしたり、あとその商品券を使う中で、何かプラスアルファのものをという提案のほうも受けておりますので、今後実施に向けては、またそういったところを商工会のほうと詰めて、何かいい提案をする中で、各店舗がそういった協力をして、自分をアピールできるようなことを考えるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこは分かりました。

今回、昨日の全協で聞くと、商工会以外のお店でも使えるというようにしていくというようなお話があったと思うんですけども、商工会としたら会員を増やすチャンスだと思うんですけども、そこが商工会に入っていない方も今回使えますというようにところに関して、どういってお話合いがあったのかということはお伺いしたいんですが。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ第1回目のプレミアム商品券の実施のときにつきましては、会員以外の方からの加入申出があった場合には、会員になっていただくという条件を付していたということで、たしか2事業者、3事業者、会員になっていただいたという状況がございました。

今回、第2回目、会員以外もということで、やはり会員以外の方もこの状況の中で、非常に厳しいという声も聞いているという中で、商工会との協議の中で、会員以外の方も今回、商品券の加盟店対象にするという話で今、進んでいる中で、そういった方々にも将来的には会員になっていただくというようなやり取りができればということで、商工会のそういった会員増という目標もあると思いますので、そういったことに少しでも力になればというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 話合いの中で、どちらかといったら町が経済を支えるということで、町のほうから提案してもっと広くというような形かなと思ったんですが、そうでもないんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

町のほうからのお話をさせていただいたということでございます。それも第1回目の中で、商工会との協議の中で、やはり町としては広くということもあったものですから、話をさせていただいたんですが、第1回目のときにはちょっとどういう状況になるか、なかなかプレミアム商品券、難しいところもあったものですから、そういったところで会員限定にするという話をさせてもらいましたが、第2回目、今度規模も前回に比べて3倍になるということで、広く事業者の方に参加していただきたいということで、町のほうからの提案というか、相談というか、そういうのをさせていただいて、今このような設計といいますか、内容の中で進めていくというふうに、今なっております。

以上です。

○5番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

34ページで、備品対策費として避難所の間仕切りとか、そうした備品の充実ということで、確かに今、台風のシーズンが近づいているものですから、やはりそういう手だてを取らないと、コロナの関係でやはり3密というのは大変問題ですので、必要な数字だと思いますが、併せて前も話があったんですけども、1つの避難所の収容人員がそれだけ減るわけですので、避難所の拡張、あるいはその1避難所それぞれのところの定員が何名かということや、あるいはどこの避難所にどの地域の人が行くのかという、そうした割り振りなんかも併せて明示しないと、ちょっと町民の方には混乱があるのではないかと思いますけれども、その点についての町民への説明についてはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

避難所の開設についてという御質問かと思いますが、まず町内の4か所の避難所につきまして、初めに開設をさせていただくという考えがございます。

その避難所のキャパシティのほうが足りないというようなことがありましたら、また総合体育館であるとか、ほかの避難所の開設等も考えて、広く避難される方の受け入れるような体制のほうを整えさせていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今年に限らず、大型台風が予想されますし、そうした場合にもかなりの避難をする地域、それから対象の人も増えてくるのではないかと思います。

今、4か所ということがありましたが、そのうち4か所についてかなり避難をする距離が長い、もっと近くに避難をする場所があるのではないかと、いろいろなそういう意見もありますので、ぜひそうしたことも踏まえて、避難をしやすいような、そういった計画をもう一度見直していただいて、町民の皆さんに、こういう場合にはここに避難ということでの明確なそうした説明を、ぜひしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

避難所の開設につきましては、また町のほうでも検討させていただくところが出てくるかとは思いますが、まずはもって現状今、各地区の4か所のほうの避難所を開設させていただきたいと考えておりますので、現状それで周知のほうさせていただいているところもございます。そのような中で対応のほうさせていただきたいと考えております。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

36ページの教育振興事業費で、昨日、備品の購入ということやね。パソコンを購入するというので伺ったんですけども、何か自分が考えると、俗に言う借り上げのほう期間があつて、新しいものにまた更新できるのではないかとということで、機種も使っているパソコンがだんだん古くなって、新しいの出てきたら、それにリースだと替えていってくれるかなと思うですよ。それで今回は全て購入ということだという話になっているわけですが、購入の方がメリットあるのかなどうかなということも分からないものですから、その辺で購入ということについて、なぜ借り上げではないのかということも併せてお願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今回、リースではなく購入にした経緯でございますが、まず、リースと購入と比較しまして、リースのほう割高になりますので、まず経済的には購入のほう安価であるということが一つございます。購入の場合は単年度に一遍にお金が出ていくということがありますので、その資金が調達できるかどうかということが一つ出てきまして、そう考えればリースの場合、出ていくお金を5年間に等分していくということで、1年間に使用する分が抑制できるということで、そういったメリットがございます。

今回、国のほうから交付金をいただいているものですから、そこについてまず財源が十分手当てができるということで、一括購入できる状態ですので、町としては一括で購入をさせていただいております。今後、そういった経緯がございます、財源があつたという中で一括購

入したという中で、今後、リースの場合5年間というところで、まず縛りが出てきてしまいますので、そうした中で国のほうもどういうふうに関後、パソコンの購入等について動いていくのかまだ明確ではないということがございますし、あとリースの場合は5年間したらそこからまた再リースをするとか、また機種替えるのであればそこからまた新たにその費用というのは当然それも出ます。購入の場合は買ったものについて、潰れない限りその分は使っていけるという部分もござますので、購入のほうがそういった自由度はちょっとあるかなと主に考えております。

ただ今後、次回更新するときとか、そういったときに国の補助があるかないかというのが、また今度そのときにリースにするか、一括購入にするかというのが一つ考えなければならなくなるというところがあると思います。もし、国の補助がないようなことであれば、当然単年度に集中がそれだけ確保できるかどうか。できないようであれば、そのときはまたリースということもあり得るといふことで考えておまして、今回は購入を選んだということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

では通常、役場の中でパソコンなんかを使っているのは一応借り上げとして使っていますけれども、それは結局、一度に買うと台数が多いもので、その年はお金がたくさん欲しいから、分割して平均してずっと使うものだからということ、そういうふうに関後、今回の場合は、どちらかというに一週に買うお金が国から交付してくれるということだから、一週に買えるからそのお金で購入するよと、そういう理由で、なおかつリースよりも購入のほうにコスト的には安いよということによろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） はい、おっしゃるとおりです。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 同じところでちょっと懸念をするものであります。

購入で1人1台ということ、今回の目標としてはいいでしょう。ただ、その中で一番の心配をしなければならないのは、当然税金を使ってやることですので、子供たちが減っていく状況、少子化の状況が目に見えていますよ。これから吉田町が、全国ではもう何年か先には4,000万人も減る、現在の子供たちが大きくなったときに。そうするとその少子化に対して、今言った、今はいい。ただ、その3年後、5年後、そのときにどう関後対応をしていくのか。中のアプリに関しては、どんどん自動的に更新していくから、それは機械が使える間、動く間はいいでしょうけれども、その間の少子化との整合性というか、そういうものの考え方をちょっと心配しているんですけども、どうなんですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

確かに、児童・生徒数減ってきている分はございますので、今の現在の児童・生徒数でそろえた場合、今後、どのくらい減り幅が出てくるかというのにはちょっと、それもはっきりは

分かりませんが、ただ実際、今回そろえる中で、常にパソコン室に176台、既に今リースをしているものがありますので、そこは今回、買う対象になっておりませんので、その部分が、リースがすみません。ちょっと期間が来年だったか再来年だったか、ちょっとそこがはっきり覚えていないんですが、その分が台数としてありますので、基本的にちょっとその台数の中では調整が効くと思いますので、児童・生徒数を見ながら、その中で調整をすりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 分かりました。その部分、よく分かります。なるほどなと思いましたが、

ただし、一つまた、吉田町に小学校が3つある中で、小学校の児童・生徒が大きく変動していますよね。住吉が減ってきて、自彊が増えたりとか、そういう中での対応が、学校同士の対応、決算の中では一つ一つの学校同士の、学校の中にも決算ができますので、その対応というもの。例えば自彊がどれだけ増えたときに、どういう動く、それに対応する、人数に対応する対応が必要だと思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

全台あるものについては、確かに各学校に備品登録をするような形になりますが、児童が減ってきて要らない分が出てきて、片や自彊小学校とか増えているという中では、その所管替ということで、備品を学校で移すような形で全体で調整はしていきたいと思っておりますので、そこは十分対応できると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今の対応の中で、学校同士の対応の中では、そういうシステムをこれからしっかりとしたものをつくっていかないといかんと思っておりますので、ぜひその辺もつくる必要があると思うんですけども、その辺はどう考えますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

児童・生徒数については町のほうでも十分、各学校把握しておりますので、各年度で何人ぐらいになるというのもその前年度、想定していますので、ちゃんと前年度において台数というのは調整するようにしまして、各学校の運営に支障のないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（山内 均君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

財政調整基金について伺いたいと思います。

元年度末の財調基金の残額に今度の補正で、5億の積み増しで大体近いような金額になっておりますけれども、国からのコロナ対策としての交付金も踏まえて、こうしたお金も有効に使うということも大事だと思いますけれども、この5億に積み増したお金の基金の中には、今年度の中でコロナ対策を中心として、これからその中からまた使うような予定、そうしたものがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず今、財政調整基金の関係で、今回の元に、前年度のほぼほぼ元の令和元年度末のところには戻しているという状況でございますが、これは議員も御承知のとおり、地方財政法の中で余剰金が出た場合は、2分の1を超えるといいますか、下らない額を基金に積む、もしくはまた償還の財源に充てるというようなことがあります。こうした関係で今回、この余剰金の2分の1以上の額をまず入れさせていただいています。これは今後の不測の事態に対応するためにも、財政調整基金積んでおかないと、不測の事態には対応できないということになります。

今、先ほど、コロナということでありましたけれども、コロナだけではなくいろいろな状況がありますので、何か不測の事態が生じれば、こうしたこの基金を活用するということがあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに基金というのは、そうした幅広い対応が可能ということで、必要な財源ではありますが、一方、どのくらいの基金が基準といいますか、積み増しをすれば対応できるのか、この町の財政規模から考えて、そうした基金の目標額の算定根拠というものはどういう根拠があるのか教えていただきたいと思えますけれども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

当町は、特にこの財政調整基金を幾らとか、基準というものは特にございませんが、これまで当町では約20億を目指そうということで、これまで進んできております。そうした中で、先ほどコロナの関係ということでありましたけれども、来年度の、今コロナ禍の中で今、経済状況、非常に不安定なところがあります。そうした中で、次年度以降見据えた中では、やはりある程度の基金を積んでおかないと、翌年度に対応ができてこないということもございまして、そうした中で今回、元の14億3,900万円ほどの残額ということでさせていただいております。

以上でございます。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり特に質疑を許可いたしますが、いかがでしょうか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 9番、山内です。

今回、財源の振替ということで、国のお金から一般財源にいろいろやりますよね。それで、国のお金が入ったときに当然、これいつも厳しい会計検査院の検査が入ってくると思うんですけども、それでそれが一般財源にやることによって、その部分が一般財源になることによって国とは外れた検査の体制が変わりますよね。体制というか検査そのもののあれが。要するに、
、そういうものの改めて体制として、検査体制とか管理体制をしっかりとしたもの、を再構築しなければいかんと思うんですけども、その点は大丈夫ですか。どうですか。聞きたいことは、多分監査というものは今度は会計検査院入りますよね。国のお金が入れば当然やりますよね。今度は一般財源になると町のほうで検査、全て行うではないですか。しますよね、当然。その検査とか管理は。検査はね。そのときに、より厳しい管理の検査の体制が、私は必要となってくると思うんですけども、その点の混乱というのはありませんか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 財源が国からくることによって、財源が変わるからといって、新たに何か特別な検査体制をすとか、そういったことはありません。町の会計でございまして、きちんとやって、財源いかにかわらず、きちんとやっておりますし、ということで検査体制には変わりはないというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 分かりました。要するに自分としての懸念、私の職業柄、そういう懸念持ちますので、それに対しては今、そういう返事をいただきましたということです。了解しました。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これをもって、第79号議案についての質疑を終結します。

これから、第79号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり、可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時56分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 14 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、議事に入ります。
本日は、特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を総務文教常任委員会の所管に係る議案を行い、続けて産業建設常任委員会の所管に係る議案をそれぞれ議案番号順に行います。途中、説明員の入替えを行い進めてまいりますので、御了承願います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。
また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。
-

◎議案第 73 号の質疑

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 73 号議案 令和元年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
これから、第 73 号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
12 番、大石 巖君。
○12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。
説明書の 4 ページです。地形図で、保有している土地の残高ということで、一覧表がついておりますが、その中で、例えば 11 番のポケットパーク用地、最近駐輪場ということで一部整備がされましたし、それから、15 番の大幡川幹線用地、これについても道路も完全にできておりますが、例えば、それから 18 番の土地改良地、こうした土地について、現在行政財産として利用されているというふうな私は認識を持っているのですが、これは、行財として使っていくのであれば、きちんと行財のほうに所管を移すということが大事だと思うのですが、どうしても、どうしてもそのままになっているのか、その辺について伺いたいと思います。
○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。
○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

土地取得事業の中の先行取得した土地が事業をもう開始しているから払戻しをというところのお話だと思うのですが、これにつきましては、以前にもお話をさせていただいていると思うのですが、そのときの地価で払戻しをさせていただくような形で、今までも土地取得のほうしております。ただ、今財政的に事業が完了しているにもかかわらず、だけれども、払戻しをしていないというところにつきましては、そのときの財政状況に合わせて、払戻しをするかどうかというところの決断になるのかなというふうに思っております。

そうは言いましても、土地開発基金のほう、残高につきましては、今のところ現在高としては1億7,600万円という現在高を持っておりますので、早急にこれだけの基金がなくなるということはないと思いますので、その基金の中で先行取得できるものはしていきたいというところで思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

行財として、利用されている以上、やはりちゃんときちんとそうした所管に戻すということは、大事かと思うのですが、今の財政状況というお話がありましたけれども、例えば土地取得する場合に、補助金の対象になるとか、そうした状況にならないと、要するに町として財政的に有利な状況ができれば払戻すというのが財政状況という中に入るのでしょうか。それとも、一般的にはもう、行財になれば、払戻しをするということが普通だと思うのですが、そうした状況というのを説明をしていただきたいのですが。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今の大石議員のほうから、補助対象ということでお話ありましたけれども、当然これは事業認可されて、先行取得で土地を持っていた場合には、そうした国の補助金であるとか、起債対象というようなことになってくるので、そうしたときは一括して買戻しというのは可能になってくると。当然これは有利な買戻し方法だというふうに思っております。

それから、あともう一つは、やはり財政上、確かにお財布は2つ、土地取得と一般会計というお財布はあれですが、中身が一つは町としては一緒になるわけですが、やはり財政的な関係で余裕といいますか、財政状況にちょっと余裕があれば買戻しをしていくというのが一つあるかと思えます。

あとは事業進捗に基づいて、事業の目的に沿って買戻しをしていきたいというふうに思っております。これは、以前からも議員からも御指摘をいただいておりますので、買い戻せる時期、また、あと価格等も見ながら買戻しのほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

行財として、使われていない土地もあるわけですが、特に道路後退部分用地ということで、一部が残ってしまっている場合、町として、特に利用価値とか目的がない土地というのは入っていると思うのですが、そうした土地については、隣の土地の所有者とか、何か有効に土地が使えるような人に売払い処分、そういうことが積極的にやらないと、

結局そのまま残ってしまっていて、形が悪い部分になると思うのですけれども、その点の処分の検討というのはされているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、土地取得事業の中で、残地というのではないかというふうに思っております。これは道路関係の残地であるとか、そうしたものは一般会計というか、そちらのほうの所管になってくるかと思えます。

そうした中で、当然そうした用地につきましては隣地であるとか、そうしたところに売却といえますか、公有財産の売払いということで、これまでも進めてきているところがありますので、そうしたことの中で、今後当然相手方がいる話でございますので、そうしたことで整理といえますか、的確な管理のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎議案第74号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第2、第74号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第74号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 決算書の8ページ、9ページで、保険税のことについてお伺いします。

収納率は、年々上がっております。一般被保険者国民健康保険税の医療給付費現年分に関しては、平成29年度が92.6%、平成30年度が93.7%、そして、令和元年度が94.6%と上がってきております。

しかし、これを一般会計の個人町民税の現年分の収納率98.3%に対して低い値になっています。滞納分に至っては、個人町民税の収納率が36%に対して、国民健康保険税は27.8%。一方、口座振替利用率を比べると、町民税は33.9%ということですが、国民健康保険税のほうは52.3%と50%を超えていると。

こういう中において、国民健康保険税の収納率が町民税に比べて低いということでありまして、国民健康保険税特有の何か理由があるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

国保のほうにつきましては、御本人が退職をされて、国保に入っていただきまして、その後社保のほうに入られた時に、国保のほうは本人から脱退の手続をしていただかないと国保のほうも脱退できないということもありまして、そうした中で脱退をする間にタイムラグが

生じたりしまして、その間に課税をされていたりする場合もございます。そうしたことで、ちょっと課税されたけれども、社保のほうに移ってしまったので、そこら辺でちょっと滞納が残ってしまうと、今のところ一つあります。

それから、外国人につきましても、一旦出国をしてしまうという形で住所移転なんかされない場合に、そうしたときに課税されて残ってしまうと、そのまま残ってしまうという形もございます。そういうような形でちょっとそういうものもあって収納率が上がらないというようなどころも一つの要因であるというところで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） とはいえ、毎年上がっていつているわけです。それは何がしかの努力があって上げていつているのか、要するに98.3%、それに近づけようという努力は結構やられているということでよろしいでしょうか。具体的にはどういうことをやられているかという。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

収納率を上げる努力というところでございますけれども、やはりそうした未納の方がいらっしやれば、うちのほうは早め早めに財産の調査であるとか、そうしたものを早め早めに行いながら、未納をなくすようなそうした努力をしているというような形でございます。

それから、やはり収納率を上げるためには、やはり払い納めがないように、今話が出ました口座振替のほうも一番確実だということで思っておりますので、そうした口座振替のPRであるとか、コンビニ収納も始めておりますので、そうしたPRも含めて、周知をさせていただいているという形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今のお話では、経済的な問題ではなくて、要するに手続上の問題でなかなか振り込まれないとか納められないというような感じなのですが、経済的にやはり困っていて、払えないという方も結構いらっしやると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

国保に入られていた申告をされなかった方が数年遡って申告をされるという中で、国保のほうも遡って課税をされていくという形もございまして、一気に、一気にいうか一度にお支払いをいただくという形もなかなか難しいという形でございますので、そこら辺は、そうした言葉は悪いですが、経済的にちょっと苦しいような方々につきましても、日曜開庁なんかも含めまして、納税相談をする中で、分納で払っていただくようお願いをしたりとか、そういうことをしているという形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

説明書の 38 ページに、国民健康保険事業基金積立金という項目があります。

昨年も同じような質問をしたわけですが、年々基金の残高が増えてきています。元年度末ですと、4 億 7,000 万円ほどの残金があるわけですが、こうした基金積立額が年々増えてきた要因というのはどういうところにあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

まずは、平成 30 年度に制度改正がありまして、財政の運営が県に移ったということで、財政運営のやり方がかなり変わっておるのですが、その前は保険給付費です、医療費は各町で全て国庫金と県費を直接もらって、そこで精算をして医療費を払うというやり方をやってきたわけですが、その医療費を確保するために、いつ誰がどんな病気にかかるか分からないものですから、こういう表現いいか分かりませんが、少し多めにというか、余裕を持つ形で基金を積み立ててきました、不測の事態に備えて基金を積み立ててきました。そのために、今まで基金をたくさん保有しておったわけですが、その後 30 年度に制度改正があつて、県単位化になったことで、保険給付費は県から全額交付されるようになったものですから、医療費が足りなくなるという心配はなくなったのですが、ただ、毎年どうしても赤字経営するわけにはいきませんので、毎年繰越金がどうしても出てきます。その繰越金は、有効な手段で保管をしなければいけないということで基金条例にも定まっておりますので、どうしても基金に積み立てていくと。そうすると、繰越金の額も多い少ないはありますけれども、やはり前の制度のときよりも繰越金が半分ほどにまで減るようになってきてはおります。ですので、毎年、この繰越金をどうしても積み立てていくものですから、年々上がってしまっておるという状況ではございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

これまでの、町の単位でそうした制度でやられてきた場合には、確かに 5%以上をとということで積立ての基準もあったわけですが、県単位になって、県のほうで国の補助を受けてこうした足りない部分での基金の積立てもやっているわけですので、今答弁がありましたように、町のほうでは特にこうした積立金がこれほどの額を必要ではなくなるという状況にあると思うのです。ただ、この 4 億 7,000 万というのは大きな額ですので、今後この積立金をどういうふうにも有効に使うのか、そういうお考えが今現在おありになったら、教えていただきたいと思うのですが。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この基金につきましては、今実際には具体的にこれに使うという明確なものは今ありません。ただ今後、今の税率に関しても今後どうしていくか考えなくてはならないですし、前回の税率改正してからもう 5 年以上たっておりますし、その間に制度改正もあつて、大きく世の中も変わっておりますので、税率の改正も頭をおきながら、これから考えていかなければいけないと思っております。

その上で、国保税収は、こちら被保険者数も減っておりますので、入ってくるお金は減っていくということもありますので、今後は不足分に対応しながら、また税率改正も考えながらいきたいと思っております。

ただ、今年度になります。資産割を廃止しております。資産割を廃止しておりますので、その分丸々不足が出てきます。それから、あとはこのコロナ禍の中で、国保は自営業の方が多く加入していらっしゃると思いますので、直接所得にも影響が出ている方も多いかと思いますので、今度来年度、令和3年度、先の話になって申し訳ありませんが、来年度の税収入の見込みも減るのではないかという見込みもあります。このコロナに関しては、一部報道では、冬にかけてインフルエンザと同時進行でまた増えるのではないかということも言っておりますので、その辺の事業全体を見ながら、不足した分に基金を充てていく、ただそれをずっと続けていくわけではなくて、今後は税率改正も考えながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

去年のこの決算のときにお話があったのですけれども、平成30年度から制度が変わりました。それに対して、平成30年度から国保連合会の県全体として納付金制度を活用した新たな制度に移行したというところで、もともとの国保税の考え方と納付金を主体として給付も連合会から頂ける中で、制度運用をしていくということになりますと、非常に財政運営そのものの仕組みが変わっているという中で、今後国保税の在り方もまだ当町の場合、まだ結論にまで至っていないという状況でございますので、そうしたところを国保税をどういう仕組みにいつ変えていくかということも含めて続くのですが、要するに去年制度、国保税の制度を見直していきますというお話があったのですが、今のお話聞いていると、それも決まっていないと。そのお話聞いていると、それはコロナ禍だというようなイメージもあるのですが、要するに、吉田町における国保税の考え方というのは、いつ頃決めるというお考えでいるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

国保税につきましては、どうしてもちょっと先送りにしているようなイメージもたれているのかもしれないと申し訳ないのですが、今年度、それこそ資産割をやめたという一つ1段階ステップを踏んでおります。ですので、今年度末の状況を見て、先ほど言ったように、今度来年度の予算組むときに、収入も少し減っているかもしれません。それこそコロナの影響で減っているかもしれませんので、その辺の状況を見て、今後考えていきたいと思っております。ただ、明確にいつということ、今話が決まっているわけではございません。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 状況を見ながら判断していくと、それも必要だと思うのですが、今までの29年度までのやり方と、30年以降制度が変わった、それに対する基本的考え方というのは決めて、その基本的考え方の中で臨機応変に対応していくということで、やはり基本的考えというのはしっかり持つべきだというふうに思うので、その辺はいつ頃とは言えないの

かもしれないけれども、早急にそれを決めて、やはり公表していくというのが大切だと思うのですが、その辺に対してはどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

議員おっしゃるように、ある程度決まりとか目標とか何かないと先に進まないというのは私どもも分かっておりますので、今後の状況を見ながら、今年度、来年度の状況を見ながら、確実に明確にいつまでにとか、例えばこういう場合はここまでにとか、何か決まりをある程度決めて今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎議案第75号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第3、第75号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第75号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の1ページ、2ページです。

後期高齢者医療広域連合納付金に関して、2ページの事業内容の保険料軽減措置状況で、低所得者世帯の均等割減額分の減額世帯比率が、平成26年度から比べていきますと、令和元年度で7.5ポイント上がって、平成30年から50%を超えているという状況になっています。

軽減世帯が増えるということは、町の負担が増えるということになると思います。今後、高齢者というのは増えてくると思うので、ここの町からの負担というのが増えてくるというふうに考えられるわけでありますけれども、そういう点に関して、後期高齢者医療の運営に関する町の考え方というのはどういうことでしょうか。この辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

後期高齢者医療の保険の軽減措置についてですけれども、まず、こちらの軽減が増えれば、先ほど町の負担がそれだけ増えるというお話だったのですが、こちらにつきましても基盤安定負担金ということで、補助がされておりますので、軽減が増えたらもうその分丸々町の負担が増えていくということではございません。

大変申し訳ございません。最後もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君）　そういう説明なのかもしれないけれども、私自身としては町の負担、一般会計から流れる金が増えるような気がしたので、今後これがまたどんどん上がっていくのではないかという思いもありますので、今後それに対してどういう対応を図っていくのかなということをお伺いしたいということです。

○議長（増田剛士君）　町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君）　町民課でございます。

大変失礼いたしました。

確かに基盤安定負担金で負担が入るとは言っても、全額ではありませんので、残った町の負担分が同じように年々増えていってしまうということになります。これは、少子高齢化も影響してどんどん被保険者数自体も増えておりますので、対象人数は増えております。

これについては、町として負担は増えていってはいるのですが、ただこれを各々の個人個人の所得とか生活の状況によるものですので、所得に係るものですので、これを抑えるための町の何か対策というのは特にはないのですが、そんな状況で、この軽減措置対象者が年々増えていくというのも少子高齢化の人口比率が増えていけば町の負担も増えていってしまうということで、言い方は悪いですが、ちょっと止めようがないというか、町がここに入って、何か抑えるということはちょっとできないかと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君）　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君）　これで質疑を終結します。

◎議案第76号の質疑

○議長（増田剛士君）　日程第4、第76号議案　令和元年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから第76号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君）　説明書の12ページ、13ページと、説明書28ページ、高額介護サービス事業費と一般介護予防事業費です。

高額介護サービス事業費の決算額が3,103万1,447円で、一般介護予防事業費は1,917万9,509円です。

高額介護サービスの支給状況を見ますと、件数は平成29年度の1.1倍で金額が1.4倍、金額を件数で除した平均単価が1.25倍になっています。平成30年度に比べても全て増加しているわけでありますけれども、その対策としては、一般介護予防事業を充実していけば、その分抑えられるかなという思いがあるわけですが、一般介護予防に関してはそんなに、同じぐらいの金を使っているという状況なので、そこをもっとしっかりやっていく、充実していくというようなお考えというのは、具体的に案があれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

高額介護サービスのほうにつきましては、去年、その前にやったからといってすぐに反映してくるものではないというところが福祉のちょっと難しいところで、日頃の積み重ねがだんだん介護給付に反映してくるものと思っております。

とは言いましても、介護保険を利用されている方が一定額御本人が利用する上限よりももっと使わなくてもいいような体づくりといったものは、一般介護予防と、あと予防の給付を受けた方、支援の1、2の方です。そちらの方ですとか、事業対象者といった方にも、予防の観点でこちらでも活動していかなければいけないと考えております。

今、予防のプランを立てていただいているケアマネジャーさんや地域包括支援センターの方に対しまして、どうすればこの方が予防していけるのか、介護の状態になっていかないように予防するにはどうしたらいいのかといったところも、少し力を入れて事業を展開しております。一ケースずつ少し提案していただいて、そのケースをどうしたらよりいい状態に持っていけるのかといったところを理学療法士ですとか、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士といった形で運動機能だけではなく、食べること、口を動かすこと、あと、メンタル的な部分では、コーディネーター、社会福祉協議会に委託しておりますコーディネーターの方にも出席していただいたりして、地域でどうこの方が生活していったらいいかということも専門的な立場で助言をいただきまして、ケアマネジャーのプランの質を上げることもそうですけれども、利用者さんがより支援の状態のままでいられるようなプランが立てられるような、そういった検討会を毎月行わせていただいておりますので、議員おっしゃられるように、一般介護予防に重点を置くのもそうですけれども、それ以外の部分でもできるだけ高齢者の方がこの地域で健やかに生活できるように、その方の健やかさというのはまたいろいろだと思いますが、サービスを使って健やかに生活できるようにというのもそうですけれども、地域の方と一般の方と触れ合って生活できるようなといった新しいサービスのほうも今生み出しつつありますので、議員おっしゃられるように高額な金額が上がっているけれども、一般介護予防に対する事業費は上がっていないじゃないかとおっしゃられますけれども、ほかの事業のところでも精査をしていただいて、より予防の観点で事業を行っていこうと今考えているところです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） いろいろやっていただいているということで、それはいいことだなと思います。

そこが町が主導で講習のプランニングとか、そういうのを町主導でいろんなことをやって、どういう効果が得られているのかということも把握しながらやっているのか、これやりましょうと言って、ぱっと声かけて終わり。その辺はどうなのでしょうということなんです。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

町が少し主導をかけるのですが、もっと専門職であります、地域包括支援センターには専門職がおりますので、地域包括支援センターとも相談をしながら会議のほうを開催しております。

先ほど言ったプランをよくする会議なのですけれども、こちらのほうやりっ放しではなくて、その後どんなふうなプランに変えたかというところと、利用者さんがどう変わったかといったところも報告をいただきまして、この会自体も私たちもちょっと手探りの部分、国からもちょっと指導を受けながら、こういう形でやったらどうかという提案をいただきながらやっているところなのですが、何せ手探りなものですから、その後よりプランが変わっていったりだとか、その人自身が変わっているかといったところも少し御報告いただきながら、私たちが手応えを持ちながら実施をしているところです。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎議案第80号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第5、第80号議案 令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから第80号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第81号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第6、第81号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから第81号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第82号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第7、第82号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから第82号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時39分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議案第77号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第8、第77号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから第77号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

下水道使用料が調定額に対する収納率が93.5%となって、前年度より2.3ポイント低下しているというふうになっておりますので、収納率が低いということは、公平性とか歳入に対する財源確保の点を考えてももう少し何か前年度よりちょっとでも上がっていただければいいけれど下がっているということは余計気になっているものですから、その辺について今後、上げていくということに対して何かやっていくことがあるかどうかお伺いします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この収納率につきましては、今回企業会計に移行したことによって、打切決算で数値としては93.5と下がっている状況でございます。例年だと4、5月分も令和元年度分の収入が入ってきての決算になりますが、そこを加味した場合は、例年並みにはいくのですけれども、この使用料につきましては、議員がおっしゃったように公平性の原則からすれば、しっかり収入して貴重な重要な収入になっていくところでありますので、しっかり適切に徴収していくことが必要であります。今後についても、過年現年あるのですけれども、そこについてもしっかり徴収していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 徴収するには、滞納者に通知を渡したりするというのが一つあると思うのですけれども、それはそれであるとして、ほかに何かそれ以上のことも考えられることがあったらというか、具体的にどうしていくかというのをちょっと教えてください。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

通常で滞納整理のマニュアルに沿ってやっているのですけれども、上下水道課今まで上下水道一緒になっている関係もありますし、平成30年度からコンビニ収納と、あと一括請求、水道と下水の料金の一括請求もやっているところもありまして、連携してやっています。通常の徴収に合わせて電話督促も徴収してマニュアルに沿ってやっている、今後もそこは継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

資料の9ページを見ていただけますか。浄化センター維持管理費です。

まず、委託料のところですか。委託料の3つ目、浄化センター管理委託料4,792万円、これについて、今回の委託料に関しては、これは契約の内容としては随意契約でやっているということですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

浄化センターの維持管理の保守点検につきましては、長期継続契約で随意契約で実施しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

随意契約がこれは正しいと思っておりますけれども、私も。何ら問題はなく思っています。ただ、随意契約でやるときに、今言った随意契約の中で、浄化槽管理センター、浄化槽センターの管理委託料、それに関して、ちょっと調べてみて、昨年度が5,184万円、これも随意ですよ。それであとちょっと不思議なのが、平成29年、28年、27年が4,170万8,520円全く同じ金額出ています、全く同じ金額で決算の書類。そのため随意契約でということやってきたときに、こういう同じような数字が出てきたときに非常に心配する部分があるわけです。全く同じものが出てくると。そのとき、随意契約やるに当たって、まずどのような形での契約に対するアタックというか、それはどのような形で通常はやるものなのか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

長期継続契約しているもので、金額が同じ5年度長期でやっているもので、金額の変更がない、特別な事情がない限りは変更がなくて、金額が同じになってきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 確かに、29年度の前の同じ金額は言えるかもしれませんが、その次もちょっと同じことであれば、同じ回数でいくわけでしょう。幾ら随意で、その契約の中でやっていくとしたって、当然相手が機械ですので、劣化する速度全部違いますよね。それが一番最初に決めちゃった段階でばっとやっていって、それがどういう結果を生むかと

いうのは、ちょっと心配をするのです。突然停止したり、当然出てくるわけだから、5年契約がやっていくことに関して全く同じものがしかも5,000ちょっと切る4,170万がずっと毎年毎年同じ金額でやるというのが、非常に契約としていいのか違和感を感じるのですが、その辺は全然問題ないですか。維持管理するに当たっては。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

維持管理の業務委託は、通常の運転に支障があるかないか毎日しっかり管理していくものであって、例えば施設が故障したりだったり、何かあった場合は、また別途修繕として事務をしているので、保守点検としては内容は変わらなく実施していくものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういう中で、契約をしながら、一番いい方法を取っていく、平成30年と令和元年には平成30年が5,184万、これは議会の承認とっていると思いますけれども、あと令和元年に4,792万、常に5,000万近い金額がずっと管理の委託料だけでずっといくわけです。その辺もまた本当はやはり見直していく、手を加えていく必要があると思うのです、合理的にやるためには。その辺はどうですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

このところ当然効率的にできるのが一番理想だとは思いますが。今後の下水道の技術の中で、例えばAIだとか、その辺でもっとランニングコストがかからないやり方ができて、それを取り込めるような形ができればということで、そこら辺の削減、当然費用がかかっているところなので、そこは今後の課題だと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。最後にします。

最初言った管理委託料が随意契約でいっているということで、最初聞きましたけれども、随意契約をやるに当たって、当然金額を決定するに当たって、どのようなプロセスを踏んでいくのですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

通常というか、積算基準に基づいてやるもので、人数が何人だったり基準があって、その中で積算をした上で、随意契約で結んでおります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういう意味で聞いているわけではなくて、随意契約をやるに当たって、その決定する間に何人かが当然人間の頭が入ってくるわけでしょう。いますよね、決定していくのだから。そのときは例えばどんな方が契約管理課であるとか、上下水道課であるとか、その辺でのどういう形でたくさんの人が見ながらやっていくのが一番いいと思うのですけれども、それはどういう形でやっていくのですか、随意に向かって、随意契約の金額を出すためには。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 今おっしゃっている、通常の事務でいきますと、積算して、設計金額を出して、それに基づいて業者に設計書を渡して、入札の札を見積札を出してもらって、それで契約するという事務になるのですけれども、随意契約の事務手続に基づいてやっているものになりますけれども、そういう意味ではない。

当然担当課で作って、契約関係の諮りもありますので、総務課の契約管理部門を通して、決裁を取って事務手続をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 分かりました、随意契約に至る一番有効な方法が確実な方法であり、有効な方法、合理的な方法が、私はこの中で随意契約にしたときにどういう形でやっているのかと、そういう形、ほとんど毎年5,000万近い金額が同じようにいくものですから、その辺をちょっと心配したわけです。

要するに、機械ですから、いい時も悪い時もあるし、それはずっと5年間ずっといつちやうのではなくて、当然少しずつやっていくほうが私としては随意契約毎年繰り返し探していくほうが合理的ではないかという意思だったと思うのですが、そういう形で聞きたい、我々が安心するために。

○議長（増田剛士君） 答弁求めますか。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

通常、入札にかけるかどうかというところにつきましては、指名委員会なり資格委員会を開いて、そのところで協議するわけでございますけれども、今回随意契約というところになりますとは、その業務に対して、その業者でなければできないとか、そういった理由がやはり付されなければならないので、そのところで、随意契約というところが決まってくるかと思えます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

説明書の7ページ、管渠維持管理費というのが、執行率が低いということで、この内容については、事業はやったのですが、支払いのほうに4月にずれ込んだと。これは、企業会計へ移行ということで、3月末でしか支払いができなくなって、結局未払いになったという説明を受けましたが、そうしますと、結局3月末で企業会計に移行するということでの作業をずっとやってきたわけですね。そういうことが分かっている、4月に支払ったということ。これちょっと問題じゃないかなと思ったのですけれども、工期を早める、縮めるとかして3月末までに支払いをするような措置ができなかったのか、もう一つは、4月に支払いがいくと、企業会計の中での負債が増えるわけですが、そうした企業会計移行が分かっている、こういう会計処理をするのがいいのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここの維持管理費用になりまして、例えば、電話使用料の3月分であったり、通常業務で経常的にかかってくるものでありまして、3月分として未払いになっている部分がありますので、そこが4月の支払いとかという形で未払いとなっているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

企業会計移行ということで、そうした措置が回避できないのかな、未払い措置ということが回避できなかったのかなと思ったのですが、要するに企業会計に移っても、未払い分というのは特に支障はなかったということで理解をしたいと思います。説明書の中では、そうした管理費の執行率が31%と低いということで、結局は未執行の部分があるのではないかと、このページを見ますと。ですから、その下の取組内容とか、実績の中で、実際には3月までに執行進捗率はこうだったよということでの記載があれば、実際に仕事はやったのだということになるのですが、これだと未執行のまま終わってしまったのではないかというふうに記載を読み取れるのですけれども、その点はこういう中でもう少し記載をしっかりとやるということではどうだったでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回31.9%という形で、実際的には個々に実務は行ったのですけれども、未払いとして翌年度に、公営企業法にのっとって未払いとしているという事務処理は全く問題ないのですけれども、実際事務としてやったものがあって、実際は80%までいくのですけれども、議員のおっしゃるそこら辺も踏まえて、しっかり整理していきたいと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

[発言する人なし]

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎議案第78号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第9、第78号議案 令和元年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第78号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

有収率ですけれども、元年の有収率が88.6%で、30年と比べると1.1ポイント上がっているということでもいいことですが、結局100%に対してはマイナス11.4%で、その11.4%の水がどこかいつてしまっているかなというふうに自分は思うのです。漏れてしまっているのかなというふうにも考えるのですけれども、それで令和5年度の目標としての有収

率は90%ということで、やっているようになったと聞いているのですけれども。90%にするにはどうしたらいいかということをやまず伺います。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今年度の決算につきましては、先ほど議員がおっしゃったように1.1ポイント上がっているということで、大体1ポイントが約500万円ほどになるので、大分成果も上がったことで、利益が出ているような形になっております。当然この1.1ポイントのこともありまして、薬品費でありますとか、あと、動力費の削減にもつながっているのです。ここはすぐ水道事業としては有収率が大きなポイントとなっておりますので、ここについては、しっかり適切な管の維持管理も含めて、毎日職員やってくれているのですけれども、適切に維持管理して90%に努めたいと思っております。ただ、地下漏水とかのところにもしっかり力を入れて、漏水調査をやったり、適切に維持管理しているのですけれども、なかなかこれがずっと上向きにいけるかどうか、当然やっていかなければならないところなのですけれども、なかなか難しいところにはあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 有収率の出ない、今言った11.4%というのが、その水の量がお金にならなくて、1ポイントで500万円というとなら11.4ポイントなので5,500万ですか。全てが漏水かどうかちょっと分かりません。ただ、どこかいつてしまっているということなので、自分が思うところは、漏水をしっかり見つけて対処すれば、100%に近くなるのではないかなと思うのですけれども、その辺漏水だけではないというものがもしあるようでしたら、その辺一度お伺いしたいのですけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

有収率、無収水量というのがありまして、例えば、火災の消火活動に使ったものについては、料金として収入ができないものになりますので、その消火活動の水量だとか、あと、毎年排水管の更新工事をやっているのですけれども、その工事を新しくしたときにも管の中が水が通水していない状況で、その中をきれいにするために、消火栓や空気弁等から洗管作業をするそこら辺もある関係で、その有収率につながっていない料金がそういうものになってきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

火災での消火栓の水とか、工事のときなど今掃除とかと言ったけれども、実際工事やって漏れちゃうとかというのも一旦工事のときに漏れていたのもあるかなとは思っているのですけれども。

その割合がどのくらいというのはちょっとどうか分かるかどうか分かりませんが、その辺なんやかんやになっちゃったものであまり聞くこともあれだと思っておりますけれども、そういうものが何%かあったにしても、漏れている水もそれと別にかなりあるかなというふうには思えるもので、その辺先ほども言いましたけれども、有収率の率を上げるためにも具体的と

いうのですか、これからそういうことを上げるように努めますという答弁いただいたのですが、何か具体的な方法というか、そういうものがあれば、それ重ねていけばせめて今言った火災の水とか、工事のときに使う水というものの以外のもがだんだん減っていくと思うのです。だからそれを減らさない限りは1ポイント500万円がもったいないという気がするものですから、その辺で具体的に何かそれに近づける。だから先ほど90%に近づける、90%だからそれ以上になればもっといいことなもので、その辺の具体的な策はあったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここの有収率の向上は、すごく水道事業には重要なのですが、具体的な策というのはやはり毎年というか毎日というか、しっかり適切に管理して、古い管を更新するというもののサイクルの繰り返しで、もともと水道管が古くなったはぜたところを直すと、今度また違うところではぜて、その繰り返しをずっとやっていく中で、なかなか難しく、ずっと右肩上がりでいきたいのですけれども、そこがなかなか直して、直すと違う箇所が今度は漏れる、そこを直すとまた違う箇所が漏れるの繰り返しなので、一番今重点を置いているのは、VP管、水道の管種としてはVP管とHIVP管、あと铸铁管とかポリエチレン管があるのですが、現状だとVP管がまだ昭和63年まではVP管が入っていますので、その管を更新して減らすというそこら辺を整備していく必要が一番重要なかなと思って更新作業というか、毎年の予算の老朽管更新事業については、そこをメインにしてやっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 地震のこともあるもので、地震に対応するような管というのもあると思うので、それが今言ったよく分かりませんが、そういう性能のいい管もあると思うものですから、これから替えていくにはやはりいい材料を使っていかないと、今後も長い目で見たときにあれだ思うのですけれども。結局、水道事業会計が黒字ということになっているもので、そういう中で、できるだけ単年度でそういう古い管を新しく布設替えしていくというのですか、そういうことを黒字であるのはありがたいですけれども、そういうものがあると、それが直れば黒字でお金がどれぐらい残るかというのと、1ポイント500万円なくなっていくのと、うまくはかりかけてみて得なほうを取ってくればいいのですけれども、できればそういうことで、長い目で見たときも、布設替えというものが必要ではないかと思うもので、要望になってしまうかは今後ですから黒字の分を多少なりともそういう布設替えするほうへ変えてできるだけ1ポイント500万円がなくならないようにしていただければいいなというふうに自分は思うのですけれども、その辺回答できたらお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

収益的収支、3条と4条の話になってしまうのであれなのですが、収益的収支のところ、今適切に維持管理する、基本的には今毎日データをしっかり職員が見て、水量でどこどこで漏れているかどうかという確認作業はしているのですけれども、あと漏水調査を主にやっていて、それと、水道管がはぜたらすぐ修理するというそこら辺には重点を置いているのですけれども、維持管理としての有収率の向上のためのものとして、しっかりやってい

きたいし、資本的収支として、管渠の更新も老朽管については積極的というか、しっかり適切に水道を更新することで、安全・安心な水を供給していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

過去においては、石綿管を新しく布設替えしていったということもずっとやってきているもので、それは石綿管が体に毒だということが分かってからですけれども。なので、今は体に毒ということではないかもしれませんが、修理するたびにほかのところが、配管を替えるたびにほかのところが弱いところがまた漏れてくるということがあがるもので、できれば計画的に石綿管の布設替えをやったような形で、古い管というか弱い管を今言った耐久性のある管に替えていくというそういう形の計画をしてやって行って、それが年間それでは10ポイント水がどこかいて漏れたとしたら5,000万円が毎年失われていくものですので、毎年その工事をやればそれがだんだん減っていく、長い目で見れば、失われる金額がなくなっていくのではないかなというふうに私は思うもので、要望になりますが、そういう形で石綿管の布設替えのような感じで計画をして、新しく配管の布設替えをしていていただきたいというふうをお願いをしたいのですが、もし答弁がありましたらお願いします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、今回の決算の内容も令和2年度も現在アセットマネジメント計画に基づいて、事業予算を立てた中で老朽管更新事業と、基幹管路の耐震化事業、あと、配水池から応急給水拠点までのルート管路を耐震化する耐震ネットワーク事業、この3つを主にしっかり計画して、継続してやっておりますので、これを引き続き継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 資料の16の2を見てください。

令和元年度吉田町水道事業会計決算資料、まず16ページのところで、企業債の償還金とありますよね。それで、まず1ページと2ページを企業債の償還金に関連していくんですけども、1ページと2ページを見ていただけますかね。

平成30年度の純利益って部分ありますよね。表紙の次です、すぐ裏。まず、決算の決算額の推移で出ていきまして、平成30年度、29年もずっと含めて、30年が8,659万6,604円、29年度は9,712万、その次のページで、まず企業債、それから3段目、4段目です7,800万を借り入れたということで、これは間違いありません。そのときに、借入れをここで前の年に8,659万あったやつを、もう次の年に7,800万を借入れを起こしていますけれども、これは借入れを起こさなくてもいけるような、できるだけ効率的な回避ができるような気がするんですけども、これは利益がありながら、わざわざ公債費を払うための7,800万はどういう形で借入れを起こさないとだめな状況なのですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この起債につきましては、現世代の人たちで工事をするか、将来的にこれは40年、これは主には水道配水用ポリエチレン管とかダクタイル鉄管とか耐震管なので、60年とか使える管を将来の人たちにも平等に負担してもらうために、起債を借りて事業を執行しているものになります。

当然単年度でできないことはないのですが、そういうことも踏まえて、負担の公平性を保つために起債を借りて事業をしているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

そう言いますが、後世に平等に払うには、意味がまるっきり分からなくて、何ですか。普通企業であれば、普通起こしません、払わなきゃいけないから。逆に言うと、今言った将来に向かってもし軽くするのであれば、償還金を払わない状況をつくっていくことが大事だと思うのですが、実際にここに平成27年、28年は起こしていませんよね。それで不都合があったのですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

当然、起債しなくてもできるのですが、単年度だけでやるべきものではないと考えておりますので、起債を現状でいくと償還額以上に起債は借りていない中で、起債があることがマイナスだとは考えておりませんので、将来の負担の公平性を担保するために、こういうやり方で水道事業がうまく回るようにやっているものになります。問題ないと判断しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 問題ないと言うけれども、でも実際にこの起債を起こした段階で7,800万借りて、どのくらい払うのですか。その金額というのは200万や300万ではないでしょう。要するに、ちょっと分かれば教えてほしいけれども、分かりますか、今。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

細かい金額が幾らかと、詳細は今現時点では分からないのですが、5%前後だと推測しておりますけれども。

以上です。

○議長（増田剛士君） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 利子約500万になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 起債を起こすことによって、起こす起こさないで500万違うわけですよ、それが30年くらいですか、30年先までずっと起債がかかっているのに、ここで起債がなくなるということのほうがもっと将来にとって合理的であると思うのですけれども、軽くなると思うのですけれども、その点は、そういう理論って公平に払う理論ってちょっと教えてもらえる。ちょっとあまりにも強引過ぎた理論に見えなくもないのですけれども。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 理論は、私は国の予算の例で言いますと、国では財政法というのがあります。財政法では、今先ほど上下水道課長が説明したように、将来に資産が残るもの、道路であるとか、橋であるとか、いわゆる公共工事とか建物とか、そういったものの財源は建設国債というものによって賄っているということが財政法で認められております。その趣旨はまさに上下水道課長申し上げたとおり、道路や橋は後世の方も使います。使う以上、その人たちも負担を求めていきたいと思いますという理論でございます。そのために、建設公債を発行できます。発行する以上、それは当然金利はかかります。金利はできるだけ少ないほうがいいとは思いますが、しかし、今、今回で言うとこれは0.5%の金利で30年間ということになっていますが、そこはある程度経済原理の中で、金利を払わずには借りられませんので、これはやむを得ないコストというふうに、そういうふうに考えて、財政法なんかも、そういったことを踏まえている上で、公共工事とか後世に負担を残していいものについては公債を発行して資金調達をしていいと、そういう趣旨で、原理というか考え方ということではそういう考えで、国のほうの財政法でやっておりますので、こういった地方自治体とも同様の考えでそういうことが認められているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 確かにそういう国債を使ってやっていますよね。その通り、それが将来に向かっていっている、物理的には分かります。非常に分かる。将来の人たちが道路を使い、橋を使い、海を使い、鉄道を使い、よく分かります。ただし、この水道に関して、吉田町に関してです。吉田町に関しては、わざわざ500万金利を払うものを借りて、金がなければそれでいいです。でも実際に、平成27年、28年でやっていって、不都合なかったわけです。あったのですか、ないと思いますよ、そんな問題出てきて、上下水道課がひっくり返ったとかないわけですから。私としては、今副町長の言う、国でやる大きなものを造るときには、それを充てましようと、結局1,100兆円がいつの間にかどんどん増えていくので結局そうやって、毎年5兆円ぐらいの金利がつくわけでしょう。でも、そうしたらその5兆円がそういう金利がついたときに、物すごい人たちがみんな我々が払わなければいけないです。誰が許可した、誰が勝手にやったか知らないけれども、確かに大切なことだけれども、そういう意味で水道に関しては、今言った毎日使う、その中で、できればみんなが安心して必要、不必要なお金を払う、そういうシステムを取り入れることはできませんかという答えです。私はそう思っていて、確かに前の課長がやったときには、そういう課長の理論で形でやって、私はそれが正しいと思っていますから、その辺の判断というのはどうなのですか、どこ

ですのですか。そういうどこかで切り替えるということではできないのですか。できないものなのですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この起債を借りずに事務をした場合は、水道管の元気がなくなるという、当然もうなくなってきていて、そうすると料金値上げとか、そういう話にもなってきます。起債を借りて公平に事業をして、管路の耐震化をやっていくような形でしていますので、このやり方で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後にします。

今言ったの詭弁です。だって、毎年毎年借り入れるように入ってきているわけだから、そうでしょう。例えば7,000万なんて500万のそういう金額が将来的に500万を要するに払わなくたっていいわけですから、現金でやれば。もっと健全な経営ができると思うのです、私としては。そして、その健全な経営をやるためにはもっともっと合理的な方法を探し出す方法があると思うのです。ぜひその辺は、何が正しいかは判断していただいてやっていただきたいと思うのですけれども、どうなのですか。

最後です。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 先ほどと答弁変わらず、先ほどの答弁のとおり事務はやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 建設改良費、説明書13ページです。

ここに、総合戦略KPI、先ほどもお話出ていましたけれども、基幹管路耐震化に関して、令和元年度の施工は583メートルと記載されているわけですが、この令和元年度までの総合戦略KPIの目標値は3,300メートルになっています。これは3,300メートル達成できたのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

基幹管路の耐震化につきましては、実績でいくと3,644メートル施工して、ここは達成しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 目標値よりもオーバーしているということでもありますけれども、そもそもその3,300メートルというのが、24%と記載されているわけです。これ100%に持っていくにはどれだけの年月をかけようとしているのか、つまり、南海トラフ、この30年の間で70%から80%の確率で起こるよと言われていた中で、基本的には早急にやったほうがいいと思うわけですが、その辺はどういう。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃるとおり、ここの基幹管路になりますので、令和元年度も地下からくみ上げた水を、生水を浄水場まで持っていく導水管というものも耐震化をやっています。今年度も導水管もまだ一部残っているので、その導水管もやりますし、送水管も今年度していきます。この基幹管路になりますので、当然災害時、このルートがもし漏水した場合は、町全体の大きな影響になってきますので、ここは国土強靱化の中でも、国の施策の中でも重点を置いていますので、ここは今やっているものだけではなくて、そうなった場合に関しても、しっかり重点を置いてやっていく、先ほど言ったように、基幹管路の耐震化事業としてしっかりやっていきたい、いかなければならないところであります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっと心配しているのは、令和元年度に作った吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略、先ほど言った上水道の話K P Iから消えているのです。だから、要はどこまで重要度として考えてやって、今お答えもありませんでしたけれども、100%にはどのぐらいまでにやる予定だというようなお話をしていただけませんか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここの年数については、明確に出ていないのですけれども、当然うちの事業の一番柱のところ基幹管路なので、送水管と導水管、あと、配水本管と主なところになりますので、現状は把握できていて、どこがどうなっているのかということも、整理はしてあるのですけれども、年数は定めていないです。

ただ、当然、東日本と同等の被災かどうか分からないですけど、それが起きたときにどうなるかとか、どういう修理が必要かというところの整理も含めて、急に被災した場合でも推測でどのぐらい被災、東日本と同等であればなのですけども、どういうふうになるかというところの整理もして修繕をする修理の材料も確保しております。

すみません、明確ではないのですけれども、ちょっとそういう状況です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 被災したときにどういう補修をしていくかという、それは極めて重要なことだと思いますが、その前にそういう災害が起きたときに、そういう影響がない耐震化をやっておくということが重要。要するにライフラインにどれだけの影響があるかというのはいろいろ考えてくださっているようですけれども、その前にしっかりハードをつくっておくということが必要だと思うので、お金があればやりますよぐらいではなくて、これだけの金を取って、しっかりやりますと、何年ぐらいまでにやりますというようなところをちょっと今後、今は答えられないと思いますけれども、今後予算のときにでもしっかり出していたければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時29分

開議 午前 9時00分

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 17 日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内であります。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 大 石 巖 君

- 議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。
〔12 番 大石 巖君登壇〕
○12 番（大石 巖君） 12 番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告いたしました、耕作放棄地の解消について質問をさせていただきます。

吉田町は、大井川の扇状地ということで、田んぼが広がっています。丘陵地の茶畑と農耕作に適した自然環境の下で発展をしてきました。

しかし、近年、農業を取り巻く情勢が大きく変化をし、米価や茶価の下落による経営環境の悪化、農業後継者の減少・高齢化で耕作放棄地が増えています。荒廃地は害虫や害獣の温床となり、農業や町民の生活に悪影響を与えます。安定した農業経営や食料自給率の向上を目指す上でも、耕作放棄地の解消は喫緊の課題です。

そこで、以下の点について質問をいたします。

1、第 5 次吉田町総合計画の後期基本計画では、現状と課題として、生産性を高める取組を挙げております。別添の資料 1 が基本計画になっています。具体的にどんな施策を実施し、効果をどう予測しているのか、伺いたいと思います。

2つ目に、耕作放棄地を解消する方策として、収益性の高い農作物への転作を奨励することが考えられますが、町として具体的な施策はあるのかどうか伺いたと思います。

3点目、第5次吉田町総合計画の基本構想で、災害に強い町づくりを目指した土地利用の誘導を図るとしておりますけれども、地震や津波の被害を避けるために、丘陵地への住宅建設を望む声があります。

茶畑の有効活用が大事ではありますが、転作を望まない人には宅地への転用を可能とするよう、農業振興地域整備計画の変更を検討する考えはないかどうか。これは資料3の図を参照してください。

以上の3点について質問をいたします。誠意ある回答をいただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 耕作放棄地の解消についての御質問のうち、1点目の第5次吉田町総合計画の後期基本計画では、現状と課題として、生産性を高める取組を挙げているが、具体的にどんな施策を実施し、効果をどう予測しているかについてお答えいたします。

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、全国的に見ましても、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業に従事する方の減少をはじめ、農産物の価格の低迷や産地間競争の激化、食料自給率の低下など、様々な課題を抱えております。当町におきましても、これらの課題を少なからず抱えており、さらには、荒廃農地の増加なども懸念されている状況でございます。

このような中、生産性を高める取組といたしましては、ハイナン農業協同組合が平成27年度から、吉田田んぼ内における排水不良田の排水機能を回復かつ向上させるため、暗渠排水施設の整備を実施しております。

町におきましては、平成29年度に同じくハイナン農業協同組合が高品質のレタスの市場出荷を目指して実施しましたレタス真空予冷施設の施設更新に対し、町独自の農業生産基盤強化整備事業補助金を交付したところでございます。

その結果、ハイナン農業協同組合からは、レタスの生産が容易になり、また、鮮度保持の向上による高品質のレタスが安定して生産できていると聞いておりますので、生産性の向上が図られ、農家の経営安定につながっているものと考えております。

このように、第5次吉田町総合計画の現状と課題の解決に向け、前期基本計画では、ハイナン農業協同組合の取組を支援してきたところでございます。これを踏まえ、後期基本計画では、認定農業者や農地所有適格法人を中心に、人・農地プランの実質化に取り組んでまいります。

この人・農地プランとは、地域の担い手を明確化し、農地の利用集積を図ることにより、人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業の実現を目指すものとして策定したものであり、本年度は、まず、町内において最大規模の一団の農地である吉田田んぼについて実質化を図ってまいります。具体的には、農業者や土地所有者へのアンケート調査、地域での話し合いを行い、今後の農地の利用に関する将来方針を作成いたします。

この方針により、10年後も吉田田んぼが農地として効率的かつ安定的に利用される姿が明確になりますので、農地の集積・集約がさらに推進され、生産性の向上につながり、農業経営が体質強化されるものと考えております。

次に、2点目の収益性の高い農作物への転作を推奨することにより、耕作放棄地を解消する方策も考えられるが、具体的な施策はあるかについてお答えいたします。

町では、荒廃農地の解消及び有効利用を図るため、平成28年度から荒廃農地の再生事業を支援する町独自の補助制度である荒廃農地再生事業費補助金を創設いたしました。

平成28年度以降、認定農業者3人、法人1社が、この補助金を活用し、令和元年度までに合計で19筆、1万2,500平方メートルの荒廃農地に対しまして、草刈りや耕起、整地、作付を行うことで、農地環境の改善を図り、本年度につきましても、現在までに7筆、4,113平方メートルの解消を行ったところでございます。

このうち、特に農地所有適格法人であります株式会社アグロ・ヤマザキでは、住吉地区において、荒廃農地再生事業費補助金を活用し、平成29年度に5筆、5,204平方メートル、平成30年度には9筆、3,802平方メートルの合計で14筆、9,006平方メートルの荒廃農地を解消しまして、現在、作付を行い、農地の有効活用をしております。

また、産業振興事業費補助金を活用しまして、農薬不使用にこだわり栽培したエゴマや、そのエゴマから熱をかけずに低温圧搾法にて搾油した一番搾りのエゴマ油などを、町のふるさと納税返礼品やインターネット販売により、6次産業化に取り組んでいる方もおられます。町といたしましては、荒廃農地の解消に向け、これら補助金の活用についてさらなるPRに努めてまいります。

次に、3点目の第5次吉田町総合計画の基本構想で、災害に強い町づくりを目指した土地利用の誘導を図るとしているが、地震や津波の被害を避けるため、丘陵地への住宅建設を望む声がある。茶畑の有効活用が大事であるが、転作を望まない人には宅地への転用を可能とするよう、農業振興地域整備計画の変更を検討する考えはないかについてお答えします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災を契機として、当町では、誰もが安心できる新たな安全を構築するため、津波防災まちづくりに着手し、住吉、川尻地区においては、津波避難タワーや防潮堤の整備を行うなど、住民の皆様が既にお住まいの場所で安全・安心を確保できる取組を進めているところでございます。

議員御質問の片岡、神戸地区に存在する丘陵地は、急傾斜地が多く、住宅地として不向きであり、また、既存茶畑などの農地につきましても、農業生産活動の場であると同時に、農業生産活動を通じ、自然環境の保全や良好な景観の形成など重要な役割を發揮するものであることから、現時点では、農業振興地域整備計画を変更し、丘陵地の住宅開発や住宅の移転を可能とすることは考えておりません。

町では、優良農地を保全し、無秩序な農地の転用を防止するとともに、認定農業者等への農地の集積・集約化、農地の多面的な利用を促進してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

ただいま答弁をいただきました点について、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、現状について、先ほどの答弁の中で確認をしたいと思いますが、後期基本計画、別添の資料1です、最初の分野の主な目標の中に現状値という数字があります。認定農業者・認定新規就農者数が32、それから荒廃農地面積が15ヘクタール、認定農業者等への農地集積率が47.3%というふうになっております。この吉田町の総合計画、その前の数字を前期のほうの数字と比較してみますと、認定農業者が平成27年には43経営体というふうになっておりました、今は32経営体です。それから、認定農業者への農地集積率が、平成26年ですと37%、これが今は47.3%へと増えております。そして荒廃農地の面積ですが、平成27年が32ヘクタールから、平成30年度は15ヘクタールと、大変大きく減っております。この数字を見ますと、認定農業者が減って、それからその逆に、農地集積率は非常に増えている。荒廃農地の面積も15ヘクタールと大分減っているということで、数字から見れば、確かにこういう認定農業者の数は減っても、集積率や荒廃農地の割合が減っているという数字が、比較的にはどうしても出てくるんです。ですが、実際に私が現状、吉田町内の田んぼや畑を見ても、年々荒廃農地が増えている実態があります。

先ほどの話のように、農業後継者が非常に不足をしている状態、それから高齢化しているということは事実ですが、そうした中で、今、吉田町内で荒廃農地の面積が年々増えているという状況は、もっとこれからも加速するのではないかと感じておりますけれども、今、荒廃農地面積の現状というものが、この後期基本計画でいう15ヘクタールが妥当なのかどうか、その点をもう一度確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員のこの資料でございます。平成30年度の結果ということで、15ヘクタールということになっております。昨年度、利用状況調査に基づいての荒廃農地の面積でございます。16ヘクタールという結果で、1ヘクタール増加しているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この12ヘクタール、要するに12町歩です。私が見ますと、そんなに少なくないだろうという感じなんです、これは吉田町の田んぼ、それから茶畑も入ると思うんですけれども、こうして荒廃農地、吉田町内全体の田んぼや畑の中で16ヘクタールという数字になっているんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

昨年度の荒廃農地の面積ということで、16ヘクタール、先ほど議員さん、12ヘクタールということでおっしゃったかなと思いましたが、16ヘクタールということございまして、田んぼ、畑の割合、田んぼにつきましては9ヘクタール、畑につきましては7ヘクタールというような状況になってございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほど伺ったのは、私の認識では、16ヘクタールばかりではないだろうという感じがするものですから、16ヘクタールという数字は、吉田町内全体の田んぼや畑の中でこれだけの荒廃地があるという数字になっているのか、あるいは私の見方ですが、農振地域の中でもこのくらいの16ヘクタールくらいの数字が出てくるんじゃないかなという気がしたんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

耕作放棄地の見方ということであるかと思えます。数年前にその見方が若干変わりました、それが以前32ヘクタールということから、少なくなったということですが、しっかり管理されている、されていない農地というので、保全管理地というものが新しくできたということございまして、そのことによって、今までは耕作放棄地という位置づけをされていた農地が、保全管理地という位置づけになって、耕作放棄地の面積が減ってきたという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

管理されている、要するに保全管理地、これはどういう状態の土地を言うんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

土地所有者の方が定期的にその農地の、草が生えていたら除草作業であるとか、そういった草が生えていない耕作放棄地、耕作できないような、土地にならないような管理をしていたらいいというのが、保全管理農地ということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに農地を持っている方々は、自分の田んぼから虫が出たりいろんな害を放ってはいかんというので、一生懸命管理をしている土地はたくさんあります。けれども、要するに、一般的な認識として、今までお米を作っていた田んぼが、もうやめて草だらけになっていると、草を一生懸命刈っていると、その間に当然、管理をしなくちゃ、迷惑がかかるわけですので、そういう田んぼってたくさんありますよね。けれども、そういう田んぼのことを、要するに耕作をもうやめた土地、耕作放棄地というふうに言っているんじゃないかなと私は思うんです。ですから、その点の認識は、この言葉の中で、これまでの認識と変わってきたという点でちょっと問題じゃないかなというふうに思いますけれども、それはそれとして置いておきます。

こうした状態で、年々そうした耕作がされない土地が増えてきている状況というのはあると思うんです。私の周りでも、認定農家の人にもお願いをしても、もう手いっぱいだよということでやっていただけなくて、結局耕作をやめた。あるいは下片岡の地域で、今まで専業農家の方がやめたということで、大変放棄をされている、放棄地が増えてきているという状況もあります。

こうした傾向が年々続くと、町の環境というのは大変大きく変化していくんじゃないかなと思うんですけども、私、いい傾向じゃないと思うんですよ。こうした傾向が続くと、町の環境がどういうふうになるのかという予測というのは、町のほうでは考えているんじゃないかな。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それは議員もおっしゃられるとおり、害虫であるとか害獣ということで、それが発生するのではないかとということでおっしゃられております。

そういうことも推測される中で、やはり農地などへの影響というのは悪影響になるというふうには、町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

こうした現状を何とか打開をするということで、いろいろな方策、先ほどの話がありましたように、JAとの協力、あるいは会社等がそうした生産加工ということでの農地の利用、そういう方法も先ほど答弁でありました。

毎年の町の予算の中で、農業振興費、これは部農会等への補助金、それから担い手育成対策事業ということで、集積奨励補助金、それから青年就農給付金ということもやっておりますけれども、そのほか、耕作放棄地対策事業費というものが毎年予算化をされておりました、これは昨年、一昨年、それまで20万円予算化をされておりました。ところが、30年度は10万円の支出、50%、それから元年度は2万9,000円、14.6%の執行率ということで、2万9,000円の取組実績、これは決算の説明書の中で言われておりますけれども、農業委員会を通じて制度調整を行い、補助金活用による荒廃農地の解消が図られたというふうにかかれております。これで1件、972平米というふうにあります。耕作放棄地の対策費用としては、20万円、非常に少ない、そういう感じがしますし、実績が約300坪、1反、これに2万9,000円のお金が支払われている。

その資料の中では、毎年、荒廃農地再生アクションプランというのを策定していますというふうになっています。こうした町の予算やプランが現実とマッチしているというふうにはとても思えないんですが、今のこの町の予算の中で、荒廃農地の解消、減少というのが本当に有効に役立っているのかどうか、その点をもう一度、評価、取組内容、実績に照らし合せて答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

耕作放棄地対策事業費、昨年度予算20万円という中で、実際、1件、これは吉田田んぼ内の農地の再生ということで、補助金のほうを支出しております。それが2万9,000円ということで、非常に少ないということで、予算につきましては、これまでの実績を踏まえた形で予算計上させていただいておる中で、町といたしましても、そういった耕作放棄地、特にその周囲でやられている農家さんに声をかけて、この補助金を活用していただきたいということも周知のほうをしている状況でございます。そういった中から、昨年度はこの結果であったということでございます。

仮にそういった耕作放棄地を再生していただけるという、認定農業者になるかと思いますが、町のほうでお声かけをさせていただいて、そういったことで予算を増やす補正、予算を要求させていただいて、補助金の活用をしていただくということも考えられますので、その辺は状況に応じた形で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

農業関係者の方たちが有効にこうした農地の活用が進むような形での町の援助、それから補助金の体制、こういうものを現実にマッチしたような形でしっかりつくっていく、そしてそれが実際に活用がされるという実績を残していくことが大事だと思います。

基本的な点ですけれども、吉田町が約3万人弱の人口がおりますけれども、その人たちが実際にお米を食した場合に、吉田町のお米の生産量は、人口に比べて生産量が少ないんじゃないかなと。吉田町の人たちに、皆さんが吉田町のお米を食べるといことにはいかないんじゃないかなという気がするんですが、何かそういう数字というものがありますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

米の生産量ということでございますが、毎年やっております調査の関係でございますが、農林水産統計というものがございまして、農業算出額というものが、推計でございますが出ております。その中で、お米ということで、金額になるんですが、3億3,000万円という数字が出ております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

産出量、これはお金に換算してということですが、私が質問したのは、吉田町内で生産されるお米の量に対して、吉田町の皆さんが消費する量、それは足りているのかどうかということなんですけれども、そういう数字はありませんか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ正確には数値というものが出ておらないという現状でございますが、全国的に見ても、食料自給率の低下という課題があります。そういったことから、吉田町の米の生産量、人口に対してということで推測しますと、不足しているというふうなことでは考えられると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

前にもこの点については伺ったことがあるんです。計算上からいけば、吉田町の人口を満たすだけの米の生産量がないということが、計算上は出ているわけです。

今のスーパーとかお米屋さんで、他県産地のお米がいろんな種類が売られております。確かにいい銘柄とかおいしいお米もあるんですが、比較すれば、地元のお米よりも割高になっているというふうに感じます。

吉田町のお米というのは、この地域では非常に評判がいいんです。水はけがいいということで、お米が非常においしいという評判もたくさんあるわけですので、ぜひ地元のお米を地元の人に推奨していただいて、購買量が増えれば生産量も増えてくるというふうなことで取組に、ぜひ期待をしたいと思っております。

第4次の総合計画の中では、水田の有効活用として、これは転作なんですけど、大豆、スイートコーンの作付の拡大をするというふうになっておりますが、第5次の計画には、具体的に大豆スイートコーンという転作の作付、銘柄が入っていないんですけども、これはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

農作物が表示していないということで、これまでは国のほうから生産調整というんですか、そういったものをやっていたということですが、数年前からそれが目標が変わって、その目標に向かってということで、農業者、生産者が直接転作をすることによって、補助金を国のほうからいただくと、いただいているという仕組みになってございます。

そういったことから、農業者が希望するものということでもありますので、具体的なものはこれまでと同じようにありますけれども、今回その辺の起債のほうはしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

他の全国的な事例、転作の奨励の事例などを見ますと、いろんなものが、銘柄があるわけですが、単なる転作奨励というだけでなしに、転作するためには生産の指導、あるいは集荷、生産物を集める体制、それから販売ルートの開拓、そうしたもののなかどうか。一体的に体制をつくらないと、各個人任せでは、これはうまくいかないわけです。

さらにほかの事例を見ますと、生産や加工、それから販売などを全部含めた6次産業というふうな言葉で言われていますけれども、そうした企業との共同ということも考える必要があるというふうに思いますけれども、先ほどの答弁の中にも、アグリ・ヤマザキの話も出ていましたけれども、町としてこうした転作をこれからも進めるということの中で、方策としてどういうことが今実際、これからやられようとしているのか、あるいは考えているのか、その点について、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

転作につきましては、町だけではできない、主に農協さんになると思います、ハイナン農業協同組合との連携をしないとできていかないというふうに考えております。そういった中で、今はレタスが安定しているということで、耕作のほうをしている状況でございます。

また、ほかのものが収益性の高いというものがあれば、そういった農業者、農協との協議の中で新しいものができることになれば、そういったものも特産品になれば、町のPRにもなると、町のPRにつながるというふうに考えておる状況でございます。

現時点では、そういった構想であるということで、今後、そういったことも農協との協議の中で実現できるかどうかというところがあると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに先ほどからJA農業協同組合の名前が出ていますけれども、農業振興にはどうしても、農協と行政との協力という、そういう体制というのは欠かせないものだというふうに思っております。

吉田町、行政と農業協同組合との役割分担と言いますか、お互いがどういうふうな役割を持っていて、どうした点で協力をしていくのか、その内容についてはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

農協と行政、町との役割という話でございますが、ハイナン農協さんに限っては、そういった農家に対しての直接経営指導でありますとか、農作物の作付に伴う相談とか、指導をされているというふうに思います。その中で、町では何をということでございますが、農業用施設の維持管理、主にハード面でございますが、そういったこととか、あと、担い手の育成などということで、大きく分けてそのような形の役割分担ではないかというふうに思っている中で、ただ、基本的には連携をすることによって農業振興、これにつながるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの答弁の中にも、食料会社が農地を借りて生産をするということで、放棄地の解消にもつながっているというような答弁をいただきましたけれども、今後もそうした農地というのは増えていくということが予測されますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

耕作放棄地が民間の企業の農地所有、放置の解消、再生をしていただくのが増えてくるかという御質問ということで答えさせてもらいますが、そういったことも可能で、実際出てくると考えております。

今、町内にありますアグリ・ヤマザキさんのほうで、積極的にそういったことをここ数年やっただいておる状況でございます。まだまだ耕作放棄地というような、議員さんおっしゃるとおり、あるという状況の中で、今、県の方にも案内があるという話がありますが、町外のそういった民間企業、農業法人でございますが、そういったところがいい農地を探しているという情報もございますので、そういった町の状況を見ながら、そういったところにも県にも相談していくというのは一つあると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

吉田町内の田んぼや茶畑、地主の方とは違う方が耕作しているところがたくさんあるんですね。お隣の牧之原市で農家をやっておる方が吉田田んぼに来てやるとか、あるいは茶畑を借りてやっているとかという、やはり吉田町内に限定をして、その範囲内でものを

見るじゃなしに、もっと広範囲で能力のあるそうした農業法人とか認定農業者の方、幅広く吉田町のそうした土地を利用していただくということも、一つの手かなというふうに考えておりますし、あるいは民間企業とそうした6次産業といわれるような、加工から販売までを吉田町の中で認定農業者と一緒にタッグを組んで、そうした生産物の加工販売をするというようなことも、町として、一つのケースとして提案をする、そうした条件というのはこれからできてくるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

先ほどの答弁で、町外の農業法人等々ということで話をさせてもらいましたが、基本的には町の中に拠点を持っていただいて、そういったところが町内の農地を耕作していく。そういった中で、今、議員さんがおっしゃられます、生産加工、流通、6次産業化というところができれば、理想といたしますか、実現できればいいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

いろんな方策をこれから考えていく必要があると思いますし、働き手が少なくなっている以上、やっぱり省力化、それから効率化、そういうこともいろいろ考える必要があると思います。ぜひその点は幅広く検討していただきたいと思います。

学校給食の関係、地元の生産物をできるだけ使っていただいて、地産地消の食育を進めるということで、農業や畜産業にそうした点では大きな影響があるんだろうと思いますけれども、今現状として、給食関係でそうした取組はどの程度進んでいるのか、その状況というのを分かりやすく。

○議長（増田剛士君） 議員、そこはちょっととめておきます。

○12番（大石 巖君） そうですか。

○議長（増田剛士君） あくまでも耕作放棄地の解消についての質問でお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした地元で生産したものが地元で有効に使われるということが、もっともっと量的に増えていけば、そういうものを作っていこうということで、耕作放棄地も減ってくるのではないかと、利用が進むんじゃないかなという考えがあったものですからお聞きしましたけれども、またそれは別の問題として考えていきたいと思います。

次に、今大変困っているのは、小規模農家ですね。認定農家でなしに、兼業農家、働いていて傍らで自分のうちの田んぼや畑を耕作するというような兼業農家がありますが、今、農機具が非常に高騰していて、更新をするたびに非常にお金がかかるということで、そういう機械で結局農家を辞めざるを得ないんじゃないかというような人も増えています。これは農協とも連携をして、機械の更新費用、あるいはリースで農機具を貸し出す、そうした助成制度というものはできないのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今の御質問でございますが、現在、町におきましては、そういった小規模農家に対する機械のリース更新等に対する助成というものはございません。ただ、ハイナン農業協同組合では、農協でそういった機械、トラクターであるとか田植え機であるとかいうものを購入したときには、補助が出るという話もたしかあるというふうに聞いております。

町で小規模農業者が規模を拡大していただいて、認定農業者になっていただくことによって、利用集積奨励金、あと、国・県、あと町の補助ということで、農業経営体育成支援事業補助金というものもありますので、そういったものを引き続き、町としては継続して実施していきたいというふうに考えます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

お米を作る場合でも、いろんな機械が必要になってきて、それぞれが多額な費用がかかるわけで、認定農業者、大きな規模で農業をする人、その人たちももともと資本が必要ですが、小規模の農家は、お金がない中でそうしたものを恐れるというのは非常に大変なものですから、ぜひ農協とも相談をしていただいて、そうした農業ができる環境づくり、助成補助、あるいは農協のほうでそうした制度を充実させるというようなことでの協議を進めていただければと思います。

資料の3に土地利用計画図がつけてありますが、吉田町内で水色のところ、農用地ということで田んぼ。それからオレンジ色、これは茶園地、お茶畑がこうして農用地ということで指定をされています。このオレンジ色、お茶畑なんです、能満寺の原から神戸の北原地区を中心に広がっているわけですが、その中に放置をされているお茶畑というのが非常に目立ってきています。

農家の人は、自分ではできないけれども、借りる人があれば、ぜひ、ただでもいいから貸してあげて、ぜひお茶を作ってほしいということで、いろんな人に声をかけているわけですが、地形とか傾斜地などで機械が入らないとかそういうことで、なかなか借りる人がいないというのが今、現状ではないかなと思います。結局伸び放題になっちゃっている茶畑があると。こうした茶畑をそのままにしておくと、周りの人に非常に迷惑がかかるということで、お茶の木を抜根する、そうしたいけれども、手間と、それから費用が非常にかかると。抜根をすれば更地になるわけですので、転作などもできるかもしれないと思うんですけれども、そうして抜根する機械のリースとか、そうした抜根を奨励するというような考えというのはおありでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

茶畑につきましては、茶の木が伸び切っているようなところも見受けられます。そういったところに関しては、町のほうとしては、周囲の耕作者に、その部分につきましても、耕作のほうを斡旋するというふうなことで、これまでもそうですが、引き続き、そういったことで、町が中に入って仲介をしていくというふうなことで、茶畑の耕作放棄というのも少なくしていきたいというふうには考えております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かにそうした農家同士が協力し合っているいろいろな話し合いを進めていても、先ほど言いましたように、なかなか借り手が見つからないというところがあるものですから、こうした伸び放題になってしまっている。それを抜根して更地にするということに対して、町のほうとしてそれを手助けするような制度、斡旋とか補助とかリース等、そうしたものについての町のこれからの助成というのは、何か考えがないかということをお聞きしたんですが。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ結論としましては、現時点では、町のほうでそういった助成というふうなこと、貸出しに対する制度ですけれども、そういったことは考えておらない状況でございます。

実際、農業者の方が茶抜きを抜根する機械を所有して、そういった作業受託されているという話も聞いておりますので、町としてそういった手助けということで、現在のところは支援のほうは考えてございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした人たちからの相談があれば、ぜひいい解決方法といいますか、そうした機械を持っている方に安い費用でやっていただくとか、そうしたことでぜひ間を取り持っていて、放置されているような茶畑が減るようにぜひお願いをしたいと思います。

それから、資料の3の農業地の関係ですけれども、水色のところが田んぼですけれども、150号線の南の住吉地区、あるいは川尻でいきますと、大井川のそばにある高島地区、それから神戸や大幡についても、農業地が点在しておりますけれども、こうした中に田んぼを持っている方々が、うちはもう田んぼをやめて転用をしたいよという声があります。ところが、農振地域からの除外ということなかなか難しいわけで、事実、現実問題として、そのまま結局放置をされてしまうということになってしまうわけですけれども、後期基本計画の中では、住民の意見を反映した効果的な土地施策等を検討し、計画的土地利用を推進していくというふうにあります。この計画的土地利用の推進ということ、この計画というのは、土地利用計画図、この計画を今後、具体的にどういうふうに見直しを進めていくのか、もう一度、その点を伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

農業振興地域ということで、整備の見直しということなんですけれども、この整備の見直しに関しましては、町全体に今後、どういうふうな形で町の将来像を描くかというところが一番重要なところがございまして、それに基づいて個別の各用途地域であるとか、あと農振整備計画をどう変えていくかとかという問題になってくると思うんですけれども、それに関しましては、吉田町のほうでは、都市計画マスタープランということで、平成30年に改定をいたしまして、町の将来像、これにつきましては、それこそ町のほうの国土利用計画であるとか、あと、総合計画であるとか、その辺を、もちろん農業に関しましては、この農業振興地域整備計画というものも当然マスタープランの中には反映させてございます。そういう中で、未来の将来像を今描いたものがマスタープランで、その中で今後につきましては、都市的土地利用であるとか、今後、農地についてはどのようにしていくかというところは、今

の都市計画マスタープランを基盤といたしまして、今後、各個別で開発については進んでいくという形になると思います。

先ほど言われた、例えば農地の転用、1軒のうちを建てたいよとか、そういう転用に関しましては、農業委員会のほうで農地転用の許可というものがなくなってきますので、そういう中では近隣、身近な農地であるとかそういうものに対しての調整であるとか、あと、うちのほうでも、1,000平米を超えるものについては土地利用申請が必要で、その中で農業のほうとも調整を取らせていただいて、良好な住環境を整えていくというようなことで、大局的にはマスタープランを基に町の将来像を描いていく、個別の小さいものに関しては、そういう個別法で対応していくというふうに、今後の方針については考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

町内でも田んぼを持っている方が、もうやっていけないよと、ですから転用したいと。宅地化もできればしたいけれども、こうした土地利用の規制がかかっているものですから、できないということで、非常にどうしたらいいんだということで悩んでいる方が大勢いらっしゃいますので、ぜひこれからの計画の中でそうした実情、現状と合ったような計画を今後つくっていただきたいと思いますというふうに思います。

時間があまりありませんが、一つは、働いていて、お父さん、お母さんが田んぼや畑をやっている。だけれども、年を取ってやれなくなると、自分は定年で60過ぎて、田んぼや畑を引き継いでやりたいなというふうに思っても、なかなか農業への知識が足りないということで、二の足を踏んでしまうという人もおります。ですから、そうした定年で農業をやりたいよというような人に対して、どういう支援をするのかということも、一つのテーマとしてかかってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そうした農業従事者を増やす手だてというものは、町のほうとして何か考えていますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今ある国の制度といたしまして、農業次世代投資資金ということで、比較的年齢が若い方に農業を勉強、研修していただいて、実際自分の手で耕作をしていくということで、今、吉田町にもその方がいらっしゃいまして、5年間ですけれども、資金交付をしておる状況でございます。

ただ、やはり年齢の制限というものがございます。今、おっしゃられました、会社を定年退職されてということで、第2の人生で農業をやるという方も全国にいらっしゃると思います。

今現在は、そういった町のほうの支援策はございませんが、県内の状況、そういったところを見まして、そういう方がいらっしゃるということが前提になりますが、そういった中で、県等と相談をしていきながら、何かいい政策はというところの検討というのは必要になってくるかなとは思いますが、現時点ではそういった政策というものは、町のほうとしてはございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

政府自身も、この世界の食料自給は中長期には逼迫するということで、大変食料自給率の問題、差し迫った問題だというふうに考えておりますけれども、やはり農業だけではなしに、漁業、林業も加えて、やっぱり食料を供給するというのと、それから地域の国土を守ることや環境を守ることが、非常に社会基盤の基本になってくるんじゃないかと思えます。そういう点では、農業従事者の方、非常にやっぱり大きな役割を持っているというふうに考えておりますので、ぜひ豊かな自然をもっともっと大切にする、そして、これまでの技術や伝統を生かす、そうした地域社会をつくっていくということが求められているんじゃないかなと思います。

こうした条件を生かすためにも、ぜひ行政の役割は非常に大きいと思えますので、今後もしっかり検討していただいて、農業をより充実、発展をさせていきたいと考えておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

◇ 中 田 博 之 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、4番、中田博之君。

〔4番 中田博之君登壇〕

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

私はさきに通告したとおり、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、「新型コロナウイルス感染症は当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染症が増加した場合に備えて、流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について、想定、準備を進めておくことが重要です」とあります。

そこで、以下の点について質問します。

1、教員や児童・生徒に感染者、濃厚接触者が確認された場合、個々のケースに対応できるように、事前に学校医などと対応マニュアルを作成することで、迅速な対応が可能と考えるが、その対応は。

2、災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業などの緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境の早急な実現が求められている。GIGAスクール構想の前倒しを受け、通信環境が整備されていない家庭への対応は。

3、進路指導の配慮が必要な小学校6年生及び中学校3年生の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者などに特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止の措置になるが、これにより学習への影響を心配する声を聞く。出席停止の児童・生徒への学習の保障への対応は。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問のうち、1点目の、教員や児童・生徒に感染者、濃厚接触者が確認された場合、個々のケースに対応できるよう、事前に学校医などと対応マニュアルを作成することで迅速な対応が可能となるが、その対応はについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、緊急時に備えた対応マニュアルの整備は、新型コロナウイルス感染症の対応を迅速に進めるために有効であると認識しております。

教育委員会では、学校における感染症対策の一環として、本年7月に新型コロナウイルス感染症対応の手引を作成し、町内各学校に配布しており、現在、各学校はこの手引を参考にしながら、感染症対策に取り組んでおります。

この新型コロナウイルス感染症対応の手引は、国や県が作成した新型コロナウイルス感染症に係るマニュアルに基づき、当町の全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備するための基本方針として示したものでございます。

その内容でございますが、感染症拡大リスクを抑える方策や、児童・生徒への指導内容、部活動など各活動における留意点等を、静岡県及び吉田町周辺地域の感染状況に応じた感染症警戒レベルごとに記載しております。

また、この手引には、児童・生徒が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者に指定された場合も想定しており、その対応手順が示されておりますことから、各学校における迅速な対応への支援につながるものと考えております。

さて、議員御質問の感染者、濃厚接触者が確認された場合の対応マニュアルを、学校医などと作成するという点について、教育委員会としての見解を御説明申し上げます。

学校医の職務内容は、学校保健安全法施行規則に規定されておりますが、学校医は、感染症の予防に関し、必要な指導及び助言並びに学校における感染症の予防処置に従事することとされております。

このことから、学校医は、当然、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に積極的に関わっていただくこととなります。

先ほども申し上げましたとおり、教育委員会では、国や県が作成したマニュアル等を基に、町独自の「新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を作成し、この手引には、学校医に児童・生徒の感染状況を報告することを明記しておりますので、既に、学校医との連携を図りながら対応していくことを明確化しております。

場合によっては、児童・生徒の感染が実際に確認され、学校や教育委員会だけでは判断ができない状況が発生することも考えられますので、こうした状況において、学校医には個別具体的に専門的な指導や助言をいただくなど、緊急事態に関与していただき、より迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、感染症の脅威から児童・生徒を守りつつ、確かな学力と健全な心身を着実に育成することができるよう、こうした取組を通じて、安全・安心な学習環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境の早急な実現が求められている。

G I G Aスクール構想の前倒しを受け、通信環境が整備されていない家庭への対応はについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、当町では、現在、国が進めているG I G Aスクール構想の実現に向け、文部科学省の補助金を活用し、計画的にI C T環境の整備を進めております。

過日、本議会定例会におきまして、児童・生徒に1人1台の学習者用端末を整備するための補正予算をお認めいただいたところでございますが、本年度は、その1人1台端末の整備に加えて、小・中学校にW i - F i環境を整備する工事を実施いたしますので、町内各小・中学校のI C T環境の整備が着実に進んでまいります。

こうした状況を踏まえた上で、御質問にあります災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時における通信環境が整備されていない家庭への対応について、現時点での考え方でございますが、まず、児童・生徒が学習用に使用するパソコンやタブレット等の端末がない、または足りない家庭については、各校に既に配備されているパソコンを貸し出すことで、端末の問題は解消され则认为ます。

次に、ネットワーク環境がない家庭への対応でございますが、受益者負担及び公平性の確保の観点から、原則的には、各家庭において環境を整備していただく方向で考えております。しかしながら、経済的事情等により、どうしてもネットワーク環境を整えることができない家庭も少なからずあると认为ますので、そうした家庭への対応といたしまして、まず要保護世帯につきましては、家庭でのオンライン学習に係る通信費用の一部を補助する国の要保護児童生徒援助費補助金が活用可能となっておりますので、この補助金の周知と活用を促してまいります。

そのほか、ネットワーク環境の整備ができていない世帯の児童・生徒につきましては、学校に登校してもらい、密にならない少人数での学習を行うなどの方法も取り入れながら、児童・生徒の学びを保障していくことも考えております。

以上が、現時点における通信環境が整備されていない家庭への対応でございますが、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しておりますことから、今後、社会情勢をしっかりと整え、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、I C Tの活用により、全ての児童・生徒の学びの保障が可能となるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、進路指導の配慮が必要な小学校6学年及び中学校3学年の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者などに特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止の措置になるが、これにより学習への影響を心配する声は大きく出席停止の児童・生徒への学習の保障への対応は、についてお答えいたします。

町内の小・中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ等により児童・生徒が出席停止となる場合がございます。その場合、欠席した児童・生徒に対して、担任の教諭などが電話や家庭訪問をするなどして、丁寧に児童・生徒の状況把握を行っており、それに併せまして、欠席期間における家庭学習の指示やプリント教材の配布、欠席となった授業におけるノートのコピーを渡すなどの支援を行っております。また、欠席が明けて、学校に登校した際には、休み時間に個別学習を行ったり、場合によっては、保護

者に了承をしてもらった上で、放課後に個別学習を行ったりして、学習保障への対応をしているところがございます。

新型コロナウイルス感染症にの影響により、出席停止となる児童・生徒に対しても、同様の対応をすることとしております。

特に、進路指導に配慮が必要な小学6年生及び中学3年生の児童・生徒に対しては、より一層の個別の支援が必要であると考えておりますので、それぞれ個に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

加えて、先ほども申し上げましたとおり、ICT環境の整備にも努めておりますので、今後、双方向でコミュニケーションが取れるオンラインでの健康観察や個別学習の実施など、さらなる学習保障に向けた取組を進めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

答弁をいただきました。

まず、1点目のところなんですけれども、10月からなんですけれども、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスの両方に適切に対応するために、医療体制が帰国者接触者相談センターの案内から、かかりつけ医に医療体制が転換するということを知っているんですけども、そうなった場合、やっぱり児童・生徒がかかりつけ医にかかるというのは、やっぱり町内のかかりつけ医だと思うんですけども、そうなった場合、やっぱり保護者と学校とかかりつけ医の連携が、より一層必要になると私は思うんですよ。

そうなったときに、やっぱり例えば、学校で体調を崩してしまった児童がいた場合、保護者に来てもらいます。その中でコロナの感染症の疑いがある場合は、どのように想定して対応していくかということも聞きたいと思うんですですけども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 現時点におきましても、発熱等があった場合については、子供が実際に町内の内科医等にかかって、そこで相談をして、アドバイスを受けた中で、PCR検査等を受けるというような事例が現実あります。

この後、インフルエンザ等がはやっていくことは、当然想定をされていますので、発熱等症状が同じような状況のときには、内科医等にかかりながら、そこでアドバイスを受けるような形になります。

もし、学校に在籍している最中、登校した後に発熱等が起こった場合というのは、一般生徒と区別をしなくてははいけませんので、保健室とはまた別にある部屋に待機をしてもらって、親に来てもらいながら対応を図っていくというような形で、実際に病院にかかりながら、その対応を考えていくというような形になります。

どちらの原因か、インフルエンザなのか、普通の風邪なのか、新型コロナウイルスなのか、その判断についてはなかなかそこではできないものですから、医師との連携は当然しながら対応するというような形になります。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

おっしゃるとおりだと思うんですよ。在校中のときに具合が悪くなって、風邪なのか、インフルエンザなのか、コロナ感染症なのか、当然分からないと思うんですよ。そういったときに、かかりつけ医の先生との事前に連絡が取れていれば、保護者に、このかかりつけ医ですということが分かっているならば、かかりつけ医の先生にちょっと連絡をしていただいた中で、より一層の対策が取れると思うし、また保護者が学校に来ることなんですけども、やっぱり家庭内感染というのが問題にもなってくると思うんで、じゃ、実際に学校に来たというときに、学校の中に入ってくると、また感染が拡大するというおそれもあると思うんですよ。その辺に対しての対応というのは、もう考えてあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 当然、その感染のおそれがあるというようなことが想定されますので、例えば先ほど別室というような話もしましたけれども、人が頻繁に出入りするということですか、通行するような場所に置くよりは、外から入ってもすぐ対応できる、要は隔離というところまではいかどうか分からないんですけども、離れた場所にそうした別室を用意するというようなことで、通る通路を規定をしていくというような形での対応は可能かと思えます。

先ほど言いましたように、その症状が新型コロナウイルスなのかどうかということとは分からないものですから、そこについては当然病院に行く形になりますけれども、病院においても、発熱がある患者については、対応というのは別対応してくれていますので、そこについては、病院との相談の中でしていくと。

当然、先ほど議員おっしゃられたとおり、学校から病院へ事前連絡した上で行くというような形が取れているようなことが、その感染を防ぐ原因にはなりますので、そんな対応はとっていくというような形で考えています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 隔離された部屋で感染が拡大しないようにというのは、当然、そうだと思うんですよ。もっと言うならば、保護者には車の中で待っていただいて、そこで児童・生徒が行くほうがより安全かなとは僕は思うんですけども、いかに感染を拡大を広げないかというのを、対応していく中で、その中で、例えばそのかかりつけ医に行って検査しました、そのときに児童が感染していたり、濃厚接触者などになっていた場合、前回の一斉休校とはまた違う問題が発生してくると思うんですよ。そうなったとき、例えば学校内で、消毒や感染症の状況や保護者などへの説明なども必要になってくると思うんですよ、ある一定期間、そういう時間が必要になってくると思うんですけども、先ほど手引をして、マニュアルを作っていたというお話を聞いたんですけども、そういった手引とかのマニュアルというの、保護者のほうにも共有しておく方がいいかと思うんですけども、そういう手引とかそういうマニュアルというのは、保護者のほうにはどのように伝わっていますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

この手引については、学校と教育委員会の中でどういうふうに対応するかというものを示したものでございまして、事務のそういった手引になりますので、基本的にこの中でどこのところに今対応しなきゃいけないか、判断等が入ってくるころもありますので、基本的に

は中の文章ということで、保護者にこのマニュアル自体を配布というようなことは、現在考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうなると、やっぱり我々、自分も保護者なんですけれども、実際、感染者で濃厚接触者になったとき、どういうふうにしていいのかというのがちょっと分からなく、不安に感じているんですけれども、例えばですけれども、青森県の県の教育委員会のほうでは、そういったマニュアルをホームページで公開していて、これを見ると、何となくこういうふうな対応するんだなというのが分かってくるんですよ。

やっぱり何が不安かというところ、どういうふうな対応を学校はしてくれるのかというところが分かると、保護者は安心すると思うんですよ。そういった対応はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

まず、当然、PCR検査を受けたと、そういった形になった場合、学校のほうにまず連絡をいただきたいということで、保護者のほうには依頼をしております。そうした中で、そこで、私たち学校と聞き取りをしながら、その対応についてお願いするというのがございます。

また、各学校においては、その段階において、どういう形を取るというのは、保護者等にその時点で伝えていくという形で、やはり事前にいろんな対応が記載されているものをあまり渡し過ぎてしまうと、逆に対応がどうなるのかということもございますので、そういったものについては、うちのほうで適切に保護者のほうに情報を出していくということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 事前にやっぱり説明を受けていたほうが、保護者としても、万が一なかったとしても対応しやすいと思うんですよ。そのときの状況で連絡が来て、じゃ、どうするかと言われてしまうと、やっぱり右往左往してしまうというふうに感じるんですけれども、その辺をある程度、感染症になりました、濃厚接触者になりましたという可能性がありま、フローチャートみたいな形でホームページとかで公開してくれたほうが、ああ、町としてはこういう対応を考えて、学校はこういう対応をしていくんだなというのが明確になって、分かると思うんですよ。その辺、やっぱり考えてはいただけないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

まず、感染した場合であるとか、濃厚接触者になったときに、その方がどう行動するかということについては、学校が指示をするというよりも、まず、そこで保健所等のちゃんとした指示が出るとお思いますので、そこについては、私たちのほうから濃厚接触者になった方はこうしてくださいというような形ではないかなと思います。

学校については、当然、濃厚接触者になった場合、接触してから2週間という中で、出席停止措置ということであるということには、こちらについてはそうなっておりますので、それに基づいてやっていくというものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 確かに今言う形で伺うんですけれども、保健所から話が来るという話も分かるんですよ。ただ、やっぱり自分としては、例えば学校の考えとして、さっきと同じになっちゃうんですけれども、ちょっと分かるように事前に、本当にマニュアルみたいなものがあったほうが、本当にいざかかってしまったときに、落ち着いて、安心して動きやすくなる。何にも分からない状態だと、やっぱり難しく、考えちゃうと思うんですよ。何か、そういった対応のマニュアルみたいなものが本当にあれば、安心できるんですよ。その辺を今後ちょっと考えていただきたいと思うんですけれども。

これは今、児童・生徒なんですけれども、じゃ、教員が感染症になった場合や、濃厚接触者になってしまった場合、やっぱり出勤停止という扱いにもなってくると思うんですよ。そういった場合、やっぱり授業をしていくのがとても大変になってくると思うんですけれども、例えば中学校なんか、部活を持っていたり、あと教科担任制だったりするんで、複数の学年に影響が及ぶと思うんですけれども、その場合、どういった対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

まず、教職員が感染もしくは濃厚接触者になった場合、基本的な行動というかは、児童・生徒が感染したときと同じようになります。

その上で、議員おっしゃられている学校に影響するもの、授業であるとか、部活動であるというところがあると思いますが、授業については、当然、学校の中でまず対応できる級外の先生であるとか、もしくはちょっと単位組み替えて教えることによって、中学校ではやり方もあるかもしれないですし、そういったところがまずございます。

部活動についても、その状況で本来部活動やる、その状況によってやれるのかやれないのかもあるので、そうした判断もしながら、顧問だけではなく、副顧問等もございますし、それがいなければ、その部活はそのとき休止するというやり方もあるかと思っておりますので、その辺は、その状況に応じて適宜判断しながら進めていくという形になると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 適宜やっていくということだったんですけれども、例えばこれ、1人だったら何とかなるかもしれませんが、ただ、これ、さっきも言ったとおり、想定準備というところで、例えば複数の教員がかかってしまったということも考えられると思うんですよ。そうした場合は、どのように対応を考えていますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

1人とか複数とかといった中で、その規模が本当にどの程度かということで、なるべく各教育委員会としては、学びを継続していきたいということがございますので、感染した方がある程度その中で、感染経路が特定されているであるとか、濃厚接触者がほかにはいないとか、そういうところも加味しながら、判断をしなければならないということですので、一概

に2人出たからどうする、3人出たからどうするという形で、そこはなかなかお示しできないかなと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 1人とか2人とか複数でという可能性もあるじゃないですか。要は、この、先ほど言った手引に関しては、どこまでを想定しているかということも、まず一つ大事なところだと思うんですよ。例えば学校ですごいクラスターが発生して休校になるという可能性もあるし、学級閉鎖するという可能性もあるんですけども、そういった最悪の事態も考えての手引なんでしょうかね。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

基本的には、学校内で出た場合は、一度休業措置を取ると考えております。その上で、その方の濃厚接触者であるとか、そういったものを判断して、今ですと、基本、休校して1日から3日程度というところで学校再開しているということが一般的になっておりまして、それはこの手引のほうにも記載はされております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今、3日程度という休業ということだったんですけども、そういうことも保護者のほうに先に伝えていただけるほうが、まだ安心材料の一つというのもあると思うんですけども、先ほど言ったように、例えば教員がちょっともし体調が悪いといったときにも、休みやすい環境が取れているのか、また、出勤停止になったときにも、児童・生徒と連絡・報告・相談、教員との代替りの人との相談ができるのかということに関しては、どういうふうに対応していきますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

教員がかかったときに、各学校のほうで当然そういった部分も想定して、体制整えておりますので、十分対応できると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

なぜ、僕がここまでちょっと心配するかというと、やっぱり本当にどこまでを想定して学校は対応してくれるかというのが見えて来ないところがあって、ここまでちょっといろいろお聞きしているんですよ。

3日程度で休業から再開するというところも、今分かったんですけども、そういう今分かることは、保護者のほうにも伝えていただくということにはできないんですかね。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

今こちらで言った1日から3日程度というのは、あくまでも、そういったものが一般的であるということであって、やはりその出た方の状況、PCRして、濃厚接触者が特定され、その後の状況。いろいろそういったものが多岐にケースとしてはなっておりますので、

やはりそういった中で、なかなか個々、どの程度までと今おっしゃられました、なかなか本当に、じゃ、1人だったら、2人だったら、その方が濃厚接触者が何人だったところまでいくと、なかなかやはりこちらとして、そこまで想定してお示しというのはしづらいことになりますので、今のところ、そういう想定はございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

状況に、細かく設定してお知らせするという事じゃなくても、大まかにでも、例えば1人感染者が出たとか、クラスターが出たところの対策マニュアルみたいなものが分かればいいと思うんですけども、そういうことに関してはできないですかね。

○議長（増田剛士君） 議員、先ほどから同じ質問で、同じ答弁繰り返されています。

○4番（中田博之君） はい、気をつけます。

○議長（増田剛士君） ちょっと角度変えたほうがいいと思います。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

どうしても同じことになってしまうのは本当に心配しているところなんです。

じゃ、ちょっと角度変えまして、前回、一般質問したときに、積極的に動画配信サービスとか、さらに一歩進んで、学校側からの一方通行じゃなくて、双方向のやり取りができるICT環境の取組ということで、さっきも伺ったんですけども、例えば濃厚接触者になってしまって、2週間学校に行けないというところに関して、先ほどプリントとかそういうことをお渡しするという事をお聞きしたんですけども、感染リスクがある中で、手渡しでいけるかというところが心配なんですけれども、その辺はどのように対応しますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

基本的に、今プリント教材であるとか、もし、ただ濃厚接触者になった方が今発熱をしているのか、症状がないのかとか、そこも状況次第にはなるので、一概には申し上げられないと思うんですが、プリントについては、例えばポストに投函させていただいて、こちら接触しないというやり方もあると思います。その上で、電話連絡をするであるとか、やり方はちょっといろいろあるかなと思いますので、極力、その時点、その時点でできる方法で、なるべく学びを保障していくということで、当然、ICTなんかは完全に整備されて、いろいろやり取りができるということであれば、そういう活用も考えますし、それが今の時点でできないのであれば、当然、そういった紙であるとか、あとは2週間明けた後に、その子供たちに、先ほども答弁で申しましたが、個別に補習をするとかそういったことも考えておりますので、そういった対応を考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 個別に対応するという事なんですけれども、私、特に、学校の児童・生徒に関して、濃厚接触者になったら2週間停止ということは心配で、特にやっぱり小学校6年生とか中学校3年生は、今回、3月の休校があつて学び残しがある中、さらに5月まで休業で来たわけですよ。そうすると、やっぱりもう年度末まで授業を確保、終わらせな

いといけないという焦りのある中で、果たしてこの2週間というこの結構長い期間を、どう学びを保障していくかというところが本当に必要になってくると思うんですよ。

今、前回一般質問したときには、プリント教材とか、未学習のところ個人差が出たじゃないですか。そういう個人差も出たというのもあって、今回動画配信とかを考えていらっしゃると思うんですけども、できるだけ学習をどうしていくかという対応を先に伝えることも必要ではないかと思うんですよ、保護者に対しての説明とかで。そういうのはどういうふうに考えていますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 2週間出席停止になった場合の流れどうするかというのを、それを事前に保護者にどういうやり方をするかというのを知らせたほうがいいということでしょうか。

基本的は、先ほども申し上げましたとおり、これまでの出席停止、インフルエンザ、期間は違えども、そういった対応はさせていただいていると。あと、ICTの関係、先ほどもうちとしてそれを全くやらないという話ではなく、やはり状況で、それがどう活用できるかとかかそういったところもございますので、その時点その時点で、なるべく子供たちが不利にならないようなやはり状況を、こちらとしてもつくってあげなきゃいけないと考えておりますので、基本的には、まずプリント教材というものを、やはり環境がなくてもまずできるものというのがあります。ない場合、じゃ、どうするかというところで、当然、こちらの配信の体制なんかも整えなきゃいけない中で、じゃ、1人が2週間出席停止になっている中で、動画をそのために、その単元ずっと作り続けるとかということはやはり難しいということもありますので、双方向できればいいんですが、そこまでの状況になっていませんので、その時点その時点で一番いい方法で学力を保障していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そういうふうにできていないということなんですけれども、学校の側で整備が整ったとしても、やっぱり家庭内での通信環境が整っていないということもあるじゃないですか。前回、ICTのアンケートの調査を行ったと思うんですけども、そのときのICT等の環境の整備ができていなかった家庭の割合というのは、どのくらいになりますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

端末がないというか、使えないといったところについては、小学校、中学校でちょっと差がありますが、中学校だと88%ぐらい使えるものがあると。小学校3校合同ですと、60%程度使えるものがあるという状況にはなっております。あと、Wi-Fi環境につきましては、9割以上が環境があるという状況になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

9割以上が、環境があるということは、それだけ環境が整っているんじゃないかなというふうには思うんですけども、残りあと10%というところ、1割というところですね、まだ未整備というところもあると思うんですね。

じゃ、実際に、最悪を想定して、休業になったり、ICT活用して、濃厚接触者になってしまったときの2週間で双方向でやろうといったときに、「うちWi-Fiがないよ」という家庭が出てくるかもしれないんですよ。じゃ、すぐに用意できるかといったら、なかなかそれというのは難しいと思うんですけども、Wi-Fiの貸出しとかそういうのは考えていらっしゃると思いますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

先ほど答弁にもございましたとおり、基本的には、今のところ貸出し等は考えておらずに、各家庭でご用意はいただきたいと思いますと考えております。

それこそ、双方向で、うちのほうでもう確実にやっていくというような状況でまだないものですから、やはりそういった部分は、まずはちょっとアナログかもしれませんが、プリント教材というものを配布したりとか、そういったところをまずやっていくと。濃厚接触者になった方の対応と、臨時休業で家庭にいななければいけないという中で、元気である状況というのは、また違う対応として変わってくると思っておりますので、先ほど答弁にもございますとおり、もし休業になった場合、環境がないのであれば、密を避けた中で学校とかそういったところに来ていただいて、学習を行っていくというやり方もありますので、その時点時点においての一番いい方法を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

その状況に合わせて学校に行くという手も一つあると思うんですよ。ただ、ちょっと感染拡大が本当にひどかった場合、学校に登校もできない状況もあると思うんで、いろいろ手段を考えて、あらゆる手段を考えて対応していくことが必要だとは、私思っております。

そんな中、やっぱり先ほど言われたとおり、パソコンの前倒しを受けて、学校のほうでも対応していくというふうには思うんですけども、まず今回パソコンの貸出しに関しては、どういうふうにどの学年に対応していくのかなと思うんですけども。例えば小学校6年生とか中学校3年生が休業とかになったときには、そのパソコンを貸し出すとかという考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 現在、前倒しを受けた中で、まだ全体が整備されているわけではありませんので、今、基本的に、中にあるものという中で、それこそ、それもその時点で、今この端末がない家もちょっと調査の前ですので、今後、今どうなっているか等も加味しながら、それを貸し出すかどうか、でも、結局プリント学習等もやはりどうしてもありますので、どうしてもそこに全ていかなければ、そういった形で保障していくような形にはなってしまうかなと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

前回やっぱり思ったのが、プリント教材をこんなにたくさん、このくらいかな、このくらいたくさんプリント教材やる中で、どうしてもなかなかそれに手がつけられなく、難しいという、未学習の部分だったので、すごい難しかったんで、できたら、先の話なんですけれども、パソコンを貸し出して、それにダウンロードするほうがやりやすいなという思いがあるんですけれども、そういうのはまだ先だとは思ってますけれども、そういう考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

当然体制が全て整えば、当然議員おっしゃるとおり、全部を貸出しをして、その中でデジタル教材をやっていただくというのが、やはり一番いいかなとは思っています。

ただ、そういった中で、この先の時点と、この今現在の時点というところがあるので、今のところはなかなかそういう状況があるというだけで御承知いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今の状況で、できることをしなければいけないというのは分かります。その中で、最悪の事態も想定して準備していくということが必要であるというのは、私思っています。

課長とも2回この問題に対して話をしたときに、すごい、なかなかワクチンとか抗体を持ってない、それができないとちょっと本当の問題解決にはならないというところがあるのは、重々承知しているんですけれども、やっぱり今後言われているのが、冬場になったときの季節性のインフルエンザの流行や、コロナウイルス感染症の感染拡大がすごい懸念されていて、やっぱり保護者の中でもそういう心配をされているんですよ。そういう中で、やっぱりどう対応していくということが本当に今必要になってくるんじゃないかと思っていて、もう本当に僕いろいろ聞いている中で、学校としても今一生懸命やろうというのは分かるんで、いろいろ言いたいことは本当に考えてはいるんですけれども、現状では厳しいというのが認識かなと思うんですけれども、いかがですか。

ごめんなさい。

現状である中でやっていくという中で、じゃ、どうするかといったときに、じゃ、これを買いますから、次にはこう考えていますというの今いただいたんですけれども、やっぱり、すみません、最初の意見になっちゃうんですけれども、本当に保護者に対して説明とかいろいろな情報をさらに提供してほしいと思うんですよ。そういう提供があれば、安心すると思うんですよ。Wi-Fiがなくてもこうですよとか、タブレットがなくてもこうですよというのがいただければ、まだ何かできるんですけれども、それはどうですかね。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 大変申し訳ないです。もう一度言っていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） ちゃんと整理して質問をお願いします。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） すみません、自分の気持ちがちょっと高ぶってしまいました。大変申し訳ないです。

いろいろ今の現状で厳しい中で、やれる中でやっていくということが今分かったんですけども、やっぱり今後、季節性のインフルエンザの流行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本当に保護者の中でも心配されているというところに対して、どういう対応をしていくかというところを、もう一度お願いできますか。

○議長（増田剛士君） 議員、ずっと同じ質問です。

答弁ももう出ていますけれども、いかがですか。

それでも聞くのですか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうですね、本当に同じ回答になってしまっているのは、自分、重々承知しております。それほど保護者は心配しているということなんですよ。

最後、ちょっと要望になってしまうかもしれないですけども、今後、第2波が来るとも言われている中だということ、やっぱり新型コロナウイルスや季節性の流行性のインフルエンザも心配されているので、本当にあらゆる手段で今できる限りのことを子供たちに対して学習の保障をしていただきたいというのが思いであるのと、それに対応して、できる限りやっていただきたいということでもよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） 終了ですか、質問ですか。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 保護者の不安に対して学校が対応するというのは、一つの学校の責任だなというふうに私も思っています。ですので、そうした不安を抱えている状況の中で生活をしていくというのはいい状態ではないと思いますので、学校には、例えば「学校だけ」であったりだとか、保護者の参観であったりだとか、いろんな機会があったりしますので、そうしたときに、出せる情報、伝えなくてはいけない情報というのはきちんと伝えていくというようなことは、教育委員会としても、学校と共有しながら対応していきたいというふうに思っておりますので、保護者の不安については、できるだけ解消できる方法というのはこれからも研究していきたいというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 保護者に対して不安を解消するというお話で、住吉の小学校でこの間、コロナウイルスに感染してしまったらという教育学習があったんですけども、私、それはすごいいいなと思ったんです。やっぱり自分がどうなってしまった、感染してしまったらどうか、それに相手がかかってしまったらどうかという教育は、本当に我が事のように考えて、いじめや差別とかがなくなると思うので、そういった教育とか学習も必要だと思っているんです。やっぱりそういうのは今後も増えていくんですかね。増やすんですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

議員、前回の一般質問でやられた内容で答弁したとおりでございまして、学校としてはやはりコロナがある限り、子供たちに対して指導をしていくということは、継続して取り組んでいくというものになりますので、今後、続けていくということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解です。

今後もそういうことで頑張っていたきたいなと思います。

以上です。終わります。ありがとうございます。

○議長（増田剛士君） 以上で、4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時07分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平野 積 君

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

私は通告どおり、自主防災についてと題して質問いたします。

大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助が、この順で大切であると言われていています。自らの命は自らが守るが基本ですが、その自助の意識を育むには、平常時における自主防災会の働きかけも大切であると思います。また、自主防災会は、災害時の避難所運営においても、その働きが期待されています。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、町が各地区の自主防災会の育成のために、実施していることは何か。

2、現在行われている防災訓練、総合防災訓練、地域防災訓練に関して、町の考える良い点及び改善必要点は何か。

3、昨年度、小・中学校の体育館に空調設備が設置され、今年度は総合体育館にも設置される。しかし、片岡地区の避難所の静岡県立吉田特別支援学校の体育館には空調設備がない。このことについて、町はどのように考えているか。

4、新型コロナウイルス感染が心配される中での避難行動について、町のホームページで説明しているが、それに関連して実施していることや、予定していることはあるか。

5、議会は、本年度予算で洪水ハザードマップ作成の予算を承認した。洪水ハザードマップは、避難勧告時、降雨量等から避難所や安全な知人宅へ行くべきか、自宅で待機してもよいか、安全なのかの分散避難の判断材料になると考える。しかし、梅雨が過ぎ、台風シーズンが来ようとする時期に、いまだ町民に配布されていない。なぜか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 自主防災について御質問のうち、1点目の、町が各地区の自主防災会の育成のために実施していることは何かについてお答えいたします。

災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるためには、日頃から地域内の安全点検や住民への防災意識の普及、啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えが必要であり、また、実際に災害が発生した場合には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動が欠くことのできないものとなります。

このような活動に対して、非常に重要な役割を担っていただいているのが、自主防災会でございます。この自主防災会の運営に当たっては、地域防災活動の核となるリーダーの育成等が必要であると考えております。

このため、町では、地域防災力の向上のために、吉田町地域防災指導員養成講座を開催し、講座を終了後、申請をしていただいた方などを、吉田町地域防災指導員として認定しております。そして、吉田町地域防災指導員に、自主防災会の防災委員となり、地域住民に対する啓発活動や防災活動に携わっていただくよう、自主防災会へお願いをしております。

また、吉田町地域防災指導員に対しましては、フォローアップ講座を継続的に開催するとともに、自主防災会に対しましては、自主防災組織の役割に関する説明会の実施、自主防災会を対象とした研修参加の呼びかけ、吉田町防災講演会への参加の御案内などを行い、自主防災活動の充実が図られるよう支援しております。

次に、2点目の、現在行われている防災訓練（総合防災訓練、地域防災訓練）に関して、町の考える良い点及び改善必要点は何かについてお答えいたします。

議員の御質問でございます良い点でございますが、これは防災訓練の目的と捉えまして、お答えをいたします。

総合防災訓練は、大正12年に発生した関東大震災に由来し、自主防災会や行政など防災関係機関の連携や、防災計画に沿った一連の災害応急対策の検証、情報伝達手段の確認や本部体制の確認などを実施することを目的とするものでございます。

そして、地域防災訓練は、昭和19年に発生しました東南海地震を教訓に、昭和58年に発生した日本海中部地震を契機に始まり、町民の皆様や自主防災会が主体となった自助・共助による減災の実現を目指し、避難訓練や消火訓練、救出・救助訓練など、実働訓練を通じて、地域防災の取組を総点検していただくことを目的とするものでございます。

一方、改善必要点につきましては、それぞれの訓練で出された反省点として捉えまして、お答えいたします。

自主防災会からの昨年度の訓練における反省点の例を挙げますと、「要配慮者支援班の訓練が十分な内容でできなかった、次回は訓練前に民生委員等も呼んで研修会を検討したい」、「警備班・情報班・避難班の動きを訓練で繰り返す中で明確にしていきたい」、「大人と中学生が合同でできる訓練を考えたい」などが挙げられました。

自助・共助・公助が一体となった減災の実現のためには、それぞれがこうした目的意識を持ち、反省点を可能な限り改善し、より良い訓練にしていかなければならないと考えております。

次に、3点目の、昨年度小・中学校の体育館に空調設備が設置され、今年度は総合体育館にも設置される。しかし、片岡地区の避難所の静岡県立吉田特別支援学校の体育館には空調設備がない。このことについて、町はどのように考えているかについてお答えいたします。

県立の特別支援学校は、分校も含め37校がございいますが、エアコンの設置状況について県教育委員会に確認しましたところ、普通教室へは令和元年度に全て設置を完了し、特別教室へは本年度中に全ての設置を目指し、整備を行っている状況であるとのことでした。

また、同じく県教育委員会が管理する県立の高等学校は90校あり、全ての高等学校の普通教室へのエアコン設置完了を、令和3年度を目標に行っているところで、今後は特別教室への設置を計画する段階であり、現在のところ、特別支援学校を含めた県立学校体育館へのエアコン設置事例や具体的な設置計画はないとの回答でございました。

町といたしましては、特に近年の異常気象が続く中、避難所にはエアコン設備が可能な限り必要であると考えておりますので、今後の避難所の開設に当たりましては、災害の状況とともに、気候や避難所のエアコン設置の有無を考慮し、避難所を開設する予定でございませぬ。

このため、吉田特別支援学校体育館を避難所として開設する際には、当面、送風機等の配備を検討することと並行し、設置者であります県に対しまして、早期にエアコンを設置していただけるよう要望してまいります。

次に、4点目の、新型コロナウイルス感染症が心配される中での避難行動について、町のホームページで説明しているが、それに関連して実施したことや予定していることはあるかについて、お答えをいたします。

議員の御質問にあります、町のホームページで説明しました主な内容は、新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、町民の皆様には災害が起きた場合どうするか、平時から対応を考えていただきたく、自宅の災害の危険性の把握、自宅の安全の確保、必要な物資等の検討、避難所以外への避難の検討を町民の皆様にはお願いするとともに、避難所での注意事項等をお知らせしたものでございます。

それに関連しまして、「広報よしだ」7月号では、「もしものときに備えよう 新型コロナウイルスと災害対策」について防災特集を掲載し、ホームページに掲載した内容の詳細を説明するとともに、よしだ防災メールなど情報収集手段の確認方法や、家庭内家具の転倒防止器具取付けサービスの案内などを掲載し、町民の皆様には広報いたしました。

また、町は災害時の情報伝達手段を充実させるため、本年6月1日にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、ヤフーのサイトを活用し、町民や吉田町に滞在している方へも緊急情報を発信できるようにいたしました。

6月以降は、同報無線やエリアメールに併せて、よしだ防災メールやこのヤフーのサイトにより緊急情報を発信しておりますが、よしだ防災メールとヤフーのサイトで避難情報をお知らせする際には、ホームページに掲載した避難行動や注意事項につきましてもお知らせするよう、配信内容を改善してございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営ができますよう、地方創生臨時交付金を活用し、避難所用の受付事務用品、フェースシールドや消毒液といった消耗品、間仕切りセットや災害用備蓄マットといった備蓄品などの購入における補正予算を本議会定例会において御承認いただきましたので、早急に配備してまいります。

なお、これらの配備した用品を活用し、地域防災訓練において、コロナ禍における避難所運営の方法について確認する予定でございます。

次に、5点目の、議会は本年度予算で洪水ハザードマップ作成の予算を承認した。洪水ハザードマップは避難勧告時、降雨量等から避難所や安全な知人宅等に行くべきか、自宅で待機しても安全かの分散避難の判断材料になると考える。しかし、梅雨期が過ぎ、台風シーズンが来ようとする時期に、いまだ町民に配布されていない。なぜかについてお答えをいたします。

今回の洪水ハザードマップ作成業務は、平成27年5月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域内の指定の前提となる降雨が、従前の計画規模の降雨である計画降雨から想定し得る最大規模の降雨である想定最大規模降雨、いわゆる1000年に一度の最大規模降雨に変更されたことを受け、国が平成28年5月に公表した大井川における想定最大規模の洪水浸水想定区域図と、県が平成31年3月に公表した、湯日川及び坂口谷川における想定最大規模の洪水浸水想定区域図の内容を基に、国の補助事業を活用し、現在の洪水ハザードマップの内容を更新するものでございます。

さきの第1回定例会の予算審議におきまして、町の実施計画では、令和3年度までに作成を予定しておりました洪水ハザードマップを、町民の皆様がいち早くお知らせしなければならないと考えましたことから、前倒して作成することとし、本年度末には町民の皆様にお知らせできる予定であることを御説明させていただいております。

現在の進捗状況としましては、本年度に入り、他市町のハザードマップの情報収集や仕様書の作成及び内容の精査、発注業務に係る指名業者の選定作業などを経て、8月27日、入札執行により、落札業者が決定し、8月31日に業務委託契約を締結し、作成業務に取りかかったところでございます。

さらに、この業務委託事業には6か月の作成期間が必要となるため、完成は本年度末となる予定でございます。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

答弁ありがとうございました。

では、質問としては4番目の新型コロナウイルス感染症で心配される中でのということろで、まず、お伺いしたいと思います。

この感染症拡大状況において、避難場所や避難所の運営マニュアルというのは、もう既にできているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

避難所におけるマニュアルというお話ですけれども、県のほうに關係するマニュアルのほうがございます、それに沿うようなマニュアルのほうを町のほうも作成をさせていただいております。それに沿った中で、避難所の運営のほうを対応していきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

新型コロナウイルスとは関係なく、避難所とか避難場所が開設されたときに、その避難所とか避難場所を仕切るのは町職員なのか、自主防災会なのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず一つ、事象によって変わってくる場所があるかと思えます。風水害とか、明らかに分かるものとか、突発性の地震とかというところとまた変わってくる場所がございますけれども、基本的には、職員がまず第一に対応させていただくという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その派遣される職員に対しては、どういう教育とか指導とかされているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

既に、行かれる職員の方というのは、地区本部で対応させていただいている方になるんですけれども、その職員に対しましては、既に6月の段階で、避難所の運営に関するちょっと説明のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 新型コロナウイルスにちょっと絞れば、もう本当に大きな災害が起きた場合、今まで想定していた避難所の定員よりもかなり減らさなきゃいけないですね。そうしたとき、また新たな避難所とか避難場所を作っていかなければならないと。そういうことにも対応できるぐらいの人数の職員は育成しているということでもよろしいんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、段階的な話になってくるかと思うんですけれども、基本的には、地区の職員を対象にさせていただいて、その後の次の段階、もし広く、ほかの場所に移って避難所を開設することになりましたら、そちらのほうも段階的に広げていくというような形で、まだ全ての避難所のところでどのような配置ができるかというところまでは検証のほうができてございませんけれども、そちらのほうはまた、町の中で対応できるような形はしていきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは、新しくできたとき、地区職員だけではなくて、新たにまたその教育をしながらやっていくという理解でもよろしいですか。

じゃ、そうしたときに、自主防災会の方々の役割というのはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。避難場所とか避難所を開設したときに、町の職員が仕切るというか

統括していくという中において、その自主防災会のメンバーというのは、どういう役割を果たしていくことを期待しているかという質問です。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 現状としましては、まず、職員の対応というのが第一にあるかと思えます。その後というような話にちょっとなってくるんですけども、実際に災害が起きたとき、大規模災害とかが発生する場合とかになってくるかと思うんですけども、そのとき、町の職員だけではなかなか避難所の運営とかというのができてこないところもございませぬので、その際には、自主防災会の方々についても、町の職員と同じような形で対応のほうを図っていただきたいというふうには考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 自主防災会の方々にも町の職員の方と同じように働いていただきたいということであれば、そういう教育もしっかり自主防災会にしておかなければいけないですよ。それはやられているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

現在、そういうような活動というものはまだ進めてはおりませんが、先ほど町長の答弁にもございましたように、まず、町のほうの、今回議会でお認めいただきました避難所、コロナ対応の者が集まるようなときになりましたときに、同じ開催する自主防災会の方にも、うちのほうの避難所の開設の仕方とかそういうものをちょっと見ていただきながら、対応のほうをしていただけるような形になっていければというふうに考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほど今年9月の定例会で特定消耗品や防災備品の増強ということで、6,364万6,000円というのは承認して、それ、考慮してやっていただけるということは非常に頼もしいことだというふうに思っております。

そこで、今、答弁にもありました、それを地域防災訓練で確認するということなんですけれども、具体的にはどういうことをやられようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、場所がちょっと確定しているところはないんですけども、体育館とかを使わせていただきまして、その体育館で避難される方、もちろん出てくると思うんですけども、そういうのを想定する中で、来た方を検診をして、その方が発熱されている方であれば、別の部屋に移っていただくというような、その場所でのトリアージをするとか、そういう仕分けをするような形のものとか、中の必要となる備品等もあるかと思うんですけども、そういうものをちょっと確認していただくとかということを考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは、各4地区あるわけですけども、その4地区でやるのか、どこか一つでやろうとしているのか、そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

できれば、一つのところでやらせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 一つのところでやるとすれば、ほかの地区の方々にも参加していただいて、どういう状況かというのを見ていただくとか、できれば参加していただいて、しっかり、それを各地区で持ち帰るといようなことでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今、議員のおっしゃったとおり、そのような形で開催のほうを計画をしていきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこは期待していますので、よろしくお願いします。

次、ハザードマップ。これ、8月6日付の静岡新聞で、1000年に一度の洪水に対応した想定最大規模降雨に対するハザードマップを作っているのが、対象が市町が30に対して、作っているのが19で、作っていないのが11だと。作っていないところの11に吉田町は入っていたわけですが、今の説明では、いろいろ手続があって8月までかかりましたということなんですが、この既に作っているという19市町は、交付金とかそういうものを得て作っているのか、一般財源で作っているのかというのは、それは調べてありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

すみません、確実なお答えでなくて申し訳ないんですけども、基本的には交付金を活用をして作成をされているものだと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、そこにちょっと食いつくのが吉田町は遅かったということですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、前提となるものの資料というものが、国・県、そちらのほうで浸水想定区域図というものを策定していただきます。それが出てから町、市とか、ハザードマップを作るということになっておりまして、町のほうは、まだそういう浸水想定区域図とかが出ていない段階で、令和3年度に作成のほうをしようということで計画をさせていただいてございまして、県・国等が出てきた中で、1年前倒しをさせていただく関係で、国・県と協議をさせていただいておりますので、何か遅くなるとか、食いつきが悪かったとか、そういうわけではございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 県は去年の3月に湯日川とか坂口谷川の最大想定というのはオープンしていると思うんですね。もう1年以上たっているということになるわけですが、思っていますのは、この先日の一般会計補正の予算において、交付金が得られないので、町債をやめて一般財源でやりますという事業がありましたよね。交付金がなくても一般財源でやるということであれば、それは吉田町にとって必要な事業だからやるということだと判断すれ

ば、そのハザードマップも、吉田町にとって必要だということからしたら、もう交付金待ちじゃなくて、自主財源でしっかりもう即やるという考えはなかったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

やっぱり限りある財源を使わせていただくというところもございますので、県の交付金、国の交付金、国の交付金になるんですけども、使えるものは使っていきたいということを考えております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは、基本的なお考えということで、よろしいかと思えます。

このハザードマップ作成に関して言えば、津波ハザードマップを作ってくれたと、パスコさんが割りとはほかの入札に比べて安く入れてくれて729万3,000円でやれると、これはもうありがたいことだというふうに思っているわけですけども、先ほど言った町債ができないので一般財源で振り替えたのが7,000万ぐらいですよ。それに対して700万ぐらいだったらやれるんじゃないのという考えもあるけれども、そこはどうなんですかね。一般財源でやれるんじゃないかと。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、財源のお話がありましたので、ちょっと企画課のほうでも答弁をさせていただきますけれども、やはり最小の経費で最大の効果を上げるという中で、町の先ほど防災課長が答弁したとおり、有効な補助金を活用、交付金等を活用していくというのは、財政運営上大変必要なことだと思っています。

もう一つ、ちょっと私、管轄ではないのかもしれませんが、今回、令和3年度に国・県の予定をしていた中で、1年前倒しをして令和2年度に作成をするということになっております。計画よりも一応1年前倒しでしているということがありますので、そうしたことで御理解いただきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これに関しては、今何言ったって変わらないわけで、今年中に作っていただきたい、できるだけ早く配っていただければと思うんですけども。

町民の皆さんに河川洪水時の自宅の浸水量や、避難場所に逃げるとして、その道路がどのくらい浸水するのかということに関して言えば、県のGISに飛ばせば、静岡県ホームページには出ているわけですよ。そういうものをハザードマップが出る前に、吉田町のホームページでそれを紹介して、例えば最大降雨量というのはどういう状況である、それは県が説明しているから、計画はどうだということをしっかり説明して、最終的には県に飛ばして、ホームページに飛ばして、要するに各自確認してもらおう。例えば回覧でここを見れば、静岡県のホームページに飛んで御自宅の災害のときにどのくらい浸水しますよということをチェックできるというようなことを、ハザードマップはハザードマップでいろんな情報が入るんでしょうけれども、少なくとも浸水量に関して言えば、そこをそういうやり方すれば、町民の皆さんにできるだけ早く知っていただくと、この台風が来るときにどうだと。だから、13時間で800ミリぐらい降れば最大だと言っているわけですよ、1000年に一度だと。どう

いう台風がこれから来るかもしれませんが、そういうことをいち早く知らせるということも大切なことなんじゃないかと思うんですが、そこに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 避難をするに当たっての必要なことということで、防災に関するといいますか、今、水害の関係なんですけれども、そういうような情報もちろん必要だと考えてございます。

町のほうとしまして、お伝えの仕方等ちょっといろいろあるかとは思いますが、ホームページ、また防災メール、エリアメールとかも出てきまして、そういうものを含めて、周知のほうはさせていただきたいと思っておりますし、先ほど浸水想定区域図の関係、遅ればせながら、当町のホームページのほうにも一応アップのほうはさせていただいて、見ていただけるような状況には、今なっております。

以上です。

見ていただけるような形にはなっております。町のホームページです。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ごめんなさい、ちょっと私それ認識なくて、吉田町のホームページ見ていくと、吉田町の古いハザードマップが出てくる状況だと思うんですが、何か特殊な技があるんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今おっしゃられたところのページの上段ぐらいに、もう一つハザードマップという別の、同じなんですけれども、ページのほうも掲載させていただいてまして、そちらのほうで県のホームページに飛ばさせていただいて、県のホームページの中で、湯日川、坂口谷川で、国の情報もそこに載っておりますので、大井川、それが見えるような形に今させていただいております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、ちょっと聞く予定なかったんですが、大井川が島田までしか来ていないじゃないですか、県の。吉田町は入っていないんですよ、県の見ると。何ですかね。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 県のホームページ上でも大井川のところは島田だけではなく、吉田町のところの部分も見えると思います。議員がおっしゃられているところは、大井川の中でも県管理の河川の部分の場所の部分のところを見られて、そう判断されたのではないかなというふうに推測されます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 結構調べたけれども行き着かないとすれば、普通の町民の方、なかなか行き着かないと思うんで、そこへ行き着くように分かりやすく、そのホームページで説明していただければ、より豊富な情報が得られるというお話ですので、それはぜひやっていただきたいし、もうそろそろ台風も来るわけですよ。太平洋高気圧が減ると、下がっていくと、こう来るわけですよ、静岡に。それまでにできればやっていただきというふうに思います。

じゃ、次に3番目、特別支援学校です。

今の答弁では、送風機を入れるとか、県に要望するというようなお話がございましたけれども、それよりも手っ取り早く吉田町が金出して、つけてあげて、自由に使ってくれと、維持費はあなたたちよと。災害時には吉田町が使わせてもらいますよというようなことはできないものですかね。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今の町のほうの指定ということで、特別支援学校のほうを避難所ということで指定をさせていただいているところの、空調のほうの設置できないかというようなお話かと思うんですけども、やはり財源的な話等もございまして、かなりそこには大きい財源がかかると。その後の、今議員のお話ですと、県のほうに維持管理とかというような話もあったかとは思いますが、またそこら辺もなかなか決めるのも難しいところもございまして、現状今、町のほうでは、特別支援学校のほうにエアコンのほうの設置ということはちょっと考えていないという状況でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 考えていないということなんですけれども、令和元年の一般会計歳入歳出決算資料の教育費の教育振興事業費の効果には、有事の際には避難所となる町内小・中学校の屋内運動場に空調設備を設置することにより、快適な避難所環境を確保するとともに、それはあと学校の子供たちのことを書いているんですが、要するに、いい環境の避難所が整備されましたよと書いてある、快適な環境ですよ。片岡はどうすればいいんですか。送風機で我慢しろということですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

町長答弁にもございましたように、気候の状況等によって避難所の開けさせていただくところも検討させていただいてございまして、また、開ける場所によっては、今、片岡ですと片岡会館開けさせていただいておりますけれども、そのところで避難されてくる方がもっと多く出るということになれば、近くにございます中学校とか総合体育館、そちらのほう開けていくとかというような形で、別のところを開設のほうを考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこでお伺いしたんですが、各地区の避難場所とか避難所を開設する優先順位というのは決まっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

できるだけ多くの方が1か所といいますか、一つのところで避難できるところを想定してございますので、まずは体育館に避難をしていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それでは、参考資料の裏面ですね、見ていただければ、避難所でございますけれども、その延床面積記載しています。今、片岡地区は片岡会館になっています。住吉は住吉小学校で7,861平米、中央小が7,016平米、自彊小が5,427平米、それに対して、片岡会館1,262平米と、片岡極めて狭いところに第一を指定しているということですか。

よね。順番はそれでいいですか。各地区は小学校で、片岡だけ片岡会館と狭い。今は避難する方がそんなに多くもないということで対応できているんですけども、じゃ、この次、片岡会館が結構多くなりました、感染症を考えれば、ほかの部屋も使いますとしたときに、片岡は次はどこが開かれるんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

地区分けというのはもちろんあるんですけども、開けさせていただくというふうに想定しますと、中学校の体育館か総合体育館、そちらのほうを開設していきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは、ほかの地区の方も同様で、小学校の次は中学校、総合体育館というような順場で考えていますということでよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 議員のおっしゃるとおり、そのような形で考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほどの支援学校に空調つけられないかという話なんですけれども、例えば、平成30年にノンステップバスを吉田町は購入して、しずてつジャストラインにちょっとお貸ししている。それと同様に、購入してお貸しして使っていただくと。いざというときは吉田町が使うというような考え方もあると思うんですが、それが使えない理由は、要するに財政だけの問題なんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど、今ノンステップバスのお話がありましたけれども、あれは国の補助金を活用しての事業になっていまして、それを町が購入して、国からの補助金をいただいて、それをジャストラインに貸付けをして、5年間で使用料取って、最終的にそれを事業者に譲渡するというような形の、これ、一つの事業としてになっています。

今、先ほどその財政のことありましたけれども、まず、前段階で、県の施設であることというのがあります。その財産権はどこに行くのかとか、例えばその財産の建物、そこを改修するというのはやはり県のほうにお願いをしていくというのがあると思います。その中で、一つ町としては、先ほどそうした備品を購入してそこに持ち込むとか、そうした対応は一つ町としては考えられるのかなというのがありますが、そこはやはり町のほうでというより、県とお願いをしながら協議をしていくということが、まず県有の財産であるということがありますので、そこが一番のあれになってくる、課題になってくるかと思えます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういうその優先順位の話からもしって特別支援学校を使うというのは、かなり確率的には低いというお話でよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

低いといえますか、その気候の状況によって空調とかが要らない、エアコンとかが要らないということであれば、そちらのところを開けさせていただくという場合もございますので、そのときそのときにちょっと対応のほうをしていきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうしたときに、片岡会館に行きます、避難というのは例えば片岡の住民は片岡会館というのは今インプットされているわけですよ。それが急に支援学校だと言われても、なかなか体が動かない、その辺の周知というのはしっかりやってもらわなきゃいかんし、当面は片岡会館を第一にすると。そこに来てもらって、その後どうするかということは、町民の皆さんに周知して、中学校に行くのか、支援学校に行くのか、そういうのはしっかり早め早めにアナウンスしますという理解でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今までもというお話にはなりますけれども、避難所の開設に当たりましては、防災メールとか、ホームページとかも通じてにはなるんですけども、開けさせていただく会館、体育館、そちらについては周知のほうさせていただいて、開けさせていただきます。また、新たに開ける場合につきましても、同じ形で周知のほうはさせていただきますので、対応としてはそのような形で対応していきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっとついでお伺いしますが、下片岡の方々、要するに中央小学校は川尻地区の避難所になっているわけですよ。ところが目の前に中央小があるのに、片岡会館に行きなさいとか、特別支援学校に行きなさいというのは、ちょっと安全ということを考えれば酷な話なので、例えば下片岡の方も中央小に行ったって、それは大きな問題ではなくて、「お前は片岡だから出ていけ」とかいう、そういうことはないでしょうね。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

そのようなことはないと思っております。どの地区の方がどこに行っても大丈夫と思いません。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは信じておりますので。

今、片岡会館なんですけれども、避難しても駐車場が狭いんですよ。やっぱり以前ちょっと聞いたんですけども、住吉小学校に逃げる際も、住吉小学校でも結構あるんですけども、入れられなくて学習ホールのところ止めたとかという話も聞きますから、やっぱり避難していただく、歩いてくるのはなかなか難しいとしたら、車で来るとしたら、その駐車場の確保ということに関しては、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

片岡会館の駐車場があまりないのではないかなという御質問だと思いますけれども、そこにつきましても、お近くに農協さんがございまして、そちらのほうをお借りをさせていただくように、以前のときもちょっとお話をさせていただいて、置かせていただいた事例もございますので、そのような形で対応のほうしていきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 農協を使うということはあるんですが、最近農協もなかなか使えなくなっているというのを御存じだと思いますけれども、真ん中あたりしか使えない状況なので、そこはちょっと考えていただければというふうに思います。

じゃ、防災訓練にいきます。

私自身は防災訓練に関して思うことは、訓練に出てきてもらって、何か一つでも学んで帰ってもらうとか、「あ、こういうことなら、また次も行ってもいいかな」というような防災訓練が必要なんではないか。それで、リピーターを増やして行って、今三十数パーセントですけれども、それをせめて50%ぐらいにまで増やしていきたいというふうに考えているんですが、以前の私の一般質問で、今後の防災訓練の在り方についてお伺いしたときに、総合防災訓練のときなんですけれども、答弁が、いわゆるシナリオ型の訓練ではなく、次々に変化する状況に即時対応する状況付与型の訓練手法を用いることが効果的であると考えておりますと。町では、今年状況付与型による本部運営訓練を初めて実施いたしました。今後、自主防災会が携わる地区本部単位にも導入できるよう検討してまいりますという答弁がございました。状況付与型というのは、地区で突発災害があったと、そのときに本部がどう動くかということの訓練だというふうに説明を受けたわけですが、これは今も進んで、自主防災会も含めて訓練は続けられているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

現時点の中では、今おっしゃられる状況付与というような形ではやってはございません。

今、通常一般的にやられているシナリオ型と言われる訓練、内容が決まっているものを繰り返し確認をしていくと、そういうものをやっている状況でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その答弁に続いて、今までの訓練は自主防災会単位、町単位、単位ごとの訓練という内容でやってきました。今後は、単体の訓練だけではなくて、自主防災会同士であるとか、横の連携であるとか、町とどう関わっていくかという訓練を考えていきたいという答弁をいただいたんですが、これに関しては進んでいますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

そちらのほうにつきましても、横のつながりというものにつきましては、各自主防災会のお集まりいただく中で、いろいろお話のほうしていただいているかとは思いますが、訓練上でということまではいっていないかとは思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この1番と2番の自主防災会、もう時間もないので、次回に回します。

それで、一つお伺いしておきたいんですが、今回総合防災訓練が、新型コロナでやらずに、アンケートやったじゃないですか。これはどう使おうとしているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今回、アンケートをやらせていただいた経緯につきましては、まず、新型コロナの状況もありまして、なかなか皆さん、通常の防災訓練というような形でお集まりいただいてやるのが、ちょっと難しいというふうにも考えまして、町のほうで、まず、家庭内で確認できるものが、防災用の用品であるとか、どういうようなときに対応をしていかなければならないとかの確認ということで、まず家庭内で分かっていたらいいと思いますか、認識していただけるものを上げさせていただけます。

そちらにつきましては、これから町のほうでも集計のほうをいただきまして、そのアンケート結果をどのような形で反映させていくかというのは、ちょっと検討していきたいと考えてございます。中の内容的なものとかも含めて、どれくらい皆さんのほうでそういう活動的なものをやられていらっしゃるのか、地震に対する考え方がどういう形でお持ちになられているかというのは、ちょっと中で見させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ、何人の方が書いてくれたかというのも問題がありますけれども、基本的に無記名ですよ。これを出させて集計して、どう使おうかというのがちょっとなかなかイメージができない。出てきた後で、これから考えますと言われても、じゃ、今一応組長やっているわけですから、集めるわけですよ。集計もするわけですよ。町内会長がそれを集めて、集計するわけですよ。それは無駄な作業を増やすなよという思いがある。でも、一方、これをつけることによって、家庭の中でどうだということを考えて、ああ、じゃ、リュックもしっかり備えなきゃいかんというような意識を高めるという点では効果はあると思うんですが、それをやっぱり集計させて町がどう使うかというところは、ちょっと明確にしておいたほうがいいと思うんですが。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今回、アンケートを行った中で、いろんな項目があるんですけども、その中で、仮に備蓄品の整備ができていないとかというのものも、もちろん集計で上がってくるかと思えます。そういうようなものが上がってきたときは、そのところが弱いといいますか、足りないところの部分になってきますので、なるべくそちらの家庭内での備蓄を増やしていただくとか、そういうものを町のほうで周知といいますか、お知らせのほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 集めてきて、弱いところは声かけしていくということでやりますという理解でよろしいですね。

じゃ、実はもう途中でやめたのは、これがやりたくてちょっとやめたんですけども、「広報よしだ」かな、「としょかんだより」の9月号に、「もしもの時に備えよう」と題して、正しい防災知識を身につけ、家庭での災害対策を見直しましょうということで、何冊かの本が紹介されています。それで、早速ちょっと私も「”今”からできる！日常防災」というこういう本を買って読んだんですが、課長の感想というのがあれば、聞かせていただきたいなと思うんですが。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） すみません、ちょっとまだ私もそのところの本を、中の内容は確認をしておりますので、本につきましては、すみません、何とも言えないところはあるんですけども、町のほうでも、必要となる防災に関するものにつきましては、こういう図書ではなくて、町のホームページであるとか、ほかの媒体等を使ってお知らせのほうまたさせていたいただきたいというふうに考えてございます。

既に、地震のガイドブックとかの配布とかさせていただいている関係もございまして、いろんな形で、住民の方に防災に関心を持っていただくとか、知り得ないところの情報をちょっとお伝えするような形は考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっと段取りが狂ったわけですけども、この本は、読むというよりはイラストが結構あって、見るというような感じで、6章構成になっています。第1章が想像するというので、大災害時にどんな被害が起こるのかというようなことを紹介して、その後、備えるとか、知るとか、知識を深めるとか、身につける、やってみるとか、要するに災害があったときに、基礎の知識から、私が見ていても「へー」と思うようなことも出ています。私とすれば、本当にこれ、皆さんに見ていただいたほうが防災意識向上という点で上がるのではないかなと。一家に1冊までやると千幾らかかるんで、例えば隣組の回覧で回して、見ていただいて、少なくとも、ちょっと見ていただいて、防災というものに触れていただくというようなことをやったらどうかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃられている図書のほうを購入して、各家庭のほうに回覧なり何かというようなお話かと思うんですけども、なかなか内容的にはいい内容ということかもしれないんですけども、特定図書を回覧とかという形ではちょっと難しいというふうに考えてございまして、それこそ、議員がお話しいただいて、図書館のほうにこの本自体もありまして、貸出しができるような形になってございます。そちらのほうをまた活用をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 図書館でも結構買ってもらえるのか、例えば自治会館にちょっと置いておいて貸し出すとか、いろんな手はあると思います。予算も今度、地域防災士の養成やめたんで、200万浮いたやないですか。減額したわけですけども、消防費全体からすると、毎年千数百万の不用額出しているわけですね。だから、使おうと思えば金はあると思うんで、ぜひそこは進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

必要な手だてはやっぱりしていかなければならないというところはありますので、どういものがいいかというのは、また検討のほうさせていただきたいと思います。

以上です。

- 5番（平野 積君） じゃ、終わります。
- 議長（増田剛士君） 以上で、5番、平野 積君の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。
再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時05分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 楠 元 由美子 君

- 議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。
〔2番 楠元由美子君登壇〕
- 2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和2年第3回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大時における、町の経済対策についてお尋ねします。

初めに、さきに全員協議会で協議したと一部重複するところがございますが、ご了承ください。

国は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、4月に初めて緊急事態宣言を発令し、対象地域を全国に拡大しました。

それに伴い、大きな影響を受けた事業者に対し、一月の売上げが2019年同月比で50%以上減少した事業者には、返済不要の持続化給付金を支給しました。

また、近隣の自治体では、この給付金の対象外となった事業者の事業継続を応援する施策を行いました。

一方、町は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、4月下旬から5月上旬までのゴールデンウィーク期間中に、町及び県の休業要請に応じた94の事業者に対し、協力金を支給しました。

また、商工業振興事業として急激に売上げが減少した事業者や店舗の事業継続などを支援するため、吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に対し、補助金を交付しました。1セット3,000円分の商品券が2,000円で購入できることで消費者の方々にはとても好評だったと聞いています。しかしながら、事業者の中には、要件が満たされなかったため、対象外だったことが残念だったという声もありました。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みるに、収束にはいましばらくの時間が必要と考えるが、内閣府ホームページによると、8月17日に4月期から6月期の国内総生

産速報値は年率換算で27.8%減と発表され、今後の社会・経済活動との両立は大きな課題となります。

そこで、以下の点について質問します。

1、町は、新型コロナウイルス感染症が、町内事業者へどのような影響を与えたのか、実態をどのように捉えているのか。

2、町内事業者が事業継続を図るための支援策で、売上の減少があった事業者に対する経済的支援策も必要だと私は考えるが、町はどのように考えているのか。

3、町は、吉田町商工会の事業者支援のプレミアム付商品券事業に補助金を交付したが、取扱い店舗と扱えない店舗が生じたため、町の経済活動に偏りがあったと私は考えるが、町はどう考えているのか。

以上が、私の質問の要旨であります。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新型コロナウイルス感染症拡大時における、町の経済対策についての御質問のうち、1点目の町は新型コロナウイルス感染症が町内事業者へどのような影響を与えたのか、実態をどのように捉えているのかについてお答えいたします。

町では、国と県による制度融資や県と町による制度融資の申請時に必要となる売上減少の認定事務を行っており、本年8月末現在で、延べ313事業者から申請がございました。

その申請状況を見ますと、製造業97件をはじめ、建設業89件、卸売業と小売業で52件など、様々な業種から申請がありますことから、新型コロナウイルス感染症は、町内事業者の幅広い業種において売上減少を引き起こしている状況であると考えております。

また、申請項目にございました最近1カ月の売上高等に関する前年からの減少率を確認いたしますと、5%以上30%未満が123件、30%以上50%未満が71件、50%以上が119件となっており、申請された全事業者の平均減少率が43.9%という結果は、大変厳しい経営状況となっている事業者が多くいらっしゃることを、物語っております。

さらに、8月下旬に吉田町商工会が行った売上げに関するアンケートにおきまして、町内事業者から44件の回答があったわけですが、8月の売上げ見込みにおける前年比につきましては、増加が10件、増減なしが2件、5%以上30%未満の減少が13件、30%以上50%未満の減少が8件、50%以上の減少が11件という回答がなされていることから、町といたしましては、多くの事業者にとりまして、厳しい状況が続いているものと捉えております。

一方、スーパーマーケットやドラッグストアにつきましては、7月の売上げ実績が前年より増加しているというデータもございます。

今後につきましても、制度融資の状況を注視するとともに、吉田町商工会との連携をより密にし、新型コロナウイルス感染症による事業者の影響について実態把握に努めてまいります。

続きまして、2点目の町内事業者が事業継続を図るための支援策で、売上の減少があった事業者に対する経済的支援策も必要だと私は考えるが、町はどのように考えているのかについてお答えいたします。

町では、これまでに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者支援策といたしまして、先に申しあげました制度融資による利子補給を初め、県または町の休業要請に応じた飲食店等に対する協力金の支給、そして、吉田町商工会が実施しました1回目のプレミアム付商品券事業に対する補助金の交付により、事業者の支援を行ってまいりました。

また、本議会定例会において、2回目のプレミアム付商品券事業への補助に対する予算をお認めいただきましたことから、先日、事業主体である吉田町商工会に対しまして、商工業振興事業費補助金の交付を決定したところでございます。

今回のプレミアム付商品券事業につきましては、多くの町内事業者の皆様がこの厳しい状況を乗り切っていただけるよう、前回と比べて、商品券の発行総額を3倍としておりますので、事業者の皆様にご活用いただくことにより、事業継続へ向けての追い風になればと期待しているところでございます。

町といたしましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業所の状況を注視しながら、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、町は吉田町商工会の事業者支援のプレミアム付商品券事業に補助金を交付したが、取扱い店舗と扱えない店舗が生じたため、町の経済活動に偏りがあったと私は考えるが、町はどう考えているのかについてお答えをいたします。

1回目のプレミアム付商品券事業につきましては、吉田町商工会と協議を進める中で、町内の事業者の多くを占める小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているとの報告がありましたので、小規模事業者の支援に重点を置いた施策が早急に必要と考えましたことから、取扱い事業所が限定されておりました。

今後実施されます2回目のプレミアム付商品券事業につきましては、再度、吉田町商工会と協議を重ね、小規模事業者の支援をさらに強化するとともに、町民の皆様がより利用しやすくするため、商品券の一部につきましては、1回目のプレミアム付商品券事業において対象とならなかった小規模事業者以外の事業者につきましても、取扱事業所として加盟することができるようになっております。

町といたしましては、より多くの事業者の皆様が取扱い事業所としてご参加いただくことで多くの町民の皆様にご利用いただき、町の活性化への一助となることを期待しております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

町長から御答弁をいただいたところでございますが、少し再質問をしていきたいと思っております。

今まで当たり前のように町外や県外、または海外から来てくれた方々が、突然訪れなくなり、これからの事業展開をどうしていけばいいのかを考えなくてはならない反面、この状況の中で今何ができるのか、日々試行錯誤しても先行きが見えない、飲食店におきましては、町内のお客様でさえも、御自身の体調管理を第一に心がけて自粛モードです。町内事業者の方々は、今までにない町の異様な変わり映えに、戸惑いとともに大きな不安を感じております。

緊急事態宣言は解除され4カ月がたちますが、私は、今までのような活気ある町には程遠く感じます。町の3大イベントである5月開催の凧揚げまつり、8月開催の吉田町港まつり、花火大会は中止され、8月26日のよしポケNEWSでは、11月開催の小山城まつりも中止との連絡が入りました。町内の事業者にとっては、とても大切なイベントとともに大きな期待をしていたと私は考えますが、早々に中止を判断されたのはなぜですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

イベントの中止を早々にということ、小山城まつりのことでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、小山城まつりについては、出店者の募集等があります。それを決めるに当たっては実行委員会の開催ということで、内容を含めて実行委員会に諮っております。それが、8月の通常、末に開催をしている状況でございます。その8月の末の状況、この新型コロナウイルス感染症の拡大状況ですね、そういった現状を見て、なかなか小山城まつりにつきましては来場者数も2万人を超える方々、町民の皆様が来場されます。といったことから、かなり密集、密接というところで、なかなか3密をクリアできないということで、そういった状況、出店者の状況、募集してから中止ということもできませんので、そういったことを全て考慮しまして、総合的に考えて、あの時期に中止という判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） イベントの中止のほうも、町のほうの色々な判断の結果、やむを得ないかと思われるんですけども、やはり、イベントを通して事業を展開される事業者にとっては、イベントの開催も待ち遠しく感じていると、私は考えます。町はどのようなタイミングでイベントの再開を予定されていますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

町から委託を受けて観光協会が実施する3大イベント、先ほど議員さんもおっしゃられました、凧揚げまつり、港まつり、花火大会、それから小山城まつり、3大イベントでございますが、今後ということで来年度以降の話かと思っております。それこそ、この新型コロナウイルス終息になれば、その3大イベントもこれまでと同様に開催できるという判断はできるかと思っておりますが、やはりこの終息というところにいかないと、なかなか開催の判断が難しくなるのかなと思っております。

先週くらいですか、イベントに関しての入場制限、人数の緩和という報道もございました。若干人数も増やしていけるという状況であるかと思っております。やはりそういうものを参考にしながら、そのときそのときの状況を見極めながら、イベントの可否、もしできるとしたらどのような形でやるかというところも検討しながら、イベントの開催については引き続き検討をする必要があるというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、先週イベント緩和のほうの報道がありましたけれども、やはり町のほうも、色々と大勢来る中でなかなかその人数のほうに合わないとなると、開催の時期というのはある程度判断しかねるとは思います。このできないこの期間を、いざ緩和されたときのために色々なアイデアに出合う貴重な時間にしていただいて、また、次に開催されるときには、またより一層よいイベントになるような形につなげていただきたいと思います。

次に、2の再質問をします。

町は、相談があれば、国が行っている新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策の窓口へ案内するなどの対応はしておりますが、長引くコロナ禍の状況の中、事業者から町に公的な支援を望む声はなかったのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

これまで、コロナが感染症拡大ということで、昨年度末あたりから今でも継続をしているところでございますが、町へのそういった問合せ、持続化給付金の関係で何件か問合せをいただいたというのもございました。そういった場合には、速やかに関係機関のところに案内を行いました。そのほか、吉田町商工会のほうにも給付金の関係、あと、家賃の支援の関係等々の相談も参っているという状況は伺っております。そういったことを踏まえて、商品券の実施につながったというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） いろいろとやはり皆様不安の中、町のほうや商工会のほうに色々な御相談をされているというお話でしたけれども、前回、令和2年第2回吉田町定例会において、同僚議員からの一般質問の際に、町独自の一律の支援ということは、今のところ考えていないという御答弁をいただきました。第5次吉田町総合計画の基本理念1である安全で安心して住み続けることのできる町づくりを目指している町として、事業者が安心して暮らせる制度が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

令和2年の6月に行われました第2回の議会定例会の一般質問の再質問の答弁の中で、そのようなやりとりはあったということは、私も記憶しております。それこそ、そのときにも、現時点では考えていない、そういったものは継続してやっていかないと意味がないということもあったかと思えます。近隣市町につきましては、そういう持続化給付金をやっているところも把握をしておりますが、単発的なものでございます。それを継続してやらないとなかなか事業者の支援にはつながっていかないという状況の中で、町としては、その持続化給付金よりも商品券を使って事業者を支援していく、さらには町民の方の利用も起こして消費の喚起をしてもらうというふうな形でやっております。

現時点におきましても、この持続化給付金等に関しましては、今のところ考えておらない状況でございますが、町長答弁にもありましたとおり、今後につきましても、今の状況、新型コロナで影響を受けている事業者の皆さんの状況、影響を見ながら、実態把握をする中で、また必要な施策というものを講じていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

先ほど確かに町長の答弁の中でも前向きなお言葉をいただき、くどのような再質問になってしまったんですけれども、本当に安全で安心して住み続けることのできる町づくりを目指す町として、やはり国の経済的な支援が得られなかった事業に対して、せめて近隣の自治体で支援したようなことは前向きに考えていただきたいと思いますので、また、ぜひいい形で支援のほうをお願いしたいと思います。

次に、3の再質問をします。

前回の商品券は7月31日までと短い使用期間でありましたが、80%の対象店舗に事業効果があったということで、とても喜ばしい結果となりました。しかし、いまだ厳しい経営状況が続いていることを町が把握し、吉田町商工会との協議によって2回目のプレミアム付商品券事業を行うことは、事業者の方々はもちろん、町民にとっても待ち望んでいたことと思います。

前回、20%に当たる対象店舗では、なぜ効果がなかったのかを、お答えをお願いします。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 議員御質問の20%の事業者に商品券が使われなかったということに関して、お答えさせていただきます。

たしか事業者数につきましては、8事業所で商品券が未使用、使われていなかったという結果をいただいております。その理由といたしましては、商工会に確認したんですけれども、事業者の方が加盟店への登録の申請ですね、それが遅れていたという店舗もございました。その影響で使用されなかったのではないかとということ、それから、期間が第1回目は2カ月ということで、6月、7月の2カ月間の期間である関係で、タイミングというのもあったかと思います。何か買うにしても、その時期ではなかったというところで、その店では使用できなかったとか、あと、理美容でも、髪をカットするとかというところがその時期に合致しなかったという、そういったタイミングもあるのではないかとということでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、前回の商品券のほうで未使用だった事業者の方の御事情も、お話を聞いたんですけれども、今回また2回目の商品券のほうでも対象となる中で、先日の全員協議会のほうで、商品券の販売時にそういったちょっと事業者の方に自己PRができるような場を設けるようなお話が少しあったんですけれども、例えば、町のほうから、町民にPRするような施策は今回考えておりますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この事業につきましては、吉田町商工会が事業主体でやっていただくということで進んでおります。その商工会との協議の中で、今、全協で私、お話しさせていただきました自己PRというんですか、事業者の方のPRという、販売日当日に会場で事業者PRをしてもらったり、何かその特典といいますか、サービスですね、そういったものを行っているというところ

るを、購入者となります町民の方たちにアピールして、自分のお店で使用してもらおうといったことができるのではないかとということで、今進めている状況でございます。

町といたしましてということでありますけれども、やはり、ホームページ、広報等に掲載して広く商品券を有効に使っていただくということで情報発信等をやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 商工会との協議の中でのこれからの話ということもあるとは思いますが、例え、共通のポスターですとか、のぼり旗なんかでもまた、町全体がにぎわいのあるような雰囲気が出せたら、もっと何かすごく利用する方も分かりやすいですし、町全体も明るくなるかなと私は考えます。また、今回のコロナ禍で子供たちも日々変わる状況の中、大人とともにこの困難を頑張っております。町内の事業者を支援することが、まず第一ですが、未来を担う子供たちにもぜひ楽しんで利用していただけるようなスタンプラリーなどが活用できたら、町全体がもっと明るく活気も溢れてくると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今観光のイベント等で、やはりスタンプラリーというものも幾つかのところで行っている、これからやるということでございます。町としましても、そういった商品券だけではなく、我々の検討の中でそういったスタンプラリーで事業所を回るという案も検討したことはございます。そういったところ、今後どのような施策がいいかということはお出してくると思いますが、一つの案といいますか、事業の候補であるかなとは思いますが、そういったことを前向きに検討する必要があると考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

町のほうもいろいろと考えていただいている中、商工会の方と色々な知恵を出しながら頑張らせていただいているということで、第2弾となる商品券も、前回と同じ50%のプレミアム付きで総額9,000万円ととても大きな事業となりますので、前回以上の効果はかなり予想されると思います。ぜひ、にぎわいのある吉田町をPRするとともに活力あふれる吉田町となることを望み、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

本日の一般質問の最終質問者でありますれば、要点、論点を明確にした端的なものを心がけておくと思っております。では、通告に従った質問を行います。

質問事項1、ネーミングライツ（命名権）や広告パートナー事業の検討についてでございます。

コロナ禍の収束がまだ見通せない現状におきまして、多くの業種で売上の低下、雇用の抑制、休業や廃業、これが今後さらに発生し得ることが予測されます。そのことが今年度や来年度の町の税収の面においても悪影響を生じさせる懸念が大いにあります。町としては、税収以外の部分での財源確保策の検討、この必要性がここにおいてより高まっているのではないのでしょうか。私自身、以前から町の財源確保の一策、町の活性化の一案として、官民連携による有効な施策、これが何かないものであろうかと思案していたところに、コロナ禍がやってまいりました。

さて、そんな中、3月13日の令和2年第1回定例会での質疑におきまして、これは議事録ままなんですけど、「新たな財源の確保、新たな収入の創出ということは当然、町としても常に行っていかなければならない。また、新たな取組として、これまでにやっていない方法が幾つかまだあるかと思う。そうした新たな財源確保に向けて、今後検討をしていき、少しでも歳入のほうを増やしていきたいと思っている。」との答弁がありました。

コロナ禍への対応として、行政も民間企業も、直ちにそのような連携策を実施に移すということは難しいと感じております。が、であるからこそ、ウィズコロナとなるのか、アフターコロナとなるのか、そのときを見据えた方策や仕組みづくり、これを今この時期に考えておくことは必要ではないかとも考えております。

以上を踏まえまして、その具体的手法としての一案、以下の点について質問をいたします。

1つ目、財源確保、施設維持のコスト軽減を目的としたネーミングライツ（命名権）という手法がございます。この事業の検討・推進について、町の考えをお伺いします。

ここで、ネーミングライツ（命名権）について、少し説明をさせていただきます。

添付資料の1ページと2ページを御参照ください。

ここでは、大阪府の岸和田市と、あとは菊川市のホームページにある概要を添付いたしました。

それで、ネーミングライツについては、実施自治体の中で内容や効果の説明が必ずございました。ここでは、定義付けの表記のあった浜松市のホームページから一部引用させていただきます。

ネーミングライツは、自治体の新たな財源を創出し、当該施設の良い管理運営を維持するとともに、民間事業者の広告活動の機会を拡大、併せて地域経済活動をも活性化する目的があります。

具体的には、対象の公共施設を定め、自治体が施設を特定して募集するというパターンと、民間事業者からの提案を受け、その案ごとに検討するというパターンに大別されるようです。

導入の効果としては、ネーミングライツパートナーとなった民間企業側には、命名した愛称を通じて企業の名称ですとか、商品名の広告効果が期待できる。また、地域住民等への地域貢献をPR、事業者のイメージアップにつながる。さらに、附帯条件として、看板の設置

ですとか、当該施設の優先使用权などを付与する、そうした事例もあるようです。また、地域住民や自治体には、新たな歳入確保による財源を生かした施設の整備や維持の費用の一部捻出が期待できる。また、愛称をつけることにより、施設地名度や愛着度が向上するという効果があるようです。

さらに、近隣の自治体のネーミングライツの取組で確認できた部分を、簡単に紹介させていただきます。

島田市では、平成 27 年にガイドラインを作成済みです。実際の運用はまだないようですが、今後活用していきたいとの回答を所管の方からいただきました。

藤枝市では、市議会の一般質問において、既に自主運行バスのバス停にネーミングライツを導入し、年間 63 万円の収益を得ていると、今後も財源確保の有効手段として可能な施設については導入していくとの答弁がありました。

菊川市では、参照 2 ページにありますように、菊川運動公園の多目的広場で既に行われております。

そのほか、袋井市や磐田市でもガイドラインを作成し、実運用されているようです。

未導入ではございますが、焼津市や掛川市などでも、これから後に述べる、今既に行われている広告事業と併用して、今後考えていきたいとのお答えがございました。

1 つ目の質問は以上です。

2 つ目の質問でございます。

町のホームページや広報紙への広告パートナー事業の検討・推進について、町のお考えをお聞かせ願いたい。

広告事業については、添付資料の 3 ページと 4 ページを御参照ください。

菊川市や牧之原市のホームページですね、これを下段にスクロールいたしますと、地元企業のバナー広告が確認できるようになっております。地元住民を中心に多くの方の閲覧が期待できることから、広告効果が非常にあるものと考えております。

また、都市提携を結ぶ福岡県八女市においても、この広告事業は同様に実施されております。

以上が、1 つ目の質問になります。

続きまして、質問事項の 2 つ目でございます。

総合体育館や学習ホールの商用利用についてでございます。

吉田町総合体育館は町民の様々な屋内スポーツの会場として、規模の大きなセレモニーや文化展等の会場として利用がされており、今後も空調の整備などにより、より活発な利用、また災害時の避難場所としての役割も期待されます。吉田町学習ホールにおいても、通常は様々な講演や式典で活用されています。

質問 1 の内容とも関係いたしますが、コロナ禍の収束を見た後、これらの施設の利用されない日や時間帯において、民間企業に商用目的でのイベント等での活用を推し進めていくということは、財源確保、施設維持のコスト軽減、地域活性化の観点から、町にとって有益ではないかと、私は考えております。

ネーミングライツの附帯条件に施設等の空き時間の優先使用权を附帯するという例があることをきっかけに、こうしたことを思案いたしました。

総合体育館においては、町民の体育、レクリエーション、文化的な行事及び地域振興等多目的な利用に供するため、また、学習ホールにおいては、町民の総合的な教育活動を高め、健全で社会性に富む町民意識の涵養と自主的な町づくりの活力を養成し、町民福祉の増進に資するため、生涯教育の施設としてそれぞれ設置すると、各条例の第1条にございました。そのことが主目的、第1義であることが大前提でございますが、そこに、さらなる活用の方法を考えませんかという趣旨で、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、吉田町総合体育館において、今後適正な使用料を課したプロのスポーツ高校や商用の展示会場、あるいはエンターテインメントなどでの会場としての利用、これを促していくお考えはあるか。

2つ目でございます。吉田町学習ホールにおいて、同じく、有料の演芸会場ですとか、スポーツやエンターテインメントを画面で見せるクロズドサーキットのような会場等、ここに利用を許可していくようなお考えはあるかということでございます。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1つ目の御質問でございます。ネーミングライツ（命名権）や広告パートナー事業の検討についてのうち、1点目の財源確保、施設維持のコスト軽減を目的としたネーミングライツ（命名権）事業の検討・推進について町の考えは、についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は全国的に蔓延し、いまだ収束の兆しが見えない状況でございます。

こうした状況下では、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益はさらに減少し、消費活動の自粛が続く上に、個人所得も減少することなどから、町の税収は落ち込むことが想定され、町の行財政運営の先行きを見通すことが大変難しい状況となっております。そして、さらに感染症の影響が長期化すれば、来年度以降の税収が大幅に落ち込み、これまでに経験したことのない厳しい行財政運営を強いられることとなります。

しかしながら、町はこうした厳しい財政状況の中にあっても、住民福祉の向上を図るため、質の高い行政サービスを提供していくことが求められます。健全な行財政運営を行っていくためには、歳出面では、抜本的な事業の見直しを徹底し、さらなる歳出の節減、抑制を行うとともに、歳入面では、議員御指摘のとおり、新たな歳入確保策を講じる等、安定的な財源を確保する取組を、同時に進めていかなければならないものと考えております。

さて、議員御質問のネーミングライツでございますが、このネーミングライツは、スポーツ施設や文化ホールなどの施設の名称に契約企業の社名や商品ブランド名を付与する権利のことで、命名権あるいは施設命名権と言われるものでございます。

もともと1970年代のアメリカのプロスポーツ界で生まれた概念であり、日本では2000年代初頭から取り入れられたと聞き及んでおります。

日本で初めて公共施設にネーミングライツが導入されたのは、議員御承知のとおり、東京都が設置しました東京スタジアムで、平成15年に味の素株式会社がネーミングライツ

を獲得し、現在も味の素スタジアムとして、サッカーやラグビーの試合のほか、陸上競技大会、コンサート会場など、幅広く利用されております。

現在、全国的に実施されております、公共施設へのネーミングライツ導入に関しましては、スポーツ施設や文化ホールにとどまらず、社会基盤であります道路や歩道橋などといった公共施設にも、ネーミングライツを導入する自治体が出てきております。

このような動きは、自治体が所有する施設の維持・運営費の一部を賄うための新たな財源を確保できることが大きなメリットとなっております。それと同時に、企業側にとっては大きな宣伝効果が得られるというメリットがございます。

企業側にとってこの宣伝効果には、単に施設来場者への告知、企業の認知度向上だけではなく、スポーツ活動や文化活動のほか、地域への貢献という好感度の向上を図ることができるものでございます。

この公共施設へのネーミングライツ導入は、自治体にとりましても、企業側にとりましても非常にメリットがあり、大変魅力的な歳入確保策ではございますが、その導入に際しましては、幾つかの課題や問題点が挙げられます。

1つ目としましては、契約期間の設定の関係で、契約企業の変更により、短期間で企業の名称が変更されることがあるため、利用者が混乱し、地域の施設として浸透しないおそれがございます。

2つ目としましては、ネーミングライツを獲得した企業に不祥事が生じた場合、名称を付された施設までイメージが損なわれるおそれがございます。

3つ目としましては、税金が投入された公共施設を特定の企業の広告に利用することに抵抗感があったり、これまで地域に根づいてきた施設であればあるほど愛着を持っていたり、住民感情を害するおそれがあることが挙げられます。

ネーミングライツ導入に際しましては、こうした課題や問題点が挙げられるわけですが、特に制度導入で注意しなければならない課題となるのは、応募する企業があるのかということでございます。

企業側としましては、応募に当たって相応のメリットがあるかということが鍵になるものと考えますが、当町のような地方の公共施設では、宣伝効果の観点からは、企業側にとってのメリットは低く、募集をしても応募がないことが懸念をされております。

今回、議員から御提案をいただきましたネーミングライツ導入に関しましては、新たな歳入確保に向けた方策の一つでございますので、先ほど申しあげました導入に際しての課題や問題点等を踏まえた上で、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の町のホームページや広報紙への広告パートナー事業の検討・推進について、町の考えはについてお答えをいたします。

議員の御質問にあります広告パートナー事業でございますが、これは民間企業等の町ホームページにおけるバナー広告及び広報紙への広告掲載と捉えまして、お答えをいたします。

まず、町ホームページについてでございますが、現時点では、バナー広告の導入には至っておりませんが、今後はネーミングライツと同様に問題点に留意し、さらに他市町の取組等を調査、研究しながら、導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、広報紙についてでございますが、広報よしだでは、町政の動きや、国、県などの公共団体、さらには各種市民団体が主催する社会活動など、町民の生活に密接に関連する記事

を掲載をしており、その掲載依頼件数は年々増加し、掲載できない記事も存在している状況でございます。

このように、広報紙への広告掲載は、今まで以上に記事の掲載スペースが減少することとなり、広報紙本来の使命である町政情報等を分かりやすく伝える機能の維持や、広告料収入との費用対効果などの観点から、より慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、2つ目の御質問であります総合体育館や学習ホールの商用利用についての御質問のうち、1点目の吉田町総合体育館において、今後適正な使用料を課したスポーツ興行や商用の展示会場、エンターテインメントなどの会場としての利用を促していく考えは、についてお答えをいたします。

吉田町総合体育館は、町民の体育、レクリエーション、文化的な行事及び地域振興等の多目的の利用に供するため、昭和57年9月に開館し、これまで当町のスポーツ及びレクリエーションの中心的な拠点施設として、各種スポーツ大会や地域スポーツ活動の場を提供し、町内外を問わず、大変多くの皆様に御利用いただき、町民の健康増進及び競技力の向上に多大な貢献を果たしてまいりました。

それでは、初めに、競技場の使用料及び使用状況について御説明いたします。

競技場の使用料につきましては、吉田町体育館設置条例別表第1号の吉田町総合体育館使用料におきまして、入場料の類を徴収しない場合のアマチュアスポーツと集会・講演会等と、入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツと集会・講演会等、さらに営利・宣伝等を目的とするものに区分されております。

したがいまして、議員御質問のスポーツ興行や商用の展示会場、エンターテインメントなどの会場として利用した場合には、営利・宣伝等を目的とするものの欄に記載の使用料の額が適用されることとなります。この額は、入場料の類を徴収しない場合のアマチュアスポーツの額の約12.5倍から15倍に相当する額となりますので、商用利用いただいた場合には、議員がおっしゃるとおり、大きな財源の確保につながるることとなります。

しかしながら、昨年度の競技場の使用状況を申し上げますと、土曜日、日曜日、祝日には、バレーボールやバドミントンなどの各種大会や文化展、ダンスなどのイベントが開催され、平日につきましては、体操教室や地域のスポーツ団体の活動の場といたしまして、年間を通してほとんどの開館日を御利用いただいている状況でありますので、商用として御活用いただくには、現状のスポーツ活動等での利用との兼ね合いを図りながら、その可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の吉田町学習ホールにおいて、同じく有料の演芸会場やスポーツ、エンターテインメントのクローズドサーキット（中継）会場等の利用許可の考えは、についてお答えいたします。

吉田町学習ホールは、町民の総合的な教育活動を高め、健全で社会性に富む町民意識の涵養と自主的な町づくりの活力を養成し、町民福祉の増進に資するため、生涯教育施設として昭和60年8月に開館し、これまで地域住民の文化芸術活動や生涯活動、あるいは講演会等の場として御利用いただいているところでございます。

それでは、初めに、学習ホールの使用料及び使用状況について御説明いたします。

使用料につきましては、吉田町学習ホール設置条例別表第1号のホール等使用料におきまして、「入場料または会費の類を徴収せず、かつ、商業宣伝の用に供しない場合」と「入場

料もしくは会費の類を徴収する場合または商業宣伝の用に供する場合」に区分されております。

したがって、議員御質問の、有料の演芸会場やクロードサーキットの会場等として利用した場合には、入場料もしくは会費の類を徴収する場合または商業宣伝の用に供する場合の欄に記載の使用料の額が適用されることになり、これら商用利用を制限するものではございません。ちなみに、昨年度は、有料の演芸会と講演会の会場として2回の利用がございました。

また、昨年度は、チャリティーを募りながら開催する演奏会や歌謡祭などの会場として利用された例も8例あり、これらの収益合計36万4,096円は、主催者から吉田町社会福祉協議会へご寄付いただいていることから、町全体として見れば、貴重かつ大きな額を福祉行政の財源として学習ホールの利用から得ていることとなります。

次に、昨年度の使用状況について申し上げますと、土曜日、日曜日、祝日には、講演会や研修会、発表会などの催し物、平日につきましては、合唱や演奏などの練習の場として利用いただいておりますが、開館日数285日に対しまして、利用日数は128日、その稼働率は約45%となっており、こちらは、まだ商用利用等に御利用いただける余裕がある状況でございます。

このように、施設といたしましては、開館当初から商用での利用を可能とした使用料金を設定し、現に使用許可も行っておりますので、議員の御質問にあります有料の演芸会場やクロードサーキット会場としての利用は、学習ホールの稼働率を高め、使用料収入を獲得する上でも大いに歓迎するところでございます。ただし、これまでも商用利用に制限を加えていない中で、実績として商用に利用されることは少なかったわけでございますので、今後、商用利用も含め、学習ホール全体の利用促進を図る取組を検討してまいりたいと思います。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 御答弁いただきました。

一般質問を5回ほどやっておりますが、今回の答弁が一番、何というか、理解のいくものといえますか、やっていて感動すら覚えております。すごくいい御回答を、前向きなものとしてでないものもありましたけれども、それにつきましては少し、ということは、実は私、前向きな御答弁をいただいた場合は再質問要らんなどとおったんですが、少しだけそれに関係したもので一つ、二つ聞いておきたいところだけにさせていただきます。

ネーミングライツです。町長の答弁の中で、契約期間の問題、名称がころころ変わることなどどうか、企業イメージが、もし何か企業が不祥事を起こした場合どうするのか、そもそも応募があるのかとか、まさにもうそれ全部、全て問題です。ただ、それを余りあっても検討する価値は私はあると思っていますんですが、今までこのネーミングライツ事業が、当町において過去の中で、余り過去をあれこれ言うつもりはないんですが、検討されたことはあるのかということと、そのときの結果の判断が最終的に答弁になっているかと思うんですが、その辺の経緯を少し教えていただけますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

当町、これまで新たな財源確保という中で、特に平成16年に行財政構造改革推進方針というのを定めまして、特に歳入確保というところにいる研究するよというよな方針が出ています。そうした中で、これまで私のちょっと記憶の中では2回ほどございます。

まず一つが、ネーミングライツ、公共施設において、今の町内の施設においてネーミングライツが導入可能かどうかというところを、いろいろ研究というか、担当サイドになりますけれども、そこで検討した経緯がございます。そうした中では、やはり先ほども町長答弁にもありましたとおり、いわゆるパートナー企業とか、そちらにメリットがあるのかどうか。それから立地条件ですね、それから、あと利用者数、そうしたことを鑑みますと、また、あとは特に吉田町の場合は公共施設余り多くはないと、他市町と比べますと。そうした中では、特に当町の場合は地域に密着した施設が多いということの中で、なかなかネーミングライツでは、非常に企業名というのが難しいねというところがまず一つあります。その代わり、逆に住民にとって愛着があるよな、いわゆる愛称をというよなことでの検討をして行いまして、当時、たしか改装また新築等をしたときに、また新たに検討していきましようというよなことが一つありました。

その後、もう2回目は、津波避難タワーの建設時におきまして、ネーミングライツの一つ財源の関係も話が出ました。その中で、ネーミングライツもいろいろ考えた中で、やはり津波避難タワーはやはり命を守る施設である、そこをまず地域の人たちに、まず場所を分かっていたいただいて、避難をしていただくというよなこともあって、そうしたネーミングライツにはちょっとそこは余りそぐわないだろうと。ただ、地域の人たちにやはりその施設に名称をつけていただくということが、そのほうが地域にとっても愛着といいますか、認識をいただけるということで、当時話があって、一度地域のほうに投げさせていただいたという、相談をさせていただいた経緯がございます。ただ、津波避難タワーの施設が、物によっては道路上のものがあれば違ふものがある。また、街区で今、分かれていますので、いわゆる地域といっても一つの地域だけではなくて、複数の地域の住民の方がされるということの中で、今の現行の津波避難タワーのA、B、Cということになったと、今の状態でなっているという経緯がございます。私の中では2回ほどあるということでございます。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと補足で説明させていただきます。

今、企画課長から話があった平成16年に検討を開始したということで、私、当時のこと当然知っているわけじゃないんですが、今回の御質問いただいてちょっと調べてみましたら、平成18年に、吉田町有料広告掲載取扱要綱というのが定まっております、趣旨をちょっと読みますと、第1条で、この要綱は、新たな自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、町が所有する印刷物、施設、物品等に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする、まさに議員御質問の趣旨を踏まえた要綱というのができております。そのとき、広告の対象物を別表で定めておりまして、それは広告媒体ですが、町民課の窓口用封筒ということで、封筒の裏面にこういう枠を設けて、そこに広告を載せたということがあったようです。ただ、それは1回やって、その後、継続は何かなかなかやはり宣伝効果の観点からかとは思いますが、いろんな事情で。ただ、この規程は生きておりますので、さらにその別表のところでも今、検討をするという答弁いたしましたけれども、その別表の中

に対象物を増やすということで、基本的な枠組みは、うちの町ではこのネーミングライツにはできているんじゃないかなろうかと、そのように考えております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 答弁いただきました。

私もネーミングライツ提案するに当たりまして、かなりいろいろなことを調べました。アメリカ発祥であること、東京「味の素スタジアム」、「IAIスタジアム日本平」、いろんな施設、当初はスタジアムや大規模な集会施設にしかメリットがない手法なのかなと思いましたが、ここのところ、いろんな自治体でかなり小さなもので、要するに、予算的なメリットがなくても、金額的には低くても、それをやることで地域の住民の方に、行政がこういう取組をしたぞとか、そういうところを見せるというちょっとニュアンスもあるのかなとは思っております、例えば、私も当初は当然、総合体育館ですとか学習ホールですとか、そういう公共施設を想定、図書館ですとか、文教を除くところですね、文教や病院みたいな医療施設を除くようなところに関しては全ての可能性がある。そして公園ですとか橋、それから道ですね。何々通りみたいな形で企業名をつけてというような、あと公衆トイレですとか歩道橋だとか、それこそありとあらゆるものを売り物にするというところであれですけども、そこで施設維持費に充てるということは、比較的、今の時世において町民の理解は得られやすいんじゃないかなと思っております。

今後についてはまたちょっと注視していきたいと思うんですが、ネーミングライツ事業を、今、御答弁いただいたことで認識はしているんですが、これを、じゃ、前向きにとか具体的にやっていく上で絶対に必要になるのが、今、副町長から御答弁ありましたけれども、ガイドラインですね。ガイドラインの作成がまず第一だと思うんですね。そのガイドラインですらやっぱり当然研究期間ですとか調査の期間が必要になると思うんですが、取り組む際に一番最初に行うべきことはどのようなことと考えておられますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このネーミングライツの関係ですが、まず検討していく中では、やはり一番は目的を明確にするということが第一だと思っております。それによりまして、歳入確保に重点を置くのか、または地域のいわゆる愛着といいますか、地域協働に重点を置くのかということによっても、制度設計が大分ちょっと変わってくるというところがあるかと思っております。まずそこを施設ごと、施設の利用の目的それぞれありますので、そうしたものを踏まえながら、先ほどの留意点というところを踏まえた中で制度設計していくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） すみません、では、繰り返しになるかもしれないですけども、計画や予算、人的コスト、費用対効果、それから対象施設や金額の設定、様々な課題出てくると思いますが、今後の推移注目して、また機会があれば発言していきたいと思っております。

次に、二つ目の広告パートナー事業です。

私、吉田町民になって日が浅いものですから、吉田町って広告パートナー事業をやっていないと思っていたんですね。庁舎の1階に案内板がございまして、よく左側を見ると企業が

ずら一つと並んでいて、やっているじゃないかと思って、それを気づいたのが、すみません、全然認識がなくて申し訳ないです。ここ最近のことでございます。既に庁舎1階にて案内板で実施しているじゃないかと思っております、その簡単な経緯とか、あるいはどんな効果があったかということについてお答えいただけますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

庁舎内の1階のところのロビーの案内看板の関係でございます。こちらは当然町としましても広告、いわゆる、先ほど副町長からもありましたが、封筒のところにもやる広告事業も一応行ってまして、やはり財源確保の中でこの辺はいろんな、ここが他市町のところでも導入が始まったというのをちょっと耳にしまして、そうした中でちょうど事業者も来られまして、そうした中で町の中に入れられないかというような話合いをした中で、町の中に導入をしたという経緯があります。一応、きっかけとしましては、他市町が入っていたというところを踏まえた中で、当町もということで始まったものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 効果のほうは。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 効果の関係でございますが、こちらお金ということの収入というところになるかと思えます。年間12万円がまず広告収入として入ります。それと、あと、あそこは電気の関係もそれぞれ事業者が持ちますので、電気が決算ベースでいきますと約8,800円ほど、それから、あと、あそこは庁舎内の施設ですので、施設の使用料ということの、目的外の財産の使用料ということで1万8,000円ほど面積の関係でなっております。

成果としては以上となります。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） いずれにせよ実績としてはあるということなので、またそうした取組、看板の性質はちょっと難しいところがあるかと思うんですが、必要性が生じたら、ぜひとも積極的にというところをお願いしたいと思います。

ちょっと私の拙い読解力では町長の御答弁の中で、バナー広告はちょっと研究して前向きにやっていきたいよ、ただし、広報紙に関してはちょっと冊数の関係とかで、ちょっと慎重姿勢だという認識ではあるんですが、それにとどまらず、先ほど副町長からも少しございました官製封筒ですとか、あるいは菊川市がこれそうなんですけれども、図書館の図書のブックカバーに対して広告を、プリントですよ。ただし、それを恐らく費用を持ってもらうとか、あるいはこれ焼津市とかがそうですかね、市内を回る公用車、ここの側面看板、ここを業者に開放して、町の車か業者か分からなくなっちゃうとかいろいろ課題はあるかと思うんですが、ただやるということ自体、私は大賛成ですので、こうした様々な事例、これはむしろ行政側の人のほうが詳しいかと思うんですね。こうした全国事例や、例えば当町の中でこれはやってみてもおもしろいんじゃないかというもの、実現の可能性があるというもの、なかなかずばりお答えいただけないと思うんですが、もしお答えいただけたらお願いしたいです。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町長答弁にも入れさせていただきましたバナー広告につきましては、その部分から企業のホームページに飛ぶとか、そういうことでホームページのアクセス件数も20万件にはいきませんが、16万件というところのアクセス件数の中で、どれだけの方がそのところに、バナーまで到達するかということもありますけれども、その広告については検討してもいいのではないかとということで答弁をさせていただきました。

総務課として広報の発行もしておりますけれども、広報も1か月9,000部というところで発行はさせていただいておりますけれども、広報についてはちょっと前向きな答弁ができないということも御理解いただけたとは思っています。町民の顔、町民の活動も知らしめるところと、町の行政情報も知らしめるところでページを割いていますので、そのところでの広告については、少し前向きな検討はできないということでお答えさせていただきましたが、バナー広告については検討の一つとして考えていきます。

○議長（増田剛士君） それ以外のもので何かアイデアがないかというような質問です。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

それ以外にということで、今、公用車というお話がございました。公用車については、今なかなかそのところも公用車については他市町の状況も伺ったわけですが、載せるに対して、事故も気をつけなければいけないとかということの前向きなところの、総務課が管理しているところの車、事業については、非常に前向きに答弁ができるかどうかというところがありますけれども、公用車というところも検討する一つではないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） すみません、ちょっとバナー広告についてはもうやるということでよろしいかと思っております。広報紙はちょっと待ってと。公用車については考えるというふうに承っておきます。

一つ目、ネーミングライツ及び広告事業に関してはここまでにしておきます。

二つ目でございます。総合体育館、学習ホールの商用利用についてですが、実はちょっと経緯がございまして、まだ四、五年前なんですけれども、私、民間で学習ホールをちょっと100人規模で使いたいということで、当時は全然分からなかったんですけれども、生涯学習課さんにお電話を差し上げたところ、そんな使い方は許可していないとか、あるいはほかを当たられたほうがいいのではないとか、今まで前例がないとか、これはちょっと私の数年前の話ですし、ちょっと私のバイアスが入っちゃっているかもしれないんですけれども、非常に厳しいような、何というかお答えをいただいて、これはやっぱり民間としては、これはもうここは利用できないものだという認識が、つい最近までございました。

設置条例ですとか利用の細則を見ると、できるじゃないかと。何が言いたいかと申しますと、要は、圧倒的に利用可能な時間帯が学習ホールに関しては、今のお答えの中では、まだあり得るのかなというところで、民間がそもそも使えないものだと、商用として、思っているところがちょっと一つございまして、その是正といいますか、考え方として総合体育館はちょっとまた別の混雑の課題がございまして、学習ホールに関しては、今後は、

民間がいろんな商用で利用することに関してはウエルカムという姿勢でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

先ほども申し上げましたように、まだ45%の稼働率にとどまっているという中で、ほかの利用の申請と重ならなければお使いいただいて全然構いません。同じ日の利用であれば、設置の目的、それから公共施設であるということから、町民の利用が優先されるべきというふうに考えておりますが、それでなければ、商用利用は歓迎するところでございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 先ほどとちょっと同じようなところももう一度確認したいです。では、総合体育館でも学習ホールにおいても、過去においてかなり割高だといいますが、元が安いものですからそんなに私は高いと思っていないんですが、商用での利用実績、あるいはそうしたことに對して使いたいんだけどもというアプローチが実現に至ったとか、そういうことはあったのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

まず、学習ホールにつきましては、先ほども商用利用の例が昨年においてもあるということをお知らせしました。2例ありますし、それから商用利用とは少し違いますけれども、チャリティーの目的ということで8例あるというふうに申し上げました。これ8例のうち二つは、土日使っていた例がありましたので調べましたら、延べにしますと10日間使われておりました。これが土日の朝から夕方ですと2万5,000円に消費税相当額の10%合算した額になりますので、商用に使った場合でしたら2万7,500円頂くことになります。その10例といいますが27万5,000円ですね。チャリティーはそれを上回る額36万頂いていましたので、同じ数だけ商用利用された場合よりも、もっと大きな額を社会福祉協議会に御寄附いただいたということをお知らせし、先ほどの答弁の中に入れていただいております。学習ホールについては、そういうような利益を生む利用が既になされております。

そして、総合体育館でございますが、総合体育館には、過去に有料のスポーツ会場、プロスポーツの会場ということで下見に来られた方がいらっしゃるそうです。ただ、帰られた後、その後、予約の問合せをいただいているということ、予約されなかったというのが、いかなる理由によるものかというのはちょっとこちらでは把握できておりませんが、下見に来られた例はあるということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 利用実績としてはあまり、チャリティーは別にしまして、要するに入場料ですとか、例えばそういう演劇ですとか、例えばバスケットボールやバレーボール、様々なプロスポーツの屋内会場として、私はあそこすごく使えるんじゃないかとは思ってあったんですが、そうしたものはまだまだちょっとこれから、まだ混雑の課題もあるということで、学習ホールに関しては比較的そうしたものが今、演劇とかでなかなか興行が打てないと、あの規模250人でしたか、250人ぐらいの規模で入場料取ってペイできるような、民間

の業者はそこに利益が出ると算出すればやりますから、そうしたところをぜひウエルカムで迎えていただきたいと思います。

もう一つ聞かせてください。総合体育館が私、意外とすいているんじゃないのかと思いましたが、事前のちょっと内容の確認とか状況の確認をさせていただいたところ、かなりきつい、特に夕方、夜にかけてはもう四つに分割したものが全部埋まっているというようなどころなんです、これがもちろんスポーツとして使うのが本来の目的であるし、いいことではあるんですが、その混雑がこのままでいいのかというか、解消策みたいなものは何か町のほうで考えていくところって今あるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） ただいまの御質問の、平日の夜間の混雑ということに対しては、事前調整を行っております。翌月に体育館の利用を希望される方、前月の第3火曜日の夜7時半にお申込みをしたい方お集りいただいて、利用者会議というのをやっております。そこで体育館の利用をそれぞれ調整をさせていただいております。そういう方法を取っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） とはいえなんです、現実的に、例えばいわゆる3か月前の縛りといえますか、3か月前までに予約してという形も、課のほうの申込みの細則の中でうたっていらっしゃるんですが、現実的に体育館にせよ学習ホールにせよ、商用目的で利用するためのハードルが高いと感じております。なぜかと申し上げますと、結局、役場の生涯学習課さんにまず電話でアプローチしなきゃいけないというところが一つネックになっているんじゃないかと。やはり、民間の業者でそうしたまた何かをやりたいといったときには、やっぱりまずホームページみたいなところで利用状況とか、要するに予約状況ですとか、あるいは利用の条件はこうだ、金額はこうだ、こうしたものが瞬時に見られないと、なかなか電話でアプローチして、場合によっては会いに行くという手段が、現代においてはなかなか難しいのではと思ひまして、体育館及び学習ホールにホームページで利用状況ですとか予約状況、それから料金、それから利用していい条件、こういうものを分かりやすく提示するお考えはないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

ただいまの御提案いただきました、ホームページの中で料金表を示す、それから使用上の注意事項を示すというのは、今後実施をしていきたいと考えております。

それから、予約状況につきましては、ただいま商用利用を希望される方がそれを見て分かるようにということでございました。現在「広報よしだ」では翌月の主な行事、大会等につきまして掲載をしておりますが、これを例えばホームページの中には、数か月分向こうに至るまであらかじめ示すようなことも、そういう方法もできるのではないかというふうを考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今、特にホームページ、予約とか、要するに見やすさ追求というところ、あるいはそういうオファーが増える可能性がある施策に関しては、これは余りコストかからないことだと思います。技術的にも十分可能だと思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

私がなぜ体育館すいているんじゃないのかと思った一つの理由が、利用時間の制度がございいます。午前、午後、夜と3ブロックに分けて3時間なり4時間なりの、これ実は公民館の使用とかも同じなんですけれども、この利用時間の制度が、設立した当時からずっと今もこれでやっていると思うんですけれども、例えば午後の1時から5時までの時間帯を借りるよといった場合、その4時間、ある団体さんとかが借りるという形になるんですよ。ところが実際のスポーツって、1時間半だったり2時間だったり、例えば開始を1時で、終わったら3時、じゃ、3時から5時はという空いているわけなんです。逆でもそうです。本当は3時からなんだけれども、1時から取っちゃえとか、そういうようなケースがもしかしたら空間が見えているといいますか、あれ、予約されているけれどもやっていないというような状態を生んでいるのかなと。

ここに関して、例えばなんですけど、時間貸しといいますか、これはもちろんよく議論して条例を必要に応じて変えていく必要があると思うんですが、そうしたことについての見解をお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

現在、利用者の方からそういった時間設定による不具合の声が寄せられておりません。午前、午後、夜間、準備して片づけて、次の利用者のためにモップがけまでして帰られるということであれば、午前3時間、午後4時間、夜間3時間半という設定は、ある程度妥当ではないかというふうに考えております。時間貸しについては現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） お答えとしては理解しておきます。状況に応じてそうしたことがあれば、より効率的に使えるのではないかと思った次第です。

これももう一つ、すみません。今、毎週月曜日お休みにしています。そして年末年始とかお盆期間なんかは、いわゆる閉庁日という扱いで、かなり長い間、館が閉じられていると。私が申し上げている、例えば大きなイベントなどの話が年末に立ち上がった場合どうするんだろうとか、そういうようなところで例えばなんですけれども、毎週月曜日が施設として休む必要があるかどうか、それを例えば月2回程度のお休みでもいいんじゃないか、その結果できるスペースに、またいろんなビジネスチャンスといいますか、スポーツ団体さんが入ったりするケースがあり得るんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

今回通告いただいている御質問の趣旨である商用利用へつながるかという観点からは、休館日を減らす考えというのは持っておりません。議員がただいまおっしゃいましたが、総合体育館の休館日は毎週月曜日でございます。月曜日がいわゆる祝祭日に当たるときは、その翌平日を休館日にしております。ですので、土日祝というのは全て開館をしております。し

たがって、休館日を減らすといいましても、月曜日のうち幾日かを開館日に変えるにとどまるということですね。月曜日に商用利用される可能性があるかという、それは少ないのではないかと思います。土日にこれまで大会をしてきたスポーツの競技団体が、じゃ、新しく開館日になった月曜日にシフトする、土日が空いて、そこに商用利用の可能性が広がるか、それも少ないと思いますので、現時点で休館日を縮小するとかいう考えは持っておりません。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 質問を通じてこうしたところ議論することが有効だと考えておりますので、あえて質問させていただきました。そうですね、今後またそういう要望が生じたらとは今おっしゃいましたけれども、例えば現場の利用されている方のやっぱり気づきとか、声とか、そういうものってすごく大事だと思うんですね。それは商用利用に限らず、今後、吉田町体育館エアコンも入ります、もともとの箱としても非常に大きいとっておりますので、いろんな形での利用を考え得ると思うんですが、そうした現場で使っている方の素朴な意見、こういうものを例えば聴取して施設運営に生かしていく、そういう仕組みとか方策というのはどのようなものがあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

まず、総合体育館でございますが、職員が常に常駐をしておりますので、利用者からの御意見というのは、まず直接に承ることができます。このほかにですけれども、使用の際に御利用いただく利用カードというものがございます。これは使用責任者が体育館を使用して、その後、備品の片づけであるとかモップがけをした後に記入していただいて、事務室へ出していただくものになりますけれども、このカードの中に意見要望欄というのが設けてありまして、そこに御意見を書かれる方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

では、最後の質問にさせていただきます。私、今回御提言させていただいた二つのネーミングライツと、それから体育館などの商用利用が、町の総合計画のどこの部分にかなうのかなというところでちょっと考えたところ、第5次吉田町総合計画後期基本計画第3章、観光分野における重点策として、大規模イベントの継続的誘致、4年後の姿として、新たな観光資源の創出とありました。特に二つ目の総合体育館や学習ホールなどに関してなんですが、イベントって、別に町が主催しなくても呼んでくりゃいいじゃないかと思っているんですね。そこで、例えば吉田町に今、屋外ではいわゆる3大祭りがありますけれども、屋内での大きなイベント、文化展を除きましては特になんないんじゃないかなと。これは町外から人を呼び込むような、それこそ本当にスポーツですとかそういうようなのが年に1回とかでもいいんですけれども、そういうことが開催されて、それによって吉田町に人が集まる、町民も利用する、そういうような目線を皆さんでもし共有できればいいなという気持ちがございます。こういう認識は町と私、共有していますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 東日本大震災が終わった後、当然町の安全を再構築しなければならないと、もうそういう形で防潮堤等を築いて、町を被災のない町にすると、それと同時に、それをもって、これまでこの町にはにぎわいという、いわば人を呼び込む、そういうふうなものというのは基本的になかったんですよね。だから、そういうふうなにぎわいもつくりましょうという形で、シーガーデンシティ構想はそういうふうな大きな目的を持っております。

今はっきり申し上げて、川尻の防潮堤が今年度の末になると、一応がたいとすれば基本的には出来上がります。その後、当然大井川の堤防までは防災ステーション、こちら造りますし、また住吉のほうにつきましては、そんな遠くない日に恐らく計画として上がってくると思っております。そうした場合に、これは3年ほど前に、ある人間が来たときに話をしたことがあるんですけども、今、川尻の海岸で防潮堤ができると、いわゆるその前も本当に砂を入れ替えてしまって、全部本当に海浜公園とすれば、これはすごいことになりますよと、そういうふうなことがあります。いろんな意味で津波防災町づくりを契機にして、この町を変えてみよう、大きく変えようというのは、先人に感謝し後人に夢を贈ると、いわば吉田町が全く新しい町としてまた誕生すると、そういうふうな契機としていろいろ考えておりますので、当然のことながら、ネーミングライツの場合でも防潮堤、海浜回廊であるとか、住吉の防潮堤もできますし、また、川尻の防潮堤と住吉の防潮堤の間をレインボーブリッジのような形で結ぶとか、今現在の地点では夢物語かもしれませんが、大きくこの吉田町を変えていこうという、そういうふうなことがありますので。

当然、総合体育館の問題につきましても、当然のことながら、あそこにエアコンが入ります。夏と冬というのはこれは完全に商用目的に使います。そのことを考えたときに、いろんなことを、この際抜本的にこれから考えていかなきゃならないということは重々承知しておりますので、また皆さんの御意見も聞きながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 私も、総合体育館や学習ホールだけにこだわっているわけではございません。シーガーデンシティが仮に大きな町の隆盛を生む場になればいいなと思っておりますし、何よりも町長、こういう話しするのってやっぱり夢あって楽しいですよ。その中でももちろん現実性との何というか、折り合いをつけていかなければいけないところだと思いますが、今後とも、将来に向けて夢を持って施策をちょっと、もちろん僕ら議員もそうですけれども、町の方も共有していただければなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◎議案第87号及び議案第88号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 町長から、第87号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得について及び第88号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての、2件の追加議案が提出されました。

会議規則第35条の規定により、日程第2、第87号議案及び日程第3、第88号議案の2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第3回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回追加上程いただきますのは、物品の取得について1件、人事案件について1件の合計2件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第87号議案は、令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、学習用コンピュータを一般競争入札により、契約金額3,511万9,700円で株式会社オカムラ榛南営業所、所長、川嶋規文と売買契約を締結し、取得することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第88号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、前任の教育委員会委員であります河口忠男氏から辞職願が提出され、本年8月30日をもって退任されましたことから、後任として吉田町住吉の大石敦史氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。なお、本議案は河口氏が辞職されたことによる急遽の教育委員の人選となりましたことから、後任の調整が済みましたこの時期に追加上程させていただくことになりましたことを御理解いただきたいと存じます。

以上が追加上程する2議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回追加して上程いたします第88号議案の吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

追加議案書の3ページ及び参考資料ナンバー22を御覧ください。

本議案は、前任の教育委員会委員であります河口忠男氏から辞職願が提出され、町及び教育委員会の同意が得られたことにより、本年8月31日をもって退任されましたことから、後任として吉田町住吉在住の大石敦史氏を吉田町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大石氏は、住所は吉田町住吉2313番地の7、氏名は大石敦史、生年月日は、昭和39年8月27日、現在56歳でございます。大石氏は、昭和62年3月に大学を卒業されてから、吉

田中学校、住吉小学校、相良小学校、勝間田小学校、川崎小学校、藤枝特別支援学校などで教鞭を執られ、平成31年3月まで32年の長きにわたり教育現場の第一線で御活躍されました。特に特別支援教育に熱心に関わり、造詣が深く、現在は平成31年4月に設立された特定非営利活動法人はしばみにおいて副理事長を務められており、臨床発達心理士の資格を生かして、発達に様々な問題や悩みを抱える幼児、児童・生徒に対しての療育事業や、その保護者に対しての相談業務など、発達支援に係る現場に携わっておられます。このように長年にわたり教育現場に身を置かれ、子供たちの成長を支え続けられてこられた大石氏は、教育に関する豊富な経験と高い識見を有しており、人格も高潔な方でございます。これらの経験や識見をお持ちの大石氏は、現在、町が取り組んでいる教育改革、吉田町 教育元気物語「TCP Triwins Plan」を推進していく上で、教育委員として多角的な見地から教育行政を担うことのできる適任の人材であると確信しております。

なお、本議案に御同意いただきました場合の大石氏の任期につきましては、前任者の残任期間となりますことから、本年10月1日から令和4年10月4日までとなります。

以上が第88号議案の吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

〔学校教育課長 八木邦広君登壇〕

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

本議会に追加で上程いたします第87号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得について御説明いたします。

追加議案書の1ページ、2ページと、参考資料ナンバー21を御覧ください。

本議案は、令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する品名は学習者用コンピュータ、契約の方法は一般競争入札による契約。契約の金額は3,511万9,700円。契約の相手方は、静岡県榛原郡吉田町神戸2276番地の1、株式会社オカムラ榛南営業所、所長、川嶋規文と契約をしようとするものでございます。

参考資料ナンバー21の1ページは入札結果表でございます。令和2年8月31日月曜日午後1時30分から、吉田町役場2階町民ホールにおきまして、当該学習者用コンピュータ購入の制限つき一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社オカムラ榛南営業所が金額3,192万7,000円で落札しましたので、落札価格に100分の10を加えた金額3,511万9,700円で9月4日に仮契約を締結しております。

参考資料ナンバー21の2ページは、学習者用コンピュータ購入の事業等概要書でございます。事業名は、令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータ購入です。事業目的は、国が進めるGIGAスクール構想のうち、児童・生徒1人1台端末の整備を実現するため、町内小・中学校に学習者用コンピュータを整備し、学校のICT環境の充実を図るものでございます。事業内容は学習者用コンピュータを整備するもので、令和3年2月26日までに住吉小学校へ157台、中央小学校に239台、自彊小学校へ144台、吉田中学校へ263台の、合計803台を納入するものでございます。

以上が 87 号議案の説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明がありました日程第 2、第 87 号議案 令和 2 年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得について及び日程第 3、第 88 号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての 2 議案につきましては、本日、本会議終了後全員協議会を開いて、議案の内容確認を行います。また、議案審議は 25 日の本会議で行いますので、よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2 時 47 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 18 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 蒔 田 昌 代 君

- 議長（増田剛士君） 7 番、蒔田昌代君。
〔7 番 蒔田昌代君登壇〕
- 7 番（蒔田昌代君） 7 番、蒔田昌代です。
私は、令和 2 年第 3 回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、コロナ禍における子供と親の健康づくりについて、町長に質問いたします。
コロナ禍における子供と親の健康づくりについて。
令和 2 年 3 月に吉田町子ども・子育て支援事業計画、吉田町次世代育成支援行動計画、計画期間令和 2 年度から令和 6 年度が策定されました。本計画では、吉田町次世代育成支援行動計画の基本理念である「子どもたちが健やかに生き生きと育つようみんなで子育てできるまち」を引き継ぎ、2 つの計画がつけられました。その一つ、次世代育成支援行動計画には、基本目標が 6 つ掲げられており、その基本目標ごとに基本施策があります。「基本目標 2、子どもと親の健康づくり」の中の「基本施策（1）妊娠・出産・子育て期の切れ目ない

支援」において、今年度の事業について新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態宣言下、また、その後においてどのように進められていたのか、以下の点について質問します。

1、妊産婦・新生児訪問、妊娠期及び産後の健康教育、産後ケア、妊産婦の健康診査、健康相談についてどのように行われたか。

2、乳幼児の健康診査、健康相談、感染症予防事業について進捗状況及び課題は。

3、子育て世代包括支援センターよしにここに寄せられた相談にはどのようなものがあったか。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） コロナ禍における子供と親の健康づくりについての御質問のうち、1点目の妊産婦・新生児訪問、妊娠期及び産後の健康教育、産後ケア、妊産婦の健康診査、健康相談についてどのように行われたか、についてお答えをいたします。

妊産婦、新生児、乳幼児に対する訪問指導、健康診査、健康相談などの母子保健事業の新型コロナウイルスへの対応に当たりましては、国からの通知を基に対応いたしましたので、その内容について御説明いたします。

本年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、国からの事務連絡通知、「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」により留意点が示され、実施主体である市町村には適切な対応が求められました。

その中で、健康診査等につきましては、「原則として集団での実施を延期すること」、「延期等の措置を取っている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状態把握を行うこと」、「延期等により健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とされ、さらに「個別健診、保健指導等の場合は、健診等の実施機関と相談の上、実施するか否かを判断すること」と、集団で実施するものと個別で実施するものについての対応が分けて示されました。

また、保健師による訪問事業につきましては、「訪問家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること」、「事業従事者は発熱や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染機会を減らすための工夫を行うこと」と示され、当町では、この通知に基づき、必要な感染予防対策を講じて母子保健事業を実施してまいりました。

具体的には、それぞれの御家庭に保健師、助産師が訪問して行う妊産婦・新生児訪問につきましては、緊急事態宣言の期間も、マスク着用やアルコール消毒など基本的な感染予防対策を講じ、対象者の意向を確認しながら、最新の注意を払って行ってまいりました。

妊娠期及び産後の健康教育につきましては、保健センターを会場に集団で実施をしていることから、3月から中止をしております。

また、妊娠中に実施するパパママ教室の中止の際には、沐浴指導や妊婦体験等を希望される御夫婦に予約をいただいた上で、保健センターに来所していただき、教室方式ではなく個別に対応しております。

妊産婦の健康診査等につきましては、個別に医療機関、助産所で実施しているもので、それぞれの医療機関等による感染予防対策の下、実施していただいております。

続きまして、2点目の乳幼児の健康診査、健康相談、感染症予防事業について、進捗状況及び課題は、についてお答えをいたします。

乳幼児の健康診査のうち、個別に実施される4か月児、10か月児健康診査につきましては、医療機関において緊急事態宣言の期間も実施しておりましたが、4月から7月までの実施状況を見ますと、前年同時期と比較し、5月の受診者数が低い傾向が見られており、今後の状況を注視しながら受診勧奨をまいります。

また、集団で実施している乳幼児の健康診査や健康相談につきましては、3月から5月までの実施は延期とし、必要に応じて個別相談を行い、対応をまいりました。特に、月齢が小さく、発育・発達や離乳食に関する相談が増加する時期でもある7か月児を持つ保護者の皆様につきましては、保健師が全員に電話連絡を行って、心配なことや困っていることなどを伺い、必要に応じ、時間を指定させていただいた上で、面接や訪問による個別相談に対応をまいりました。

緊急事態宣言解除後の6月からは、国の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診における対応について」の通知を踏まえ、マスクの着用や受付時の体調確認、会場入り口へのアルコール消毒薬の設置等の感染予防対策を講じ、集団方式の健康診査及び健康相談を再開いたしました。

再開に当たりましては、実施方法を見直し、お子様ごとに受付時間を指定しての御案内や保健師とスタッフを増員し、1人当たりの滞在時間の短縮や共有する物品の消毒、換気、空気清浄機の設置、受診者間の距離を確保するために動線の変更や使用する部屋数を増やすなど、3密を回避するための受診環境の整備に努めました。

なお、検診、相談が延期となった間に受診できなかったお子様につきましては、町内の小児科医師、歯科医師等の御協力をいただきながら健診実施日を数日追加し、8月末までに9割以上の方に受診していただいている状況でございます。

感染症予防事業では、各種予防接種を個別に医療機関で受けていただく体制を取っておりますが、緊急事態宣言の期間も通常どおり実施いたしました。全国的に、新型コロナウイルス感染症の流行により、医療機関を受診することに不安を感じられ、予防接種を控える方が増えることが懸念されている中、静岡県は、新型コロナウイルス感染拡大が始まった2月から4月までの定期予防接種の実施状況について調査を行い、麻疹・風疹予防接種や小児用肺炎球菌等の予防接種を受けた方の数を前年度と比較しましたが、当町におきましては、接種を控えている傾向は見られませんでした。

予防接種は、その感染症にかかりやすい年齢等を考慮して接種時期や回数が定められており、予防接種を遅らせると免疫ができるのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まることから、町ホームページやよしにこダイアリーで予防接種の意義や適切な時期での接種の重要性についてお知らせしておりますが、今後も機会を捉えながらより一層の周知を図ってまいります。

また、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、発生が予測される新たな課題につきましても情報収集を行い、適切な対応を検討してまいります。

続きまして、3点目の子育て世代包括支援センターよしにこに寄せられた相談には、どのようなものがあつたかについてお答えをいたします。

当町では、子育て世代包括支援センターよしにこを平成28年度に設置し、助産師資格を有する母子保健コーディネーターを中心に、支援ニーズが高い妊産婦をはじめ、妊娠、出産、育児の総合的な相談窓口として利用いただいております。

よしにこには、母乳が足りているか心配、授乳時に痛みがあるといった授乳に関する相談等の通常寄せられている相談に加え、里帰り出産や遠方の両親の援助が受けられないため、不安である、家で過ごすことが多く、親子でストレスがたまっているといった新型コロナウイルス感染症に影響する相談も寄せられており、その内容に応じ、助産師や保健師が対応しております。

今後も、コロナ禍において、町民の皆様が安心して出産、育児を行えるよう、医療機関等との連携を図りながら、保健師、助産師等の専門職を中心に、新型コロナウイルス感染症の状況とともに変化するニーズに対応した母子保健事業等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、お答えをいただいたんですが、まず、1の妊産婦・新生児訪問においてですが、妊産婦・新生児訪問に伺う前に連絡をして時間を指定ということなんですが、これを拒否するという人というのはいたんでしょうか。やっぱり新型コロナウイルス感染症の防止のための拡大時に、そういった訪問をちょっとやめてもらいたいというような方っていらっしゃったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

妊産婦・新生児訪問の訪問のお約束をする電話は、通常、事前にさせていただいております。その中で、このたびの新型コロナウイルスの感染症によって自宅に来るんですかとか、今ですかとか、そういったような反応を示される方もいらっしゃいました。そういう方には、ほかの方法、例えば自宅ではなくて保健センターにお見えになって、お話を伺うこともできますとか、代替手段をお話をさせていただくことや、あとは、こちらの対策についてお話をさせていただいて、こういった時期にこういったお子さんの状態だとか、お体の状態を確認することの重要性も伝えさせていただきながら、実施をしてまいりました。

その状況を調べますと、2件ほど、自宅ではなくて、保健センターを会場に訪問指導を受けたいといった要望を出された方もいらっしゃいましたので、対象者の方の意向に沿いながら実施をしてきております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

保健センターに来ていただいた方が2人いて、その際に保健センターなので、空気清浄機だとかいろいろ整った環境の中で、距離も、連れてきたお子さんとお母さんとの距離を取り

ながら、お話、相談に乗ったということだと思っんですが、やっぱりちょっと距離が近いので、特にフェースシールドの使用とかというのは考えなかったんですか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

基本的な感染予防対策としまして、お互いマスクをする。それから、距離につきましては、やはりお子様の体重を量ったりだとか、身長を測ったりだとか、同じ母子手帳を見ながらお話をしたりということで、当然、距離は近くなります。距離を取ってお話をしようとする、逆に声が大きくなったりとか、内容が分かりにくくなって、逆に時間を短く済ませようとしても長くかかってしまう。そういったことから、距離につきましては、通常の行っている訪問指導と同じような距離感では指導をさせていただきましたが、対面しない。対面しないでなるべく隣に座るであるだとか、そういった対策を講じて、フェースシールド等の使用はしておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、緊急事態宣言が解除されて、もうしばらくたつんですが、これからの妊産婦・新生児訪問に関して、町としてはどのように進めていくというか、対策取りながら進めていくんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今後の妊産婦・新生児訪問につきましても、今までと同様、基本的な感染予防対策、どうしても新型コロナウイルスは感染するのかわりとか、予防できるのかわりとか、そういった基礎知識について、さらに従事者はしっかりと情報を収集をして、それに応じて対応をしていますが、現在のところは、基本的な感染予防対策、マスクをして、お話をするときには対面に座らない、位置を取らないであるだとか、長い接触をなるべく避けたいので、分かりやすく媒体を使って説明をさせていただく、あとはそれ以上の御質問がある場合には、また日を改めてだとか、あとはお電話で問い合わせをしていただいとといった基本的な感染予防対策を講じて、今後も実施をしてまいります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

ちょっと先に聞けばよかったんですが、妊産婦・新生児訪問ですが、大体月に何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

妊産婦・新生児訪問につきましては、その月の生まれた子供さんの人数であったり、妊娠届出があった人数であったり、あとは出産予定日の時期にばらつきもありますので、平均しますと、新生児訪問でいくと、今、出生の数もなかなかばらつきがありますので、多くて20件、少なくとも1桁というときもあります。産婦訪問は新生児訪問に併せて行いますので同じ数。妊婦訪問につきましては、一番最初の妊娠をされた方と、あとは必要に応じて訪問

する方ですので、全数という訪問はしておりませんので、約その半数というような形になっています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

妊産婦の新生児訪問で、妊婦さんの訪問は、最初に新生児訪問のときに聞いた半分ぐらいということだったんですが、今度、妊産婦さんの健康診査、健康相談のことにに関してなんですが、健康診査を受けるには、やはり母子手帳の交付とかそういった関連があるんですが、毎週月曜日に行われている母子健康手帳交付について、新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態宣言下で、交付のために保健センターに窓口に行くことも、妊婦さんやっばりすごい不安や戸惑うことがあったと思うんですが、4月から何件の交付があって、4月非常事態宣言下で、交付のときに工夫したこととか何かありますか。どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今年度に入って妊娠届出の状況につきましては、本年度の8月末まで102人の方に交付をさせていただいております。交付のときのこちらの配慮の仕方につきましては、通常は母子保健室という個室を使って個別で面談を行っておりますが、その部屋が若干狭いということもありまして、その部屋にも当然空気清浄機は入れて換気をして行っておりますが、場合によっては御夫婦で見えたりだとか、あとは上のお子さんを連れて見えたりだとか、おじい様、おばあ様と一緒に見えたりする場合もあるので、そういった場合は人数が増えますので、広いフロアに移動をして、そこで相談を受けながら交付をさせていただきました。

それから、交付をする際には、先ほどの妊産婦・新生児訪問と同様に、対面して座らない、なるべく横に座って、あといろいろアンケートに答えていただいたりだとか、養育環境等たくさんのお話をしなければ本来いけないんですけども、その部分につきましても手短にと言いますか、要所、要所を絞りましてお話をさせていただき、それから、お知らせしなければいけない内容については、なるべくパンフレット化をして、後で御自宅に戻っても、それを見れば理解ができるような形、それから、いつでも相談してくださいということでお帰りいただいて手短に済ますこと、それから、3密を避けるような環境でお話すること。当然こちらの基本的な感染予防対策はしておりますが、そういったことで配慮をして実施をまいりました。

妊娠届出に見えた妊婦さんにつきましては、やはり必要な時期に母子手帳を手にしていただくことが重要ですので、医療機関からも母子手帳をもらいに行くようにという指導もありまして、やはり母子手帳交付とともに妊婦健診の受診券もついておりますので、それを持って妊婦健診に行ってください必要がありますので、必要な時期に来ていただいていたというふうに捉えております。

それから、毎週月曜日の母子手帳交付日とは一応お知らせをしておりますが、やはりお仕事の関係であるだとか、それぞれの皆さんの都合によりまして、その日に来られる方ばかりではありませんので、お電話をいただいて、やはりそこも時間を指定させていただいて、交付をさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

実際、医療機関かかって届出書を多分もらうと思うんですが、それを保健センターに持っていく、申請にするのに、やはり多少ちょっと時間が空いているというのは見受けられたんでしょうか。そういう方はいらっしゃったんですか。大概皆さん多分嬉しくなっちゃって、すぐ行かなきゃと思って、すぐ行っちゃう人がいると思うんですが、でもコロナの状況下でするので、行きたくても行けないし、どうしたらいいのかとやはり悩む、初めての妊娠の方だと、多分そういうふうにする可能性が高いので、そういった届出にきたときと、その交付までの期間が空いていたという人というのは、実際にはいなかったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

妊娠届につきましては、最近の状況を見ますと、全国的に妊娠8週くらいまでに届出があって、母子手帳を交付しているという数が最も多いというふうに言われておりますが、今の新型コロナウイルスの影響を受ける前にも、やはり事情により妊娠届出が遅くなっている方だとか、そういった方はありました。

今回の新型コロナウイルス感染症の関係で母子手帳交付が妊婦さんのお気持ちでずれ込んだだとか、そういったところにつきましては、本当にまれなケースなんですけれども、非常に遅くなった方もいらっしゃいます。その方も、まず、受診をしていなかったということがありましたので、そういったケースは今回の新型コロナウイルスの感染の影響を受ける前にもありましたので、一概に新型コロナウイルス感染症の影響かどうかは、そこまでの判断はできませんが、8月までの状況を見ますと、極端に遅くなっている方というのはいらっしゃいません。

医療機関のほうでも、いつまでに母子手帳もらってくるよという指導がありますので、中には、医療機関のほうからそういうふうにお伝えしたんですけども、次の受診に見えないんですけれどもというような情報が入る場合もあるんですけれども、4月から8月の間には、そういった情報もありませんでしたので、適切な時期に交付をさせていただいているというふうに捉えてはおります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今のお話で、妊娠した際も、町と医療機関の連絡が取れているということが分かって、とてもよかったと思います。

続いて、感染症予防事業なんですが、令和元年度決算資料の説明書の150ページから151ページです。町が行っている子供の予防接種の数は多いですけども、感染症の予防からすると、どれをとっても重要な予防接種であると思っています。必要であるとも思っています。今年度、また、10月からはロタワクチンの予防接種も始まります。これは定期接種で、対象者が令和2年8月以降に生まれたお子さんであるものだから記録にないんですけども、令和元年度の予算書にはまだ入ってこないんですが、これを含めると、定期接種と任意予防接種で合わせると13種類ぐらいになってしまう。赤ちゃんの予防接種のスケジュール、これだけ13種類あれば、スケジュールを立てることは母親にとってもとても大変なこ

とだと思えます。もちろん接種する赤ちゃんも大変ですけれども、お母さんが一番悩むところだと思えます。

そこで、資料の151ページの予防接種説明会についてなんですが、内容は予防接種についての説明、種類、接種間隔、接種時の留意事項、こども手帳配付、母子保健事業説明、子育て支援センター紹介、個別相談と、内容はそういうふうになっていますが、これはまず、第1子、第2子、第3子に関わらず行われているものでしょうか。また、こども手帳配付とあるんですが、こども手帳というのはどんなものか、教えていただきたいです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

まず、1点目の対象者ですが、第1子、第2子、第3子に関わらず、吉田町に生まれたお子さんで、生後2か月くらいからたくさん予防接種が始まりますので、全員のお子さんの保護者を対象にして実施をしておりました。

それから、こども手帳につきましては、そのたくさん予防接種を受けるために必要な予防票、そこに個人個人のラベルを貼ったものがとじられていたりだとか、あとは乳幼児健診にも使うアンケートも1冊にとじられているものが、こども手帳というものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

いろんな予定帳で、文字の名前のラベルまでついたアンケートで1冊になっているということだから、手帳というサイズよりもA4サイズくらいのサイズですか。大きいサイズですか。

○議長（増田剛士君） 議員、趣旨がちょっとずれています。

○7番（蒔田昌代君） はい、すみません。じゃ、それはいいです。その質問は取り消させていただきます。

では、この実施回数なんですが、11回。毎月1回行っていて、3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となっています。その下で、参加者数が146人なんですが、令和元年度の母子健康手帳配布の166ページの母子健康手帳交付の交付件数が209として、全部が全部じゃないと思うんですけれども、そこから考えると、大体200人ぐらいがいて、それで参加者数が146人ということなんですが、かなり数字に差があるんですけれども、多分参加できなかった人とか、特に3月、したくてもできなかった。このコロナの状況下における説明会の開催はどういうふうにしたのか、どういう対応を取ったのか、お願いします。いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

3月につきましては、予防接種説明会をはじめ、集団で保健センターに来ていただく事業につきましては、3月2日からの学校の一斉臨時休業に伴いまして、保健センターで行う集団の事業を検討した結果、集団で行うものは3月は中止するという判断をいたしまして、3月の1回は実施をしておりません。その3月に実施しなかった分の対応につきましては、新生児訪問、全戸訪問しておりますので、そのときに、この予防接種説明会に使用する資料、

それから、こども手帳、そういったものを持参をしまして、そこで個別に一人一人にお話をさせていただいております。

それから、母子手帳の交付、妊娠届出数というのは恐らく1年後に反映される数字ではないかと思うんですが、議員おっしゃるとおり、やはり今1年間に生まれる子供さんの数は約200人くらいですので、それに比べますと、この参加者数は少ないというふうに見えますと思います。予防接種説明会に参加できない保護者さんというものが、里帰りをしている方であるとか、それから、子供さんがまだ入院をしていて、この時期にお母さんだけ赤ちゃん連れの中に来ていただくのは忍びないという方であるとか、いろいろなケースがございますので、そういった方の状況に応じまして、家庭訪問で説明をして配布をさせていただいたり、中には遠方に里帰り出産をしている方もいらっしゃいますので、そういう方には郵送をさせていただいて、そういった形で対応をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

3月は中止なんですけど、4月から新型コロナウイルスの非常事態宣言下にあるんですけども、4月以降というのも、この予防接種の説明会は行われていないということによろしいんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4月以降につきましても、その後の非常事態宣言を受けて、集団で行うものを控えているということもございましたので、この新生児訪問で個別に説明をさせていただくという方法をそのまま続けさせていただいております。なので、集団で行う予防接種説明会は、4月に入ってから今まで実施はしておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

では、今まで予防接種説明会、集団で行う説明会は行っていないということなんですけど、今後もしばらくはこういった状態が続くと考えてもよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

予防接種説明会につきましては、一番いい方法というものを、いずれにしましても検討していきたいと思っています。何分にも2か月の子供さんを連れて会場に見えていただくということと、やはりそれだけのスペースを確保するというのと、不安を解消していただいての実施が求められますので、そこについては集団で行うほうがいいのか、今の個別で新生児訪問でお話をさせていただく方法がいいのか、そこにつきましては、今後も状況を見ながら検討して、よいと思われる方法、そこを選んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

これからもよいという方法を選んでいくということでした。

新生児訪問というのをずっと平成9年ぐらいからなのか、妊産婦と新生児訪問というのを平成29年頃からやっていて、それが今すごい個別に訪問するということに対しても、町民であるお母さんも抵抗がなく受け入れていて、それを利用しながら町とすごい綿密に連絡が取れているというのが分かりました。

今、予防接種を医療機関にかかりたいんだけど、やっぱり新型コロナウイルス感染しないために控えているという考えの方もいらっしゃると思います。町がホームページで厚労省の子供の予防接種を遅らせないで、子供の予防接種と乳幼児健診というのをアップしていて、すごい皆さん、町民の方にPRしているんですけども、私はもう少し、もっと町独自で乳幼児健診と予防接種を遅らせないというのをPRしてもらいたいなと思っておりますが、町として独自で、予防接種と乳幼児健診を遅らせないためのPRの事業とか考えていることとか、周知に関して独自のものって考えていますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町独自のお知らせの方法についてですが、6月に乳幼児健診、相談に来所される方に配布するように、健康づくり課でチラシをA4の裏表のものを作っております。その中には、「基本的な感染症予防について」、それから、「こういう症状があったら受診をしましょう」、それから、「最新の情報は信頼できる情報源から得ましょう」、それに加えて、2歳未満のお子様のマスクの着用についても注意喚起が行われましたので、そこにつきましても、「2歳未満のお子様のマスクの着用には注意をしてください」、それに加えて、「予防接種は遅らせないで」といった内容の配布物を町独自で作成をいたしまして、乳幼児健診相談等、そういったところで配布をさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

6月に配布している町が作ったチラシというのをちょっと見ていなかったものですから、PRが不足しているんじゃないかなというふうに思っていたんですが、チラシを配布しているということが分かったので、町もちゃんとPRしている、予防接種を遅らせないために、今そのほかのことも含めてお知らせをしているということが分かりました。

実際、先ほどもお話があったんですけども、予防接種の接種率というのは、今現在、先ほど答弁があったのは前のほうのなんですけど、今これまでに予防接種の状況についてどのような状況なのか。あと、そのために課題というのはどういうふうなものがあるのかというのを、もう一度教えていただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） お子様の予防接種の接種率につきましては、まず、予防接種の種類によって、接種する期間が生後、例えば3か月から7歳半までに何回打つといったように、接種期間が非常に長い中で何回か打たなければいけないという予防接種もありますので、一概にその接種率を出すには大変苦労をするんですが、議員が見ていただいております説明書の年度の年度についての接種率については、その年度に対象となる最初のお子さんの生年月日から算出をした1年間の対象者というものを出して、そこから接種した方なので、そこで数字を出しております。

なので、中には100%を超えたような数字があるのは、対象者とその接種した方、その接種した方が前年度の対象者数に含まれている場合もあるということで、なかなか接種率を見ていくのは難しいんですが、令和元年度のお子様の定期予防接種の接種率は90%以上となっておりますが、この4月からの接種率につきましては、やはり対象を出すのが大変難しいということもありまして、そこを切り取って、この月からこの月までの対象と出すのがとても難しいので、町長の答弁の中にもありましたように、県が調査を傾向を見るために行ったところで、そのルールにのっとって数を出して報告した吉田町分を見ても、接種控えは見られないというような状況があります。ですので、今現在の接種率を数を出すというのは非常に難しいんですが、遅れているという状況は見られておりません。

それに加えて、乳幼児健診、相談等でお一人お一人相談をさせていただくたびに、母子手帳を確認させていただいて、接種が遅れていないかどうかの確認を保健師が行いまして、そのときにあった接種は勧めておりますので、極端に接種控えがあるだとか、そういった状況は見られておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、予防接種の接種率のお話を伺いましたが、極端に遅れているような状況ではないというのと、それこそ令和元年度の接種率の資料を見ると、かなりすごい皆さん打っているな、接種しているなというのを思います。去年から始まったおたふく風邪の予防接種の助成に対しても、1歳児で183人受けということなので、すごいこれも高い数字だと思います。トータル313人ということなので、すごく皆さんおたふく風邪の予防注射に関しても、子供インフルエンザ予防接種に関しても、ほかの予防接種ももちろんですが、女性の関わる予防接種に関してもすごい高い関心があるというふうに、私は考えております。

やはり、これからまた寒くなってきて、いろんな感染症の時期になります。予防接種がやはり一番予防ということなので、病気にかからなくするというわけではないんですけども、病気になりにくくするというので、母子共に負担が軽くなる、健康でいられるということもあると思いますので、ぜひ再度、子供の予防接種を遅らせないでということと、乳幼児の健診を遅らせないでということを再度周知、アピールするのをお願いして、要望とさせていただきます、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、7番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、10番、八木 栄君。

10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、令和2年第3回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように、町内スポーツ施設の整備について質問をいたします。

町内スポーツ施設の整備について。

後期基本計画の第5章で、「住民がスポーツをいつでも気軽に楽しめるまち」を目指す状態に掲げ、施策1として、「町内スポーツ施設の整備」を挙げています。施策の方向性として、「安全で安心して利用できる施設整備」となっております。町内小・中学校の体育館においてはエアコンの設置がなされ、利用者には大変よい環境ができていると思います。また、総合体育館においても本年度エアコンの設置が行われ、こちらも利用者には大変喜ばれるものと思います。こうした屋内の運動施設については、安全で安心して利用できる施設整備がなされていると思います。

一方、屋外の運動施設においてはいかがでしょうか。現在、町が管理するグラウンドなどの屋外の運動施設としては、大井川清流公園の高島グラウンドや、中学校のグラウンド、町内3小学校のグラウンドがあると思います。このうち、大井川高島グラウンドではグラウンドゴルフをはじめ、サッカー、ソフトボール、少年野球、社会人野球、還暦野球など、練習から試合まで幅広く使われております。最近の少子化と言われる中でも、少年野球では町内各小学校にスポーツ少年団があります。また、近隣の市町にもスポーツ少年団があり、高島グラウンドを利用して練習や練習試合、野球大会など行われており、シーズン中における休日のグラウンドはにぎわっています。

また、一番下流にあるサッカー場ですが、利用者がいないようで、大井川の洪水によって損傷した部分を整備したものの、現状は雑草が生え放題でグラウンドに見えない状態です。このままでは大変もったいなく思います。そこで、以下の点について質問します。

1、高島グラウンドには大人用の野球場があるが子供用の野球場がなく、ソフトボール場を主に使っている。利活用されていないスペース、最下流のサッカー場やその隣の自由広場を使い、子供専用の野球場を整備することは考えられないか。

2、小学校の運動場も屋外運動施設と考えるが、中央小学校の運動場については、平成16年度から19年度にかけて運動場用地を購入してあるが、いまだに手をつけていない。実施計画書においても事業完了予定は令和4年度以降となっている。目的を持って購入した土地である。今後の整備計画はどのようになっているのか。

以上です。明確な御答弁をお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 町内スポーツ施設の整備についての御質問のうち、1点目の高島グラウンドには大人用の野球場があるが、子供用の野球場がなくソフトボール場を主に使っている。利活用されていないスペース、最下流のサッカー場やその隣の自由広場を使い、子供専用の野球場を整備することは考えられないか、についてお答えいたします。

初めに、大井川河川敷高島スポーツ広場と少年野球の現状について御説明いたします。

まず、現在の設置状況でございますが、本スポーツ広場には、上流から野球場1面、多目的広場兼サッカー場1面、ソフトボール場6面、自由広場1面、サッカー場1面が設置されております。通常、野球場に求められる規格には、一般軟式野球と少年野球では、ピッチャープレートや塁間、外野フェンスまでの距離等に違いがあり、高島スポーツ広場においては、より大きな一般軟式野球の規格を満たす規模の野球場を整備しておりますが、教育委員

会といたしましては、この野球場を大人用、大人専用という位置づけをしておらず、ピッチャーの投げる位置を前にする、移動式のベースによって塁間を縮める等により、少年野球にも使用できる施設として設置しております。

ソフトボール場につきましては、使用目的をソフトボールに限定することなく、少年野球、一般成人野球及びグラウンドゴルフなど、幅広い種目でのスポーツ活動の場として使用していただいております。

また、最下流にありますサッカー場につきましては、平成 30 年 9 月末に襲来した台風第 24 号の影響に伴い大井川が増水し、グラウンドが冠水したことにより泥が堆積しており、現在も使用を中止している状況でございます。

次に、高島スポーツ広場の野球場及びソフトボール場の使用状況についてでございますが、野球場は少年野球から一般成人野球まで使用いただいております。今年度における土曜日、日曜日、祝日における稼働率は約 63%、ソフトボール場につきましては、ソフトボールに限らず多目的に使用いただいております。稼働率は約 27%となっております。

次に、当町の少年野球の現状についてでございますが、現在、3 団体がスポーツ少年団に加入しており、住吉小、中央小、自彊小学校区にそれぞれ設置されております。主な活動の場といたしましては、住吉野球スポーツ少年団、自彊野球スポーツ少年団はそれぞれの小学校のグラウンド、吉田中央野球スポーツ少年団は、民間のグラウンドを使用しております。そのほかに土曜日、日曜日、祝日には、各団において、大井川河川敷高島スポーツ広場の野球場やソフトボール場を大会や練習等で使用いただいている状況でございます。

なお、各団の団員数につきましては、少子化の影響や文化スポーツ活動等の多様化により減少傾向となっております。このような現状も踏まえ、議員の御質問につきましては、平成 25 年第 4 回議会定例会において、「大井川河川敷の占有面積を増やして学童用の野球場を造る考えはないか」の御質問に対する答弁と同様、現在、町内において学童が野球を行える場所として、各小・中学校のグラウンドをはじめ、高島スポーツ広場の野球場やソフトボール場があるため、学童が野球を行える場所が不足している状況ではないと考えております。したがって、教育委員会といたしましては、子供専用の野球場を整備する計画は現時点では持ち合わせておりません。

次に、2 点目の、小学校の運動場も屋外運動施設と考えるが、中央小学校の運動場については、平成 16 年度から平成 19 年度にかけて運動場用地を購入しているが、いまだに手をつけていない。実施計画書においても事業完了予定は令和 4 年度以降となっている。目的を持って購入した土地である。今後の整備計画はどのようになっているかについてお答えいたします。

中央小学校の運動場を拡張するための用地取得につきましては、御協力いただきました関係者の皆様のおかげをもちまして、平成 19 年度に完了をいたしました。本来であれば、かねてからの懸案事項であります運動場が手狭であるという状況を解消すべく、用地取得後、速やかに拡張工事に入るべきところではございましたが、運動場を拡張し、新たな用地と一体利用するためには、既存のグラウンドと取得用地の間にございます道路と、その脇を流れる準用河川をどのように取り扱うかという解決しなければならない課題があり、その解決に向けた関係部署との各種調整に時間が必要となり、当時は着手にまでは至りませんでした。

その後、運動場の拡張に向けて関係部署との話し合いを進めてきたところではございますが、御承知のとおり平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、それ以降、当町は「津波防災まちづくり」を喫緊の課題と位置づけ、津波防災まちづくりに特化した事業を最優先に進めなければならなかったこと、また、この間におきましても、教育環境に対するニーズが変化する中、教育委員会といたしましては、小・中学校のトイレの改修や、教室、体育館へのエアコンの設置、ICT環境の整備など、教育環境の改善すべき事項を優先的に進めてきましたことから、現在のところ、中央小学校の運動場整備事業は実施計画上、令和5年度以降となっております。

しかしながら、中央小学校の運動場が手狭であり、児童の教育環境の充実として本事業を進めていく必要があるという基本的な考えに変わりはありません。したがって、どのような形で運動場を整備するのが学校運営上一番効率的で効果的であるか、今後を見通した上で整備していく必要があると考えておりますので、学校や関係者の意見も伺いながら実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、自分が質問した中で、一番最下流のサッカー場が使われていなくて、草原のようになっているというようなことで自分も思っていたものですから、ですが、今の答弁だと、使用を中止しているということで、今、自分は初めて聞いたというか、自分が調べが足らなかったということもあるかもしれませんが、それは結局、川があふれまして、土が流れて、整備が終わって、整備はたしか一昨年ぐらいでしたか、その辺分らない、もしあれなら教えていただきたいですけれども。ですから、水の被害を受けて流されてから、ずっとこれまで使わないで、ずっとそのままで中止ということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

平成30年に大井川の流水が河川敷のグラウンドに流れまして、泥がサッカー場に堆積をしてからは手をつけておりません。平成25年にも一度そのような被害がありまして、そのときにお金をかけて整備をした経緯がございますので、あるいはそれと混同されているかと思いますが、平成30年に泥が堆積してからはお金をかけておりませんで、使用を中止している状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 自分の質問は、あそこが使える状態であって、子供の野球でどうかということなもので、ずっと使えていないと、質問の意味がなくなっちゃうものであるんですけれども。今、現在、じゃ、整備がまだ行われていないから使われていないということでしょうか、今現在。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 堆積した泥は、現時点でまだ手をつけておりません、そのままです。その後、草も生えております。使用に供する状況にはないということで、使用を中止しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

ということは、手をつける予定は、今後、手をつけて一応整備する予定はございますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

今後にわたって整備しないということではありませんが、現時点では費用の問題が大きいのしかかってくるということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

そういう中で、見込みとして、今後は整備する予定がということで、いつ頃からならやれますかということで、今、聞いたのですけれども、そういう当てはないということですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

いつと期限を切って回答はできません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

その理由は、予算がないからということですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 毎年、予算をそのときそのときの事情に応じて組んでおりますので、今、将来を見越して何年ということが言えないということでございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 過去、平成25年頃ですか、1回流されて、それで整備したんですよ。また、平成30年に流されたというような、今そういう説明だったんですけども。平成25年の頃、流されてから大分置いて、なかなか復旧する時間が長くて、それでどうするどうするという話の中でやっと整備をしていただいて、それでまた流されちゃったというふうな感じなんですけれども。

そして、結局、それじゃ、今の現状は、自分はこういう質問をしたもので、使えると思って質問したものですから、私がこういう質問して草ぼうぼうだよということで質問したもので、もしかしたら刈ってあるかなと思って昨日見に行ったんですよ。そしたら、そのまま草ぼうぼうで、それでなったもので、実際答弁するに当たって、教育長とか生涯学習課の課長さんもしかしたら見に行ったかもしれませんが、見て、今の現状をどうだって、ちょっと感想聞かせてください、サッカー場について。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 現状は確かに草が生えておりますが、使用は中止している状況ですので、その状態が何か利用者にとって危険だとかということにはつながらないと思います。今は使用を中止している状況でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

使用中止なもので、ぼうぼうでもしようがないよということですね、と受け取りました。それで、自分は使えているものと思ったもので、今、使っていない状態が、草が生えちゃっているもので使えないのか、それとも、使わないもので草が生えちゃったのかなというふうに聞こうかと思ったわけですよ。だけど、結局は使っていないから草が生えちゃっているよということなものですから、これは草が生えていてもしようがないかなというふうに自分は納得をします。

そのために、結局一番下のサッカー場が今そうして中止だということで、もともと多目的広場ということで、旗ざおが3本立っている、堤防から下りていくところのすぐ下のところですよ。あそこ、よくいろいろな開会式とかもやったりするんですけれども。あそこが芝生というか、いい芝生じゃない、鬼芝みたいなものですけれども、一応ある程度はげたりしてありますが、草が生えているよというようなことで、ここがもともと多目的広場だったけれども、今聞いたところ、いつの間にか多目的広場兼サッカー場というふうにサッカー場になっちゃっているものですから、それは一番下のサッカー場を使わないからここを使っているよというふうに伺いましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 多目的広場を多目的広場兼サッカー場としたのは、この30年に台風被害が出るより前のことでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それ、いつですか。教えてください。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） いつからというのはちょっと把握をしておりません。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それちょっと困りますんで、困るって別に私の質問の関係上で困るんじゃないんで、いつからか借りるに当たって、一応こういうふうに見取り図があるわけですよ、グラウンドの。そこに今までは多目的広場兼サッカー場はなかったんですけれども、今それが載っているものですから、その辺いつ頃かなということ伺っているもので、できればはっきりしたことを聞きたいですが、分かりませんか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

先ほどの御質問で、30年に一番最下流のサッカー場が泥が堆積して使用が不能になったから、それから、多目的広場をサッカー場に利用したのではないかと、そこで名称を変えたのではないかとというような御質問だと思いましたので、そうではないと。それ以前から多目的広場兼サッカー場であると、そういう名称には変わっているということを申し上げまし

た。はっきりと何年から名称を変えたかということは、私、承知をしておりますで、ここで明確な答弁ができませんが、それについては申し訳なく思います。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

せっかく一番下のサッカー場ですけれども、あれだけ広い面積で、川の流れによって流されたのを1回復旧して、それから、また、流されちゃったということですから、あれだけの面積が使えなくてそのまましておくというのは、本当にもったいないと思うんですよ。その辺に関してはどのように思っていますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

サッカー場に泥が堆積したことで、サッカーの競技団体の方は、その活動の場を一度、その分だけは確かに失っておりますが、先ほども議員の御質問の中にあつた多目的広場兼サッカー場、こちらを開放して、こちらを利用していただいていることで競技の場を用意しております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 堆積した部分というのは、大体堤防側から川に向かって、サッカー場って大体よく分からないですけれども、80メートル、100メートル、よく分からないですけれども、かなり広いですよ。それで、自分が使える面積というのは、先ほど教育長が説明した少年野球が、広場が70メートルくらいあればいいということであるものですから、堆積している部分が全体の、要は幅ですよ。サッカー場はゴールがこうあるとすると、こっちの幅ですよ。に対してどれくらいの割合で堆積しているんですか。把握していますか。泥の堆積している具合ですよ、サッカー場の面積に対する。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

私が見に行ったときには、ほぼ全面にわたってというふうに一度私は捉えましたので、例えば航空写真等をもって何割が被災しているかというようなことは把握をしております。以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

じゃ、ちゃんと予算をつけてしっかり整備しない限りは、あそこは現状のままということですね。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） おっしゃるとおりです。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

分かりました。

それじゃ、その隣の自由広場というのがあるんですよ。あそこ割かし狭いですが、それでもあそこちゃんとホームベース据えてあるんですよ、自由広場に。それで、川に向かっては結構高島グラウンドの幅の分なもので、結構距離があつて、こっちのサッカー場のほうには、ちょっと測ったら64メートルくらいあつたんで、そのブロックで花壇みたいにし

であって、それで樹木が植わっているんですけども、そのブロックまでは64メートルくらいあったんですよ。

先ほど教育長が、少年野球のグラウンドは70メートルくらい欲しいよということで、自分も調べたら、それくらいの広さが両横70メートルくらいで、センターが八十何メートルだったかな。85メートルですか、くらいは欲しいよということですけども、そういうのはそのところのローカルルールというものがあるものですから、それによって決めてくれればいいよというようになっているものですから、できれば、そこを野球やっているとしたらライトのほうがちよっと狭くなりますが、レフトのほうが広くて、少年野球やるというと、大人の野球場を今さっき使ってという話で、それも今やっていると思いますけれども。やっぱり子供心にも、野球場だってちゃんとフェンスがあって、それを越えたホームランというのがすごく感動するというんですか、自分は野球をやっていたもので余計そう思うんですけどもね。だもので、グラウンド自体がそういう多少狭くても、フェンスで囲ってやれるようなスペースが、この自由広場にはあるんですよ。

ですから、サッカー場、自分が使えると思っていたら、今、使用中止になってしまったということで、自由広場は使っているものですから、そこを利用して、何とかある程度お金がかからないような形でうまくそういうものができるかと思うんですけども。とにかく、ただ広いところで転がっていったらランニングホームランになります。試合になるとラインを引いてエンタイトルツーベースとかってやれますけれども、ちゃんとフェンスがあって、ホームランと出ると感動するんですよ。そういうのが子供にもいいやる気が起きるんじゃないかなとも思うんで、そういうことで、この自由広場というものを利用するということは考えられませんか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

先ほどの教育長答弁の中でもお答えしておりますが、学童が野球を行える場所が不足している状況ではないと考えておりますことから、子供専用の野球場を整備する計画は、現時点では持ち合わせておりません。したがって、高島グラウンドの中でどこに少年用の野球場を造るか、泥の堆積したサッカー場なのか、それとも自由広場なのかという議論だとは捉えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） じゃ、スペース的に造ろうと思えば、やるかやらないかということではなくて、自由広場が、面積的には何とかやろうとしたらできるスペースかなということについてはどうですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 高島スポーツ広場の活用の方法等については、町内の体育協会の皆さんともお話をした中でというふうに考えておりますので、今、自由広場を野球場にということはお答えできません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、子供たちが少年野球をやるに場所が不足はしていないよというような形で、今ずっとおっしゃっておりますが、町内の少年団がやるっていうよりも、あそこの大井川の高島グラウンドが大変都合がいい場所で、ソフトボールはソフトボールで大きな大会が開かれて、全面6面使ったりする。それで、少年野球も全面使ってやったりということで。別に宣伝するわけじゃありませんが、本年も9月27日と10月3、4というところで、選抜少年野球学童部榛南大会というのが行われるんですよ。これ毎年やっているんですけども。それで、通常は県下各支部から32チーム、大体640人くらい来てやるんですけども、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、半分の16チーム、320名以内ということでやるようになっていきますけれども。これも駐車場がすごく広くて取れるもので、近くに車を置けるからすごい便利だということでもあります。

そういうこともあって、割かし、この近隣で言うと、隣の牧之原市はぐりんぱるがあったり、それで、あとは焼津とかもいろいろと総合運動公園、藤枝もそうですけれどもね。島田なんかだと島田球場があって人工芝のサッカー場があったり、あと矢崎の下の河川敷のところの陸上競技場とかソフトボール場があって。あとはずっと下流に行くにしたがって、野球の第2球場とか、あとは少年野球用が2面だか3面あるような状態で。

なるほど、そういう施設があるということは、その町が大変そういうスポーツが強いというか、熱が入っている。吉田町も町民1人に1スポーツというようなことを言っているものですから、そういう中でも、今少年野球のことを言っておりますが、こうして大勢の人もよそから来てくれてやったりするものですから。そういう中で、やっぱり専用のものが欲しいんじゃないかなというふうに私が思うものですから。いかなもんなのかなというふうに伺っているんですけどもね。

どうですかね。実際、先ほど大人の野球場、整備グラウンドを子供が使うよという、その一々、ピッチャープレートというのが大体2メートルちょっとぐらい、埋めるにまた穴を掘ってまた埋めて、さっき固定ベースは移動ベースでやればいいんじゃないかと。ピッチャープレートというのは木とかゴムでできているわけですから。そういう地面の实在に合わせていかんもので、掘って埋めるんですよ。そういう作業も、一々やらにやいかんということもあるものですから。

ソフトボール場で言うと、またソフトボール場でね、そういうこともしにやいかんもので。それで、ソフトボール場、ソフトボール協会にすると、グラウンドの土が硬い土がいいよという、カチカチになった土がいいよと言って、また土も違うもんですからね。結局、そういうソフトボール場はソフトボールに合わせて造ってあるんですよ。大人の野球場は大人に合わせて造ってあるんですよ。

だものですから、やっぱりその使用の目的に合ったものがちゃんとあればいいんじゃないかなと思いますが、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） まず、土の硬さについてでございますが、高島のソフトボール場の土の硬さと、小学校のグラウンドの土の硬さにそれほどの違いがあるとは思っておりません。近隣の少年野球でも、野球場用の黒土を用いた柔らかい環境で活動できているところは少ないと考えます。

当町でも、過去この環境下で少年野球に励んだ児童が吉田中学校に上がって県大会制覇、全国大会制覇を成し遂げたことを思えば、子供専用の野球場がなく、土の硬いソフトボール場で野球をしているということが、この町の少年の競技力の向上を著しく妨げているとは思いません。よって、現在ある野球場とソフトボール場を併用して御利用いただいて活動していただきたいと存じます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それは、中央小学校の生徒でね、元巨人の選手だと思いますけれども、高木選手ですよ。

その頃は、中央のスポ少もちゃんとやるグラウンドがあったんですよ。それが消防の第2分団詰所が建ったものですから、そこがなくなって、それで今トラック協会のほうのグラウンドを貸してもらっているけれども、練習は十分できると言いますが、ちゃんとした試合をやるにはちょっとということで、よく河川敷のほうを利用しているようです。

それは中央小学校であって、自分が言うのは、全体的に先ほど言ったように、毎年よそからも来て、吉田町の高島グラウンドで榛南選抜という大きな大会が開かれるものですから、それ以外にもいろんな大会で使っていたりするものですから、できれば、たくさんあればそれは専用がたくさんあればそれはいいですけどもね。そうでなくても1面ぐらいは専用があったほうが、それ用だということでもいいんじゃないかなと思うんですけども。

再度、お伺いしますが、そういうようなためにも、専用のグラウンドというのは、私は必要じゃないかなと思うんですけども、それについては、再度の質問になるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

高島に少年専用の野球場を造るということは、既に答弁をさせていただいております。

それから、現状の高島においても、毎年よそから大勢の方が来て榛南選抜の大会も開かれる、駐車場が多くて好評であるということでございますので、現状の野球場、そしてソフトボール場を活用しての御利用を続けていただきたいと存じます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） じゃ、全然必要がないということですね、はっきり言って。簡潔に聞きます。全然、少年野球用のグラウンドはスペースがあっても必要ないということですね。

○議長（増田剛士君） 先ほどから同じになっています。

答弁も同じになっています。

○10番（八木 栄君） 同じことだけれども。今最終的に聞いたんです。ですから必要ないということですね、と今聞いているわけです。イエスかノーでいいですよ。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

高島のグラウンドでございますが、町民のためにというグラウンドでございます、対外利用まで含めた大きな視点では捉えておりません。

スポーツ少年団の活動、それから現状の野球場、ソフトボール場の、先ほども申しました利用率等からして、少年野球の活動の場がない状況にはないと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ですから、必要はないと言うんですかと、私は聞いているんですよ。はっきり言ってくださいよ。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） いろいろなものが、ないよりはあったほうがいいというものは結構たくさんあるかと思うんですよね。例えば、今の子供専用の野球場、ないよりはあったほうがいいだろうというような考え方かなというふうに思うんですが。

現時点での必要性というようなことを考えたときに、現時点ではその必要性というのは、稼働率等も含めたときに必要はないというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それでは、特定のね、中央小学校のスポーツ少年団の衆が、よそのね、一般企業のところを借りてやっているんですよ、今、実際。だもんでね、できればそうじゃなくて、そういうところで借りてやるんじゃないかって、ちゃんとしたところというか、できれば公共的なもので、自由に使ってくださいというところがあれば一番いいと思うんですけれどもね。

その辺であればいいと、それはあればいいんですよ。だけど、今よそを借りてやっているということがあるもんですから。それについてはどう思いますか。借りてやるよりもね、ちゃんと町で、ある程度整備したところでやったほうが私はいいと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 民間のグラウンドの協力を得て、お借りして今活動の場が確保できているという状況でございますので、今の活動を続けていただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） そういう中でね、練習はできるけれども試合をやるにはなかなか大変だよということで、先ほども言って、それで、そう言うと、大人のところを使えという、そういう答弁は分かります。

だけど、大人のところは先ほど言ったように大人専用ですよ、本来はね。本来は。だもんで、できれば子供用を造ってくれば、対外試合があるときなんか、そこを利用してやれば利用率もちゃんとあるし、よそを借りてやっているという、狭いところでよそで貸してもらってやっているというよりも気持ちも違うと思うんですけれどもね。使われている人の気持ちになれば、そういうことも考えられるかなと私は思うんですけれどもね。そういうことを伺って、どうですかね。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

既に、答弁を重ねていると思っております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） じゃ、必要ないというふうに私は受け止めました。

それで、元年の決算ですけれども、体育施設広場維持管理費、予算が758万9,000円で、決算が725万9,000円、95.7%。大変よくやってくれていると思っています。

で、このうちのどのくらいですかね、何割ですかね。570万くらいが委託管理ということで、草刈りとかそういうものが主に使われています。それで、実際の整備というのは僅かなものですがね。

こうしたもう少し施設整備というもののお金を増やしてもらって、そのサッカー場ですね、使えるようにしていただければ、またサッカーの衆も利用価値が増えると思うものですかね。その辺で、町長にちょっと伺いますが。

ふるさと納税が、町長にお任せというのが4億5,500万円あるんですけれども、そういうのを少し回して、今言ったサッカー場が、予算がないものですから整備ができないよと言われたんですけれども。こういうこと言うと怒られるかも分からないけれども、そういうところへ回すということはできないんですかね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、教育委員会のほうでお話していますので、そこまでやる必要はないと思っています。あればいいけれども、そこまでの必要はない、そうしております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、私言っているのはね。少年野球の野球場じゃなくてね、サッカー場を使えるようにしてくれたらどうですかということですがね。その辺どうですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員は専用、専用と言いますがけれども、現実において、さほど問題がないと。稼働率等の問題においてもですね。そういうことがありますから、町長にお任せのお金については、もっと別のほうに使いたいと思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 分かりました。

これ以上ね、この件はしようがないと思いますので、いいとします。

あと、2つ目の質問の中での、中央小学校のグラウンド整備のことですけれども。

たしか、これ購入するに当たって大変狭いと。実際、普通、運動会とかそういうものでも高学年になると100メートル走というのがあると思うんですけれども、100メートル走ができないよというように伺っているんですが、それは事実なんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、運動会において、特に競技に支障を及ぼすということは聞いていないので、そこはできていると思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） やっぱり、今、あまり記録にこだわるという競技がだんだん減ってきたというふうに、なんか仲よくやれよというふうな競技が増えちゃっているというふうだと思うんですけれども。自分たちの頃から、ある程度100メートルとか200メートルとか、そ

の記録を残して歴代のやっているんですけれども。中央小学校では、それじゃ、別に100メートル走ができるけれども、やっていないということですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

すみません。100メートル走ができているかというところをちょっと今、特にちょっと資料を持ち合わせていないので、競技として運動会自体はやっている中で、競技ができていないということは聞いていないものですから。ちょっとすみません。100メートル走までができていないかどうかまでは、すみません、今ちょっと回答できません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 消防の出初めなんかで、あそこで放水訓練なんかをやったときに、見たときもやっぱり長さもそうですし、幅、見る側からした奥行きも少ないかなと。ほかの自彊小学校と住吉小学校に比べると、うんと狭いなというふうに感じます。

それで、土地の購入に当たっては、そういうことが理由で、たしか上がったような記憶があったものですから、今、確認したわけですが、自分がそうだよと言っているわけではなくて、そうかもしれないと思って今確認したわけですが。それも分からないということなもので、あれですけれども。

確かに、昨日見に行ったら、何かやっぱり運動場やるだか知らんけれども、線が引いてあったんですよ。それがちょっと小さいかなというふうに思いました。それで、そういうことで、学力も大事ですが、やっぱり運動して伸び伸びやってということも小学校のときは大事だと思うもので。そういう中で、この中央小学校のグラウンドを、用地を買って整備をするよということだと思えるんですけれども。

先ほど、答弁あったんですが、津波、3.11以来、町が津波防災まちづくりという、それ十分分かります。ですけれども、そういった中で、用地を買い上げてからもう10年以上たっているんですけれども、グラウンド整備をしていないということで。実施計画を見ても、ここにも載っていますけれども、全然。令和5年以降ですか、全然影も形もないものですか。

せっかく小学校に入って6年間たって卒業するわけですが、その間にできたらいいなというように思うんですけれども。

何ですか、全然あれですか。先ほど来、今後は協議していくというような話でなっているんですけれども。測量のための設計の費用とかそういうものも、全然見込めないという状態ですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、実施計画上にのっていないというところで、予算としては、ちょっとまだそこに計上されていない中で、ただあの土地をどう使うかという話については、やはり今後進めていかなくてはいけないということ。

その話の中で、先ほどちょっと答弁の中にございますとおり、道路とか水路の付け替えであるとか、それをどういうふうな処理をするのかということが決まらなないと、なかなか測量という形にもいかないものですから。まず、そこを実際形が悪くて、中央小学校の場合、グ

ラウンドが十分、手狭というか、ほかの小学校に比べると児童・生徒数に対して、ちょっとやはり小さいというところはあるので、そういうところは早くやっていたらいいかならないとは思いますが、そういった、まずは本当にどういうふうな形で校地としてやっていくのが一番効率的であるとか、そういったところを考えた上でちょっとやっていたらいいかな、測量などが手戻りになるということもございますので。なるべくこちらとしてはそういうものは早めに進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

小学校の先生とか、あと保護者とか、その土地を提供した売った方、グラウンドを造るためにということで、そういう理由で賛成してそれを売ったと思うんですね。そういう方たちは全然何も、まだかいというような御意見というか、そういうものはないんですかね。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

こちらの用地を提供していただいた方から、直接的にどうだというようなことは、ちょっと直接的にはお伺いはしておりません。ただ、近隣のほうから、あの学校の計画ってどうなっているのというのは、町政懇談会等でもちょっと話が出たりということはございましたが、やはり今の状況の中で、今御説明した水路・道路、ああいった状況とかですね、そういったところで、ちょっと今進んでいないということで回答はさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） そういう質問をした方は、ああそうですかと言って、それで終わりますか。それで納得してくれますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

やはり、早く進めていただきたいという気持ちはお持ちだとは思いますが、ただ、使ってすぐにできないのであれば、相応の土地として管理はちゃんとしてくださいというような話はお伺いしてはします。そういったところを、まず今やっているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 中央小学校も、校舎自体が築何十年か、ちょっと自分分かりませんが、かなりたっていると思うんですけども、そういう中で、グラウンドだけじゃなくて全体的な、学校全体の校舎も踏まえた、そういう構想、分かりませんが、そういうのがあるからね、あえてそのときまで取ってあるとか、そういうことはあるんでしょうか。そういう構想的なものは。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

構想というのは、ちょっとどういったものを指しているかということもあるんですが、取りあえず今まで、この用地も含めての、どういう形で全体を本当に利活用していこうとい

うのは、まだその道路・水路の取扱いが決まっていな中で、ちょっとまだないものですから、現状、こういう形になっているという状況でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、言ったのは、将来的に建て替えとかそういうのを考えているなら、グラウンドもそのときに一緒にやればいわと、そういう考えがあるかということで、大ざっぱに言うということなんです。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

グラウンドにつきましては、やはりこれはグラウンドの問題として、まず進めていかなければいけない部分がありますので。校舎の建て替えをやらないからグラウンドやらないというものではなく、グラウンドについては、それを進めていくということで考えてはおりますが。

ただ、その水路・道路の付け替えについては、やはりどういうふうな形で付け替えたほうが、経済的なことも出てきますし、その機能的なことも出てきますし。そういった今、今後、大分先のほうを見越したときに、やはりどういった機能を持たせるであるとかということとはございますので、そこはある程度視野には入れなければいけないとは思いますが。建て替えをしない限りグラウンドをやらないと、そういうことではございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど聞いたかもしれませんが、用地買い上げて10年以上ということで、グラウンド整備に手をつけられない、この一番の理由というのは何か。もう1回教えて下さい。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

やはり、この道路と水路という、そういった機能的な部分もありますし、あと、ここに全体をやるに当たっては、当然、限られた財源の中で事業を実施していかなければならないということがございますので、そういった財源の確保というの、やはり無視できないものでございますので、そういったものを総合的に見ながら進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私、一番の理由というのを1つ言ってもいいけれども。今、道路・水路があるもんで、そのことと財源、2つ。2つの理由が一番ということでよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

なかなかそこを切り離して考えられないものですから、2つ上げさせていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

最後に要望になるかもしれませんが、先ほど、高島グラウンドのほうは、もうやる気がないというふうには自分は受け取ったもので、これ以上要望もしませんけれども、今以上に施設整備をちゃんとしていただきたいと思いますということです。

それから、あとは中央小学校のグラウンドのほうは、なるべく今言われた道路と水路の付け替えですか。その辺のことを、一番が財源、やっぱり一番が財源だと思うんですよね。付け替えするにも財源があって、測量とかそういう設計ができるということがあるものですか。

財源のほう、なるたけなかなか本当に津波防災まちづくりということで、あるとは思いますがね。やっぱり将来ある子供のためだと思って、ある程度、あまり長く置いても、売った方もいい気持ちがないと思うんですよ。ですから、その辺を早期に実施計画のほうへ乗って、手をつけるということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、八木 栄君の一般質問が終わりました。

傍聴者の方、注意事項をお守りいただくようお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 山内 均 君

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

私は、通告どおり慎重に質問をさせていただきたいと思います。

質問に関してなんですが、町長にお願いをいたします。

合併浄化槽整備による水洗化率向上について。吉田町公共下水道事業は多くの問題がある。

①見通しの見えない施工期間と膨大な施工費用とコスト。

②終わりのない、設備改修・改築の循環と維持・管理費用。

③納税義務者の負担と受益の権利、都市計画税との不合理性。

④地震に対する耐震性、被害と復旧費用。

それぞれの問題を検証するため、一般質問で町の考えを聞いてきた。技術革新を遂げた合併処理浄化槽による水洗化が問題解決に必要であると考えます。

今回、吉田町では、平成31年3月29日付経営戦略の策定・改定のさらなる推進について（総財公第45号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、公共下水道事業の今後10年間における経営方針のまとめ、経営戦略を策定している。町政懇談会では中間報告が示された。

そこで、以下の点について質問をする。

1、経営戦略について。

(1) 経営戦略策定において、今後10年間の水洗化の目的達成の範囲はどこまでか。計画面積が920ヘクタールなのか、もしくは、検討の結果縮小した379ヘクタールの範囲なのか。また、そこに至った経緯は。

(2) (1)により変更・見直しをされた541ヘクタールの水洗化対策はどうするのか。

(3) 令和元年度までに、浄化センター建設・改修費用及び運営で費やした費用と計画予定完了までの建設・運営費は幾らか。また、計画完了までの期間は検討されているのか。

2、合併浄化槽による解決策について。

(1) 吉田町公共下水道事業経営戦略策定の中間報告では、個人設置型浄化槽のみが検討されている。今までの公共下水道事業では、納税の義務と権利としての受益に公平性の欠如がある。市町村設置型浄化槽方式によって、公平性を確保すべきである。負担と受益、都市計画税に対する考えは。

(2) 公共下水道事業特別会計資金不足比率の健全化について、一般会計からの繰入れをしている状態が健全と言えるのか。

(3) 富士市では、市町村設置型浄化槽方式を利用した独自の計画設計の下、積極的に水洗化を進めている。市町村設置型でないと、令和8年度までに汚水処理人口普及率95%とする目標達成は困難ではないかと思うが、町の考えは。

(4) 汚水処理施設整備と住宅リフォーム助成の連携事例もある。良好な生活環境の確保及び産業の活性化を考えた施策は。

3、地震被害と復旧について。

(1) 大規模地震によって下水道施設が災害を受け、復旧には多くの時間と費用がかかる。合併浄化槽は地震に強いことは確認されている。合併浄化槽による防災は有効な手段と考えるが、町の考えは。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 合併浄化槽整備による水洗化率向上についての御質問のうち、1、経営戦略についての1点目の、経営戦略策定において、今後10年間の水洗化の目標達成の範囲はどこまでか。計画面積が920ヘクタールなのか、もしくは検討の結果、縮小した379ヘクタールなのか、またそこに至った経緯は、についてお答えいたします。

なお、御質問にあります水洗化につきましては、下水道の整備と捉えましてお答えいたします。

経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、経営戦略策定に当たりましては、投資資産及び財源資産の収支が均衡し

た投資財政計画を策定することとなります。この投資資産につきましては、今後、公共下水道の整備をどこまでとするべきなのか、最適な整備区域を検討する必要があります。

現在、町は910ヘクタールの下水道全体計画を策定しており、下水道事業を実施しておりますが、これまでの整備面積は281.73ヘクタールにとどまり、全体計画区域全てを整備するには、相当の期間を要することが見込まれております。

このため、経営戦略の策定におきましては、より現実的な将来見込みにより投資資産を行うこととし、経営戦略の算定に合わせて平成27年度に策定した汚水処理施設整備構想を見直すことといたしました。

既存の汚水処理施設整備構想は、ガイドラインに基づく一律の環境条件や工法などの設定により費用を算定し、集合処理と個別処理のどちらが有利であるか、経済比較した結果に基づき策定しております。

これに対し、経営戦略の策定に合わせたこの度の見直しにおきましては、下水道整備の際の管渠の大きさや工法を現況に合わせて想定し、さらには現在の合併処理浄化槽の設置状況を考慮した上で、より現実的な汚水処理施設整備構想に改定すべく検討しているところでございます。

これまでの検討内容を申し上げますと、現在の事業計画区域である379ヘクタールの区域を集合処理とすることが処理場の能力を考慮しても最も経済的であるとされており、先日の町政懇談会におきまして、この検討結果に至るまでの手法、経緯等を御報告申し上げたところでございます。

なお、この379ヘクタールというのは、経営戦略を策定するに当たり、経済面から最も効率的な投資となる範囲として設定しようとするものであり、これにより現在の下水道全体計画が直ちに変更・縮小されるというものではございません。下水道全体計画の変更につきましては、改めて公共下水道建設委員会により決定していくこととなります。

次に、2点目の(1)により変更・見直しされた541ヘクタールの水洗化対策はどうするのか、についてお答えいたします。

なお、水洗化対策につきましては、汚水処理対策と捉えましてお答えいたします。

当町の汚水処理につきましては、公共下水道、または合併処理浄化槽のいずれかによるものとなりますので、下水道全体計画区域が見直された場合は、それぞれの区域は合併処理浄化槽の整備区域ということとなります。

これまでも、下水道事業計画区域以外の合併処理浄化槽設置に対しましては、国庫補助金を活用した浄化槽設置費補助金を交付しておりますので、引き続き事業を実施してまいります。

次に、3点目の令和元年度までに、浄化センター建設・改修費用及び運営で費やした費用と計画予定完了までの建設・運営費は幾らか、また、計画完了までの期間は検討されているか、についてお答えをいたします。

平成2年度から令和元年度までの浄化センター建設改修費は、69億1,417万円、浄化センターの維持管理費は22億3,682万円でございます。また、平成28年度に策定しました全体計画から算定される計画完了までの浄化センター建設費は、76億6,883万円でございます。

なお、計画完了までの期間につきましては、さきの第1回議会定例会でも答弁しましたとおり、公共下水道につきましては国庫補助事業により整備を行うことを基本としておりますので、国の下水道政策による影響も大きいことから、計画完了までの期間は検討しておらず、浄化センター運営費につきましても算定はしてございません。

続きまして、合併浄化槽による解決策についての1点目の、吉田町公共下水道事業経営戦略策定の中間報告では、個人設置型浄化槽のみが検討されている。今までの公共下水道事業では、納税の義務と権利としての受益に公平性の欠如がある。市町村設置型浄化槽方式によって公平性を確保すべきである。負担と受益、都市計画税に対する考えは、についてお答えをいたします。

経営戦略策定の中間報告におきましては、投資の試算に関連し、今後の下水道整備区域を想定するため、下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理の経済比較を行ったことについて報告させていただいたところでございます。

この報告による合併処理浄化槽の設置費用及び維持管理費につきましては、個人設置型、または市町村設置型のいずれであっても必要となる費用は変わりなく、個人設置型のみが検討されているということではありません。

また、市町村設置型浄化槽方式によって公平性を確保すべきとありますが、個人設置型か市町村設置型であるかに関わらず、設置に対しましては、補助金または直接に税金が充てられることになるものでございますので、負担と受益について、市町村設置型でなければ公平性が確保できないものではないと考えております。

なお、都市計画税につきましては、下水道事業だけを目的とするものではなく、都市基盤整備全般の財源となるものであり、都市計画事業がもたらす一般的な受益に対する負担であることから、受益の負担を個別に算定できる性質のものではございません。

また、下水道事業に関しましては、受益者負担金制度を設け、供用開始区域内の土地をお持ちの方から、建設費の一部を負担金として徴収しておりますが、これらの方からの税負担分も含む財源から浄化槽設置費補助金や衛生センター維持管理費用を賄っておりますので、納税の義務と権利とする受益に、公平性の欠如があるとは考えておりません。

次に、2点目の、公共下水道事業特別会計資金不足比率の健全化について、一般会計からの繰入れをしている状態が健全と言えるのか、についてお答えいたします。

決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくものでございますが、資金不足比率に関する算定方法は定められております。資金不足比率は、一般会計からの繰入金も含む歳入歳出の差により算定し、繰越金が生じている状況であれば、健全であるという評価となるものでございます。

議員がおっしゃるとおり、独立採算制の原則にのっとり、一般会計からの補助金を受け取ることなく、下水道使用料等による収益及び負担金による歳入だけで下水道事業を運営できる状態が、より健全な経営状況であると考えております。

したがって、現在、経営戦略の策定を行っているところでございますが、その中で、独立採算制の原則にのっとることが可能となるよう財政シミュレーションを実施していくこととしております。

次に、3点目の、富士市では市町村設置型浄化槽方式を利用した独自の計画設計の下、積極的に水洗化を進めている。市町村設置型でないと令和8年度までに汚水処理人口普及率95%以上とする目標達成は困難ではないかと思う。町の考えは、についてお答えをいたします。

さきの第1回議会定例会の一般質問でも答弁しておりますが、市町村設置型浄化槽につきましては、個人設置型と比べ、合併処理浄化槽への転換が集中的に短期間で進めることができる一方で、管理面における課題もあることから、町では市町村設置型の導入は考えておりません。

しかしながら、国の目標とする汚水処理人口普及率95%の達成に向けては、合併処理浄化槽の整備をより推進しなければなりませんので、下水道整備区域の見直しと併せて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をより一層推進してまいりたいと考えております。

なお、町政懇談会でもお答えしておりますが、富士市では、市町村設置型浄化槽方式は行っておりません。

次に、4点目の汚水処理施設整備と住宅リフォーム助成の連携事例もある。良好な生活環境の確保及び産業の活性化を考えた施策は、についてお答えします。

町では、合併処理浄化槽の設置に対しまして、新設する場合及び単独処理浄化槽からの設置替えをする場合のいずれにつきましても、浄化槽設置費補助金を交付しておりますが、公共用水域の汚濁防止の観点からは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進むことが望まれます。

しかしながら、家の新築などに伴い合併処理浄化槽を新設する方に対して、既存住宅の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみを実施する方は、非常に少ない現状がございます。

町ホームページや広報、いずれにおきましても、合併処理浄化槽への転換に対する補助金交付について周知しておりますが、さらなる周知を図るため、住宅のリフォームなど、合併処理浄化槽への転換の機会となり得る事業がございましたら、連携してPRすることも進めてまいります。

次に、3、地震被害と復旧についての、大規模地震によって下水道施設が災害を受け、復旧に多くの時間と費用がかかる。合併処理浄化槽は地震に強いことは確認されている。合併処理浄化槽による防災は有効な手段と考える。町の考えは、についてお答えいたします。

町の汚水処理施設の整備につきましては、公共下水道または合併処理浄化槽により進めておりますが、防災の観点により選択しているものではなく、下水道供用開始区域以外であれば合併処理浄化槽を整備することとなりますので、防災の観点からの合併処理浄化槽の設置は考えておりません。

また、下水道施設につきましては、吉田町下水道総合地震対策計画に基づき耐震化を進めており、昨年度に引き続き、今年度もマンホールの浮上防止、反応タンクの耐震補強工事を実施し、災害時にも下水道施設が停止することのないよう対策を講じているところでございます。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 9番、山内です。

今回、質問するに当たって、資料をちょっとつけさせていただきましたので、見ていただけますでしょうか。

まず、1枚目の地図です。皆さんには多分カラーで配付されていますので、節約するために白黒にしました。これで十分オーケーです。

まず、この色のついた部分が、今までの920ヘクタールの系譜ですね。だんだん順番、ずれていって。その裏側のこの色が消えた部分、これが経営戦略の中での、これをどうするかという方向の地図ですね。白い部分が合併浄化槽の計画から合併浄化槽外になったということです。

その次の、今町長の答弁にいただきました富士市の例を、富士市に確認をして使用許可をいただきました。それで、このやつを見ていただきますと、この補助金の、富士市では市町村設置型を同じような形で、独自で基金をつけて、そしてその裏側にあります補助金の一覧表、ここに富士市では、浄化槽区域、下水道区域外ですね。そのときに、まず5人層で56万9,000円と73万5,000円。7人層で71万1,000円と91万9,000円、これを富士市では使っていて、それに、前のところにありますけれども、その補助、今言った連携した浄化槽と建物の改修、それを連携した補助で、こういうシステムをやっている例です。

それから、その次のページは、浄化槽をまず、いろいろ話には出てこなかったんですけども、浄化槽の市町村設置型、それと個人設置型のメリット・デメリット、そういう部分ですが、この国から発表されているものです。

それでその次は、浄化槽で、ここにも国の資料の中に、富士市での単独くみ取りからの2つ目の左側の枠の中に、富士市では、単独くみ取りからの転換について個人負担額を市町村設置型と同程度に抑えるかさ上げ助成を実施した。

そしてその右側に、浄化槽または下水道接続と住宅リフォームの助成と連携例が、日本の至るところで起きているという例を挙げてありますので、先ほど町長の答弁にありました吉田町では考えていないということですが、これを考えることによって、私は耐震化であるとか、町の防災都市への基盤ができるのではないかと。そういう形で、そこに住む人の意識を、こういう形で喚起することができるのではないかとということでつけさせていただきました。

その次のページは、今言った、ここに書いてあります、これが個人の、左側が浄化槽設置型事業費で、個人が設置し市町村が設計費用、本体、吉田町では本体だけですね、それを補助をすると。管理は、個人が維持管理を行う。市町村設置型では、これが平成6年から環境省で出しているものです。市町村が個人の自宅に設置をし、市町村が維持管理を行う。その下は国の助成の在り方です。

一番最後は、その中に国のほうでは確証しています。下水道の普及率がなぜ上がらないか。その中に、下水を設置された中から、住宅までの、自分の敷地内のそれがもう完璧に弊害として阻害される材料であるということが、ここに載ってしまっていて、それをどういうふうにしてやっていくかということをいろいろ考えて、法律の中で決まったやつですね。それが、全部、場所によって違いますけれども、最高が30万までは助成をしますよと。

要するに、この方法というのは、今、公共下水道事業やっていますよね。その中で、公共下水道からつなぐだけで、各住宅から汚水が全部下水管に入っていくと。そういうやつを、

合併浄化槽の平成12年からですけど、今は新しい建物は全部、合併浄化槽しか使えませんけれども。これは、浄化センターの縮小版です。それを個々のやつが全部やるということです。それで出てくる水は20ppm。もう人が飲んでもいいぐらいの水が出てくるような状況です。

それがもう国交省か厚生省がその数字を決めて、それに見合うようなものを作るということが、国からいただいた、環境省ホームページから、拾い上げた資料です。

それに基づいて、今の町長の答弁いただいたものに、いろいろお聞きをしていただきたいと思えます。

まず、先ほどの答弁の中で、これから下水道事業が大きく見直されて、今戦略会議でされていると思えますけれども。私は、下水道事業、その戦略会議のここに資料があります。中を全部見ますと、どうしても合併浄化槽ではなくて単独浄化槽でも処理をしようと、そういう形で今行っているわけですけども。単独浄化槽でいくのが、先ほど言った、金額が単独浄化槽の、いろいろ説明することがいっぱいありまして、単独浄化槽の場合は。

ちょっとすみません。

単独浄化槽の合併式の補助に関しては、町がやろうとしていることに関しては、1基当たり33万から35万ぐらいの金額ですね。それが、市町村設置型にすると83万と30万、まず100万超のお金が国からの補助でできるということです。

なぜ、そこで、私が考えているのは、まずそういう中で、公共下水道には、我々これから言っていきますけれども、税金として、我々は都市計画税を含めて、町民税を払っています。その町民税の中から、毎年6億5,000万、6億9,000万が入っていますので、その中で不公平、実際に、下水をやっているところは、それを享受しています。我々はただ取られるだけです。その中でそういう不公平を解消することもまず大事なことだということで、質問をしました。

まず、一つ聞きますね。そういう中で、合併浄化槽の個人設置型、それだけが検討されていますけれども、先ほどの答弁では、とてもじゃないが、理由として納得できませんけれども、なぜ、公平性とか、そういうものの税の公平とか、それを考えたときに、市町村設置型になかなか意見がいかないというのは、それは特に何か、どういう意味であるんですかね。何か不都合があるんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

質問に答える前に、1点、先ほども答弁の中にもありましたけれども、富士市については市町村設置型ではないです。議員の資料にもついているように。

〔「どのページですか」の声あり〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 後ろから3ページのところになりますけれども、11ページのところに、先ほど議員がおっしゃられた四角で囲ってあるところの上から2つ目の左側のところに、富士市では単独くみ取りからの転換について、個人負担額を市町村設置型と同程度にということで、市町村型ではないんですけれども、抑えるよということでおっしゃっていますので、富士市は市町村型ではないということを御理解いただきたいと思えます。

○9番（山内 均君） それは承知しています。

○上下水道課長（山脇一浩君） 先ほど、市町村設置型でどうか。今回、経営戦略の審議会の中で検討したのは、市町村型だから合併浄化槽の費用が変わるとかではなくて、建設費としてどうかという判断だけでしているだけであって、下水道事業でやるとどうなるか、合併浄化槽でやると建設費が幾らかという検討をしています。ですので、市町村型だからこの金額が変わるとかという話ではないものになります。

それとあと、市町村型設置でやらないというのは、本年の第1回の答弁でも答えているところにはなります。そこは、あれですかね、そういう理由で市町村型設置は考えていないというものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が聞いたかったのは、ただそのときに、個人設置型になぜこだわっていくのか。それしか検討されていないですよ、実際に。先ほどの答弁にもありましたけれども、それだけではなく、検討材料いっぱいありますよね。その中で、我々が先ほどから言っている、税金の使い方が非常に北区にとっては不公平であるとか、計画区域外にとっては不当なものであるということですよ。それが、それをどう公平性を保っていくかということ望んでいるわけです。

一つ言いますと、まず前回の一般質問のときに答えを出したのが、下水道の、設置型を作ったときに1軒当たり、この金額に関しては827万円かかっています。今回の、今、決算書、それを、その中で利用する人が213人が86戸増えたということですよ。

そのときに、町で考えているのは、公共下水道の設置の管の設置だけですよ。金額出ているのはね。2億8,600万。それで割っても、1軒当たり332万。これ覚えておいてください。1軒332万ですよ。

これには起債は入っていません。利子は入っています。浄化槽の設置とあとは人件費も抜いてあります。その中での1軒当たりは、それでも332万。1軒ですよ。それで全部を入れますと852万。この852万の中にも、人件費等それは抜いてあります。その中に1軒当たり852万ですよ。前回の一般質問のときには、それが827万円。大体そのぐらいかかっているということですよ。

その辺は、そこをちょっと議論しないといかんですけれども。そういうふうに思っていますけれども、町のほうでは、理解というのはどういう理解でこの数字を出すんですか。不公平ではないと考えているという結論に対する、その導きはどんな導きをしたんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、議員がおっしゃっている不公平ではないと言っているのは、今まで下水道でやってきたところと、今後浄化槽でやっていくところで差が出てくるんじゃないかということで、という質問でよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先ほど、町長から答弁いただきました。その中での、汚水処理に対しての町の見解としては、合併浄化槽の個人型も市町村設置型も分けては考えてはいないと、そういう返事をいただきましたので。そのときに、先ほど言った1件当たり825万、管の設置だけでも1件当たり332万かかっていますよね。それが個人設置型だと個人に33万円の

補助しか出ないんです。あとは全部、公共下水道のほうに、我々が使っている税金から、町民税から行きますよね。その分の不公平です。それに対してどういうふうに考えていますかと。なぜ、個人設置型しか考えていかないんですかということなんです。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

当然、この下水道事業始めるに当たっては、理想は吉田町全域 920 ヘクタール、全て下水道を引くのが一番理想だと思います。その当時の中で議論したときは、当然単独しかない中で、下水道単独処理で垂れ流しされているみなし浄化槽でいくのではなくて、吉田町としては下水道ということで進んで、今までインフラ整備、今まで平成2年から昨年までだと 219 億 5,000 万円ほど使って整備しています。

当然、公営企業なので、その分も当然増やすことが一番理想です。浄化センターの機能・能力を含めて、下水道でやるのが一番理想なんですけれども、今のこの社会情勢とか社会構造でいくと、人口が減っていく中で、この下水道を吉田町全域ということはできないので、今まで合併浄化槽については、つなぎというか下水道が来るまでのつなぎとして、浄化槽は最初は考えていました。

ただ、平成 12 年の浄化槽法改正のときに、合併浄化槽が新たに、後発ですけれどもできて、そこの制度も水質としては、下水道、集合処理と同様のところがあったということもあって、今、このような状況の中で、経営戦略を考えているところではあるんですけれども。

現状でいくと、戸数、人口でもいいんですけれども、当たりの建設費をやれば、当然合併浄化槽、同等ではないです。浄化槽については、衛生センターも含めて、検討する必要があると思うんですけれども、現状の中では、今ある中では、市町村型に設置するというところは、答弁にもあった中で考えていないんですけれども、今後考える、その下水道事業の経営戦略ではなくて、吉田町の汚水処理、この整備構想の中では、そこのところについてもどういうやり方でいくかということころは、整理が必要ではありますけれども、現状、今のような形でやっていきたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 今その中で、本当に言いたいことは、1 件当たり 800 万もかかるようなものが、例えば市町村設置型が 83 万ですよ、1 件ね。しかも 3 月に言いましたけれども、期間どのぐらいでできますって、3 日でできるんですよ。コンクリの固まる時期に合わせて 1 週間でできますと。そういうのも考えたときに、その公平性を解消するためにも、やっぱり富士のような形、それか市町村設置型の形をとって、そして、今まで我々は、何も享受を受けていないわけですから、受益なかった、負担だけだった。それをどこかで解消してほしいと言ってるんです。当然解消するべきだろうと、計画としては。

その中での判断です。その辺はどうですか。不公平感というのは、多分持っていると思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

その合併浄化槽か下水道かによって、当然、不公平感があっては好ましくないことであります。当然、このことについては、経営戦略については下水道の経営戦略なので、その中で出たものについて、課題に対して、来年以降にいろいろ課題でも上げていますけれども、維

持管理に係る費用のとら辺について検討はしなくてはならないので、その中で、そこについても、どういう方向がいいかということは考えていかななくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ぜひ、考えていかなければじゃなくて、考えなければおかしいですよ。どう見ても。要するに、その部分からいくと、我々は完璧に外れているわけですよ。搾取という言葉を使っちゃいますけれどもね。あるところでも言われた。ある人にも言われたんです。何で私たちが都市計画税払うんですかって。さっき町長の答弁の中で都市計画税の発言が出ましたけど、今都市計画税の中で75%が下水道に行っていますよね。2億3,000万の75%がね。

そのときに、その下水道の使い方が、公債の借金の穴埋めに使っているでしょう、現在。そうですよね。その辺はどうなんですか。公債費。都市計画税の75%が下水道にいつてると。そのお金がどういう形で使われているのか。全体では下水道ですよ。よく分かっている中で、どういう形になっていますか。

課長、1回聞いたことがありますね。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちらの都市計画税の用途の関係につきましては、これまでも議員から多々御質問をいただいているところでございます。

確かに都市計画税ということで、議員も御承知のとおり、確かに都市計画税2億3,000万ほどありますが、これは下水道だけではなくて、広く都市計画案、都市計画税は目的税ですので、いわゆる生活環境改善という中での、住環境の改善という中で、道路、都市計画道路、公園というところも全てある中での、そのうちの一つが下水道なわけです。

その用途の関係については、参考資料にも出させていただいておりますが、これは、その年度の比率案分ということで、事業関係で、幾らまでが入っているというのではなかなか難しい、一旦中に入った形ですので、比率案分という形でさせていただいております。

下水道については、やはり下水道だけではなく、公園、道路につきましても、当然、公債費のほうにも、こちらのほう都市計画税一番充てさせていただいているわけですがけれども。これは、一旦事業というのは、当然事業の中には補助を合わせて起債というもので対応しております。そうした中で、単年度ではなくて、起債で後年度の方の受益者負担という考え方の中で、公債費にしておりますので、その中でも負担をしているという中で、下水道の関係についても、公債費のほうにも充てさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 項目で言うと、確かにそのとおりなんです。よく分かって聞いています。そのときに、じゃ、2億3,600万のうちの75%って幾らですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

75%になりますと、1億7,700万ほどになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そうしたら、もう一つ、都市公園と、それと都市計画税、それにそれぞれどのぐらい入っているのか、ちょっと教えていただけますか。元年度で結構です。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

元年度決算に基づいての、都市計画税の決算額の内訳でございますが、これ資料もお渡しさせていただいておりますけれども、今お読みします。

全部で公債費のほうに、比率案分という中で充てさせていただいている額は、都市計画税は2億2,161万2,000円でございます。そのうち、下水道関係については1億8,285万8,000円。あと、一般会計のいわゆる公園、道路等につきましては、3,875万4,000円という、比率案分としての配分ということは、そのような形になっています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が問題としたのは、そこなんですよ。75%が使うためにいっているわけではなくて、現在は公債費に充てられているでしょう。そうすると、都市計画税のそのものの目的税は、公債費に充てなさいということではなくて、ものを作るために、戦後の混乱したときに、都市計画税を目的税にして、そして国の中の整備をするためにやったわけですよ。その目的が今の使い方、逸脱していませんかということなんです。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、都市計画施設、先ほども申し上げましたとおり、施設というのは単年度で物ができるというのではなく、先ほど言いましたとおり、都市計画事業ですので、大変大きなお金がかかってくる。そうした中で、起債と、あと、当然一般会計もありますけれども、国の補助金等も活用した中で、起債に対してこの都市計画税を充当するというのは、これは通常どこの市町もそうですけれども、やられている方法でございますので、一応その点は答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先ほど言ったみたいに、全体の中の見方をすればそういうことですが、本来の目的税はそういうことではなくて、という形で、払うほうの我々の気持ちとしては、そういう形ではなくて、町民税から入ったものに関して、公債費に充てていただいて、そして都市計画税は都市計画税の本来の形をやっていただければ、すごい合理的なというか、我々納得できる。副町長、頭抱えてますけれども、そうですよ、やっぱり。そうだと、私はそう思っていますので。

全体のことは分かりますけれども、その中に、都市計画税の中に入っている部分に関して、我々が一番言いたいことは、計画の中はいいです。計画の内に入ったときには、計画から外れている人たちが、それを受益と負担の中で、受益が入っていないということなんです。都市計画税ですよ、下水に関して。それを私としては問題にしているわけです。ほかのものは十分承知していますけれどもね。そういう意味です。

その中で、一つ戦略会議の中でちょっと気になったことがあって、エンドウ会長さんという方が、こう言っていると思うんですけども。言っていますよね。中で。

全国の排水処理人口普及率 90%を超えるため、国は数年前に補助金、補助事業による下水道の整備は 10 年で終わると決めており、それ以降は補助金が出ないかもしれない。そうになると、単独事業でしか整備ができないよという懸念を示しているわけですね。

多分、今回のコロナによって、前回もね、国債の話がありましたけれども、1,100 兆円、200 兆円ぐらい抱えているわけですよ。そうすると、多分国のほうでも、こういう形がなると思うので、そういう心配というのは、やっぱり町のほうでも持っているわけですか。そういう国庫の補助金が、下水に関する補助金が、そういう形が出ないかもしれないという形で、ここに資料としてあるわけですけども、そういうものというのはやっぱり当然、懸念をしてはいるわけですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃるところ、議事にも書いてあるんですけども、この 3 省通知、10 年概成で、令和 8 年までに、下水道だけでなく、環境省も入っていますけれども、農業集落排水、合併浄化槽が国交省と環境省と農水省の 3 省で 10 年概成、下水道にこだわらず、10 年概成しろと、それは令和 8 年になっています。県とかの負担金、補助金をもらう、申請して、下水道については、重点政策になっていますので、環境整備はほかの事業と違って、内示率もほぼ 100%で出ています。

ただ、それは令和 8 年までは、国から多分言われている話だと思うんですけども、令和 8 年までは補助金がつくけれども、それ以降は分からないというような話を示していますので、当然、そこに向けての下水道事業、それ以降はつくかもしれないけれども、下がる可能性も十分あるということは承知しています。それに向けて、今回、経営戦略の中で、そこら辺も整備していこうということになったものになります。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） その中で、例えば個人の設置型の浄化槽を使っても、合併浄化槽を使っても、それだけの市町村設置型を使うことによって、我々の不合理な部分がある程度解消していただくと。そういうのをやっぱり町としては考えるべきだと思うんですけども、それはどうなんですか、公平性の部分で。そういうもの、解決というのはありますか。考え方は持ち合わせていませんか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 先ほどと繰り返しのなってしまうんですけども、今、現状では、市町村設置型は考えていないです。

ただ、今後、今回経営戦略で課題も当然挙がってきますので、その中で、下水道事業の課題、それと合わせて、今回、最終的にまだ答申を得ていない状況ですけども、最終的に出た、この経営戦略ができた後には、それで進む場合には、当然、今回区域を外れたところについては、どういうふうにやっていくかということは、整理していく必要があると思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 長く言っているのは、喜怒哀楽の中で、苦と怒ること、それは積もっていくと。喜びと楽しみは積もっていかないと。そういう中で、絶対に積もっていくんですよ。その不公平を感じたときにね、怒った分、我々が不合理を感じたとき、その辺をどこかで解消していただきたいというのが私の。解消していかなきやならないんだったら、それが政策としてやるべきだろうと思っています。

その中で、ちょっと数が多過ぎちゃって、多分、私も分かっていたけれども、時間がなくなってきましたので、これに関して、本当はもっと大事なことがある、多分聞きたいことがあってなんですけれども。

それで私が、今回、富士市の例をなぜ取り上げたかという、今、このやつが、資料を見ていくと、もう、300 くらいの市町村がやっていますよという資料もあるんですよ。それがどういう形で進んでいくって言っているんですね。

その中で、やっぱりそれを、今の状況を、じゃ、チャンスに変えるにはどうするかということが、富士がやったリフォームと併せてやるのが、私にとっては非常に有意義なことであるし、しかも、1戸1戸の浄化槽ですから、地元の業者がやる。個人の小さい業者がやる。そうすると、そこで経済が起きれば変わってきますよね。100件やって、もし100万使ったら、1億の仕事が出るわけですよ、地元。

そういう意味で、私としては、当然、建築屋ですから、そういうものを考えますけれども、そういうような考慮をすべきであると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。返事ができないかもしれないけれども、出していただければ有りがたいですけれども。どういうふうに思いますかと感じますけれども。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） すぐに出る答えではないと思います。

ただ、もう一つ大事なことは、令和8年までに90%やるという方向を出していますよね。そのときに、単独浄化槽から個人設置型でやったときには、ほとんど進歩しません。やらないです。理由は簡単です。誰も困らない。自分のお金を出すことはみんな個人としても今できませんから。

ところが、そういう形で補助をもらって、そういう合併浄化槽のものでやっていったときに、やっていただいた人は、得をした、もうかったというか、自分のやりたいこと、それをそっちにお金を回せるという意識を持っていると思うんです。今、単独浄化槽を使っている人たちは、みんな思っていますよ。合併浄化槽に切り替えたいんですね。

私もそうですけれども、もし私が合併浄化槽で補助でやってくれたとしたら、うちの流しも替えますよ。改装しますよ。トイレも改装しますよ。

そういう効果が、間違いなく生まれて、私の経験として生まれてくるということですので、我々も今、建設課では耐震で一生懸命やってくれていますけれども、それを上乘せ、応援が確実にできると思っています。

そういう意味で、次のやつに関してはまた聞かせてもらいますけれども、最後にそのチャンスに変える方法、富士のような形を考えませんか。もし考えなかったら、考えない理由は何ですかとお聞きして、最後に終わらせてもらいたいと思います。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません。今おっしゃっているのは、今までの答弁ではなくてということですかね。

先ほど、リフォームという話が出ましたけれども、リフォームという話で答弁でもあるんですけれども、浄化槽事業としてやっている中では、現状、都市環境課でやっているTOUKAI-0の耐震化事業に併せて、当然今までやっていないんですけれども、ダイレクトメール、今、送っていたりするものに対して、うちの補助金のPRだとか、改善の訪問に行くときに併せて、浄化槽の事業として切り替えのお宅であれば、そういう事業は連携してやっていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後にします。

私も、都市環境課がやってくれているTOUKAI-0に関しては、毎回毎回、一生懸命ちょっと頑張っています。その中で、やっぱりそういう耐震化をしていただいて、そうして、そういうやつが安全だという吉田町ができればそれでいいことであるし、私はいつも使命として思っていますけれども、東海地震とか、これから来る南海地震、大地震に対して、私の役割は、地震から一人でも多くの人を助ける話ですから。そのためには、もう耐震やろうと。耐震が使命、ミッションとして考えていますので。

ぜひ、その辺も含めて、皆さんの力と知識とを集結をしていただいて、ぜひ、産業の活性化も含めてお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 以上で、9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時58分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 23 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日は、提出されました第 72 号議案 令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第 72 号の質疑

- 議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。
日程第 1、第 72 号議案 令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
これから第 72 号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入の 1 款から 11 款、21 款についての質疑を行います。
引き続き、歳出の質疑を行います。議事日程のとおり、本日は 1 款から 4 款及び 12 款から 14 款までとし、款別に区切って質疑を行いたいと思います。
説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。
また、歳入の 1 款から 11 款、21 款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いいたします。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。
それでは、質疑に入ります。
初めに、歳入の 1 款から 11 款、21 款についての質疑を行います。
質疑はありますか。
6 番、山口一博君。
○6 番（山口一博君） 6 番、山口です。
決算書の 12 ページ、13 ページ、頂いた資料の説明書の 71 ページを見て、収入済額についてお聞きしたいと思います。

また、参考資料のナンバー10も合わせて読み上げたいと思うんですが、まず個人の町民税につきましてお聞きします。

全協でも聞きましたけれども、前年度より給与所得者が約230人、税として約8億円を増えました。しかし、今年の1月からのコロナ禍の影響によりまして、1月から3月、または下半期によって給与所得者の減免制度や自宅待機、または雇い止めや解雇の影響で、この税収に関して何か影響を受けたことがあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

個人住民税の収入の件ということでございまして、まず議員おっしゃられた1月から3月の状況ということでございますが、所得金額につきましては、年間所得で把握しておりますので、個別に何月がいいかというようなことはちょっと把握はできておりませんが、コロナの影響という形でございますけれども、令和元年度の決算におきましては、減免措置等の対応特にはございませんので、特に税収におけるコロナの影響という形は個人町民税に関しては、特に影響はないというようなことは思っております。

けれども、この2月、3月に入ってから仕事がなく収入が減となっているというような形で、御相談に来る方々もいらっしゃいます。こういう方々もともと滞納をされている方々がいらっしゃいまして、そういう方々に対しては納税相談をしながら、分納でお支払いをいただいているという状況でございました。決算に関しては、あまりコロナの影響はなかったんじゃないかというふうに感じております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 了解しました。

続いて、法人町民税についてお聞きしたいと思います。

前年度よりも1号法人が127社増えました。しかし、参考資料のナンバー10によりますと、昨年度よりも約17.8%、5億9,000万円が減額になりましたが、そのほとんどが、法人町民税は所得割と均等割なんですけれども、売上げに対する均等割が減ったという御返答だったんですが、この9号法人、資本金が50億円を超えるところと従業員が50人を超えるところが町民法人税の約半分を占めるって以前は聞いていたんですけれども、その売上げに対するやっぱりコロナ禍の影響というのは、これ法人に関してはやっぱりあったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

法人町民税の減額の件ということでございます。議員おっしゃられた均等割のほうにつきましては、さほど変わりはないという形でございます。

そんな中で、法人割につきましては、やはり国税として申告したものを課税標準という形にするので、単純にといいますか、言葉がおかしいんですが、業績がちょっと悪かったであるとか、それ以外には設備投資をされたというところもあって、減収という形になっているというふうに想定しますけれども、実際にこの1月から令和元年度につきましては、議員おっしゃられた9号法人の一部の方、大口の税収があるようなところが、やはり設備投資をして減額になっているというところもありますし、もちろん中国経済が悪化したということも

ありまして、生産といいますか、製品が売れないというところもございまして、減収となっているところも事実としてあるというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 最後にしますけれども、大石課長、4月に税務課を引き継いだわけなんですけれども、前任者とお話しして、こういうことお話しできるか分からないんですけれども、というのは、明るい見通しの多分法人税、町民税ではないとは分かっているんですけれども、引き継いだときにそういったお話というものがあつたんでしょうか。

というのは、先日的一般質問の中でも、町長の答弁でも法人の減収率、今年度あるということだったんですけれども、もしお話しできることあれば、引き継いだことで何かあつたら、決算についてちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（増田剛士君） あくまでも元年度決算の中での話ですよ。

○6番（山口一博君） はい。

○議長（増田剛士君） ちょっと質問の意図が分からないので、もう一度お願いできますか。6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 3月決算を迎えまして、課を引き継いだわけなんですけれども、そのときに見通しというんですかね、そういうのもしあれば教えてもらいたいなと思ったんですが。

○議長（増田剛士君） 決算だから見通しと言われても、元年度の決算についてのことで、コロナはこれから入ってくる話で、そういう中で何を求めているのかちょっと分からないんですが、もう一度できますか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 町民法人税で、今年度のことを本当は聞きたいなと思っていましたけれども、今年度のことはちょっと聞けないということなんですけれども、町長答弁の中でも今年度の減収率とかあつたんですけれども、その決算を終えましてどのような見込みがあつたのか、どのようになったのかというのもしお答えできればなと思ったんですが。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

今年度の見込みということでございますけれども、やはりこのコロナ禍につきましては、今後もウィズコロナといいますか、続くと思います。

そんな中で、法人町民税のほうも減収になってくる、なのかなという想定はしておりますけれども、これにつきましては、今後私どもとしても大口の企業のほうに聞き取り調査をしながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これ決算の話でございますので、当然のことながら議員もその辺についてよく理解してもらいたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 町債についてお伺いします。

参考資料の10ページの6ページでございます。

この町債というのは、後年度にわたって債務負担をするために借入れを行うということであり、その償還期間を見ますと5年から30年、まちまちです。それは、そのものの耐用年数ということで考えて償還期間を決めているというふうには思いますが、この臨時財政対策費が一般財源として使われているというふうには思います。それが、その償還期間が20年と設定している理由はいかなるものなのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま町債の関係の中で、臨時財政対策債の御質問いただきました。

この臨時財政対策債は、本来交付税として、まず臨時財政対策債ですけれども、交付税として本来町が収入としてなるところですが、国のほうも財源が不足しているという中で、臨時財政対策債を合わせて町に対して交付とあと許可ですね、臨時財政対策債の許可額を示してきます。その中で、この臨時財政対策債は10分の10、元利の関係で10分の10国の地方交付税の算定されるということの中で、一般財源化して使わせていただいています。

こちらのほうについては、一応20年以内ということですので、その間は当然10分の10確保されているということの中で、一応この20年の中で一般財源のほうに使わせていただいているということ、一応20年で一応想定してやっていると。

10年ごとに利率の見直しというのがございますけれども、これについても10分の10から補填がされるということになりますので、その最長の中で行っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、同じページなんですけれども、同僚議員から全員協議会でも質問がありましたけれども、防潮堤整備事業の借入れ6,520万、この金利が1%であるということになります。償還期間が30年、これ見ますと高い金利を長い年月払い続けるということになることで、当町にとってはよろこばしいことではないのではないかとこのように私は思うわけですが、このような借入れをしなければならなくなった理由及び先ほどもありましたけれども交付税措置との関係も含めて教えていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員からもお話しありましたとおり、防災の関係の防潮堤の整備事業ということで、利率が1%ということになります。まず、これ一応備考のほうにもありますけれども、こちらのまず事業の内容ですけれども、緊急自然災害防止対策事業費ということで、そうした起債になります。この起債は、100%起債充当して、70%交付税でということになります。ですので、率としては非常に交付税措置が高い利率になります。

まず、今回この1%なぜ市中銀行になっているのかというところを申し上げますと、当初町としましては、計画をしまして政府系の地方公共団体の金融機構というところにエントリーをさせていただいていました。しかしながら、こちらのほうから、起債はやはり起債も枠があります、全体として枠がありまして、今回その機構の中からちょっと調整をしてほしいと、もう要するに受けられないと。ほかからもたくさんきておりますので受けられないとい

うことの中で、銀行といわゆる縁故債のほうで対応してほしいということでの、そっちは受けられないということでしたので、金融機関との縁故債のほうをさせていただきました。

そうした中で、一応縁故債しまして8の金融機関から見積り徴取をしまして、その中で一番安かった最低利率を提示しましたしずおか焼津信用金庫に決定をしたと、利率が1%だったということになります。

先ほども申し上げましたとおり、確かに利率はほかの政府系より当然ちょっと高くなりますけれども、先ほど来申しましたとおり、この起債は緊急自然災害防止対策事業債ということで、70%の交付率があるということで、これは元利になりますので、そうした中で対応させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

資料の10でお願いをしたい。一般会計歳入歳出決算参考資料、資料10です。その6ページ、7ページ見ていただけますか。

まずは、6ページに関しては、今聞いていただきましたとおり、よく分かりました。

ただ、7ページの中で、全員協議会の中でもちょっと触れさせてもらいましたけれども、利子の部分、このずっと1、2、3、4、真ん中のところですね、利子の償還額という部分がこの中に記載をされています。そして、この利子に関しては、今年は1億800万払いましたよと、そして、その中で最終的に令和元年度の末に184億6,580万1,000円、総計出ていますよね。それで、このやつを見たときに、決算で我々が、私が考える中で利子に関して、利子に関してです、この起債を起こしまして、その利子が当然起債を起こした段階で何回もシミュレーションの話が出てきましたけれども、そのシミュレーションの中で、今現在これと同じような現在の利子が、確定した利子がどのくらいあるかというやつが見えていないわけですね、この中に。

我々は、決算をやるときに、全体の決算の中を見て、その中の令和元年度の決算がどういうものだというので承認をするわけですね。そうしていくと、今言った利子の分が出ていないもんですから、利子の金額が出てこない限りは、この令和元年度の最終の残高というか、現在高がどのくらいになるかというのが実際見えてこないもんですから、それをちょっと決算するための吉田町の全体の中の一部を、令和元年度の決算を見るために知りたいんですけども、そのやつをちょっと金額がどこかに出るところというのはないんですか、我々に。どこかに出ていますか。いくらになりますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、利子のほうですけれども、今後のところについては、この中には資料としては出ておりません。これは議員のおっしゃるとおりです。

まず、元金と利子の関係ありますけれども、一般的にその全部借金じゃないかというようなことでお話を多分されていたと思いますが、通常一般的な会社もそうだと思うんですけ

れども、利息についてはこれは費用ですよ、収益、いわゆる収益になるかと思えます。ですので、損益計算書のほうに出てくるものになってくると思えます。

一方、負債のほうについては、借入金のほうについては、これは資産のほうになりますので、こちらは貸借対照表のほうに出てくるものになってくると思えます。ですので、収益と資産ということの違いがありますので、そうした中で、これまで出していないというのがありますけれども、ただ、先ほど来、利子の関係、この表にもありますが、実際にこちらは主要施策のほう、こちらの12款公債費の1項、326ページですけれども、毎年こちら、これ全員協議会でもお話しをさせていただいたんですけれども、毎年こちらに7,300万円ほど元年につきましては利子があったということで、その内訳も327ページに一応一覧のほう出ささせていただいています。

そうした中で、当然利子については、当然今後減額等もその利率によっても変わって、以前の利率とかが償還が終わったものとかは変わってくるものですから、一応こうしたことの中で一応出ささせていただいているということで、単年度で収益ということの中で報告をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 9番、山内です。

今答弁いただいたとおり、その書き方の標準的なものは確かにある、それは分かります。その中で、それぞれの資産の出し方をしながら、よく分かります。

ただし、いくら理由をつけたとしても、それは吉田町全体の中での話の中では、確かにその名目は違うけれども、実際にこれから払らなきゃいかん、今払うためのその利子も含めた金額が分からないと、今どういう状況であるのか、私はその利子が例えば30億なのか、5億なのか、そういうものが分かってこない、今言った決算を締めるに当たってその中のここですよ、この金額ですよ、全体今ここにありますよというものが分からないことには、なかなか了解というか、どこで今健全なのかどうなのかというものが、ちょっと出てくると思えますので、その辺が。それを含めて現在の利子が、令和元年度の決算時点の利子がこれから、これからですよ、もう常に起債を起こして、そしてその中で出ていると思うんですけれども、今の段階でどのくらいかというやつを知りたいんですね。

要するに、全体の吉田町の抱えている債権そのものを常にどっかで知っていなきゃいかんということですが、そういう点でちょっと教えてもらいたいです。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

議員の御質問も分かりますしあれなんですけれども、一応形としてはこういう形になるというのは、まずそこは理解していただいていると思えます。

じゃ、一体いくらあるんだということだと思います。こちらにつきましては、健全化判断比率というのが、皆様にも報告をさせていただいております、その中の実質公債費比率につきましては、この中には元利が入っている中で実質公債費比率というのが出ておりますので、その数値が元年度ですと10億6,844万7,000円、これ支払いの部分になりますけれども、そこでないとちょっと出てこないというのが実態となっております。一応実質公債費

比率については、元利を含めた中で比率のほうを出ささせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そこがちょっと分からないんですけれども、例えば今元年度の利子の部分の計算されましたよね。そして、新たにこれ起債を起こして発生した段階で金額出ますよね。そして、その中の金額で、金額が出た段階で、決算として利子として今年度一億八百何某かは払ったとって、そういうことなんですけれども、そのときにこの今言った一番右の欄に、利子としての数字、要するに今真ん中に出ていますけれども、この真ん中の利子って全然関係ない数字であって、その真ん中の利子としての数字が、現在の数字がどのくらいかということです。それをもってして初めて吉田町の債権がどのくらいあるかということが分かるわけですから、重要なことだと思いますので、ちょっと教えてください。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今いろいろ御質問いただいております、言われていることもよく分かっております。

先ほど来、お話しさせておりますとおり、利子は資産を形成しておりませんので、まずそこがまず一つあります。

あと、もう一つは、こちらはちょっと検討という形になりますけれども、主要施策の中の参考値をどうしていくかというのは、ちょっと今後検討させていただければというふうに思っております。

ただ、今の数字としては、こちらのほうが、こういう形で今までできておりますし、これは別に何ら間違っているものではないということありますので、ただ、その記載方法については、主要施策のほうはちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後にします。

私としては、記載方法も大事なことなんでしょうけれども、あなた方にとって確かにつくることがね。ただ、全体の吉田町を、我々はカウンターの外から見たときに、どのくらいに吉田町が今必要としているお金があるのかというのは、ここに出ている184億ですか、その数字にプラス要は利子の数字が乗ってくるものが見えないと、吉田町の状況が分かりませんよということなんです。その利子の金額をやってほしいんです。もし細かいことがなかったらおおよそでいいんですけれども、それが私は知りたいところなんですけれどもね。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

議員から御質問いただいた参考資料の7ページのところですよね、今言われているところが。ここは、あくまでも地方債の現在高ということですので、ここには利子が含まれておりませんので、この表はこの表ということになりますけれども、何らかの形で、先ほど検討すると言ったのは、主要施策のところの12款の利子のところがございますので、その辺をちょっと検討させていただきながら、今後に対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） いつ金額って示されますか。いくらなんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

長いもので30年というのがありますので、そこを全て混ぜないといけないので、今現時点で数字のほうは持っておりませんので、一応あと先ほど言ったように、臨時財政対策債も見直しのときもありますので、今の現時点というふうな形になるかと思いますが、今現在はちょっと金額のほう、残りのほうはちょっと持ち合わせて、まだ全て出さなきゃいけないので持ち合わせていないという状況になります。

単年度については、この決算のとおりということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） しつこくてごめんなさい。

それは、じゃ後でまた教えていただいて、そのやつを皆さんに公表してもという形でいいですね。教えていただけますか、スパンと切ったときの金額ですよ。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

そこは、数字が出れば、そこは何ら今実際の今の時点のということになりますので、はい、その辺はまたお示しさせていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時30分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 総合戦略K P Iについてお伺いします。

これは、全体的な話なんですけど、総務費で一番最初に出てくるし、企画課長もいらっしゃるんで、説明書10ページによりますと、この説明書は吉田町町づくりステップアップ行政評価におけるDシートを活用してつくられたものであると。その欄に総合戦略K P Iというのが出ていて、現状が書かれています。これ何のために現状を記載しているのでしょうか、まずそこをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員がおっしゃられているのは、10ページのところの評価結果のところ。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この説明書全体に、各事業に、全てではありませんけれども、総合戦略K P Iというのが記載されています、効果とかいうところに。そういうところに、もうぶっちゃけて言えば、現状しか書いていないんだけど、要するに目標値があるわけですよね。かつ、令和元年度というのは第1期吉田町まち・ひと・しごとだったかな、その最終年度になっている。その目標値に対して、達成したものがどうであったのかということをしつかり評価して、しているのであれば、ここに記載すべきではないかというふうに思うんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。今の質問理解しました。

まず、総合戦略、このDシートにつきましては、それぞれの表のところ、これは実際に予算の運用状況、いわゆるうちは予算と総合計画との一体的な進行という中で、これが進捗、予算も含めた中で進捗評価を行うということの中で、このDシートというのがあります。この右上のほうに、一応3つの枠がありまして、総合戦略、S G C（シーガーデンシティ構想）と、あと津波防災事業というので3つを設けておりまして、この総合戦略というところに丸があるところにはK P Iが入っているということになります。

K P Iの評価については、この中では実際には、事業はこの中で行っているわけですが、評価については別に評価を行う形になります。一番最初に、総合戦略の指標がありますので、あれは別冊になっておりますので、そこに現状値と目標値が、いわゆる先ほど議員がおっしゃられたように、令和元年度の最終年度の目標値も一応掲げさせていただいています。そこを見ながらという形にはなるかと思う、この中にはちょっと今事業が全てK P Iに入っているわけではないものですから、一応これはK P Iという関連づけで一応出ささせていただきます、この資料につきましては。

ですので、総合戦略は総合戦略で評価を行いますので、今現在この後また総合計画等審議会でも出ささせていただきます、公表させていただく予定でありますので、そこでそのK P Iの目標値と現状ですね、元年の、そこを見比べて評価を行うということで、併せて評価報告書というのを出ささせていただきます形になるものですから、この中には今目標値は設定をしていないというものになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ほかのところでやっていると。資料として出てくるのは、例えば見直し、継続とか、やめるとか、実施計画とか、そういうのは記憶にあるんですけども、その実際にこの目標値があって現状値がこうであると、未達のものなぜかと、達成したものはなぜできたのかとか、そういうのをあまり見ていないような気がするんですが、配られているものですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

行政評価システムの今一つのまだ過渡期のところもあるというところがございまして、ただ、行政評価自体は、いわゆるプロセス、いわゆる運用上の関係の評価を毎年行っている中で、今回毎年その総合戦略についても毎年評価ということを行っておりまして、今年度いわゆる1期の部分を今評価をかけているところです。

実際の運用については、その運用の評価等については、このステップアップ行政評価を活用するという形を取らせていただいていると。そうした中で、この一部の中にKPI、総合戦略のKPIの数字が出てきているというような形になりますので、確かに全て一つで見れば分かるというのが一番非常にいいというのは私たちは分かりますけれども、今そうした運用をちょっとさせていただいておりますので、今後KPI、総合戦略のKPIの評価を前期、また評価結果のほうは公表のほうはさせていただくという予定でおりますので、またそこで御確認いただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういうところで、その結果に対する町の考え方というのが明確になれば私はいいと思っています。そういうのを出していただけるということであれば、それはお願いしたいと思うし、それがなければこの資料を用いて個々に聞いていくしかないということになると、そういうことですね。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料の61ページの人事管理費、全協で被服費のことで貸与するよということで、自分は耐用年数ということで伺ったものですから、それでちょっと前にも予算のとき言ったことあったと思うんですが、調べたら平成26年3月10日、平成26年第1回吉田町議会定例会の予算連合審査会というとき、自分が議長だったんですが、総務課のほうの付託案件でやったものですから、自分がこっちにいて質問したわけですけども、そのとき課長さん、田村課長でしたけれども、ヘルメットの更新分は計上されていないという答弁をいただいたんですよ。

それで、自分のほうからヘルメットの耐用年数は、FRPが5年で、ABS樹脂やポリカーボネート、ポリエチレンだと3年以内というふうになっていますと、また中のネット状のものは衛生面から大体1年で交換するというように、そのときは日本安全帽工業会というところで調べたことをお話しさせてもらったんですけども、そのときの回答が耐用年数がちゃんとしているかそういうことも考えられますので、それにつきましては、町の中でも調査して検討させていただきたいと思っておりますという答弁をいただいたんですよ。

それから、大分たっているわけですけども、今回決算の中で、新しい人の貸与するものはここで被服の中でやっておりますが、このとき私が予算化してほしいというふうなことを言ったの、耐用年数によってヘルメットを変えていかないと安全ではないよということを言ったわけですね。今もそれがなされていないもんですから、このような今言ったそのときの回答をいただいたときの、これについてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ヘルメットの耐用年数というところで、私も議員が御質問された議事録を拝見しました。やはり調査するというところで申しているわけでございますけれども、この間の全協のときにお話しをさせていただいた私のほうの発言につきましては、貸与期間というところで、貸与規則の中でのお話をさせていただきました。

今回ヘルメットの耐用年数というところの話になるわけですけども、そのところは何年が適正であるかというところの法的な根拠はないというところもありますけれども、そうはいいまして、貸与されてから長く持っている職員が多くいるというところも実態も分かりましたので、今後貸与期間を見ながら、貸与期間を何年にするかというところまではまだ決めていませんけれども、適切に計画的に交換するというところも視野に入れて、検討していきたいというふうには思っておりますので、職員の安全を守るというところと、使用頻度はそんなにたくさんあるわけではないですけども、そういったところで職員の安心・安全を守ると、生命を守るというところでは必要なものだと思いますので、非常時のときに使うものでもありますので、そこは検討をしていきたいというふうに考えます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

令和元年のこの人事管理費だと執行率が69.9%で、30%ぐらい予算が使わないものがあるもんですから、本来ならそれで交換してくれりゃ、数としては何百だかは換えられるような金額が残っていたもんですから、これを踏まえてまたそういうこと、今の回答ではそのようなこと考えてやってくれるということをも、何年前か同じようなことは伺っていたもんで、ぜひそうしてとにかくいざというときの職員方の身の安全を守らにゃいかんということがあるもんですからその辺で、要望になりますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 18ページのところの公用車管理費を見ていただけますでしょうか。

まず、裏の19ページを見てもらいますと、ここにずらっと並んでおります。その中で、毎年と書いてある部分、3、4、5、6ありますよね、これが中型バス、中型バスに関してはかなりもう24年経過しています。その次のパートナーに関しては、21年経過していま

す。次のADバンに関しては20年、次のカラーバンに関しては19年、それでこの中でバスに関してはいろいろ情報が入ってきているわけですが、ぜひ紹介をしていただきたいのと、それともう一つは、この20年、21年、19年、これ何か替えない理由ってあるんですか。毎年これ聞くんですけれども、また替えてはならない理由ってなんですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

公用車の年数といいますか、マイクロバスについては御存じだと思いますけれども、今年5月にもう変えさせていただきますので、新たなバスが、令和2年5月に、車検が5月まで終わりましたので、その後新たなマイクロバスをリースで求めておりまして、もう登録のほうはさせていただいておりますので、そちらのほうはもう新たな車がここに収まっているというような状況でございます。

あとの3台につきましても、車検のほうは毎年ということでありまして、点検もしっかりと行っておりますので、車を変えないわけではないんですけれども、まだ乗れるというところで判断しまして、何年何万キロ乗ったからというところは今、昔は10年10万キロとかというところで話はしてはいたけれども、それ以上に今車の性能も良くなっている中で、そんなに早く替える必要もないと、まだ乗れるところがあればと。修繕が非常に多くなってきて、これはもう耐えられないというところになれば、替えなきゃいけないと思っておりますけれども、今のところこの中で20年たっているからとかという、20年たつものもありますので、そのところでは、車の状態を見ながら替えられるところでは替えていきたいと。

今、車のほうもリース、集中管理の車についてはリースにほとんど替えてきておりますので、そういった取扱いのほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ちょっと言っている意味があまり分からないです。20年間経過したからまだ安全であるとか、誰が判断するか知らないけれども。

私としては、今道路交通法が御存じのとおり変わりましたよね。そして、あおり運転がああいう形でもう実刑までいくようになりましたよね。その中で、今こういう昔の車を持っているときに、私が言いたいのは、ここにいる人たちのみんなを守るためにもうぜひ替えていただきたいと思うんですよね、早めにね。これらのやつを替えることに関して、町の人たち言いませんよ、絶対、私はそう思っているんです。町からの批判は出ないと思っています。出てきたら私もカバーしますからね。

要するに言いたいことは、今言った道路交通法が変わってきて、ドライブレコーダーの重要性非常に出てきたじゃないですか。だから、そのやつをやるためにも、ぜひそういう部分で考え直す、考えるというか、早い間に結論出してほしい。

もっと言いますと、ここにアクアという車あるでしょう、アクアですね、たくさん乗っている人いるでしょう、アクアって。どのくらい走るか知っていますか、リッター当たり。30キロから40キロですよ、この車の性能ってすごい乗るでしょう。電気自動車高すぎるから、あれなんですけれども、そういう意味でいくと、今言われた、課長が言われたことに関しては全くあってなくて、性能ははるかにこっちが安全です。それと安全対策もできます。

そういう意味で、ぜひそういう形で考えていただきたいということですが、次もありますけれども、ちょっと教えて、考え方お聞きできますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

20年たっているから安全というふうではなくて、安全に乗るために点検をするし、車検もちゃんと通すというところで申し上げているわけですし、ちゃんと整備をしながら安全に乗ると。もちろん職員の交通安全はもちろん注意しながら、しなければいけないというところでございます。

ドライブレコーダーも全てつけるようにしておりますので、そういうところで前も、以前もお話しさせていただいたように、職員の身を守るというところでドライブレコーダーを装着しましたという御報告もさせていただきました。

そんな中で、性能のいい車というところで、今アクアというお言葉が出ましたけれども、そういったところで安全に運転できる車を選ぶというところは、役場の車がどうしても乗用車ではなくて商用車を使っていますので、そういったところではなかなかその全てが機能を持たせている車を買えるかどうか、持てるかどうかというところはありますけれども、そういったところの視野を入れながら車を選んでいく必要はあるかなというふうには思います。

ただ、車の中でほとんど使っているのは商用車であるというところがありますので、全てにそれを取り付けられるものが選べるかというところは、ちょっと今のところはなかなか難しいかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

できる限りの形の安全を確保するためのやつをやってください。私も前の車は19年乗りました。確かに性能いいんですね、前、昔のほうがいい部分がいっぱいあるんですね。ただし、やっぱり安全性という面では、間違いなく欠けています、力がありますけれどもね。そういう意味でやっていただきたい。

それと同時に、当然町の車として、我々を乗っけていたり、関係者乗っけていたり、同僚が横に乗っていたりしますよね。そのときに、私も車の運転が好きですので非常に考えるのは、車の経験を積んだ人がどうしても乗っけていかないと、人身的な事故どこにあるかわからない。もうあることを前提で考えていかなきゃいかんですけれども、そういう意味で一つ車を、新しく卒業して入ってくるでしょう、そしてすぐ運転しますよね、人乗っけて。そのときにそういう乗っけちゃならんルールであるとか、そういう何かルールは当然あると思うんですけれども、そういうルールというのはいないんですか。

○議長（増田剛士君） 議員、決算に関してお願いできますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私は、決算は、町長にもさっき言われましたけれども、決算は何でやるかという、決算を踏まえてそれを決算をどう生かすかでしょう。単年度でやって、それがいいか悪いかでやったら、こういう議案なんかいらぬですよ、イエス、ノーの判断だけすればいいわけだから。私はそう思っているもんですからね。ぜひその辺は、やっぱり決算やってそういうのが出たときに、どうしても大事なものに関しては、そう言わざるを得ない

と思うんですね。そういう形ですので、そのものをちょっと聞かせてほしい、そうでないと乗れないんです、怖くて、自分で運転していきます、ということでもいいんですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

公用車の運転につきましては、新規採用職員につきましては、半年間という期間をもって条件付採用期間になるわけですが、その期間はなるべく運転を隣にベテランの職員が乗った中で運転するとか、あるいはベテラン職員が運転してそこに横に乗るとかというところで、指導はさせていただいていますので、新規採用職員の運転については十分に注意を払っていくというところは、各課をお願いしているところであります。

公用車の運転手の話ではございますけれども、大型バスについてはベテラン運転手がついていますし、町長公用車もそうですし、議員さんがお乗りになっていく車というところでは、商用車というかちゃんとした乗用車を1台用意してはありますので、その乗用車も安全機能がついた車を用意させていただいているというところでありますので、運転については議員さんがお乗りになる車については、ベテラン運転手が運転させていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 議長にも言われましたので、こういう決算を終えて、そしてそのときにぜひ決算の中に見えるものが、我々に見えるものがそういうものであったら、それに関してはまたできるだけいい方法、安全を含めた方法を考えてほしいということなんです。それが、回答はいらないですけれども、私はそういう意味でお願いをした、質問をさせていただきまして、これからもそうなると思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今の公用車のところでちょっとお伺いしたいんですけれども、この一覧表を見ると今はやりのハイブリッドの車という年数からいって、アルファードとアクアくらいかなというふうに思えるんですけれども、結局車も年数がたつて古くなってくると燃費も悪くなるんじゃないかなというふうに思います。

それで、ある程度世間を見ると、役所関係もハイブリッド結構使ってくるかなというふうに思っておりますので、今後これを踏まえて、今まだ点検とかいろいろやって、長く使っていきたいということは、それは十分分かるんですよ。だけど、時代の流れで道路交通法も変わってきますし、車のその安全基準というのも変わってくると思うんですよ。それで、今は障害物あるとブレーキが自動に利いて止まったりするふうになっているもので、安全の確保のためにね。

そういうことを考えると、いつまでもある程度年式の古い車に乗っているよりも、徐々にハイブリッド的なものに変えていったほうが燃費の点でもすごい優れているもので、燃料代もだんだん助かっていく。町のその事業者の消費を考えると、ガソリンを使ってやったほうがいいかなというふうには思うんですけれども、だけど、町からのお金が出ていくと考える

と、ハイブリッド化したほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺の考えというのはどうですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

議員がおっしゃるようにハイブリッドというところの車につきましては、こちらの表に載っている中ではアルファード、アクアそしてプリウス、一番下のところにプリウスがあります。プリウスも最近購入させていただいたものでありますけれども、そういったところで全ての車に安全機能を持たせるといって、今後新たに購入していくときにそういったところも視野に入れながら、購入を考えていく必要はあると思うんですけれども、安全に運転するという意識を職員にはちゃんと植え付けなければいけないということもありますので、交通安全というところは、職員もいつもその意識を持って運転させていますので、そのところはまず第一だと思っています。

その上で、安全機能のついた車を運転するということも必要になってくるのかなというふうに思っていますので、これから古くなって公用車を替えるといったときには、またそういう安全機能のところも視野に入れながら、検討させていただくということの中で、今全部の車にということは無理だと思いますので、次、年数がたって次にというときにはそういったところも視野に入れさせていただきますので、検討させていただきます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

専決処分なんかでもいろいろ損害賠償のとかということ、全てではないですけれども、いろんな条件で町が補償することがあるものですから、そういう中でもこういう運転していて何かあったら余計困るかなというふうにも思うんですけれども。それで全てを全部すぐにとかってそういう話じゃなくて、あくまでも人間だもんでついうっかりとかということがあると思うんですけれども、その今の車の新しい車の安全基準というのは、そのついうっかりをなすだけ抑えるような、そういう機能がついているということで私は思っているもんで。

ですから、安全に対する研修とかそういうものはしっかりやらしてもらわないといけないですけれども、人間だからついうっかりということがあると思うもんで、そういうことのためにもある程度計画的にだんだん今の現行の車に合わせてハイブリッドとか、そういうものに替えていっていただければいいなということ、今伺いましたが、再度どうですかね、全て一遍にということじゃなくて、計画的に徐々にやっていただければと思いますが、どうですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町内を走る車と町外を出て県内、県外というところで、車のほうも職員使い分けしているとか、新たにハイブリッド車も購入していますので、その車を使いながら公務に当たっておりますので、今後のところにつきましては、予算も見ながら検討させていただきたいと思えます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書 23 ページの地域交流費です。

このページの右上隅に、意図というところがございまして、そこには富士山静岡空港の就航先など、国内都市との活発な交流により、県外の人と接する機会を多く創出し、交流に対する意識の醸成を図ると記載されています。

この地域交流費の決算額が 214 万で、県外の人との付き合いということからすると、旅費とか業務委託料で 100 万ちょっとという金額になります。実際付き合いがあるというのは福岡県の八女市との交流のみのような気がします。意図に記されていることを目指すなら、もっと広く県外の他市町との交流を進めるべきだというふうに思いますが、そこに関しては現状ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、地域交流費のほうですけれども、今議員からおっしゃられたように、友好都市というか、そうしたお付き合いを今させていただいているのが、その構築をしようとして今進めているのが、福岡県八女市の皆さんでございます。

こちらにつきましては、観光分野におきましても、それぞれの相互をしているところでございますが、こちらの意図というところの中で、今回ちょっと新型コロナウイルス感染症の影響でちょっと中止になってしまいましたけれども、例えば頂であるとか、こうしたもの今頂自体が県内ではなくてもう県外にも広まっているというところの中で、そうしたこのイベントをまず一つの中心の核として集まって、吉田町に來訪していただく。さらに、吉田町のところで、吉田町もさらにそこでそのイベントと合わせてこうした交流がさらに進んでいければいいなというふうに思っております。

実際に、こうした地域の交流の活性化という中で、このカムカム補助金というのがございますので、そうしたイベントも含めた中で県外も合わせて、県内外交流をもっとにぎわいの輪を広げていくというか、交流の輪を広げていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この意図に関していえば、その都市との、自治体同士の交流かなというふうには私は理解したんですが、頂の場合はいろんな方が来てくださると思いますけれども、それは個々が来ていただくということだと思っておりますが、そういう都市間の交流を強めていくという施策は打っていかないのかということですが、

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

確かにこの事業費、この地域交流費の中には2つ、今議員がおっしゃられたように2つございます。

まず一つが、やはり静岡空港の活用という中で、国内都市との活発な交流というのは、やはり八女市さんが中心となると思います。今ちょうど八女市とは5年が交流のほう進めてきているところでございまして、今後さらに発展をしていきたいというふうに思っています。今現在は、今八女市さんということですが、今後またそうした広がりがあればいきたいと思っておりますけれども、今現在の元年度時点までは今八女市ということですが、

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その八女市に関していえば、姉妹都市協定を結ぶとか、災害時の相互応援協定を結ぶとか、その関係をより強化していくというふうに進めていくというようなお考えはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

町としましては、今議員がおっしゃられたように進めていきたいというふうに思っています。

ただ、防災につきましては、もう既に防災協定締結をさせていただいております。

また、特産品の交流事業についても、協定のほうを結ばさせていただいておりますので、今後姉妹都市のということのあれは今ないですけれども、もっとさらに広がりを持たせていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

16ページを見てください。庁舎管理費、それと20ページ、契約管理費、これ関連をしてちょっと聞かせていただきますけれども、全協の中でも雨漏りの件、確かに聞いていたんですね、庁舎のね。設計上の問題もあるかもしれないですけれども、そのときに私が言ったのは、要は根本的に、16ページの中に委託料、管理業務委託料が1,084万、それとその内容の一番下書いてあります台風に伴う庁舎防水修繕が792万、一番下の庁舎及び附属棟防水修繕が5階の屋根59万4,000円、確かにこの台風被害という名目をつけると、私が全協で言ったみたいに、瑕疵担保の中には台風被害は入ってこないんですね、瑕疵担保責任。瑕疵担保責任読んでいただいたと思うんですけれども、我々が縛られるのは、建築の中で縛られるのは、常に瑕疵担保を縛られるんですね。責任を問われると、ずっと責任を問われて瑕疵担保責任の中に入っていくって、瑕疵がないかを常にどっかで見ていただくわけです。

そのときに大事になってくるのが、管理費と同時に今言った契約管理、契約管理によって、庁舎の契約管理の中に内容と実績が、工事検査及び入札云々を適正に執行したと。そういう意味で、私を感じたときには、工事の検査というものが本当に完了しているかどうかという心配をするわけです。

一例を言うと、台風のと違って台風の雨の水というのは、1メートル以上上がってくるんですね、風にあおられて。きれいな大工さん、きれいな人がびたっとやればやるほど上がってくるんですね。そういうのを含めていくと、どうしてもその契約管理をやったときに、そういう経験ある人をそこにいれば、それは絶対雨漏りとかそういうものに関してはできると思うんですけれども、そういう意味で、何度も聞きますけれども、こういう今非常に重要になってきた完了の検査、それが瑕疵担保を伴った検査が出てきていますので、町としてはそういう実際に臨時でもいいし、何でもいいんですけれども、そういう人たち、経験のある人たちをやっぱりこのどっかで起用することによって、そのこういうものの、税の無駄とは言いませんけれども、かなりのものが制約できるんじゃないかということで、お聞きをしたんですけれども、その辺はどうですか。

実際に今回の決算の中でもそういう形では、決算を見ていって、そういう形の精通している人たちを臨時でも何でもいいですから雇ってもらおうとか、そういうことっての考え方というのはお持ちではありませんか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

全協のときにお話しをさせていただいた庁舎の防水修繕につきましては、庁舎建ってから二十数年たっているわけですし、そこで初めて、今回初めて修繕した箇所ではあります。

ただ、修繕したからといって、その議員がおっしゃる瑕疵担保、今瑕疵担保とは言わないようですけれども、名称が変わってしまっていて、今は契約の契約不適合責任ということでなっています。契約不適合責任ということが、民法で改正になったものですから、その中で契約内容に補修や元代の請求ができるというところの民法も改正されて、追加に請求ができるというところの改正もされていますので、そういうところでの修繕、不適合があった場合には責任を負わせることはできるんですが、そうはいいまして、検査というところになりましたら、検査につきましては、専門の職員を配置したらどうかというところで、議員前々からおっしゃっています。

そのところでは、今職員の育成というお話もさせていただきました。今専門職というところの職員の採用について、全協のときもお話しさせていただきましたけれども、視野に入れていますよということもお話しさせていただいています。ただ、募集はしても人が集まるかということもありますし、業務委託でということになりますと、発注の建築住宅まちづくりセンターということでも検査の支援ということではお願いができるようですので、そういったところの活用も視野に入れればいいのかというふうに思っています。

ただ、職員を今すぐ育成するというのは、今すぐはできませんので、そういった技術を持った人間というところの採用も視野に入れなければいけないというところで、私たち思っておりますので、検査についても適正に処理ができるように、人材を育てていくというような形でさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内ですけれども、育成を考えていただくのも結構ですけれども、要するに我々が30年、40年やってきて初めて見えるものが、30年以降なんですよね、見えるのがね。そうしてくると、結局これから責任というものに、こういう契約管理を全てやったときに、その責任をどこに負わせるかという話になってきちゃうんですね、今国のほうがそういう形で、我々もやられますので。そういう意味で、なかなか育成することって非常に難しいかなって思うんですよ。そういう意味で、ぜひそういう人たちをいけば、私が知っている限りでも同僚ではるかに上な、自分よりも上な技術者いっぱいいます。それは、時々そういう話をするんですけれども、ぜひその辺も考えていただきたい。

それと、それはそれで、もう一つのほういいですか。その今、20ページの契約管理のところ、中でも聞かせていただきました、この契約の合格率とかって書いてあるけれども、これに関しては、あまり具体的なのとか、ないわけですね。そのときこの中に書いてあるア、イ、ウの中に、エとして随意というのどこへ入るんですか、随意契約。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回決算の中で載せさせていただいているものにつきましては、入札に関わったものに関してですので、随意契約については載せてございません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 随意契約というのは、契約の管理中には入らないわけですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

随意契約についても検査のほうはさせていただいているんですが、今回ここに載せているのは、あくまでも入札の行為を行ったものに関しての結果ですので、随意契約についての検査結果は載せてございません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私も非常に疑問に思うのは、今の回答でなぜ載せないんですか。当然契約でしょう。もっと難しい中に入っていますのでね。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

当課が関わるのは、入札を行ったものに関してでございます。随意契約については、各課で随意契約をしておりますので、随意契約につきましては。当課がこここのところで結果を出しているのは、あくまでも入札結果を基にしたものでございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今の回答、各課でやっているんですか。非常に下水のときにも聞いたんだけど、これやりますけれども、反対せにやいかんかもしれないです。やり方が分からない、見えてこない、非常に危険な感じがします。5年間同じ金額で、5年間やったでしょう。

そういうものを含めて危険性、しっかりした正しいものやっつけていかにやいかんということになると、やっぱり今言ったその検査そのものをどっかで、今菅首相が始めましたよね、一元化を、縦割りのやつをね。私やっぱり一番必要なところはそこだと思っんですよ。随意契約やったときに、随意契約というのも何のために随意契約かといえれば、もう明らかにされているわけですから、合理性があつて、安くできて、ということは安全性を担保してということなんですけれども、それが今ちょっと聞こえなかった、見えなかったもんですから、随意契約に関するその内容を聞いたときに、一般の。

そういう意味で、随意契約というのは、じゃ、どこに入って、そしてどこで管理してということを一歩化することが必要だと思っんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

契約につきましては、建設工事の執行規則の中でしっかりとそここのところは明記しているわけなんですけれども、随意契約につきましては、金額の設定がございまして、130万円を超えるものにつきましては入札にかけると、それ以下のものについては随意契約で理由書をつけて契約すると、随意契約に付すというところの規定がございまして、それに合わせた中で契約になっているということでございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) そうすると、例えば下水にあったときに4,170万とか5,000万の超える随意契約というのは、どういう位置づけをするんですか。理科館の設計も随意契約です。よく分かるんです。よく分かります、随意契約をする理由はね。ただし、あそこは私は納得していませんけれども、随意契約の理由が欠けますからね、業績が下がってというような。そういう意味で、随意に関してちょっと、これからちょっと私も関心持ってやっていきますけれども、今言った形のその金額じゃない、そんなルールないでしょう。

○議長(増田剛士君) 総務課長、久保田明美君。

○総務課長(久保田明美君) 随意契約につきましては、規定の中でしっかりとなぜ随意契約にするかというところの規定もありますし、業者からの見積りを取りながら、その金額が妥当であるかというところまで確認させていただいていますので、随意契約が置き去りにされているわけではなくて、その規定の中でしっかりと見させていただいて、見積り業者とか見積り結果をこちらのほうで見させていただいて、随意契約で適当であるかどうかというところも判断させていただいています。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) これで最後にします。

随意のときに、今言われたやつが、なかなか使われにくくて、現実的には前のやった、特に下水の関係に関してはああいう下水に関するものの関係、設備関係に関してはほとんど随意でいくはずなんですね。随意でいくことが多いんです、随意のしっかりした、今言った3者で見積りを取って、そしてその中で安いのもうやっていって、昔は県の単価があったけれども、なくなってきたから、そういう形でそういう形を取っていって、そして一番合理的なやつを探すということをやりますけれども、それが非常に前回の話を聞いたときに、私の中でもちょっと危なかったものですから、随意契約がやっぱりしっかりとどっかの項目でそうして入ってくれることを、入れていただくことをやっぱり望むわけです。

そうしないと、随意というものに関しての考え方が各課でやっていると、ばらばらになって、いい加減なもの、統一されたものになってこない可能性がありますので、ぜひその辺は考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。統一して何とか庁でやるとか、デジタル庁ではないけれども、そういうものを一括をしてやっぱりやっていかないと、見積りの取り方にしたってやっぱり非常に難しい問題がありますので、ぜひその辺も考えてやっていただきたいんですが、どうなんですか。

○議長(増田剛士君) 総務課長、久保田明美君。

○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

随意契約については、随意契約を実施する要領がしっかりと定められておりますので、その中で要領に沿った中で随意契約を粛々と進めていくということがございますので、それに外れるものについては、契約をどういうふうな契約にするかということになりますので、あくまでも各課が上げてくるときに、随意契約をするということについては、総務課の契約のほうに相談が上がってきますので、そのところで随意契約で適当であるかどうかというところを判断させていただいていますので、各課に任せているということでも、各課が必ず総務課に相談する、そういうことになっていますので、そこはその実施要領に沿っているかどうかということも見させていただいて、契約させていただいていますので、そこはしっかりとやらせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

〔「了解」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料の27ページのふるさと納税推進事業費ですけれども、これ返礼品目別寄附金額というのと、ここで上位3品目ということで、やはり吉田町なもんですから、ウナギが1番で5億234万円ということで、81.16%ですか。今、産業建設常任委員会で地場産業ということでやっているんですけれども、シラスは結構シラスの窓口とかってやって結構PRというの行き届いているんですけれども、ウナギがこうしてふるさと納税で断トツで1番返礼品としてウナギを寄附してくれる方が求めているにもかかわらず、町としてウナギに対して何だかこうPRが力が入っていないように見受けられるんですよ。

それで、やっぱり過去は全国1位で、吉田町はウナギで全国1位ということがあったもんですから、自分も今こうして見るとやっぱり吉田町はウナギの町、別には津波防災町づくりの町ということが一つありますけれども、それはこっちに置いておくと、ウナギの町かなというふうに思うんですけれども、こういうふるさと納税のこういう結果を見て、町としてウナギに対してどのような、今後というか、これを見てどのようなことを思うというか、どういふふうに受け取るかということをちょっとお伺いしますけれども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ふるさと納税の御質問の中で、ウナギが確かに80%を超えるということで出ています。ちょっとこれは、決算のこのふるさと納税とは変わってくるというふうに御理解いただきたいと思いますが、ウナギの関係につきましては、やはり産業振興の中で、これまでも首都圏であるとか、いろんなところで、町としてもやはりウナギというのが、町としまして特産品の一つの主力になっておりますので、こうしたことでいろいろなPRのほうも行ってあります。

ふるさと納税に関しましては、このふるさと納税ありますけれども、さらに今年令和2年度からですけれども、今度お店のほうの食事券のほうもさせていただくということで、先日の町政連絡会のほうでも報告をさせていただいたというふうに思いますけれども、こうした中で町としましても、ウナギ、シラスも含めて、またほかの新たな特産品が出てくるような形で支援をしていければというふうに思っております。

こちら産業振興ということの中で、行っていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

自分が今思うには、その産業振興という中で、ウナギに対するPRとかそういうものが、ちょっと注力、力を注ぐ割合が低いんじゃないかなというふうに思って、その割にはここで見るとすごく多いもんで、そういうことで町としてウナギに対してどういうふうな考えを持っていますかと今聞いたんですけれども、なので、自分はウナギの町吉田町というふうに見えるんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 議員、それを聞くんだったら、この上のほうに意図するということの中で、特産品のブランド化を図りというような文言があるので、その辺について聞いていただいたほうがよろしいかなと。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、アドバイスあったもんですから、意図するという状態にするということで、この実施計画の目的の中には特産品のブランド化を図り、吉田町の魅力を町外に発信するとなっておりますが、今現在そういうことがなかなか行えているようには思えないもんですから、現状を踏まえて今後どうするかということをちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

町としましても、ウナギを決してないがしろにしているわけではなくて、やはり一番町の、吉田町といえばウナギということになっておりますので、当然逆にいえば今ウナギがもうブランド化されつつある、逆にいえばふるさと納税の結果を見れば、吉田町のブランドはウナギなんだというふうな捉え方もできるというふうに思っておりますので、町としましても今後ウナギも積極的にPRをしていながら、さらにほかのものもブランド化、いわゆるシラスであるとか、ほかの特産品のブランド化にも図りながら、町の魅力を発信をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 41ページのシティプロモーション事業費に関して、41、42ページです。

ここにかなり大きな4,000万を超す金額が補助のいろいろ補助金が交付されているわけですが、この中で成果を見ていくともう残念ながら、一つ一つを見ていくと、にぎわいの創出につながったとか、認知度の向上につながったとか、地域の活性化につながったとか、吉田町の魅力を発信することができたとか、それはまさにKPIの中でそういう目標値があって、その目標値を定めた段階でやっぱりこういうものやっていると、4,000万という金がどこで生かされているかなかなか見えないわけですよ。

私は、その中で今につながったとか、そういう具体的なものをどういう形で町のほうでは表現をするんですかということをお聞きしたいんですけどもね。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このシティプロモーション事業でございますけれども、これは非常に確かに多種多様なというか、予算の、決算のときの説明の中でも、移住・定住から公社の関係等々、シティプロモーションも含めて、こちらのほういろんな事業があるという中で、それぞれの事業ごとにこちら町としましても評価、自己評価のほうをしております。

ただ、実際にこちらのほう、アウトカムといいますのは、いわゆる成果、いわゆるKPI的なものについては、その定住人口がどうだったのかとか、交流人口がどうだったのかというところにつながってくるというふうに思っておりますが、ここで予算関係につきまして

は、やはりアウトプットとしての事業、こうした事業を展開をしたとか、こうしたのに回数
が、例えば定住であれば何件申請があったとか、そうしたことの中で一応評価をさせていた
だいているというところになります。

ですので、こちらのところの行き着くところは、やはり定住人口がどうだったのか、それ
からあと交流人口がどう増えているのかというところになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言われたことも分かるし、先ほど同僚議員の聞かれたK P Iだって何だってそれはよく
分かるんですけども、ただ本当に目標値を定めることによってやるべきことが具体的に見
える、それしかないんですよ。そうすると、本当に今さっき言ったいろんなものに、向上
につながったとか、創出につながったとか、それはどういう形でつながって結果はどうなり
ましたかというやつが出てこない限り、交付する金額がこの中で、今回の決算の中でなか
なか私見えてこないもんですから、そういう形が多分こういう言葉の使い方ということは、非
常にもう途中で求めているものが非常に見えなくなっちゃうもんですから、その辺はどうい
うふうな形で、これからこれに関しては出てくるわけですか、そしてどっかで公表されるよ
うな形になるわけですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員のほうから話ありましたK P I 総合戦略の関係のところになるかと思えますか、こ
れ先ほど平野議員からも御質問があった中で、実施したその評価の実績値のほうも挙げさせ
ていただくという形になるかと思えます。

例えば、一例で申し上げますと、このシティプロモーションの中で移住・定住というと
ころありますけれども、ここで町は移住・定住するために特に若年世帯の補助金制度、いわゆ
る42ページの上から2段目になりますけれども、こうした確かにここが定住を促進したと
いうことで、件数が出ていないもんですから、余計にちょっと分かりづらいということか
と思えます。

こちらにつきましては、令和元年度につきましては79件の申請があって、新築をされた
というような結果もありまして、ちょっとこちらの記載の関係、こちらについては右のほう
に効果ということで、件数のほう80件前後というような形でありましたけれども、こうし
た79件という約80件ということで、この右と左と両方あるものですから、そうしたところ
でちょっと、表記がなかなかちょっと分かりづらかったとは思いますが、そうしたことで評
価のほうしているということになります。

ちなみに、総合戦略につきましては、先ほど平野議員からも御質問ありましたとおり、今
後評価のほう行いまして、公表していくということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

期待の大きい分だけ、非常に期待をかけているわけですよ。それと吉田町のこれからの
方向性を、あそこで非常に重要な方向性を持っているわけですから、ぜひそういうものが

我々に見えるように、それとあそこの人たちに見えるように、実際昨日も、一昨日も行っても大勢の方が集まっているいろんなイベントやっている。確かに町にとっては非常にいいことだと思うんです、活性化のためにはね。

それが、そういうものが、そういう具体的な数字で出していただくことによって、皆さんが現実的に分かるし、例えばそういうものを写真で撮って公表してもらおうとか、何かの方法でこのシティプロモーション事業が効果を上げていますよと、そういう形をぜひ取ってほしいんですけども、その辺はこれからの今後を踏まえてどういうものが考えられるかって教えていただければ。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

シティプロモーションもっと積極的にということでの激励も含めての御質問だと思っています。

吉田町につきましては、シーガーデンシティ構想の推進ということの中で、津波防災町づくりと、あとにぎわいの創出ということで、この2つを同時に今推し進めております。まだ途中のところも、津波防災は大分進んできておりますが、にぎわいのところも今併せて行っているところがございますので、今後シティプロモーション含めていろんな手段というものがあろうかと思っております。昨年度は、70周年ということ、ちょっとほかの事業になりますが、70周年記念ということで、都内それからあと関東圏に対しまして、吉田町が70周年ということでの新聞記事も出ささせていただきながら行っています。

また、そうした広い対外的なところもありますけれども、今後いろんな手段を使いながら、町のにぎわいというのを行っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

決算書の107ページ、決算資料説明書75ページから78ページ、3項1目戸籍住民台帳費、この中のコンビニ交付サービス、これの費用対効果、またそれに大きく関係するマイナンバーカードの取得枚数や取得率についてお尋ねします。

昨年も同様の質問をさせていただいたんですが、一昨年との比較におきまして、コンビニ利用件数が157件から206件、約30%程度アップしております。マイナンバーカードの交付枚数に関しましても、一昨年在299件から457件、これは53%、約1.5倍アップしております。アップしているのは、当然今マイナンバーカード及びコンビニ交付サービス進めるというところで当然なんですけど、まだ母数としてはちょっと少ないのではないかなと私は感じておりますが、まずこの決算結果に対する町としての利用件数や交付枚数、これはどう評価されていらっしゃるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

コンビニ交付サービスということですけども、このコンビニ交付サービスを利用するにはどうしてもマイナンバーカードが必要になってきますので、この両方で私どもも勧奨を進めているところなんですけれども、マイナンバーカードがまず前年度対比で158枚増えているということもありまして、コンビニ交付の利用にもつながっているものと思います。

大きく増加するということはちょっと見られなかったんですけども、少しずつでも毎年毎年ちゃんと増えていけば、これはよかったことと思っております。

あと、令和元年度、それから今年度もそうですが、今まで積極的にあまり勧奨してこなかったところがあったものですから、窓口に来庁したお客様にも窓口で直接マイナンバーカードの取得と、それに伴うカードを使つての、利用してのコンビニ交付、こちらの勧奨をしております。あとは、郵便請求など事前に問合せの連絡、電話がありますので、その際にも郵便請求するようでしたら、そのときには、今回は郵便請求で仕方ないかもしれませんが、今後マイナンバーカードつくっていただければ、コンビニで取れますよというような勧奨も直接するようにしておりますので、その辺も功を奏しているのではないかなと思っております。

ただ、全体の利用件数から見れば、コンビニ交付サービスまだ0.6%ですね、全体で見ると。まだまだ少ないものですので、今後もマイナンバーカードの取得と併せてPRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、取得率向上のための取組はどんなことをやりましたかと聞こうと思ったら、今の御答弁の中でお答えいただいたものですから、別の聞き方をします。

この期間中に、取得率や交付枚数はちょっと向上させなきゃいかんという認識はおありだと思うんですが、物事って、例えばなんですけれども、それが客観性を欠いていたりだとしても、ある程度の目標値設定って私いると思うんですね、例えば10%のものを20%にしようとか、100件のものを200件にしようといった場合に。例えば、マイナンバーカードやあるいはコンビニ交付、これ昨年度の決算期までの中において、例えばその目標を設定してそれに対して今のような取組を行おうという形があったのでしょうか。

また、具体的に何件にしたいねとか、何パーセントにしたいねというのが、今というかその決算時点でおありなのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

こちらのコンビニ交付サービスにしましても、マイナンバーカードの取得につきましても、現時点で特に数値的な目標というのは定めておりません。というのも、取得の有無、それからいつまでにつくらなければいけないとか、マイナンバーカードをいつまでに取得しなければいけないなどの期間の制限も今ないものですから、どうしても、こういう言い方したくないですが、個人の自由というようなところもあるものですから、なかなか目標を定めるのも難しいということで、実際は定めておりません。

ただ、マイナンバーカードの取得自体については、全国それからまた県、それぞれに随時取得率の平均値などが今公表、ホームページなどでも公表されておりますので、こちらよりも今当町低いものですから、この平均値を目指してこれからもPRに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今のお答えは理解しておきます。

もう一つ聞かせてください。

政府が2023年までにはほぼ全ての国民がマイナンバーカードを持つことが望ましい。2023年の3月、つまり2年半後ですね、2年半後までにはマイナンバーをほとんどの方が、事情のある方を除いては持つというところ、義務化はされていないですけれども。そして、また3月時点、今年の3月決算期において、いわゆる推進する国家公務員が58%ぐらい持っている。

そんな中、お話の中で吉田町の職員さんはどちらかというところと推し進める側というところなんですけど、その取得率がまだ7.4%、自治体の中で例えば強制ではない形で、職員の取得を取れる人は取ってよみたいで、そうした取組ってあったのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員のマイナンバーの取得というところでございますけれども、職員共済組合のほうからやはり連携というか、保険証との連携というところも見据えた中で、取得についてお願いといたらおかしいですけれども、推進についてもお話しがありました。

そうした中で、うちの町も取得についての協力というか、推進を図っていきたいというふうな通知は出させていただきました。そして、今職員の取得率というのは7.4%ということでございますけれども、当初取得率については年3回、4回というところで調べが来ています、国のほうから調べが来ています。取得について、申告してくれた職員が最終的に7.4%だったというところでございます、当初の取得率が令和元年の6月のときには4.3%というところで、それでも3%ほど向上したという実績は残っているんですけれども、そうはいましても、職員もこのマイナンバーの取得については、総務課としても推進はしていかなければならないというところは考えております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

全然世情もありまして、今後じわじわと上がっていきんですが、なるべくそのカーブとい
いますか、が上がっていったほうがいいなとは思っております。

最後の質問にさせていただきます。

コンビニの交付サービス今後増やしていきたい。それと、庁舎前の自動交付機がございま
す。これ実はやれること全く一緒なんです。自動交付機には町民カードがいると、コンビ
ニ交付サービスにはマイナンバーカードがいる、割合を昨年のその決算期で調べたところ、
一昨年はコンビニ交付サービス1に対して、庁舎前の自動交付機が32、1対32の割合なん
です。これを簡単に整数比にすると。昨年は1対24、向上はしているんですが、もっと
言いますと、もう少しこのコンビニ交付サービスが上がって行って、むしろこの比率は1対
1とか、あるいはコンビニ交付が3に対して自動交付が2とかね、逆転していく形が望まし
いと思うんですが、この庁舎前の自動交付機とコンビニ交付サービスとの利用割合につい
て、最後町はどう考えているかお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

自動交付機とあとコンビニ交付サービスの比率ですけれども、もちろん今議員がおっしゃ
られたように、最終的には将来的にはコンビニ交付のほうが増えて、自動交付機よりもコン
ビニ交付のほうが増えることが望ましいと考えております。

というのも、自動交付機、全国的にも今もう廃止の方向に向かっておりまして、ただ当町
におきましては、マイナンバーカードの取得率低いものですから、今すぐやめるというのは
なかなか皆さんのサービスの低下につながってしまうおそれもあるということで、自動交付
機まだ続けるようにすると。ただ、これは一般会計の補正予算、早期で議決、出させていた
ただいた中に、コロナ対策ということでも自動交付機は今必要であろうということでお認めい
ただいているところなんです。最終的には自動交付機を当町も廃止をしていく方向でおり
ますので、なるべく早くこのコンビニ交付サービスのほうが上昇するように、私たちがマイ
ナンバーカードの取得と併せてこれからもPRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 公債費で、説明書の324ページ及び25、26、この説明書の中の効果
というところに、交付税措置が高い有利な地方債を活用したことにより、後年度における財
政負担を抑制することができたと記載されています。この説明書を見る限り、交付税措置が
高い有利な地方債がどれであるのかというのが分からなくて、効果そのものが理解できない
状況になっています。

公債費の元金及び利子の財源は、全て一般財源からきているということになっているわけですが、全てが全てじゃなくて交付税措置を受けているものがあると思うので、要するに国からいただけるお金と税金ですね、町民税も含めてどのくらいの比率でこの元金とか利子を払っているのかというところを説明、表していただければ、ああそういうことかという理解できると思うんですが、現状今年の場合はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員おっしゃられたとおり、こちらは325ページのほうは、元金のそれぞれの借入先ごとになっているものですから、確かに比率のほうが分からないということになっています。比率のほうの資料というのは特に今回お示しはしていないんですけれども、もしかしたら、この参考資料ナンバー10の決算の参考資料の6ページをちょっと御覧をいただきたいというふうに思います。

こちらが一応6ページが、令和元年度に借入れした地方債の内訳ということになっています。こうずっといきますと、借入先であるとか借入額とかあって、一番右側のところに備考というところがあります。すみません、ここは起債メニューのその事業の名称を入れさせていただいているんですが、ちょっとここでいくつか挙げさせていただければと思います。大変申し訳ございません。

この中で、まず一番上からいきますと、公共事業等というのがありますが、公共事業等債というのがありまして、これは充当率が90%で交付税措置率が20%です。90の20というふうになっています。

それから、ちょっと大きなところいきますと、緊急防災・減災事業債というのがありますが、これ真ん中辺にあります。これは、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、これは起債充当率が100で、交付税措置が70%というものです。それから、同じく今の充当率100と交付税率が70というものが、小計から2つ上の防潮堤の整備事業というのがありますが、ここの緊急自然災害防止対策事業債というのがありまして、これが100の70というものになります。

あと、臨時財政対策債は先ほどもありましたように、100の100ということになります。あと、上のほう、すみません、ちょっと行ったり来たりで申し訳ないんですが、上のほうにいきますと、災害復旧事業というものが3本ほどありますけれども、こちらが充当率が100で、交付税が47.5%が交付税措置率となります。

それから、あとは財政的には学校のですね、その下にあります、学校教育施設等というところがございまして、これが、こちらは単独事業になりますので、起債が75%で交付税の措置率はゼロというところになります。一応先ほど主だったところはそうした形で、極力この事業が率がいいところに該当するように事業を選択をしまして、事業をメニュー化してこちらの事業債を借入れをしているというものになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その結果、令和元年度償還元金及び利子に関して交付税で補ったのが、どのぐらいということは分かりますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

交付税のほうの算入については、これは今年度ではなくて今後になってまいりますので、現在交付税で措置をされているのは、これまでの、以前のものということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういう面で、令和元年度の、借りたものであって元金返済しているわけですよね。325ページというのは、今までの町債に対して元金と利子を払っていると。その金額の元金分に関して交付税で処理しているのはいくらぐらいかと。要は、令和元年償還元金が9億9,550万6,000円と、そのうち交付税がどのぐらいの比率を占めているのかということですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

元年度の交付税の先ほどの起債の関係ですが、一応借入れの、細くいきますとあれですが、約5億ほど入っているということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先日、新聞で実質公債費比率が吉田町が一番高いというのが出て、結構言われるわけ、どうなっているんだと。でも、実際はほかの市町もそうなのかもしれませんけれども、町の持ち出しはこうだというふうな説明ができれば、ある意味納得していただける部分はあるんじゃないかなという思いでお話ししているんですが、今後も今説明していただいたような公債費比率、元金償還、利子償還に関して、その交付税措置がどのぐらい入っているというのをこう示していただけると、決算にしろ予算にしろある程度理解できると思うんですが、そういうことを進めるということとはできますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今御質問の交付税の参考値というところにつきましては、参考値というような形の中でお示しができればいいなというふうには思っております。ただ、実質公債費比率につきましては、確かにその比率が今回当町非常に多いということで、新聞報道出ていましたけれども、決して基準値以内ですので、そこは議員は御理解いただいていると思います。

それと、もう一つは、事業を吉田町の場合は展開をしているということがございます。例えば、津波防災町づくりは当然そうなんですけれども、併せて小学校のLED化であるとか、またエアコンの関係ですね、他市町ではこれからのところが多いと思います。ですので、うちのほうはもう既にもう終了しておりますので、今後その他市町では普通教室もまだ入っていないというところもありますので、そうしたところの中で、先行的に今までやっているというところがあるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 答弁はおりません。

要は、理解しているつもりで質問してはいますが、町民の方々はもうあの数値を見ておおい静岡県で1番かい、というのが出てくるわけ。そのときは説明、先にやっていること

があつて、やっているんだという説明をしているので、そういうのを説明するときにもこう説明しやすくできるようにしていただければということです、要望です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

私もちょっと公債費比率の件についてお聞きをいたします。

ちょっと具体的にいきますね。この新聞の静岡新聞 19日報道された、皆さん見えていると思いますけれども、その中に吉田町がこれ 12.1 という数字出ていますよね、富士宮市が 2.4 とか、富士が 3.3、松崎、西伊豆で変わらない大体 3 点台です。この 12.1、先ほど言われたとおり、やっぱり吉田町、静岡県の中で吉田町が一番多いと、それに対して先ほど確かにやっていることは分かります、分かります。でもそれを含めてどんな分析をしているのかというのは回答ありますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今御質問ありましたが、確かにちょっと繰り返しになってしまうのかもしれませんが、12.1%というこの表を見れば、何か非常に高いんじゃないかというのも確かにあります。そこは、当然出てくる話かなというのはございますけれども、まず基準値という 18%の以下にはあるというのは、まずそこはこれまでも私たち説明をさせていただきながら、このいつも決算議会が終わった後には、各地域に出ていきまして、その御説明をそれぞれさせていただいているというところでございます。

先ほど来、その分析的なものということですがけれども、まず一つは、やはり津波防災町づくりの中で、やはりタワーであるとか、いろんな防潮堤もそうですし、緊急避難路から防災公園もしっかりです。そうしたところでこれまで、併せてにぎわいの創出の中でもやってきておりますので、そうしたところで、この起債のところが増えてきているというふうに思っています。

ただ、うちの町は、当然その借入額、いわゆる返済額、借入額は返済額を今上回らないという基本原則の下に行っていますので、トータルの先ほど借入れと利子の部分が年々減ってきています。今年度についても、昨年度より 2 億 6,000 万ほどですか、減ってきているということがありますので、そうした運営の中で行ってきておりますので、一応先行投資的な事業を実施をしているということの理解で、今うちのほうはおります。

ただ、確かにこれがやはり増え過ぎますと、やはり私たちも注意しながら行っておりますので、ここは当然予算を組むときにも、こうしたことを踏まえながら予算計上をしておりますので、今後も注視しながら、公債費比率を注目しながら、注視しながら町政運営のほう行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

先ほど確かにいろんなことやっていますよと、そのためにという原因は分かります、ある程度はね。じゃ、それをやめたからって急に止めたからといって、5%、7%になるわけじ

やなくて、いずれにしたってもう止めるわけにはいかないわけですよ。その中でどうやってやっていくかという意味で分析の、そういう踏まえた分析を聞いたかったですね。

それで、なぜかという、ここにその昨日の新聞でも、20日の新聞かな、あるんですけども、コロナの財政悪化を非常に心配をしていると。そうすると、この決算を踏まえて、12.1という決算の結果を踏まえて、この影響によって財政がかなり減るだろうというのが、40%ぐらい減るだろうと、そういうその予測の中で、非常にこの12.1がどこまで上がっていかって非常に心配なんです、公債費比率がね、公債費比率そのものがうんと下がってきたときにね。その辺は分析というか、その辺のこの決算を踏まえた新たな今年に向かっていく町の考え方というか、進路というのは決まっているんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員がおっしゃられるように、コロナの関係今後非常に不安視しております。また、入は見込みが立たないというようなことの中で、当然減額になっていくだろうというふうな予測値の中で、最悪のことを考えながら、行政運営のほうしていかなきゃいけないというふうに思っています。

そのために、一応町としましては、今回の財政調整基金のほうに積みさせていただいたというのもまずございますし、今後のことを踏まえた中で、一応そうしたことで財政調整基金のほうを積んでいるということもあります。

さらに、当町これ毎年行っておりますが、シミュレーションというのを必ずかけています、この決算を踏まえて今後どうなっていくのか。先ほど言った基本線ですね、借入額、一応シミュレーションにつきましては、返すお金と借りるお金を同額にした形でシミュレーションをかけています。そうした中であっても、今現在の中では、いわゆる基準値であります実質公債の関係で18%については、そこまでいかないというふうに、今のところ予想の中であくまでシミュレーション、満額借りた場合ですけれども、そうした場合には15.8ぐらい、いって15.8だろうということで今出ています。

また、将来負担についても、こちら一番いって120台ぐらいじゃないかということで、一応ここ7年ほどの一応シミュレーションをかけています。これは、毎年一応状況変わりますので、毎年かけさせていただいているということになります。一応そうした対策を練りながら、健全な財政のほうを維持をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） まさに、本当にそういう心配があるんですよ。それで今言われた15、16、もしそこへいったときはもう最悪、非常に心配しています。非常にそういう懸念をするところへいきますので、それに対して何かをやめたいかんということも可能性としてはあるんですね。その辺の町のどこまで下がっていくかというものに関しての、この決算を踏まえた中で次のステップを非常にしっかり考えていただきたいということですよ。

簡単に言えば、今16、15と言いましたけれども、そういうことに関しては非常に困る話ですので、ぜひその辺も、いかにためには何するかって、どっかを削らなきゃいかんかもしれないですけども、そういう覚悟の中でやっていかにいかにと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このあくまでもシミュレーション、最悪のというか、同額ということで一番マックスでというような形の中で今行っています、原則論の中ですね。ただ、議員がおっしゃられたとおり、今後コロナの関係であるとか、当然影響が出てくるものですから、今後の予算編成であるとか、実施計画の中でそうしたのを見極めながら、今後、もう既に始まっている状況ですので、今後またさらに毎年そうしたものを繰り返し見ながら、財政状況を見ながら予算編成のほうをしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、13 款諸支出金について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、14 款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。

次に、3 款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、中田博之君。

○4 番（中田博之君） 4 番、中田です。

説明書の 126 ページ、ファミリーサポート事業費についてお伺いします。

決算時までにおける外国人会員の利用やその方へのサポートはどのようにされていきましたか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

ファミリーサポートのことについてですけれども、この事業に対しましてはサポート会員、リクエスト会員、それぞれの会員になってから初めて事業が展開されるというものでございます。

今現状としましては、外国人の方はいらっしゃらないという状況ですので、サービス提供というものは、過去において町として行われたことがなかったということです。とはいうものの、これから外国人のサービスの提供の希望というものが発生する可能性はありますので、そのときは外国人だからということもなく日本人と同じようにサービスを提供していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

これからやっていただくということだったので、やはり吉田町の外国人も年々増加しているのと、やっぱり外国人労働者も増えている、そして国際結婚もこれから増えていくので、周知等対応ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

説明書の121ページの児童虐待防止事業費というところですがけれども、ここの賃金が家庭相談員1名分ということで2名が1名になったと、全協でたしか聞いたんですけれども、結局1名になったということで、これ取組なりとか実績いろいろこうたくさん書いてあるんですけれども、こういう中で相談件数も2,545ということで、1日平均10件かなというくらいだと思うんですけれども、こういう中で1名になったということで、きちんとこの相談員としての仕事がやり切れたかどうか、問題点はなかったかどうかということ伺いますけれども。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

2名採用していたものが1名に減ったということではなくて、当初予算2名分計上していた結果が1名しか採用に至らなかったというか、新しい職員を採用することができなかったという結果でございます。

1名だけの家庭相談員という、このときでいうと臨時職員分でしたけれども、再任用さんですね、再任用、町を退職した方の再任用の職員も配属をされましたので、この事業に対しては問題なくできております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

じゃ、家庭相談員は1名だけれども、その再任用された方がいたから、元年度はその2名で職務を全うしたというんですか、仕事をやり遂げた、2名でやり遂げたということによろしいかどうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

もちろん臨時職員だけでこの業務をやっているわけではございませんので、正規の職員ももちろんこの業務に携わりながらこの業務を実施しております。

ただ、相談業務になりますので、その相談がすごく大変な相談もあれば、電話で相談内容を聞いて相手の方の酌み取り、寄り添ってあげるといって相談者が納得される場合もあるし、実際現場のほうに臨場という形で職員のほうがお邪魔させていただいて、安否確認ということもありますので、その都度その都度ですけれども、この事業年々確かに相談件数も増えておりますので、またうちのほうも人数も業務内容も強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

その事業を行うに当たっての問題点はあるかないかというのを、今さっきそれも伺ってまだ問題点については回答をいただいておりますが、それに加えて家庭訪問をするということあって、一応いろんなことの関係で、家庭訪問って2名で行くよということになっていると思うんですが、その辺、先ほどの問題点と家庭訪問は2名で行ったかどうかということ、お答えください。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

職員の資格ですね、資格が今保育士の資格を持っている職員が携わっております。大きな町でいいますと、例えば社会福祉士とか児童相談員、あとカウンセラー、教師、保健師と、いろんな多種にわたる資格を持った方がこの相談業務に携わっておりますので、当町に関しましても、臨時職員でいうと今保育士しかございませんので、そういったほかの職種の方の目も入れながら、この相談業務をやっていきたくて。今保育士しかないの、そこがちょっと問題かなと思っております。

ちょっとこの決算には外れてしまいますけれども、今年に入りまして保健師の資格を持った職員も採用できましたので、そういった面ではちょっとうちのほうも問題解決にはなったのかなとは思っております。

それと、もう一点ですけれども、お宅に訪問する際ですね、訪問する際は1名で行くことなく2名体制で訪問をしております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

じゃ、2名で行くということであったんですけども、じゃ、家庭訪問においても問題点というか、そういうものは特別なかったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

そうですね、その都度ですので、ちょっと思いつくところだけでいいますと、町の職員がお邪魔させてもらって必ずしも快く受入れをしていただくことばかりではないもんですから、そういったときにはちょっとこう苦労したなあということになります。

あと、男性職員も今統括1名おいていただいていますけれども、どうしても女性職員が多い職場になりますので、そういったところは男性がいただければ安心感もあるなという事は思っております。

以上でございます。

[「了解です」の声あり]

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

説明書111ページの心身障害者自立支援事業についてお伺いします。

この事業自体は、重要な事業だというふうに思っております。その中で、扶助費として5億3,500万円が使われております。その中、サービス利用計画作成費が障害者と障害児合わせて約1,700万となっています。

町は、このサービス利用計画が妥当なものであるのかどうかということに関して、どのように判断されているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員御質問の計画を作成する扶助費が妥当かどうかという御質問なんですが、ではない…、ごめんなさい。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 作成費として委託しているというふうに理解しています。その委託先が、本人とお話しをされて計画書をつくると、それが町に提出されるという理解をしているわけですが、その提出された計画書というものが、本当にその障害者とか障害児にとって適切な計画になっているかどうかということ、町はどういうことで、どういう手段で判断しているかということです。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

計画の中身の適正に行われているかどうかはどう判断しているかという御質問ですね、すみません。計画を作成するに当たりましては、子供さんであっても大人であっても、御本人がどうなりたいかというのを、まず計画相談の人とディスカッションをします。ディスカッションをする中で、御家族もひっくるめた中でどんなサービスがいいか、どんな場所がいいのか、サービスはいろんな場所でもやっていますので、見学に行ったりとかしながら決めていきます。

行った先と今度は、計画を今度、例えばデイサービスのようなところ行きますというふうに決めたときに、そこの担当者の方にも来ていただいて、担当者会議というのを開いていただきます。何回ぐらい利用することがいいのかとか、この方にはどんなことを注意したらいいのかといったところも話し合いをしていただいて、1か月なり2か月なりのお試しもしながら、計画を作成してくような形になります。

この担当者が集まる会議のところに、町の者も参加をさせていただきまして、プロが話す内容と町が客観的に見た事業量等を話をさせていただいて、このサービスで実施をしながら、様子を確認しましょうということで、サービスを行っていったような状況です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

ちょっと心配だったのは、町が対象である障害者とか障害児の方と直接お話しをする機会というのがあるのかどうかというのが、ちょっと心配なわけです。例えばその依頼して計画書をそれを年々更新していくわけですが、去年のどおりでいいですねという感じで、去年のコピーして出すようなことにはなっていないだろうなという、そこが心配。要するに、直接お話しできる機会があるのかどうかということ。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員不安になっているように、そのままこう、そのままいいねといったサービスというのは、従来というか随分昔はそのようなこともあったかもしれませんが、障害のサービスも介護保険のサービスを見習ってではないですけども、ちょっと制度的にも介護保険サービスに似通ったようなサービスに変わってきております。

ですので、期間中であろうと、計画を立てた中身にこの人がうまくいっているかどうかというところを、計画を立てるものやサービスを提供している側も確認して、担当者会議を早めて担当者御本人、御家族と一緒に検討する時間も加え行っております。

サービスを行っている人は、計画相談としかお話しができないというわけではなくて、町のほうにも直接今そろそろこういうサービス使ってみたいんだけどもとかという御相談も入ってきますので、そこで事業所や計画相談の方にもお声かけをさせていただいて、町も間に入りながら、御本人が相談しやすい場所に相談かけてもらいながら、計画をもう1回こう検討するというふうなことをさせていただいております。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

146ページの火葬場費について伺いたいと思います。

先日御前崎の市議会の中で、御前崎市、牧之原市、吉田町、広域のこうした火葬場が施設が老朽化しているということで、今後どういうふうな施設にするのかということが、新聞報道がされました。

そこで伺いたいのは、吉田町もその協議の中に入っているはずですが、元年度の中でこうした話合いがどういうふうな形で行われてきたのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 新聞報道は承知しておりますが、我々は今吉田と牧之原の組合でやっております、いろんな事務的な打合せはしていますが、その火葬場の新たな火葬場についての協議というものは、我々には行っておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

事務的という話ですけれども、要するに御前崎市のほうからそういう呼びかけがあって、そうした事務的なのが行われているのか、あるいは私が聞きたいのは、そうした中で例えば今利用している謝恩閣老朽化していますけれども、吉田町としてその話の中で、謝恩閣をどうするのかということでの方向性を持った上での話合いがされているのか。あるいは、今の現状での運用の、要するに実務的な事務的な話合いで済ませて、今後のことは一切まだそういう話合いの場にテーブルに乗っていないということで理解していいのか、どちらでしょうか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 少なくとも御前崎と協議しているという事実はございません。

先ほど申したように、組合ですから老朽化しているというのも承知しますから、その辺はどうしたらいいかなという議論はいろいろそれはすることはありますが、御前崎も交えて具体的な協議というものは、事実はありません。そういうことでございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） そうした、広域の今後の話というのはないということは理解をいたしました。

ただ、謝恩閣、今もう老朽化をしておりますけれども、牧之原市とのそうした場の中で、吉田町として今後謝恩閣も含めてどういうふうな施設をしていくのかという、吉田町としての考えがとおりかどうか、今そうした議論をどう進めるということでのお考えがあるのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今、今後謝恩閣をどうするのかということについて、吉田町として今明確な方向性なりを持っているものではございません。いずれまたこれを、そういったものを方向性を何か定める、議論をしてということがあれば、また皆さんにもそれは当然御説明する機会が必要かと思いますが、今のところそういうものは持ち合わせておりません。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

説明書の149ページから152ページ、感染症予防費についてですが、152ページ、風疹の追加的対策についてちょっとお聞きしたいと思います。

これは、風疹の追加的対策というのは、オリンピックに向けて人が入って来るということで風疹を移さないためにも、国が調べた対象者、男性のほうですね、男性のほうの風疹の抗体価が低いということで、そこを埋めるための政策ということで聞いていますが、それを令和元年、去年の6月だったと思いますが、その当時健診もあるものでということで、これをやり始めたんですが、それで、対象者はここに書いてあるとおりで、その次の抗体検査でクーポンを送った人は1,594人で、抗体検査を実施した人が283人、実施率が17.8%、風疹の第5期予防接種のクーポンを送った人で、その実施した人で対象になった人だと思うんですが、114人で実施した人が74人、実施率が64.9%となっています。

その効果のところ、風疹の追加的対策として風疹抗体検査及び風疹の定期予防接種を開始し、風疹抗体価の低い年代の男性に対する風疹予防啓発を行うことができたと書いてあるんですが、町としてはある程度この対策をやる、事業をやるときに、目標値大体このぐらいできればいいという考えの基があって、こういう結果を出したのか。ちょっと私的にはその抗体検査をやって、やる人低いのに、やる人が少ないからこういうふうな数字にはなったんだと思うんですが、そこのところは何か目標があって、町としてはそれをクリアできたと思って考えているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員の質問にありました風疹の追加的対策でございますが、この説明書の記載がありますとおり、大変実施率は低いものという結果になりました。予算計上する際には、実施率が65%、健診の会場で同時にできるというところから、健診の受診率等を考えまして65%というところで頑張ろうという予算措置をいたしました。結果的には実施率自体は大変低いものとなっております。

これにつきましては、令和元年11月の時点で国の調査もございまして、全国的に国も目標としていた実施率まで至らないということが、調査結果が分かりまして、町としましても3月の補正予算のとき、見込みを減額させていただいたり、あとは1月になりまして再勧奨を予定しておりました。実施していない方に対しまして、抗体検査を受けましょうといった再勧奨を予定しておりましたが、1月以降の新型コロナウイルスの影響もありまして、実施をしていただく中心であります医療機関の混乱を避けるため等の判断もございまして、再勧奨を実施するまでには至らなかったというところが現状です。

月別の実施者数も見ますと、やはり1月、2月、3月は大変少ない人数ということで、町としましては、目標値には到底達しなかったというふうに考えておりますが、対象者の方にはその啓発のリーフレット、それから必要性等をクーポン券と同封をいたしまして、郵送させていただいたり、ホームページでもお知らせをさせていただいて、広報等でも記事を掲載させていただいたというところで、十分ではなかったかもしれませんが、こういった国の施策、それから町が3年間で行うということは、お知らせができたのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

これは令和元年に始まって、大体3年計画ということなのですが、1年目でこの数字、2年目、3年目とやっていくと、国が設定している目標値に達していけるのかなというふうに思うんですが、今後その目標に達するために何かさらなる再勧奨とかPRをするのか、何かほかに手立てとかというのはあるんでしょうか、どのように考えていますか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

風疹の追加的対策につきましては、今年度7月の時点で国が令和元年度の全国の実施率の調査、それから新型コロナウイルス感染症に係る影響等も踏まえた調査を行いました。国が設定している3年間でその目標に達成するというその3年間で1年間延長するというような方針も今出ているということも情報として入ってきております。国がこの状況を受けまして、事業所の健診で、職場の健診で同時でできるというところの実施率が低いといったあたりも課題としてあったということで、国から経産省、それから企業へと、といった実施のお知らせ、周知も強化していくというような情報も入っております。

町といたしましては、今年度のクーポン券送付対象者、それから昨年度のクーポン券送付対象者で実施されていない方には、今年度中に再度の勧奨をすることを予定をしております。個人通知をするのと同時に、広報、ホームページ等でお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 156ページの生活排水対策事業費、これいつも聞きますけれども、ちょっと実績を皆さん分かっていない、ちょっと調べました、聞いてくださいね。

28年度が、ここにKPIと書いてあるんですよ、総合戦略KPI、KPIがこういうものかということがあれしていますけれども、28年度が69基で入れ替えた単独浄化槽から合併浄化槽への入替え、環境を改善するための措置、入替え3件です。29年度が76基中4件です。30年度が74基中5件です。令和元年度、昨年度が70基中3件です。今環境を含めて、世界中がそういうふうに進んでいるわけですからけれども、効果のところは水質の汚染防止を図ることができたと書いてありますけれども、これ今の数字を割っていくと、あと500年かかりますよ、528年。

その中で、この意識の改善というのをさせていただきませんか。当然これから合併浄化槽のやつにいくんでしょうけれども、これ両方とも聞きたい、環境課と下水道課と。どういう意識を持ってこういうものに関して取り組んでいくのかということをちょっと教えていただけますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃっているのが、一番は単独から合併への転換についてのところについておっしゃっていると思います。議員がおっしゃられたとおり、設置替えについてはここ数年一桁

の前半になっている状況の中で、決算の中で今まで毎年広報の周知とかはやっているんですけども、これ全国的にも、前に言ったことあるんですけども、全国的に見ればやっぱりなかなか環境対策ということで進めていく中では、なかなかこの浄化槽というのが建築と同じぐらいの実際耐用年数があって、本当に生活している中で困っていないとなかなか手をつけないというのが多分現状になっています。

そんな中では、浄化槽法が昨年改正されて、令和2年から施行になっている中で、今まで基数の精度が低かったり、台帳整備が今までしっかりできていない部分にも手をつけてやっていくという中で、その中で広報、前回一般質問でもあったんですけども、それこそ都市環境課と連携してダイレクトメールだったり、その辺ができる、今後検討していく中で改善、注視、浄化槽法の改正のことを注視しながら、どうなっていくかというところを見ていきながら、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、浄化槽の合併浄化槽ということで、環境の面からということでございますが、やはり今単独浄化槽で出しているところも合併浄化槽に替えていただきたいという中では、下水道のほうでも今後経営戦略のほうで、下水道と合併浄化槽ということで今後その辺のすみ分けをして、95%を目指していくという中で、環境のほうにつきましても、そのところを確認をいたしまして、環境のほうでも、うちのところそれこそちょっと部門は違いますが、T O U K A I - 0 というところでリフォームの関係で、古い家を回ることもありますので、そういう中でもそういう合併浄化槽に替えるという中で、そういうところも周知していきながら、単独浄化槽から合併浄化槽に替えていけるような、そういうPRもうちのほうでは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今聞きましたけれども、各課とも必要性は感じているわけですよ、確かに。ただし、この数字を見て分析した結果、何でこんな数字しか伸びないのか。今ダイレクトメールでやっているという話をしていますけれども、私はもう明らかにこれが違うんだって分かっていますけれども、考えていますけれども、それどういう分析をしているんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここが増えない分析で、先ほど言ったとことちょっとかぶってしまうところもあるんですけども、結局家を建てて合併浄化槽も当然家を新築したと同時にぐらい耐用年数が現実的にある、細かいところは壊れるかもしれないですけども、現実的には本体はそのぐらい年数がある中で、環境対策として、じゃ単独浄化槽から合併浄化槽へ替える機会というか、当然もうその浄化槽が壊れてしまえば替えるという選択があるのかもしれないんですけども、そのきっかけについて当然何かしらのインセンティブがないと、ここが増えていかないというのが、全国的に見ても課題でもあるし、そのところで進んでいかないと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 聞こうと思ったけれども、大体答えとしては同じだと思うんですね。

それで、一つ聞きたいのが、私としては、これなぜ進まないかというのは、今環境省の、一般質問でやりましたけれども、単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えるときのこの金額左に書いてある33万2,000円、実際国がこれだけかかりますよというのが83万円、あと50万は自分で出して替えてくださいって、ダイレクトメール何百通きたってやりませんよ。原因は分かっているんです、もう明らかに。

その原因というのは、やらない原因というのは、もうあっちこっちで調査して結果出しているとおりに、やっぱり町が、例えば富士がやっているような形、国が環境省がやっているような形、それやらないともう明らかに進まないということなんですけれども、その生活排水をこれからの、先ほど言った外国の人たちが来て、生活、油を使う生活の形が全く違ってきて、恐らく農業に与える影響もこれから出てくると思うんですけれども、そういうものに関してもうちょっと改善する、環境を改善する、そしてそのために何をやるかというやつをやらないといかんと思うんですけれども、その辺の意識というのはどういうもんなんですか、どのくらいあるんですか、ダイレクトメールでもう終わっちゃっているんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃっているところは、手厚くできないかということをおっしゃっている。現状でいくと、先ほどの繰り返しになってしまうんですけれども、今浄化槽法が改正した中で、県が計画的にどうやっていくか、進めるか、改善するためどうするかというところを、今提示してやっていくところがありますので、浄化槽の台帳をつくるか、もう単独浄化槽として機能していないものについては、どのようにして改善命令とか、指導とか、助言をしていくということが法律的にできるような形になったんで、その辺を見ながら、そこを注視してどう変わっていくかとか、現状だと見ていきたいという思いはあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 一番ここで今回注視したのが、ここに左の取組の内容に書いてあるところのとおりですよ。全てが総合戦略KPI、目標を持ってやるということなんですけれども、その目標があまりにもこう今まで連続してなさ過ぎたということで、この水質汚染の污水に関しては、例えば生活が変わってきて最近水がたくさん出ますよね、そうするとその水というのはみんな下へ流れるわけですよ、それが全部汚れた形でね。その辺は、本当にやってもらいたいと思うんですけれども、この結果を踏まえて来年もまた同じような形でやるんですか、その辺をちょっと、それだけ聞いて最後にします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

環境対策としては、当然ここの転換が一番大きく影響してくるところになりますんで、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、その浄化槽法改正の中でいくところを注視し

ながら、転換させるためには、来年やろうと思っていることも中にはあるんですけども、それも含めて転換させるための施策というか、方向は検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） すみません、いろいろ聞かせてもらいました。

いずれにしても、これをやっていただくことによって合併浄化槽、公共下水道、その不都合をどうやって解消しながら、これにつなげていくかということをやっていただきたいということなんです。

希望としては、この戦略KPIの中で、70基を、70、100基そういうのもやりながら、そういうふうな形で吉田町の環境改善を本当に図っていただきたいということで、要望しておきます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

153ページ、4ページ、飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助金の件ですが、213件という金額的に約300万円、大変グループの方は御苦労をされているわけですが、毎年こうしてお金を使って、手間暇かけてやっているわけですが、この効果の中にその点が入っていないわけですけども、今現在こうした飼い主のいない猫の不妊、去勢の状況で効果がどう出ているのか、その辺の評価をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

飼い主のいない猫の避妊・去勢の手術の件でございますが、効果といたしましては、それこそ分母がどうしても分からないという部分もございますが、うちのほうでは前もお話しさせていただきましたが、苦情の件数が減っているというところもあります。

それと、うちのほうの一つの目安といたしましては、この中にございます動物全般に関する死体の回収ということがございますが、その中で実際猫の回収の件数ということ、猫だけに特化して調べておりますが、その件数を追ってみますと、年々その件数が減っているという中では、飼い主のいない猫として出ている猫がなかなか死ぬ死体の数が減っていると、回収の数が減っているというところでは、そういう猫も減っているのではないかというような形で、ある程度の効果が見込めているのではないかというふうに当課では考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに私の周りでもそうした猫が減っているという状況を私も感じているわけですが、こうしたグループの方、猫を捕まえて、それから手術に持って行くと、手間暇、手弁当でやっているわけで、大変御苦労されていると思いますが、一方、こうした野良猫が生じないように、町のほうでもそうしたPRをもっとやってもらって、グループの人の手間を省くといいますか、効果が出るような形で町のほうも努力をしていただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

議員のおっしゃるとおり、やはり猫の飼い方といいますか、動物愛護法でいいますと、飼い主の責任において飼育をしていただくという中の飼い主の責任というものが、かなり重要なものになってきますので、うちのほうも最近では広報のほうを通じて飼い主、猫の飼い方であるとか、その法律の中の趣旨であるとか、そういうものを掲載してなるべくPRするような形で進めております。

今後につきましても、やはりその飼い方、どういう飼い方をしたらいいのか、どういうふうな責任が負ってくるのかということところは明確にしておきたいと思っておりますので、そういう広報等を通じてPRしていきたいというふうには考えております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料の155ページ、ごみ減量リサイクル推進事業費というところで、委託料として剪定枝等チップ堆肥化業務委託料、これたしかシルバー人材センターのほうへお願いしていると思うんですけども、結局取組内容、実績のところ、軽トラック55台、ダンプトラック366台ということで、かなりの量が入ってきていると思うんですよ。それで、過去に1回見に行ったとき、なかなか持って来たものがたまっちゃっていて、堆肥にされているのが全然少なかったんですけども、この元年度はそういうことはいかがなんですかね、入った量に対する堆肥化ということはどうなもんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この堆肥につきましては、搬入量とその実績に応じてうちのほうは委託料としてお支払いしているわけなんですけど、その実績につきましては、シルバー人材センターのほうでなるべく堆肥にさせていただいて、受け入れたものについてはストックして、順次堆肥にしていくという中で、必要以上に向こうに委託料を払っているわけではなくて、堆肥の実績に、搬入した実績に応じて支払いをしているという中で、向こうもそれこそ人数の関係もございまして、そういう人数の都合で堆肥にしていって、処理していただくというような形で、一時的にはちょっと繁忙期であるとか、そういうところがどうしても草がたまってしまうことはあると思いますが、順次その辺を堆肥化していただくという作業をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

私は、それに対する予算を組んで、その中で執行率が95.3%で、ですから実際予算的にはかなり100%近く事業を行ったけれども、実際その入った草とか枝とかそういうものが、堆肥化には、ここでいうところの95.3%になったかどうかということ、なかなかそれがなくて、かなりあそこへたまっちゃっているというふうに見ているもので、その執行率の

95.3%というのが、ただ、堆肥化したのとイコールになっていないように感じるんだけど、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 全体の予算額に対するこれ執行率なので、1つの事業に対する執行率95.3というところじゃないと思うんですが、よろしいですか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど課長のほうから実績でこれを払っているよというような形の答弁があったので、そうするとその実績という、要はじゃ100台入ったら100台、これでいくと100台入って95.3台分、ほかもあるものであれだけでも、大体のことで、堆肥化したのかなというふうに今の答弁でそういうふうを感じるんだけど、実際は見に行く結構残っているのがたくさんあるような気がするもので、その辺がどうかということでお伺いしたんですけれども。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、その実績ということで説明させていただきましたが、堆肥にできた実績でうちの委託料を払っているものではないので、搬入したものに対する実績で、先ほど言ったみたいに、たまっている分はそれは全部じゃほかに持って行っていくのではなくて、そこで時期はずれますがそこで堆肥にして、処分をしていくということで、できた堆肥に対してうちが実績に対してお金を払っているわけではないので、実績というところはちょっと誤解が、僕のほうの説明がちょっと不十分だったのかもしれませんが、そういうことで実績のほうは払っているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

そうすると、毎年入ったものが100%くらい堆肥化できないと、残って残って毎年だんだん処分できないものが増えていっちゃうと思うんですよ。ということは、結局この委託料の予算が少ないもので、あそこに充てられる人が、人の数とかそういうものが、シルバー人材で受けているんですけれども、人間が足りないもので、仕事の量が、1日当たりの仕事量が少ないもので、そうして賄えなくてだんだん残っていっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですよ。

なので、もう少しこの委託料を上げて、人を増やして、堆肥化していくことをどんどんしていけば、その持ってきたものがきちんと堆肥化されて、はけていくというふうに思うんですけれども、その辺はどうですかね。ですから、手が足りないということを、簡単には手が足りないんじゃないかということをお願いいたしますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今のその堆肥のあれですけれども、たまっていくというか、先ほどありました、草刈りの繁忙期というのが6月から10月ぐらいが一番入ってくるという中で、冬場はあまり草の搬入がないところで、そこで今その繁忙期にたまった草等もそこで処理できている。今の状態で、じゃほかに草を搬入する場所がなくて、ほかにどんどんたまって、ほかの場所をどんどん借りていかなきゃならないような状態かということそうではないし、シルバー人材センタ

一のほうでも、要は今の状態で何とか処分できる量を搬入して、1年のトータルの中ではたまっているときもございしますが、その繁忙期を抜けたところでは、堆肥にできて処分できている。今の状態で回るというところでお話を聞いておりますので、そういう中で、シルバー人材センターのほうと打合せをさせていただいて、向こうに配置できる人数というところで予算のほうを組ませていただいているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

今の話だと処分できるだけを刈り取って持ってくるというふうに今、そういうふうを受け取ったんですけども、なので刈り取ったものを持って行って処分するんじゃなくて、これくらい処分できるから、それだけ草刈りとか枝の剪定とかやって持っていくというふうに今、自分はそういうふうに受けたんだけど、それはそれでどうだかはっきり分かりませんが、結局は入ってきた草とか枝とかそういうものが、チップ化されたり、堆肥化、チップして堆肥化されたその堆肥化率ですね、入ったものに対する堆肥化率、それじゃここでは先ほどの95.3%とはまた別だと思えるんですけども、実際入ったものに対する堆肥にしたのは率はどのくらいになりますか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

入ったものに対する率といいますか、堆肥にできないものはもう別に分けまして、堆肥にできないものは、実際はもう焼却場のほうに持って行って、そっちで焼却処分しているという状況なので、本当に純粋に100%かどうかちょっと分かりませんが、堆肥にできるものだけが今あそこにあるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

じゃ、堆肥化できないものは、焼却へ持って行って、残りの堆肥化できるものは全て堆肥になっているよということよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

100%とはあれですが、ほぼできているというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

それは、確認をしていないということで受け取っていいですか。そういうものをちゃんとね、ちゃんとした仕事ができているか、できていないか確認をしていないということですか、それとも数で表せないようなそういうものだからということですか、その辺はどうですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

ちょっと僕の言い方があれだったかもしれませんが、100%というのは完全に100%きっちり分けれるかどうかというところ、そこにはちょっと疑問があるので100%とは言えませんが、あそこにあるものについては堆肥化できるものがあるということで、うちのほうでもちょっと確認をさせてもらっていますが、全て堆肥に変えているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それでは、その堆肥したものは、ちゃんと皆さんのほうに再利用ということでちゃんとその堆肥化されたものが、皆さんのほうに供給されて全てなくなるというのか、堆肥化されたものは全てちゃんととはけていくかどうかというのを最後にお伺いします。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

堆肥化したものにつきましては、それこそみどりのオアシスマつりであるとか、ああいうところで町民の方に無料で配布したりとか、花の会、実際活動してある団体の方にもその堆肥を使っていただいて、なるべく経費のかからないような形で花のほうを育てていただくというところで、そういうところに配布して全てをはけているという状態でございます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 159ページの環境保全費です。

これ全協でもお伺いしましたけれども、シルバー人材から6名臨時職員として雇って、従来の5人と合わせて11人体制をつくったと。しかし、その年度末には3名の方が辞められて、8人になったということなんですが、11人体制をつくって、目的に対して体制をつくったにもかかわらず、それが半年で崩れてしまったということに関しては、どういうふうにお考えなんですか。なぜそうなったのか、それに対してどういうことをやろうとしているのか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

元々11人体制でやるというところで、人数のほうなんですけれども、なかなかやっぱり臨時で雇って、臨時で来ていただいている方もいろいろ高齢化も進んでいたりだとか、家庭の事情等もございまして、そういう中で辞めていってしまったという方がいまして、結果的には8人ということになっております。

その不足分につきましては、募集等をかけまして、なるべくその人数を埋めるような形でうちのほうも手続のほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 心配しているのは、作業量が平成30年度に比べては若干15件ですけども、令和元年度のほうは数が減っているわけです。だから、そういう作業の件数が減ら

ないようにはどうすればいいかという、要するにしっかり除草作業というのを続けていただきたいということで、今募集をかけているということで、今現在はもう11人体制ができているということでよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそ11人ということなんですけれども、今現在も人数的には今9人ということで、ちょっと少なくなっております。ただ、人数が少なくても、件数のほうが若干減ってはいますが、それはちょっと場所が減っているというよりは、ちょっとうちのほうでの数え方の、要望のほうに来るところの件数の捉え方の違いというところで、件数が上下している部分がございます。

やはり人数が減っても作業量のほうが減っている、実際作業量のほうが減っているわけではございませんので、何とかその件数をやはりクリアしていかなければいけないという中では、先ほど御説明させていただいた人数の募集のほうもそうなんですけれども、なるべく効率よく作業をするという点で、うちのほうでも1件1件、例えば1件1か所どこかをやるときに、周辺にまた同じような例年出てくるような場所というの、例えば要望とかで出てきたときに、実際要望とかで動いていくと2回行かなきゃならないところを、うちのほうでどの辺にどういうふうな形で来年出てくるかというのを、地図のほうにちょっと落としまして、できればなるべくまとめた形で集中的にじゃそこに、例年出ているようなところは集中的にやっていこうというような形で、なるべく効率化を図りながら、件数のほうをクリアしていくという面で、そういう募集もかけながら作業のほうも効率化していくというところで、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 作業の効率化を図るということに関しては、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、今の答弁の中でちょっと気になったのが、人数は減ったけれども作業量は変わらないというのは、一生懸命その9人が働いているということなのか、今までは余剰人員を抱えていたという、どういうことですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

余剰人員がいたというわけではございませんで、なるべくその作業の箇所については、例えば関係課があれば、そちらのほうでやってもらえるところはなるべくそちらでやってもらうような形を取りながら、あとは場所によっては作業的には容易なんですけれども、面積的に広い場所であるとか、距離的に長い場所であるとかというのは、今回の令和元年の補正予算のほうでもちょっとうちのほうで要望させていただいて、御承認いただきましたが、草刈り機、乗用じゃなくて手押しの草刈り機等を使って、なるべくそういう作業的には簡単で面積が大きいところというのはそういう機械をなるべく導入して、時間のほうを短縮していくというふうなことも考えながら、作業のほうを進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

資料のほうの165ページの母子保健衛生費についてお聞きします。

こちらのほうの20節の扶助費の中に、妊娠出産などの応援パッケージ助成費がございます。こちらのほう167ページのほうに申請者数208人、助成者数が206人、助成合計額が1,030万ということで載っていますけれども、こちらのほうの内訳、第1子、第2子、第3子とあると思いますけれども、そちらのほうの内訳はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

こちらの妊娠出産等応援パッケージ助成事業につきましては、第1子、第2子、第3子かわらず一律の助成金額になっておりますので、そういった統計資料等はこちらで持っておりません。第1子、第2子、第3子の分析については、現在のところしておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

少子化対策なんかも含めて、町のほうはこういった出産のほうの応援を助成しているかと思われるんですけども、今後こういった利用される方も増えている中で、例えば子供さんのほうを2子だったり、3子だったりとか増やしていくような応援的なものというのも考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

現在のところ、双胎以上、一度に双子さん以上の場合には、上乘せの金額を設けてございますが、出生した子供さんの数によってその助成金額を変えていくといったような、今方向性では考えてはおりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そういった今後の少子化対策なんかも含めて、またそういった形で何か助成ができたなら、また出産する方々にもすごく今後育てていく中で、すごくうれしい助成金かなとは思いますが、また今後考えていただきたいことと、あと、今回この助成事業が206人されていますけれども、この人数は町としては、妥当な人数というか、それともちょっと少ないと思うのかどう考えますか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この206人の助成者数の人数につきましては、令和元年度の子供さんの出生数が205人というところを見ますと、このよしにこパッケージのお子さんが増えてから6か月間に申請できるという制度になっておりますので、そういった時間的なものを考えましても、こちらの数字につきましては、皆さんに十分助成をさせていただいているというふうに捉えています。

その6か月間に申請がされたかどうか等につきましても、こちらでその助成期間が過ぎそうな方等にはお声かけさせていただいておりますので、なるべくたくさんの方に助成できているというふうに考えております。

以上です。

[「了解しました」の声あり]

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど楠元議員のほうから出産に対する助成というのは、これはこども未来課関係のほうの、この資料でいきますと120ページ、3款にございまして、第2子、第3子に対しましては、出産祝い金事業を実施しておりますので、そうした助成もやっているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 零時21分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 24 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日は、提出されました第 72 号議案の質疑を行います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第 72 号の質疑

- 議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。
日程第 1、第 72 号議案 令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから、第 72 号議案についての質疑を行います。
昨日に引き続き、質疑は歳出の 5 款から 11 款についての質疑を行います。質疑は款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので御了承を願います。また、歳入の 1 款から 11 款、21 款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いいたします。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。
それでは、質疑に入ります。
歳出の 5 款、労働費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、6 款農林水産業費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、7 款商工費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

8番、三輪美由紀君。

○8番（三輪美由紀君） 8番、三輪です。

説明書213ページをお願いします。

産業委員会の運営事業費についてでございます。

執行率がゼロ%ということで、11万9,000円の予算が使われておりません。また、30年度も使われておりませんでした。内容確認のときに、町長の諮問に係る案件がなかったから開催されなかったというふうなことをお聞きしました。その代わりに産業4団体の担当者レベルでの意見交換会を実施したとの回答をいただきました。

それと、取組内容と実績のところでは、産業委員会は各産業の振興計画の樹立、経営安定化、技術の改良と安定化に関することなどについて審議し、商工、農業、水産業者が交流・連携し、産業の振興と新規市場の開拓等を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的とするということが書いてあります。

その中で、この開催、町長の諮問機関だということでありまして昨年と今年では実行されていないということですが、内容によって開く開かないということがあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員おっしゃるとおり、産業委員会につきましては、昨年度、一昨年度と開催をしておらず、事務局レベルでの意見交換会のほうを開催させていただいております。議員がおっしゃられたとおり、産業委員会につきましては町長の諮問機関と、諮問に応じて開催するということになっております。

これまで、産業委員会、29年度までは開催しておりました。ただ、内容につきましては、各産業4団体、それから、町の事業報告であったりとか課題、そういったものを情報共有するために開催をしてきた状況でございます。

ただ、その町長の諮問に応じて開催するということがあるものですから、その内容を検討したところ、昨年、一昨年度においてその案件がなかったことから開催のほうを見送った状況でございます。

ただ、そういった中でも、事業報告、あと、課題等各産業4団体、町の課題などにつきましては、実務的なことであるというふうな判断の下、それは情報共有必要だよというふうにご考慮して、事務局レベル、担当者レベルでの意見交換会を昨年、一昨年と開催してきたという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 8番、三輪美由紀君。

○8番（三輪美由紀君） 8番、三輪です。

この頃、特に社会情勢が目まぐるしく変化していると思っておりますので、各産業の経営安定化や地域の活性化などを図るためには、町の産業4団体をしっかりとサポートしていただきたいと思っておりますけれども、そのためにはやはり、委員の人たちが17名いらっしゃるけれども、全体のこの情報というか、毎年委員会は開かれたほうが好ましいんじゃないかな、地域の活性化とその産業の情勢というか変化ということが受け取られるん

じゃないかなと考えてはおりますけれども、そこらあたり、年に1回ぐらい開催してもとは考えてはおりますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、社会情勢の変化ということで今年度につきましては、コロナウイルス感染症の拡大等の問題が各団体少なからず影響を受けているということで、例年と違って大きく変わっているというふうに思われます。

そういったことから、今年度につきましては産業委員会を開催する方向で担当課としては考えてまいっております。その内容としましては、新型コロナウイルスの各団体の対応であったりとか今後の見通しなんかを協議していきたいというふうに現時点で考えております。今年度は開催したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 8番、三輪美由紀君。

○8番（三輪美由紀君） 三輪です。

そうですね。そのように毎年予算も上がっていることでありますので、なるべく委員の人たちの情報をいただいて、町の活性化のためにぜひ委員会のほう開催をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

206ページの中小企業振興費ですけれども、執行率が57.7%ということでかなり低いということで、これで、PR不足というんですか、その中小企業の方々にしっかりとこの利子補給のことが浸透していないのか、それとも、吉田町の中小企業の経営者は要するに安定していて、特別、融資を、小口の融資とかそういうものを受ける必要がないというか。その辺は、この執行率少ないものですから、どういう理由なのかというのをちょっと。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

中小企業振興費の執行率が低いということでございます。このPRといいますか、中小企業者の支援ということでありますが、そのPR等に関しましては金融機関を通してやっておるという状況もございますので、あと、商工会もそうなんです、そういった金融機関等に直接話をさせてもらっておるということで、こういう利子補給の関係につきましては十分金融機関のほうも把握してやっているということで、結果的に執行率がこのような形で、57.7%というふうな状況でございまして、昨年度につきましても46%ということで、こういった利子補給の支援を受ける中小企業者の皆さんが結果的にこういう状況でしたということで、執行率57.7%という状況になっています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

執行率が低いということは、予算を立ててそれだけに至らなかったということですね、結局。だもので、結局その町内の業者が要するに安定していてそんな、特別この利子補給の制度使わなくてもいいよというのか、それとも、その辺の金融機関からの手続が大変だもので面倒くさくて使わないよというようなその辺の、これを利用する人が少ないという原因というかそういうものはちょっと、把握はしておりますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

手続につきましては、金融機関が実施するという事になっております。ですから、中小企業の方がそういった融資を受ける、お金を借りるということが、一昨年度に比べては少し執行率が高くなっておりますので一昨年に比べれば借りる方が多いということは想定はされますけれども、手続が面倒で大変だから申請に至っていないというふうな状況ではございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 自分が聞いたのは、この執行率少ないものでその理由というか、それが別にこういう、本当ならその利子補給なものでお金が、利子補給してくれれば大変ありがたいことだよ、借りる人にとっては。だけれども、その借りる人が少ないということは、別に借りなくても当たり前に行っているもので無理に借りることはないよというふうに経営が安定しているのか、それとも、借りたいけれど手続面倒くさいものでまあええわとやめちゃっているかどうか、その辺を担当課として把握していますかということを知りたいんです。だもので、その辺で何かその理由が分かっているかどうかということを知りたいんです。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

利子補給につきましては、しっかりと金融機関のほうに周知しておる中で中小企業の方が結果的に利子補給対象というのがこういう形であったということで、またその、これが執行率少ないから経営が安定しているのかということですが、しっかりとした、産業課のほうでそういった状況を把握は現在のところしておりませんので、あくまでも想定、推測の中でお答えさせていただきたいと思いますが、借りる中小企業の方が執行率から見れば少ないということであるということで、昨年度に関しては中小企業の方の安定というものはしているというふうに推測いたします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今の利子補給の関係につきまして、産業課のほうで課長のほうからもお答えがあったんですけども、まず、町のほうとしましては、やはり先ほど議員が心配されていたようにその、まず利子があるかどうかとか、そうしたのも承知しているかどうかということもあるかと思っております。

そうした中で昨年、これ公社のほうの関係になりますけれども、公社のほうでよしサポ、いわゆるよろず相談窓口というのを設けさせていただきました。こちら昨年の10月から開

催をしております、地域の今の中小企業の皆さんの経営の相談であるとか、あと、イノベーションを含めたIT活用とか、いろんな幅広いよろず相談ということで気軽に相談できる窓口を設置しております。

そうした中で一応、資金繰りの相談等も昨年25件相談があったんですが、そのうち7件ほど、これが公社のほうの関係ですけれども、7件ほど資金繰りの相談があります。そうした中でこれは、相談窓口には金融機関も一応入っています。また、商工会とも連携を取っております、そうした資金が必要な場合にその小口資金も併せて御紹介をしていただくような、そうしたつなぎ役としてもこの窓口がございまして、そうした、これまで、町は相談できる体制、いわゆる窓口をということでの、昨年度からさらにそこを強化しているという状況になります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 何で少ないかと、これを必要とする人がいなかったから少ないと言えばそれまでだと思うんですけれども、なので、それをもって結局その、少ないと言えばそれはそれでいいと思うんですけれども、それは何でかなということ。予算を立てるには、大体どれぐらい借りるかなということ。これ予算立っていると思うので、ずっと例年低いならこれを下げてもいいわけだと思うんですけれども。

なので、そういう、私が聞いたようにそんなに困っていないよというのか、それとも、手続面倒くさいのでやりたかないだと、その辺は銀行とかそういう金融機関に行かないと手続の細かいのかどうかというの分からないと思うんですけれども。そういうことで今、伺ったわけですけれども、ちゃんとした理由がもらえなくて、ただ、必要とする人がいなかったよというだけのことだって言えばそれまでで終わっちゃうんだけどね。

だもので、できればそういう、ある程度もう少し、簡単にそれが受けられるという言い方はおかしいですけれども。もしかしたら、必要だけれど面倒くさいものという人もあるかもしれないもので、その辺のことを先ほどそれで、今、企画課長がよしサポというのがあってやったよということで、産業課長はその辺のことをちゃんと、連携の話がないもので、この事業は産業課でやっているもので、その辺はもう少し密にしてある程度やってくれて初めて答えてもらえるかなというのを今、思ったもので、できたら、要望ですけれどもそういうことでもう少し横の連携をしっかりしてもらいたいなと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このよしサポにつきましても、産業課とは連携を取らせていただいている中で、公社の事業ということでちょっとお答えのほうがあれば良かったと思ったものですから、私のほうから補足ということでさせていただきました。

今後も協力、産業課を含めて横の連携も取りながら、いずれにしましても、とにかく中小企業の皆さん、困った方がすぐ相談できる、そうした体制をしっかり整えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

209ページのプレミアム付商品券事業費ですね、これ。お願いします。

このプレミアムに関しては全部売り切れてということで、私としては盛況の中で終わったと思うんですよ、第1回目。このときの決算のなかで。これですよ、209ページね。そして、第2弾が出たでしょう。

○議長（増田剛士君） 議員。これはもっと前のやつです。元年度のやつなので、今回のコロナ云々のやつとは違います。

○9番（山内 均君） 違う、違う。分かっています。それを今、言います。

それで、そういうところで私としては、この執行率を見たときに、もっと行っていると思ったんです。このときの執行率がこういうに低い理由というのは何だったんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

このプレミアム付商品券事業というものでございますが、昨年度実施したものでございまして、これは全国的にやったものでございます。全て国のお金ということでやりました。

その対象者が低所得者と、あと子育て世帯の方が対象だということで、その対象が限定されていたということで執行率がなかなか低いということでございます。低所得者等につきましては、やはり商品券事業ということでお金を払って商品券を買うのではなくてもらえるという方もいらっしゃいました。そういったことからなかなか、子育て世帯に関しては商品券の売行きはよかったと思いますが、その片や低所得者の方につきましてはなかなか購入のほうに難しいというふうな現状はあったと思います。

5セットまで買えたということで、分割して1セットずつでも買えたということではございますが、そういったもろもろの状況があるということで、なかなか難しい事業だったというふうに感じております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

一番言いたいこと、これから言います。

実はこの中に今、言われた、対象者が2019年住民税非課税者と3歳未満の子が属する世帯の世帯主ということで絞られたということですがけれども。多分、一度、課長にもちょっと話したことがあったんですけども、買えない人、要するに生活弱者と言われる人、生活の保護を受けているとか孫に買いたくても病院にいて買えないとかそういう要するに、あと、生活弱者に対してのもっと配慮というのはあったらよかったなと思ったんですが、そういうものに関しては、この吉田町の独自のそういうものというのは考慮することはなかったんですか。していただきたかったなと思ったんですけども。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

このプレミアム付商品券事業につきましては、それこそ消費税が昨年度上がるということで消費の喚起を目的にやったものでございます。そういったことから実際、対象が低所得者と子育て世帯ということであったわけなんですけれども。

ただ、商品券を買うにしても、プレミアムつくと言っても、やはりお金を出して購入していただくということが基本の事業でなっています。以前やりました臨時福祉給付金、こういったことが低所得者の支援になるのではないかなと思うところではあるんですが、今回のプレミアム付商品券につきましては、消費税上がることによって、そういった消費の喚起というのが目的だったものですから、このような形で実施をしたということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

確かに理由はいろいろ探せばたくさん出てくるでしょう。言いたいことは、今回も第2弾でコロナに対する、今、これからやりますよね。そういう中にこういったその弱者、買いたくても買えない人とかそういう人を考慮してほしかったということです。結果を踏まえて、決算の中で。

そして、いろんな人にいろんなことを聞けば、そういう人たちもいるでしょう。そういう人たちを今回の次のステップ行くために取り入れて、もっと喜ばれるものを計画してくれるとかそういうことを期待をしてはいたわけですけども、残念ながらそれは今回もかなわなかったと、私は感じていまして。そういうものに関してのその第1回のプレミアム商品券、2弾、3弾やっていますけれども、このなかでの総括というものが、何か産業課で起こしたものの、総括したものはあるんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

プレミアム付商品券につきましては、昨年度は、今、お話しさせてもらいましたが、対象が限定されていた事業でございました。今年度につきましては、このコロナウイルスの影響ということで、まず第1弾として商品券実施させていただきましたが、それは中小企業者への支援が主ということで実施をさせていただきました。その事業者からのアンケート結果、商工会が調査をしていただいたんですが、またぜひやってもらいたい、とても好評でしたと、新しいお客さんが増えたという話も聞いております。

第2弾、今議会でお認めいただいて、11月1日発売ということで今、進めております。これも商工会が事業主体ということでやっていただく予定でございます。そういった中で、今回は中小企業者の支援プラス町民の方の使い勝手というか利便性の向上ということで実施をします。

ですから、議員おっしゃられる低所得者の方ということでございますが、こういったプレミアム付商品券事業を通して、こういったものがその低所得者の方の支援にふさわしいのかというのはこれから検討の余地はございますが、今のところ産業課では、中小企業者の支援、町民の利便性ということで今年度、第1弾、第2弾のプレミアム商品券事業の実施ということで進めてまいっているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 決算をやっているんですよ。今年度の分は別ですよ。決算、昨年度なんです。だから、今年度の分は全然別の話ですから、その辺ちょっと仕切りお願いします。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、今年度のことに関して答えてくれましたけれども、私、今年度のこと聞いていませんよ。聞いていないですよ。

○議長（増田剛士君） 先ほど聞きましたよ。今年度も第2弾でという話をされたので、答弁として、してくれたわけです。で、総括をしていますかということです。

○9番（山内 均君） 次の段階に行くに当たって総括しましたかと言ったんですよ。それが目的。

いや、前年度ですよ。前回のとき、一番最初のこの款ですよ。この款で総括したときに、そういうものに関しての、弱者とか、生活弱者に対しての意見、そういうものに関しては出てこなかったんですか。もしやるんだったら、その次にそういうのも入れてくださいねということ言った。間違っていますか。間違っているといたら、どこを間違っているかちょっと教えてください。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 総括というのは決算のことかもしれませんが、今年度やるときにどう検討したかという御質問だったので。そうじゃないんですか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私の言いたかったことは、こういう中にそういう弱者と言われる人たち、買いたくても買えない人たちがいますよと、そういう人たちの配慮を当然してくださいねという、総括の中にはそういうものはなかったんですか。それが出れば当然、この今の段階にも出てくるでしょうと。2,000万円のお金を使っているわけだから。そして今、寡婦の問題、いろんな問題が出てくると予想されていますから、そういうのに関して当然、出てきていいじゃないですか。私はそう思っています。私の考えです。

でも、やっぱりそういうものが実際にいるわけだからそれを取り入れてくださいね、総括としたときにそういうものの総括をどういう形でしたんですかということです。言ってること分からないですか。分からないですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 取り入れてくださいねというのは基本的には今後のことを言っている訳でしょう。全然決算とは関係ない話です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） やめます。堂々巡りしますからやめます。

考え方は分かりました。ただ、私の言いたいことはそういうことです。やるのであれば、あらゆる部分に関して目を光らせてください、優しくやってくださいねということなんです。ただそういうのを言いたかった。

分からなければいいです。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書 212 ページの観光PR事業費についてお伺いします。

まず、執行率 61.1%、当初予算からすると約 50%で 100 万円の不用額が出ているわけですが、これは当初考えていた事業、何かやめた結果、こういう結果になったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

観光PR事業費の執行率 61.1%という結果につきましては、まず昨年度、新型コロナウイルス感染症が拡大したことによって、観光キャンペーン、県外での観光キャンペーンが中止になったということから、パンフレットの増刷につきまして調整したということと、それに伴って旅費もなくなったということでございます。あと、プラス、これも県外のPR事業ということで榛南観光連絡会というものもございまして、毎年東京方面でPR事業を実施しておりますが、これも牧之原市の観光協会の関係で取りやめになったという状況がございまして、旅費と需用費、印刷製本費のほうが少なくなったということで執行率が 61%という状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その中でPRの目玉としてしらすのまどぐちを開設したと。そうしたときに、その開設する目的は何だったのか。それに対して、開設することによって現実どうだったのか。それに対する町の考え。この3つについてお願いします。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、小山城売店というものはこれまでそこで、特産品じゃないですがアイスとかお菓子とかこれまで売っておりました。なかなか町のそういった情報発信というところが弱いというものがあましてそれを見直すというふうなことで、それこそ、ちょうど地域おこし協力隊も採用されて、そういった外からの目で改善したほうがというアドバイスもいただきまして、昨年度7月にリニューアルオープンしたという状況でございます。

このしらすのまどぐちにつきましては、まず吉田町の特産品はという中でシラスというものがまず、第一に地域おこし協力隊員思い浮かんだという中で、愛称というんですかね、小山城売店、しらすのまどぐちというふうなことでつけさせてもらって、町の情報発信をうまくいくように進めているところでございます。

内容としましては、シラス加工場、煮干組合に声をかけさせていただいて、その協力してくれる水産加工場が出店を毎月1回ローテーションしてやっていただいております。役割としては、そこで物を買ってもらうのも一つあるんですが、実際に加工場に足を運んでもらって現場を見てもらう。そこで購入していただく。いろいろ、加工場に関しては味つけも違ってくるものですから、そういったことも売店のほうでPRのほうもさせてもらいながら、そういった情報発信をしております。今現在も出店者の募集のほうをしておる状況でございます。

今、かりんとうであるとかよし吉グッズも販売しておりますが、プラス、本橋テープさんが最近、出店するというので今、手続のほうを進めているという状況でございまして、今

後につきましても、スペースのある限り特産品のほうをPRするような形で充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今のお話を聞くと、何の問題もないと、順調であるというふうに判断しているということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、地域おこし協力隊員の力を借りて今現在、売店のほうを運営しているという状況でございますが、これでいい、終わりということではないと思いますので、いろいろアイデアを出していただきながら、私どもも出して、もっと進化といいますか発展するような形で考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 判断はなかなか難しいとは思いますが、来てくださったお客さんが地元の人なのか、観光客なのかというのはチェックはしているんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、しっかりとした把握は現在のところしておりませんが、駐車場に止まっている車のナンバー等見ますと、やはり町外、県外といいますかそういった方も見受けられるという状況でございます。

あと、常連さんではないんですが、加工場まで行かずに売店で定期的にシラス、釜揚げシラス等を買っていただいているお客さん、町内のお客さんだと思いますが、そういう方もいらっしゃるというふうなことでは把握してございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 以前、しらすのまどぐち行っていてちょっとお伺いしたときに、ここで買ってその担当の業者に行った方っていらっしゃるんですかと言ったら、いませんと言われたんですけども、今、産業課の把握としては、要するにしらすのまどぐちを出発して業者に行かれたお客さんというのは何人かはいるんですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

申し訳ありません。そこのところはしっかりと確認は取れていないんですが、いるというふうに思っております。それこそ、今、紹介だけで行っていただくということがちょっと弱いといいますかそういうのがあるものですから、コロナの前になるんですが一応、シラスの月1回試食会もやってアピールさせていただいておったり、あと、ちゃんと加工場に行ってくださいように何かこう、仕掛けですかね、例えばスタンプラリーで回ってもらいたいなというのもちょっとアイデアとしては今、以前も検討している中でこういった状況になっておりますので、また今後、そういったものも前向きに考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

もともとは吉田町をPRするという事だと思つたので、このPR事業というのは。要するに、町外の人に来てもらつて吉田町の魅力を知ってもらつと。そうしたら、そこはしっかりどうだったかということ把握しながら、うまくいかないのであれば次の手を考えてどんどん進めていかないとこの事業進んでいかない。もともと吉田町というのは何か観光名所みたいな少ないわけだから、こういうのをしっかり利用して吉田町をPRしていくということをどんどん続けていっていただきたいと思つたよ。先ほどおっしゃったスタンプラリーとかもどんどん積極的にやっていただき、吉田町をPRするという事を努めていただきたいと思つた。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

208ページの企業立地振興費ですけれども、町内ですね、新しく工場なんか操業した方にこの振興費って払われていると思つたんですけれども、町が潤うためにやっているという、大変いいことだと思つたんですけれども。結果的にその工場なんか建つて、従業員ですね、そういう方も町内の方使つていただければということをやっているんじゃないかなと思つたんですけれども。その工場が建つてから、町民というか住んでいる方がその企業に従業員として入れたかどうかというような形の中で影響というのはありましたかどうか。町内の方がその新しくできたところへ率先して働きへ行くことができたかどうかというのを聞きたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

企業立地振興費でございますが、これは企業が町内に進出していただいて、その用地費、それから雇用の関係、何人雇つたかというところで補助金のほうを交付しているというものでございます。実際この交付が終わつてからも、実績報告というんですか、その雇用の確認をしないとけないものですから、そういった報告も受けている状況でございます。

町内の方がお勤めになられているかということでございますが、もちろん町内の方もいらっしゃるし、町外の方もいるという状況は報告のほうを受けているという状況でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番。

町として、そして、企業に来てもらつて雇用を、町内の人を使つてもらえば大変ありがたいということをやっているということもあると思つたので、できればその割合ですね、町内の方が割合どのくらい使つていただいているかということは分かりませんか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、交付後も定期的に状況のほうを確認しているという中でございますので、今、申し訳ありません、手元に持っておりませんのでちょっとどれだけの割合かというものは今、ここで説明することはできませんが、町内の方もいるということでは伺っております。以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番。

たしか、そのオレンジ色の紙だったと思っているんですけども、自分が昔見たのは。用紙ですね、そのチラシと言うんですかパンフレットですか。それがいろいろ条件書いてあったと思うんですけども、条件というか、それはこの補助金を出す要件が書いてあったと思うんですけども。

そういう中でやはり吉田町としては、町にそういう企業が来ていただいて町にお金を落としていただきたいということと、やっぱり町の中の人在那里で働く場所が与えられればそこで働いて、そしてまた町へその還元してくれるということで、そういうことがある程度目的でやっているんじゃないかなと思うんですよ。そういう中で担当課のほうで、ですから、町に対してのその効果が、これをやって企業が来て操業を始めて町にどういう効果があるかなということを把握できていないと言ったら、このお金使っていても何のためにやったか分からないですよ。だから、そういうので確かにこれだけ使っただけのことがあって、町がこういう効果があったよということを把握できていないというのはちょっとおかしいと思うので、その辺はどうなんですか。それすら把握できていないんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、この企業立地ということでその工場、具体的なそれぞれの個々の就業者が何人というのは出てくるかと思えますけれども、町全体でということになりますと、まず今現在、今年度、ちょうど国勢調査が今、行われていまして、これ、5年に1度で調査を行っています。その中には、勤務地がどこにあるかとか、要するに町内で働いているのか町外なのかというところが、具体的な数字がここで国勢調査の後に出てくるものですから、それが一番経年的なものも分かります。具体的なものも出てくるかなというのがまず一つ、成果として数字が出てくるというのがまず国勢調査の一つあると思えます。

それと、あともう一つは、あと、全体的には税収がどうだっているのかとか、いわゆる税収、個人住民税がどうなのか。そうしたところでも出てきて、相対的に総合的に幾つかの指標を持って判断していくというふうなものになってくるかと思えます。いずれにしましても、税収等については個人住民税等一応上がってきているというところがありますので、そうした面では一つ挙げられるのかなというふうには思っております。

もう一つは、やっぱり働く場所というところも当然、雇用というのは大事になりますので、あとは人口ですね。人口増がどうなのかとか。そうした全体的な指標を基にやっていくような形になるかと思えます。一応、細かい話の、先ほどの就業がどうなのかというのは今後、ちょっと国勢調査の結果をまた、速報値は皆様方にもお知らせをしていくことになりますので、そうしたところで一つ御判断していただければと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） まだ、あそこら辺は高島と言うんですか、あの辺へ今、会社が建ったりして、内陸フロンティアと言うんですか、これでまだ操業して僅かなものでよく分からないと思うけれども、結果的ではなくて、それをすることによって、分かっていることを聞くかもしれませんが、どのような効果を求めているかということで、それじゃ、お伺いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） この補助金についてですよね。補助金を支払った、やっている中でどういう効果があったかということで答弁いただければ。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 企業立地振興費を使って企業に来ていただいて、実際これを使って今、工場が建っているわけですが、それをもって、町に対してどのような効果があるかなということ、それを求める効果はどうかということで、そのような形でお願いします。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この厳密な数字については、答えることはちょっと今のところ無理ですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを5年前につくりました。平成23年の東日本大震災で、3月に起きて8月にうちの町が人口1番、住民基本台帳でベースでいうと3万5,000戸、1番、住基台帳でのこの町の1番の最多人口だったんです。それからずっと減っていたんです。これは転出が転入を上回っていると、そういうふうなことだったんですけれども、でも、3年ぐらい前からは転出が転入を下回ると。だから、転入する人口のほうが増えてきているというようなところでして、まず、この町に今、人が来ていると、そういうふうな効果が一つあると。

それと同時に、先ほど企画課長が申し上げたんですけれども、個人町民税が増えていると。要は働く人がここで増えているわけですから、基本的にそういう意味で当然のこと。あとは固定資産税であるとか、それから、償却の関係のものであるとか、そういうのを基に総合的には増えていますので、それは当然のことながら、この企業立地の振興費ということよりも、基本的にはこの町がやってきた、東日本大震災以降やってきた言わば政策というものが、津波防災町づくりというものが功を奏して企業の方々が来てくれると、そういうようなことですから、そのときはうちの町はそういう意味においてはいろんな意味で、この企業立地振興費ということも一つのターゲットですけれども、それ以外、大きな中には、うちの町がいわゆる反転しつつあると、そういうようなところでもありますので、議員が言うように、こんなことお金使って何か変わるのかと。そういうことではなくて、もっと前向きに捉えていただければありがたいです。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

雇用が、そういう新しい企業にどれだけ町民が働けるようになったかなというのも興味とか、それも実際知りたいものですから。また、今、分からないということなもので、今後、また機会があったら教えていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、11 款災害復旧費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時55分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名であります。
次に、8 款土木費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
5 番、平野 積君。
- 5 番（平野 積君） 説明書の219 ページ、吉田町内道路舗装修繕事業費についてです。これ、総合戦略K P Iについてお伺いします。
道路維持管理指数3未満の舗装修繕実績値、累積で1.12キロメートルというふうになっていて、これ目標が8キロメートルで、目標に対して14%終わっているということに対してはどういうふうにお考えでしょうか。
- 議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。
- 建設課長（大石 充君） 建設課です。
進捗率が低いということだと思います。全協のときにも少しお話をさせていただきましたが、国の補助金を使って行っているものの中でどうしても内示率が低いということの中で、このような状況になっているものでございます。
以上です。
- 議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。
- 5 番（平野 積君） 平成25年と去年、平成30年かな、に道路の性状調査をやっていると思うんですが、そのときにこの3未満というのは何キロだったんでしょうか。
- 議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。
- 建設課長（大石 充君） 建設課でございます。
少し話が長くなりますが、吉田町の全部の町道が260キロ弱あります。その中で主要な路線、調査をしたい、傷みの激しいという路線が60キロありまして調査を行いました。その中で、平成25年のときには特にやらなきゃならないというところが60キロで、今回の平成30年の調査で80キロにそれがなっております。
以上でございます。
- 議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。
- 5 番（平野 積君） 今の話だと、この5年間で8キロ程度やってもそれほど足しにはならないというようなお話ですね。

要するに 60 キロが 80 キロに増えていると、工事しても増えているということからすると、その悪化傾向にあるということで、それに対してこのまま放置していいのかと。要するに、補助金が出ないのでほっておいてもいいということでお考えなのか。そこはどういうふうにお考えですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課です。

確かに、おっしゃるとおり補助金任せであるならば、今、言ったような、何年たっても余り進まないよという状況と思われませんが、そんな中で、全協のときにも少しお話ししましたが明るい兆しとしましては、内示率が少し今年度は上がってきていると、20%台というものが70%台まで復活してきているという傾向もございます。そういうものをもっといただけるようにこちらから働きかけるとともに、違う何か、例えば起債であるですとかそういうものも効率的に財政テクニクの中で行って、なるべく舗装の修繕を行っていきたいという考えでございます。

また、舗装もそうなんです、橋もそうなんです、短期間で直してしまおうというものではなくて、ずっとやはりメンテナンスで、長寿命化ということで直していかなきゃならないものでありますので、すぐにこう改善できるというものではないというところは少し御理解をいただきたいとは思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 要するに手を打たなければならない、それが増えていると。それは町民のみならずここを、吉田町を通る人の安全性という点では劣化しているということだと思うので。補助が 70 になったというのは聞きましたけれども、これはもう水物でずっとそうなるとも分からない。だから、そうしたときにやっぱり、町としてはこの安全という立場を考えたときにどうしていくかというのは明確に出して行って。

ほかの手段というお話もありましたけれども、やっぱり一般財源使ってそれやっていくとか町債かけて自分で 100%払うということも含めて、要するに直していくというふうにしっかり一歩進んでいっていただきたいと思うんですが、そういうことに関して、今の繰り返しになるかもしれないけれども、もう一度お願いできませんか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員おっしゃるように、やっぱり津波防災町づくりもそうですが、安全・安心というところが第一だと考えています。道路も同じだと考えておりますので、いろいろな財政テクニクの手法を企画課のほうとも連携を取りながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12 番、大石 巖君。

○1 2 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

同じく 219 ページの道路舗装修繕事業費ですが、今の答弁で国の補助金の内示率が低いということ、これは、これまでも一昨年も昨年もそうでしたけれども、ほかの事業、橋梁維持とかあるいは河川修繕事業とかそうしたところの国の補助金というのは減ってはいないんで

すね。なぜこの道路舗装修繕事業費の分だけ国のそうした内示率が低いのか、その理由を教えてください。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課です。

あくまでも推測の域になるかもしれませんが、国からの補助金という中で私どものほうで主に扱っているのが、橋梁の点検、橋梁の補修。これにつきましては、山梨県で起きました笹子トンネルの事故以来、国が国土強靱化、安全・安心という中で100%つけて来ております。河川の修繕、改良につきましても、昨今の気候変動、いろいろな水害等の関係で手厚く補助金が下りてきているということです。

舗装につきましては、大分見直されてきているとは思いますが、少しそれよりも優先順位が下がっているのかなと推測します。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

国のほうの社会資本整備総合交付金という枠内で、いわゆる社会資本整備ということで基盤整備ですね。そうした幅広い補助金ですが、そうした中で道路の舗装維持修繕、そこだけがその内示率が下がっているということが非常に不思議だと思いますし、こうしたことが毎年続くようですと、いわゆる予算を立ててもその予算が実際には実行されていないというのが結局過去何年か起こっているんですね。

そうすると、その予算立て自体もいわゆる絵に描いたということに結果的にはなってしまうわけですが、そうしたことがないようにもう少しその事前の内示をちゃんとしてもらうと。そうして予算の、予算立てがちゃんと実行できるような形でやっていただくということでの県や国のほうに対してのそうした内示、補助金獲得がそうした時期の問題やあるいは額の問題についての話合いというのが実際にどういうふうに行われているのか、その保障というものはないのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

3点ぐらいあると思います。

まず、そのいろいろな交付金の中でなぜ舗装だけだと感じるというところにつきましては、いろいろなメニューがある中で、私、ちょっと数が正確には言えませんけれども、舗装だけではないと思います。補助率がそのように低いというのは舗装だけではないということはお伝えしたいと思います。

2点目の予算が執行されていないということについては、少し私、違和感がございまして、例えば一例申し上げますと、当初の、私どもとしては6,000万円の要望しましたということで当初の予算は6,000万円を組みます。で、内示が来るのが20%後半台だということになるとどうしてもそここのところで、今、言ったような大石議員から見れば予算が執行されていないというようなことだとは思いますが、私どもはそうは捉えてはおりません。

3点目の、もっと県と国と情報を密にして実効的な予算を組めないかどうかというような御質問だとは思いますが、それは少し今の段階ではもうこれが限界だと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの答弁の中にも今年度は云々という話がありましたが、当初予算を立てる場合には、そうした予算の中身として今年こういう事業やりますよということで我々も説明受けて、それが可決されれば、町民の皆さんも、今年はこういうことでやってくれるんだという期待を持ってやっぱり見るわけですよ。そうした中でやっぱりその予算を補助金も含めてしっかり獲得をしてそれを実行に移すということが行政の役割だと私、思うわけですが、今年度のことじゃないんですが、こうした補助金が、内示が少なくならないように努力をお願いをしたいと思います。そうした何か手だてというものが何かあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 私も国のほうで予算編成をやっておりました。各地方自治体、全国1,700ぐらいでしたか、あります。そこから全部の要望をなかなか拾い切れない現実というのはやはりあります。その中で、先ほどありましたけれども、目下のその社会情勢なりで安心・安全というところに、よく国の中では張りつけと言いますが、どこかに張りつけようと思うとどうしても減少させなきゃいけないものがやっぱり出てくるんです、総体の予算が決まっている以上。そういった中で、どうしても緊急性のあるもの、重要性のあるものにどうしても予算がシフトしがちなので、そういったことでこの道路改良なんかはどうしてもちょっとプライオリティーとしてやはり、国全体としてみれば少し落ちるということで内示率が今まで低かったということもあったのかと思います。

すみません、これも私、直接そこまで詳細に把握しておりませんが、結果を見ると、内示率20%台というのはそういうことかと思えます。ただ、今年は70%台になったということでその辺のところはまた、まさに各地方自治体のほうからこれでは困るという声が国に届いてひょっとしたら70%台になったのかもしれない。そういう意味では、それぞれの自治体が県なりを通じて、また国に対していろんな要望活動していく中でそういうのが見直されてきたという側面もあるのかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 232ページのTOUKAI-0でお伺いします。このTOUKAI-0の本体のほう、建物のほうに関しては、私も参加しながら、非常に条件が厳しくなってきた中でよくやってくれているとは思っています。

一つだけ、あともう一つのブロックに関してです。最近、ブロックの改修がスムーズにいか数がだんだん増えてきて、意図がだんだん浸透されてきていると認識はしています。ただ、そのブロックの改修が今年、今、以前から今年までで通じて地図の上で、要するに分析、場所の分析とかそういうのは行うんですか。要するに、次に聞きますけれども、次のときにちょっと聞きたいのは、通学路であるとかそういう安全を確保するところを一番先に優先的にやる、そのアピールをして、そしてやっていただくような形を取っていただいているので、今までの中でそういう分析をした地図上の結果というものは、そういうものは持ってはありますか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

TOUKAI-0のブロック塀ということで、今、議員さんおっしゃるとおり、うちのほうで場所的に全部それを地図に落とししてということは今現在、してはおりませんけれども、ただ、先ほど言われました通学路であるとかというところの件でございますが、通学路とか、今は避難路ですね、避難路につきましては今年度からになります、補助金に関しては上乗せといいますか最低のお金をあげまして、より補助金が出るような形で補助要綱を見直しまして、通学路と避難路については補助金を増すような形にしております。

ただ、吉田町の場合、特別にその避難路、通学路というのは完全に区別されていないものですから、今までの吉田町の町道とか建築用の道路に面しているところについては、全て避難路、通学路ということでうちのほうは扱って、補助金の上乗せのほうをしているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

よく、その辺はよく分かります。実際にはしっかりしたその把握をしながら、何が安全かという当然、優先順位の中で総括しながらやっていただくことになるわけですから。

ただ、その中で、本当は今日ちょっと、教育長がいてくれるとよかったですけれども、実は私、以前、8年くらい前に、小学校、中学校区域のブロック塀の箇所、500メートル範囲でやったと記憶がありますけれども、ないですか。そのときに、見ていくと、ブロック塀が小学校は通学路ありますので、小学校の通学路だけでも、その500メートル範囲内でかなりの数があるんです。例えば吉中の前を通っていても、あそこのずっと西へ行く道は全部危険です。でも、たくさん子供たちが通ります。そういうところが明らかに見えるところに関しては今、初めて聞いたんですけども、上乗せをしてけると。

そういう中ではやっぱり、そこに向かってやっていただくと。それは今までの結果を見ながらやっていただくと。ブロック塀を撤去して安全性を確保するときは非常に分かりやすいものを送ってきておりますね。あれが出ますので、その辺ですぐにやっていただきたいと思うんですけれども。その辺のこれからの、今までの形の中で、これからそういう形でやってくれるということなんですけれども、その辺の目録というか目測というか、そういうものは打合せはしているんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言った通学路の件につきましては、その今、その学校からそういう形で通学路の調査をしたということで一応、情報のほうはうちのほうも提供を受けておりますが、ただ、基本的には先ほど言ったみたいに、吉田町の全ての建築用の道路につきましては補助の幅を上げまして、より自己負担が少ないような形でできるような形に今、要綱のほうを整えて今年度は事業をしております。

そういう中でも、今後につきましても、そのうちのほうで結構やはり、もともとあった既存の住宅部分が古いお宅とかというところにやっぱり基本ブロック類、ブロック塀が多いだとか昔からのブロック塀があるとかというお宅多いものですから、うちのほうでもその、要

はTOUKAI-0のほうの個別訪問、その機会を通じまして、そこにブロック塀等があれば、ブロック塀の改修もこういう補助金がありますよという形でPRをさせていただきますし、そういう個別訪問の中でそういうブロック塀も同時にPRさせていただいて、より事業のほうを進めたいというふうには、うちのほうでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

TOUKAI-0に関しては飛び込みなので、突然の訪問をしながらやってくれて非常に成果は上げていると思うんですけども、今、言ったようにそのブロックを、それをちょっとメニューの中へ入れていただいとすることをこれから、今までやってきた中でもし有効に優先順位つけてやるのであれば、ぜひそういうものを入れてもらってやっていただきたい。

それで、特にそういうのが通学路の中見てもらいますと、皆さん、こういう水石って大きな石よくあるでしょう。水石とかそういうやつは、ああいう石自体が1個40キロ50キロあるんです。子供たちが頭当たったら確実に割れますよね。そうして見ていくと、そういうのって結構重要なところにあるんです。もちろん今、一番言いたいことは、こういう仕事の中でやらなきゃならないことは、過去を踏まえてこれから何をしようかと、何のためにやるかというやつを、一番重要なことだと思いますよ。だから、そういう意味ではぜひ協力のほうはいくらでもやりますので、ぜひ前へうまい具合に進んでいただきたいと思うんですけども。

それから、そういう町としての計画とかそういうものというのはこれからどうやっていくかというのを含めてお願いします。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員さんおっしゃるとおり、なるべくそういう補助金のほうがあるということを知らせていただく手段としまして、広報であるとかホームページも当然、うちのほうでPRしていく手段として使わせていただいとPRをしていきたいというふうに思っています。

あと、町だけではちょっとなかなかそういうものは難しいところもありますので、月に1度、建築士会の方と打合せを毎月開いております。そういう中でもこのブロック塀も含めてどのようにPRしていくかというところは、建築士さんのほうの力もお借りしながら今後、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その次のページです。234ページ。土地区画整理事業に関してお聞きをいたします。

この土地区画整理事業は、負担金、補助金を見ていくと、いまだに富士見地区には昨年度、令和元年度180万円、これが補助金。そして、浜田に関しては、まず28年度が1,851万円、29年度が1,125万円、30年度が1,375万円、令和元年の決算の年が1,876万円。これが負担金です。内容は確かに工事をやっているということで実質に書いてあります。

浜田の土地区画整理組合補助金です。補助金に関しては、平成28年度が2,336万円、29年度が5,074万円、30年度が4,554万円、決算月、令和元年が1,264万円。まずこの進捗状況、それをちょっと、進捗状況と目的、経年と結果年、これちょっと教えていただけますか、予定としてです。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

浜田の土地区画整理事業ということで、まず進捗率でございますが、今、令和元年度で進捗率が今、65.4%でございます。で、事業のほうは今、進捗いたしまして、前にも御説明させていただきましたが、浜田につきましては29年に用途地域の見直しを行いまして、今まで住居系のところを、榛南幹線、東名川尻幹線沿いにつきましては用途を一部変更しまして沿道利用にできるような形で用途を見直しました。それに伴いまして今後、今までの事業計画を道路等も含めましてちょっと見直していこうということで、本年度からその事業のほうの計画の変更に取りかかっているところでございます。

補助金につきましては、吉田町の区画整理のほうなんですけれども、吉田町土地区画整理事業助成要綱というところに基づきまして補助金のほうを毎年支出させていただいているというところでございます。この補助金につきましては、補助金の内容につきましては、事業において道路、6メートル道路を造った場合に、じゃ、その事業費の何分の1とかという工事の進捗に応じて補助金を出しているというところもございまして、あと、助成要綱の中では、その面積に対して平米幾らという補助金のほうを出すということで補助要綱のほうは決まっておりますので、この補助要綱に基づいて、今現在、支出しているような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ここで聞きたかったのは、浜田に関して、浜田の土地区画整理に関して、この中には設計の委託319万円入っていますよね、数字がね。それで、そのときに、まず一つ聞きたいのが、区画整理やっていくときに当然、旧の構図を集めて新しい合わせ図を作るような仮換地図を作っていきますよね。そのときにその設計と仮換地図を、仮換地図ができた段階でのその工事の進捗具合というのはどういう形でやっているんですか。

実は先日、私の知り合いの設計屋が隣の敷地の境にブロックを造りたいと、業者の人が分かっていますよね。聞いているでしょう。ナイキさんです、ナイキ設計です。そのときに、呼ばれて行きました。そうしたらもう、その境にブロックをやる準備ができていたんですけども、いまだにポイントがなかったんです。そこに業者がやりたいと来たんですけども。

そういうことが現実に起きているとなると、やっぱりそういうものの今、言った設計をして工事をやって、その工事やったときにその仮換地の中にポイント落としていく、そういう作業がちょっとずれているじゃないかと、ないがしろになっていないかという気がしたものですから、その辺の食い違いというか、そういうのはどんなものがあったんですか。

○議長（増田剛士君） 議員。この設計委託料は、議員は浜田と言っていましたけれども、これは住吉富士見地区のところなんですよ。

○9番（山内 均君） 失礼。

○議長（増田剛士君） 考え違いがあるかなと思いますが、よろしいですか。取り下げますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 富士見地区とちょっと間違えましたので、設計の委託に関してはそういう形で、質問だったら取り下げてください、今、言った進捗とその状況とそういうズレ、それに関してちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

区画整理の事業上、まず最初に仮換地指定をしまして、それは皆さんの同意をいただいた中で仮換地指定をして、最終的に事業が終わって精算した段階でないと、確定測量をして確定のくいが出てきません、最終的には。

ただ、仮換地の状態であっても、まず建物建つとか工作物建つときに76条というその土地区画整理法の手続を取らなきゃならないものですから、そういう中で手続を踏んでそこに物を建てたり工作物を造ったりするような形になりますけれども、その段階では仮換地であっても、この仮換地指定をしたところで仮のくいは多分、お互いの話の中では出てくるとは思います。そういう中でお互いに仮換地をした中で、そこである程度、仮換地ではありますけれども、境を決めた中で工作物を造っていくというような形を取っていくのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今の回答ですけれども、そういう形ができていなかったものですかから聞いているわけです。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

そのことについては、事業自体、その仮換地の指定であるとかその辺のものについては役場のほうで事業を行っているものではないものですから、組合のほうにはその旨を伝えて、組合のほうがその地権者の方と話をしながら進める、くいがもし、境が分からない場合は業者に入ってやってもらうであるとかそういう手続のほうは行っているのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

しかしながら、30年、4,500万円、令和元年が1,260万4,000円入っているわけですから、それはもうそれだから補助だけしたら任せるじゃなくて、管理責任はあるわけでしょう。そういうのはしっかりやっていただきたいということですが、当然、管理責任としては町にはありますよね。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

浜田土地区画整理事業につきましてはあくまでも組合事業になりますので、組合のほうで行っていると。で、うちのほう、吉田町につきましては、この要綱に基づいて補助金出したものにつきましては毎年監査がありますので、財政的援助団体のほうで監査に、町のほうから監査に行って、この補助金が適切に使われているかどうかということについては毎年監査委員に検査をしていただいて、適正に使われているということで把握はしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 異議あるよだから、事務局長何か、その条例読んでみて下さい。拒否をされているようで非常に嫌だな。何があるんですか。何が書いてあるんですか。

○議長（増田剛士君） 決算の話をしているんですよ。先ほどから何か御自分の所帯話しているように聞こえてしまうんですが、いかがですか。

で、議員はこの補助金要綱というのも頭入っていますよね。そういう中での話をされていますよね。

○9番（山内 均君） だから、それがあつたとしても、そういうことが多く……。

○議長（増田剛士君） あつたとしてもじゃない。あるんです。要綱がございます。それに沿った話をされているんですかという話をしているんです。

○9番（山内 均君） それはそこも踏まえてという話ですよ。全体ですから。

○議長（増田剛士君） だったら、そのような質問出ないと思いますけれども。

○9番（山内 均君） だって、そういうのがあつたときに、そういうことが現実起きているんですから、それはそういう形でどこかで是正はしなきゃならない。

○議長（増田剛士君） じゃ、あくまでも町は要綱に従って補助金を出している。現場でやっていることは現場の人間がやっているんでしょう。で、組合がやっていることでしょうかという説明を受けていますよね、答弁。

○9番（山内 均君） 違う、違う。それは違うでしょう。やっぱり補助金は。

○議長（増田剛士君） いや、違わないですよ。

○9番（山内 均君） あなたの考え方が間違っています。補助金出す以上、やっぱり責任をもって最終的には確認を、見るわけでしょう。だって、現実的には。

○議長（増田剛士君） ちゃんと監査もしているという話ですよ。

○9番（山内 均君） それは。

○議長（増田剛士君） だから、補助金が適正に扱われているかというところの監査をしているわけですよ。

○9番（山内 均君） あなたと議論したくない。聞きたいんです。私としては、その起きたことに関して、そういうことに関してそういうふうに行っていますか。一つ、もう一つありますから、ちょっと聞かせてください。

それは当然、責任としては出てきますよね。あるかないかで教えていただければ。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

繰り返しになりますが、あくまでも事業の実施主体につきましては土地区画整理組合のほうで事業主体になりますので、土地区画整理組合のほうで事業を進めていただいております。先ほど言った補助金につきましては、土地区画整理事業助成要綱に基づいてうちのほう

から補助金を出しております。この補助金につきましては、適正に使用されているか、適正なものであるかというものにつきましては、毎年財政的援助団体のほうで監査のほうに入りまして適正に使われているということであらうほうは把握しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、言われたのが管理責任ですよ、私の考える。

それともう一つ、時々耳に入ることがあるんですけども、例えば浜田の土地の全体図の中で、地権者とかそうした人達の全ての認可とかそういうのは完了しているんですか。もししていなかったとしたらどのくらい完了していないんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

事業の同意ということでお答えさせていただきますと、事業につきましては87%の皆さんの同意を得て進めさせていただいております。その中では、法的には3分の2以上の同意があれば事業のほうは進めていけますので、そういうことで同意のほうは得ております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） だんだんちょっと、興奮してきましたけれども。

確かにそのとおりで、そのとおりだと思いますよ。ところが、浜松の上島の土地区画整理事業が法律の中で違憲出たでしょう。出たんですよ。私がいて、私もさんざんやってきましたから、区画整理に関しては、区画整理の中の仮換地に関しては、その中でやっぱり出たんです。

そういう意味で、見切り発車ではなくて、やっぱり常にしっかりとしたものをつくっていかないと、後で大変なことが起きる可能性というか、不都合が起きる可能性がありますのでということで、お聞きをしたんです。今、言った、二十何%はできていませんので、それに関してはこれからの、今、とにかく決算ですよ。決算を踏まえてそういうものが出たと。ただ、それに関して計画的にはどのような形で、いつまで頃にそれはやっていくというか、そういう計画もつくっていますか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言った各組合のほうで運営している内容の中では、組合のほうでもその17%の方が、残りの方をないがしろにしているわけではなくて、その方にもちゃんと総会であるとかそういうものの案内を差し上げております。そういう中で事業計画の変更があれば、そういう方もちゃんと説明できるような形で組合のほうでは運営しております。そういう中で、先ほど言ったその同意を得られていない方をないがしろにしているわけではなくて、そういう方にも理解を示していただけるような形で組合のほうは運営しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 分かりました。そういう意味では、やれることはそこまででしょう、多分。でも、確かにこの問題に関しては、これから私はやっぱり関心持っていきたいと思っ

ていますので、ぜひその辺も相談しながらいろいろ意見を聞きながらいきたいと思いたすが、そのときにはよろしくお願いたします。

- 議長（増田剛士君） 一般質問やったらどうですか。
- 9番（山内 均君） やりますよ。一般質問の準備です。
- 議長（増田剛士君） ほかにございますか。いかがですか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。
休憩中に説明員の入替えを行います。
再開を10時45分。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時42分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名であります。
次に、9款消防費についての質疑を行います。
質疑はありますか。
4番、中田博之君。
- 4番（中田博之君） 4番、中田です。
説明書の256ページ、257ページにあります、257ページの地域防災指導員養成講座に受講して下さった数が前年度よりも減ってしまったんですけれども、これは周知が、要はPRが少なかったから減ってしまったのでしょうか。
- 議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。
- 防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。
周知につきましては、通常どおり周知のほうさせていただいております。周知方法としましては、各企業さんはじめ女性団体、あと、町のほうの広報等もやらせていただいております。今度の受講者数につきましてはこの数字ということになってございます。
- 議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。
- 4番（中田博之君） 4番、中田です。
では、この減ってしまったこと、今回少なくなったことによって、町として困ってしまったような事例とかはありますか。
- 議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。
- 防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。
困ったかどうかということになりますけれども、町のほうとしましては、地域防災指導員の育成をしていきたいというふうには考えてございますので、その人数、育てさせていただく数が減ったということもございまして、そこはまた増やしていくよう、方策のほうをちょっと考えていきたいというふうには考えてございます。
以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 同じページです。意識向上ですけれども、その総合戦略K P I、地域防災指導員が2人以上いる自主防災会の割合が73.7%。目標は100%なわけですが、これは伸びない理由は何というふうに認識していますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

なかなか数のほうが伸びていかないというような状況ということのお話なんですけれども、現在、19の自主防災会ございまして、そのうち13の自主防災会のほうが今、2人以上いらっしゃると、地域防災指導員が。こちらにつきましても、町のほうとしまして呼びかけのほうはさせていただいているんですけれども、なかなか参加いただける方がその地区から出てこないというようなことがございます。そこにつきましても今、各自主防災会のほうに、自主防災会ごとに、少ない地域、私どもで分かってございますので、そこから出ていただけないかというようなお話しかけをさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういう状況は理解しているわけですが、この2人以上が全19自主防災会で達成できれば何ができるんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、町のほうの、吉田町の地域防災計画、それがございまして、議員も御承知のとおり、自主防災会の防災員、こちらにつきましては吉田町の地域防災指導員を充てるということが明示されてございます。まずそこを、地域防災指導員の数を増やしていきたいというところもございまして、その中でまず自主防災力の向上を図っていきたいというふうに町も考えているところがございますので、なるべくその自主防災会の員のほうを各地区に配置させていただきたいというような考えがございまして。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは次回の一般質問で、続きは。

要するに、この向上費として1,200万円ぐらい使っているわけですけれども、950万円ぐらいが防災公園指定管理委託料で消えていて、実際は250万円ぐらい。これがずっと続いている状況です。で、K P Iの73.7だったかな、これは実際ちょっと1人減っているみたいなんですけれども、そういう目標を達成するためにこの250万円です。要するに、地域防災指導員、ジュニア防災指導員を育てるということだけでこの意識防災が進むのか、それでK P Iの100%を目指すということが出来るのかと。そこに目指すために何がしかもっと手を打つべきじゃないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるようになんか手を打ってその防災意識の向上を図ってきたいというところがございますので、町のほうとしまして、今まで継続的に各地区に入らせていただきまし

て自主防災会のほうにもちょっと御説明のほうさせていただいたり、また、防災講演会ということで毎年講演会のほうを開催をさせていただいています。こちらのほうの内容のほうも、その時々合う内容で防災意識の向上という形を図っていきたいというふうな考えでございます。

以上です。

[「了解です」の声あり]

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

248ページの消防団運営費ですが、247ページのところの消防救急広域事業費という、消防が広域になったものですから、実際、火災といとなかなか地元の消防団というのはそんなに、この間の大きな火災、ああいうのでない限りなかなか出動もしなくてもいいような形になっていると思うんですけども。地元は出るんですけども、町外は出なくていいです、たしか。町内は一応出る、ですけども、そういうことでこの247と248と関連あるもので、247でいろいろこの広域になってメリットがあるよと書いてあって、確かにそうだなと思うんですよ。

そうすると、今度、248ページの消防団運営費の中のその消防団の消火活動というものがちょっと余り、ありがたいことかもしれないけれども必要がなくなってくるということで。今現状、防災というんですか、地震とか豪雨、こういうものに対する災害のための、何とかしなきゃいかんということも出てくると思うんですけども。その消防団が消火活動、出初め式なんか見ると消火のための訓練演習見せてくれるんですけども、実際それよりもそのほかの災害のほうのために活躍することのほうが今度、比重が今度重くなってくると思うんですよ。そのために何かやっていることがあったら、消防団としてそのほかの災害のためにやっていることがあったらちょっと教えていただきたいです。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるように火災につきましては、今、おっしゃられたように町内についてのものはもちろん出動のほうはするような形になりますので、それは今まで以前とは変わりはありません。

ただ、現状、今、風水害のほうがウエートのほうが大分多くなってきているというところございまして、消防団のそちらの訓練等の内容につきましては、今、通常の訓練となりまして水防訓練という形で土のう作りとかもやっていただいているような形で、水防団が活動して支障がないといいますか、各町民の皆様には支援ができるような活動の内容の訓練とかも実施をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

そういったことも、実際聞かないと消防団何やっているかなんて分からないことも多いと思うので、できたら、できたらってできるか分からないですけども、出初めなんかのとき

はいつも消火の訓練演習とかああいうのやってくれているんですけども、何かそういうものが実際。

自分の経験でいくと、どこでしたか、大川原製作所の寮だかがあるところの川のところが結構削れちゃって、こう竹で補修とかやったわけですね。そういうのも一つ関係あると思うもので、そういうので町民の方に何かそういうこともやっているよというアピールをしていただければ、消防団に対する理解もこう深まってくるかなと思うもので、何かそういうようなできるものってもし、考えがあるかどうか分かりませんが、あったら何か教えてください。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

消防団の活動法というところのお話かと思うんですけども、水防の活動につきましては、台風のときたかですと広報誌とかでポンプのほうで水をかき出しをしていただいている現場の状況とかそういうものも、写真のほうを広報誌に載せさせていただいて周知のほう図っているようなところもございますので、またほかのことで消防団、水防に対する活動何かございましたら、町のほうでもPRのほうさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書271ページ、272ページの確かな学力定着事業についてお伺いします。

その中で、学校図書事業の図書費について、平成25年、小学生1人当たり1,500円、中学生1人当たり2,500円でした。それが平成26年には、小学生が1,000円、中学生が1,600円。で、平成27年度からは、小学生500円、中学生800円と、平成25年の3分の1というふうになっています。このように下げた理由とそれを5年間継続しているということに関する理由を説明いただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

図書費については、今、議員おっしゃられたようにたどっています。その中でやはり当町、ラーニングプラン等いろいろ事業の予算的に色々増えてきている中で、ちょっと優先順位的に図書費のほうはちょっと削ってほかの事業等やらなきゃいけないものをまず優先していたという中で、金額的には毎年下がっている状態です。今現在もなかなかちょっと図書費のほうはそのまま継続はしてきているんですが、そういった中でほかに優先するべきものがちょっと今、優先順位つけながらやっているという中では、単価自体もそのまま据置きになっているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この事業は確かな学力定着事業の中で行っているわけでありまして。ここはちょっと私の思いがありますけれども、確かな学力をつけるということについては、基本は私はその国語力じゃないかなというふうに思っています。その国語力をつける、伸ばすということに関しては、読書が有効じゃないかなというふうに思っております。書かれたことを読み取り、想像力を働かせ、その背景を理解するとか、人に対して発言をするときには自分の考えをしっかりと正確に伝えると、そういうことは本を読むという習慣をつけることによって身についてくるものじゃないかなというふうに思っているわけですが、その考えに対して、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 本を読む習慣をつくるというのは、今、議員おっしゃられたとおり、心の寛容につながったりだとか、考える力、論理力、それをまとめていこうとすれば読解力まで含めて力がついてくるというようなことはあるんじゃないかなと思います。ただ、その学力、全国学力調査等々その読書との関係について、相関についてはなかなかそれが相関関係があるということは言い切れない状況があることは確かです。ただ、読書が好きであるという子供は学力が高いというようなところとの相関関係があるというのはかつての調査の中で認められています。

私自身も学校に勤務をしていた経験上、子供たちが本を読んでいくことによって、例えばいろんな知識との関係の中でそれを引っ張ってきて自分の思いを発表したりだとかということにつながっていくというような場面というのはよく見えていますので、そうした意味では、本を読んでいくということは決してマイナスにはならない。むしろプラスにはなるだろうというような思いは持っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 私の思いからすると、本を読むということに関して何がしかのきっかけがあったと思うんですよ。中学校の頃なのか、面白い本を読んでどんどん進んでいくと。そういうことからすると、間口の広い図書をそろえて、一つでもこう、これは面白いなというような機会を増やすためには、冊数、準備する冊数、ジャンルを増やすということが必要じゃないかなと思っているわけで、そのためにはやっぱり、買うためにはお金要ります。司書さんたちもいろいろ苦労していろいろやってくれてはいると思いますが、ほかにやることがあるので抑えていますということだと、確かな学力定着ということに対して私は逆

行しているような思い、環境を整えるのも必要だけれども、しっかり本当に学力をつけるという面ではそういう習慣をつけてもらうということ。

で、今、教育長もおっしゃいましたけれども、読書好きは成績がいいという結果出ているわけですから、その読書好きをいかに増やすかという点でももうちょっと、このままでいいのかということに関して答弁願います。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 本に触れる機会を増やしていくということはやっぱり必要なんだろうなというふうに思います。それは、ひょっとしたら教員の働きかけによってそのきっかけをつくるというようなこともあるかもしれないですし、友達同士との中でそうしたきっかけになるということもあるかもしれないですし、家庭の会話の中でそうしたことになるかもしれない。学校だけではなくて、そうした意味では広い中でそうした本を読んだことを話し合っていくことがひょっとしたら何かのきっかけになるかもしれないなというふうに思うんです。

そうした意味では、選択肢を増やしていくというようなことでは、図書館行ったらこんな本があるよというようなことを周知していくことはとても大事だなというに思いますし、環境整備していくことは大事だなというに思います。過去の経緯の中で1人当たりの単価が少なくなっていくというようなことではあるんですが、学校の図書館という限られた範囲の中でどうやって冊数を確保し、本を入れ替えていくかというようなことについては計画的にやっていかなくてはいけないだろうなというふうに思いますので、そこについては今後、検討課題だなと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今後、触れる機会を増やすということに関しては、金額だけではなくソフトの面というか、先生方とか図書館の司書の人とかとそういう、生徒に対する働きかけというのも含めて充実していくことをやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

305ページの生涯学習課の課長にお伺いいたします。

シニアカレッジとかこの中にいろいろ興味持つ人たちがいろいろ、寿大学増えてやっているのが今、非常に盛んにやっていますよね。そのときにちょっとお聞きしたいのは、これはこの人たちに、いろんな知識を持った人たちがそこにより多くの知識を入れるために、先ほどの話じゃないけれども大勢来てくれていますよね。そのときに、その人たちにとって、いろんな講座に関して有料の部分と有料でない部分というのは存在はするんですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

シニアカレッジ、それから寿大学等については、最初の入学のときには料金をいただきますけれども、その後の講座について、この講座は、例えば外部から、遠いところからおいでいただいたから幾らいただくというようなことはしておりません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） シニアカレッジ、寿大学、この人たちが、いろんな知識を持ちながら知識を増やすために来る人が多いと思うんですよ。私としては、その目的というのはもう一度改めてお聞きをしたいんですけども、この目的、その辺に関して中央公民館の活動費の中の561万2,000円の中のものもとの目的、最大の目的というのはどういうものを求めているわけですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

共に生涯学習の場を与える、機会を与えるということでは同じでございますが、対象とする年齢層がやや違っております。シニアカレッジのほうはおおむね60代。寿大学となりますとそれより上となりますので、例えばシニアカレッジについては、大学の先生をお呼びしてというようなことをやっております。寿大学については、余り難しいことではないんですけども、年齢に応じた生涯学習の場を提供しているということでございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） こういう決算の結果見てみますと、今、言ったその一番非常にもったいないなと思うのは、その人たちがいろいろ勉強して知識を増やしたときにどこにその力をまた発揮できるかという、そういう目的を何かつくってやること自体が非常にこの、やる人も意味はあるだろうし、それに向かって大いに勉強していくし、それを例えば先ほど言った子供たちの触れ合いの場とか学習の場を広めるための何かそういうものができればいいなと思ってはいたんですけども、そういうものに関しては、今の目的、広めるための目的、その次のスパンというかそういうのがこの中には含まれてはいるんですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

シニアカレッジを御卒業された方が吉田町の生涯学習の場で、またその得たスキルを生かしていただく場というのは幾つかございます。例えばチャレンジ教室の講師になっていただくであるとか、現には理科館の講師として今年度活躍していただいている方もいらっしゃいます。そういうことで、御自分が得た知識をまた世代を超えて若い人たちに伝えていくと、こう鎖のようにつながっていくような成果を生かすことができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、課長が答えてくれた、私も全く同じ考えを持っていて、その人たちが若い世代へとつなげていく接点としてこれから活躍できればと思っています。

その目的を到達するためには、本当はこの認証制度であるとか資格制度であるとかそういうものもしつくて、講習を受けましたとか、そういう人たちの認証ですよ。そうすることによって、やる人たちがもっと使命感を持つんじゃないかと、そして場が広がるんじゃないかという思いを持っているんですけども、そういうことがこの中に含まれているんだという思いを、実感をしているわけです。そういうその制度的なものというのは今は持ってはいないんですね。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

例えばシニアカレッジにつきましては、予定された講座7割以上出席をされますと卒業ということで与えますけれども、それが次の場で活躍するときの、チャレンジ教室の講師としての有資格者だとかというような与え方はしておりません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私としては、そういうのをよく確実にするためにはそういうものをぜひひたひたしていくという考え方も必要だと思うんです。だから、その辺はまた総括しながら、考えながらやっていただきたい。

あともう一つは、ちょうどコロナの関係で1月から3月ずっと非常に、フェース・ツー・フェースの打合せ、授業、これができなくなりましたよね。その中に、最近ですけれども、Zoomというアプリを使いながら、テレワークでやることができなかつたですか。その方向を今回は、今、先ほど言った一番最初には入学金をもらうけれども、後はもらいませんよ、それと全くもらわないやつがあるわけでしょ。そういうのをテレワークの中でやっていて、今、言ったその知識向上型というんですか、常に何かをしよう、考えよう、覚えようと思っている人にとっては非常にいいことだと思う、そういう非常にいい機会を与えることになると思うんです。

その辺を含めてこの3月までに起きた状況を踏まえて、またそういうテレワークで多くの人が学習できる場をつくっていただくとか、そういう場所をもしつくっていただければと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

今、Zoomという方法が確かにございますけれども、生涯学習課で展開している授業の中、生涯学習の方法に2通りございます。個人で資格取得のために勉強するような個人学習の方法と、それからグループ学習の方法。で、中央公民館とか生涯学習課で展開している授業はこのグループ学習のほうが多いです。同じ趣味だとか関心を持つ方が集まって交流を深める中で高め合っていくということが多くいんですけれども、今、参加されている方の年齢層とかそれから考えますと、Zoomで遠隔で画面の中でというのがなかなかできにくい。

講師の方のお話を、画面の中では何人かがこま割りされていますが、結局は一方向的に聞くだけで終わってしまいますので、実際には皆さん集まって本当に会話を交わしながら、まさにこのフェース・ツー・フェースで会ってというようなことを求められて生涯学習の教室であるとかに参加されていますので、Zoomを導入しても適するものと適さないものがあるのかなというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういういろんなもの当然あると思いますけれども、ぜひその辺をうまく利用してほしいなど。子供たちの接点であるとかそういうものを広げていただくような状況をつくっていただければと思いますので、質問は終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 275 ページの小・中一貫教育振興事業費についてお伺いします。

この事業は平成29年から委員会の開催と先進地の視察を繰り返していますが、この状況をいつまで続ける予定なのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

小・中つながりのある、一貫教育推進事業につきましては、今、中央小学校をモデル校として吉田探究のほうを進めております。その中で結局、今回、中央小学校の先生方に直接ちょっと見に行っていていただいて、総合の学習の先進事例であるとかそういったものを見ていただいていますので、そういったところでモデル校としての役割というところでちょっとやっていた上で今後、それを波及して町内広げていくという段階になれば、やはりその事例視察等は少なくなって実践の部分というのが増えてきますので。

ちょっと今年度はコロナの関係とかでいろいろ動きがちょっとしづらいんですが、余り長くそういう形をやっているというよりも、だんだん段階を追って進めていくということで考えておりますので、今後につきましてはその、本当に実践のほうに進んでいきたいということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 吉田町の小・中一貫教育はどういう姿にしていくかということに関して言えば、そんなに時間かける必要なく、しっかり集中して、委員会を開けると集中して、視察行くなればと広げてやって、できるだけ早くこの吉田町が目指すその小・中一貫の姿というのを出していくべきじゃないかなと。このまま少しずつモデル校だ何だか、要するにいつまでたっても始まらんという気がするので、その辺はしっかり、先ほど、めり張りつけてやっていくべきじゃないかなと思いますが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

町の小・中つながりのあるということで、吉田探究というところを軸に今、展開しております、小学校のほうはモデル校として。今年度につきましては、もう実際、吉田探究、小学校、中学校それぞれやっていますので、実践のほうも進んできてはいますので、これがやはり中学校、小学校、話をしながら、やはり町としてちゃんとした形というのを早くできるように進めたいとは思っておりますが、ちょっとその辺、まだ始まったばかりですので、学校の話聞きながら、早い段階で実現できるようにちょっと進めていきたいとは考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ、最後にします。

吉田探究ということが出てきたのでお伺いするわけですが、小・中一貫の目指す姿は、一つの要因は中1ギャップをなくすことだというふうであれば、その吉田探究がそれとどう結びつくのがよく分からないところがあるんですが、それはどういうふうにお考えで吉田探究をしっかりやっていこうというふうに進めているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

やはり吉田町に住んでいる子供たちですので、吉田町を題材に取り組むことによって、学びというのをつなげていけるというところがございますので。

また、小学校、中学校それぞれがやっているものというのを理解した上でこの吉田探究に取り組むようになりますので、そうすると、中学校においては、小学校でこういうことをやっているということを理解しながらその吉田探究を進めていける。小学校については、中学校はこういう学びをするために今、こういうことをしなきゃならないというようなことを教えていくこととなりますので、そういったところで小・中つながった教育というのは展開されますので、そういったところでこれを軸としながらほかの教科にも生かしていけるということ考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

320ページ、吉田町体育センター運営費について、少しお伺いいたします。

先週、一般質問で総合体育館のほうの混雑状況などで少し質問させていただきました。ちょうどその前のページ、319ページの左が総合体育館の使用状況、昨年の決算結果ですね、ありまして、その真下の320ページとの比較で非常に分かりやすくなっているのです。

ここで質問させていただきたいのが、総合体育館がすごく混雑な状況が今、あるよと。この決算期でもそうですね。で、それに対して体育センターのほうが開館日数311日で利用日数286ということで、二十数日間使っていないといえますか、開館に対しての利用が少し日数があるというところがございます。この辺の事情と、総合体育館と体育センターのスポーツのすみ分けというんですか、上との比較で見ますと、利用用途として総合体育館はバレー、バドミントン、体育センターはフットサルとバスケットボールとあります。これは意図的にそのような形である程度こっちを使ってくださいよと今後やっていくのか、要はこの決算期においてはこういう形がたまたまそうだったのか、そのところを教えてください。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

体育センターに例えば今、フットサルがあって総合体育館にはないということでございますが、これは、体育センターの壁の内側にフットサルに使われてボールが当たってもいいようなそういう措置をしてございますので、フットサルの方は体育センターであれば、思い切りと言うとあれですが、ほかに気兼ねなくフットサルを楽しむことができるということで、御自分たちでもう体育センターを希望されているということでございます。そういう設備が体育センターにはあると、フットサル向けの設備が整っているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

設備が違うので、そこで向くスポーツがあるというのはよく理解しています。

もう一つの質問のその日数が、意外とその体育センターは数字だけを見ると空いている日があるんじゃないかと。私、何が言いたいかというと、総合体育館の混雑の中で少し調整して、例えばこの体育センターに行ってもらいたいようなケースがあれば、結果、総合体育館も少

し空いてきて、そこでまた先ほど、すみません、これはちょっと話がずれちゃうんですが、そういうチャンスも今後、出てくるんじゃないかなと思っておりまして、その辺りの事情と
いうか、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

総合体育館の利用者会議では、同じときに小・中学校の体育館についても利用者会議を同時に開催しておりますので、例えば総合体育館のアリーナが取れなかった方は小・中学校のアリーナのほうのまた調整会議が加わるとかということもございます。なおかつ、その体育センターのほうも空いているわけですので、御自分たちが体育センターへ行ってでもやりたいということであれば、その利用はできるわけです。我々のほうでその何か振り分けてということとはしておりません。あくまでも御本人たちの利用に任せているという状況です。

〔「了解いたしました」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 1点お伺いをします。

資料の301、ボーイスカウト事業補助金9万円と、こういうことになっておるわけですが、青少年野外活動を支援することで、家庭では体験のできない充実した活動を行うことができ、子供と大人が触れ合いながら体験をすることができたということになっておりますが、このボーイスカウトの団員は何名くらいおいでいるか、お伺いをいたします。

○議長（増田剛士君） 内容確認ですよ。内容確認のときにそれ確認していただければよかったです。

お答えできますか。

生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

補助金交付団体ではございますが、独立した団体でございまして、人数をここで承知しておりません。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 人数が出てこないということならばまたなんですが、こういう一つの、子供を育てるといふか、集団的な指導を行いながら自然体験をしながら子供が一人前になるということの大変、ボーイスカウトあるいはガールスカウト、こういうものが過去からあるわけですが、人数が出てこないということは大変残念ですが、一般的なオアシスマつりとかチューリップまつり、小山城にも緑の羽根を配布したり、あるいは赤い羽根を配布したり、そういうことも体験しながらいい環境をつくっているのではないかなど、こんなように思います。ぜひ、こういう子供たちに教えるための指導員というリーダー、こういう方々の人数も分かりますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

まず、最初にお答えしますが、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、独立した団体でございまして指導者の人数等把握しておりません。

ただ、議員がおっしゃったようにそのボーイスカウトの活動、まさに地域教育推進する我々の目的とふさわしいということで補助金の交付団体としているということでございます。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ぜひこういう、これからの世の中、やはりこういう子供たちを育てるための、野外活動をしながら子供たちを体験をさせながら育てると、こういうことをよろしくお願ひしたいと。

以上であります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

ページ戻りまして、264ページ、教育振興事業費についてお聞きしたいと思います。

右の下にあります21節貸付金ということをお聞きしたいんですが、昨年度は105万円、4人の方に貸与、貸付金をしまして、今年度5人の方に30万円ずつお貸ししたということだったんですが、2年ほど前に中学卒業してからもこの貸付金制度を使えるようになったんですけれども、どのようにPRしたのか。それとも、PRしても新規の申込みというのは、この人数的にも4年も5年も変わっていないんですけれども、新規の申込みというのはそれほどないということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、奨学金につきましては、まず中学3年生、高校に上がるタイミングにおきましては、うちの学校教育課のほうから吉田中学、あと、区域外中学ということで私立中学等外に出ているところについても、学校のほうに通知を送って配付していただいているということをやっております。

あとは、ホームページ上でやっているものもあります。今、議員おっしゃった、中学校卒業して高校に入ってからの方につきましてはなかなかピンポイントに周知というのは難しいものですから、基本、今、ホームページによる周知という形になっておりまして、なかなかやはり今の実績上、高校入学してから就学奨学金のほうを申請してくるという方は今のところいないという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

この事業、もう長く続いているわけなんですけれども、本年度から私立高校の授業料が無償化になっております。県によっては違いますが、国の指針ですと、年収590万円以下の方ですと私立高校の授業に見合う授業料が無償になるということなんですけれども、それも踏まえまして、この事業というのはもう何年も変わっていないことなものですから、どんどんこの奨学金制度というのは町としてはなくなっていく方向になってくるんでしょうか。ちょっとお伺いを、教えてもらいたいと思います。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、いろいろな世の中の流れが変わってきているところございますので、この奨学金についてもどういう形でやっていくのがいいのか等今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

資料ナンバーの267ページをお願いします。

こちらの教職員などの負担金・補助金の中で、小・中学校の活動補助金のほうですね、383万8,643円、昨年、令和元年度の決算出ております。こちらの内容としまして268ページのほうに派遣補助の内容のほうが載ってしまして、かなり小・中学校の皆さんの活躍が喜ばしく載っているわけなんですけれども、こちらのその補助金の取組内容の実績のところ、生徒などの競技大会、県大会以上出場経費について財政援助を行ったと載っていますけれども、これはあくまでも出場したときの経費のみにかかった費用なんでしょう。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

こちらについて、やはり出場経費の補助ということになりますので、基本的には出場したときの大会参加料であるとか、あと交通費であるとか、あとそれ以外に、例えば出場するに当たって学校のほうで懸垂幕等を作成するといったそういったものもこの中に含まれているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そちらのほうのいろいろと経費のほうも補助を出していただいているということなんですけれども、例えばこちらの県大会以上で、その大会のほうで例えば次の大会に向けていい結果を出していた生徒の帰りの交通費とかもちろんそこには含んでいると考えればいいんでしょうか。それとも、その大会で例えば入賞したとかそういった結果を出したお子さんも含め、例えばその出場した子供さん全てに対してのその出場するまでの行くときの交通費等はかかっているでしょうけれども、帰りのそういった交通費なども含まれているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

大会出場に係る経費で行き帰り分の交通費は見ております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

すみません。ちょっと私のほうの勘違いだったかもしれないんですけども、去年、おとしぐらいに、大会のほうで例えばいい結果が出せなかった生徒さんの帰りの何か交通費のほうで何かちょっと、見ていただけない部分があったようなお話を少し聞いたものから、ちょっと確認させていただきました。ここのところの補助金に関してのその、町のほうの補助の枠の規制というのは特にはないんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃっているのは多分、旅費の話ではなくて宿泊費の話ではないかなと思います。大会に出て勝ち残りをした方については、その次の日に大会があるという分については、勝ち残りした方のその宿泊費は出ます。ただ、この現在の補助上、負けた方については、次の日に競技がなければその宿泊費というものは負担されないというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

確認なんですけれども、町のほうのその補助金を出す基本的なルールとしましてはそういった形で、交通費に関しては全ての生徒さん対象ですけれども、宿泊費に関してはそういった形のルールの下にやっているということによかったでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

そういう形でルールに基づいて運用しております。ですので、交通費自体は行き帰りの必要な分が出ます。

ただ、その宿泊についてはやはり大会出場のためということなので、応援で残りたいといった場合のものについては対象となっていないということでございます。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これをもって、第72号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

これをもって散会といたします。

散会 午前11時33分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 25 日目、最終日でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第 72 号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 72 号議案 令和元年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第73号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第73号議案 令和元年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第74号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第74号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第75号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第75号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第76号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第5、第76号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第77号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第6、第77号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

- 9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。
私は、令和2年9月定例会において議案提出されました第77号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

吉田町公共下水道事業は、平成2年度に事業が開始され、平成30年度までの29年間に下水道の使用可能面積は、276.65ヘクタールまで進められた。総事業決算額は347億4,820万円。うち公共下水道事業費236億9,674万円と公債費110億5,146万円の合計である。公共下水道事業費236億9,674万円は、建設費214億1,736万円と維持管理費22億7,938万円の合計となっている。建設費214億1,736万円は、管渠建設費147億2,463万円と浄化センター建設費の66億9,273万円の合計金額となっている。

令和元年度の決算での人件費及び公債費を除いたものに起債の利子を加えた決算の数字としては、公共管渠建設費で1億7,230万3,000円、町単管渠建設費が1億1,115万9,000円、町単排水設備建設費288万2,000円、管渠維持管理費349万1,000円、浄化センター維持管理費1億1,323万9,000円、公共浄化センター建設費2億1,544万円、町単浄化センター建設費600万円、起債の利子1億874万8,000円、合計7億3,325万円となった。

また、令和元年度に下水道を使用開始した戸数86戸であり、決算額7億3,326万円を86戸で除した値は852万6,000円となり、1戸当たり852万円がかかっている。

令和元年度の公共下水道事業歳入は、分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金1,038万円、使用料及び手数料は8,526万円の合計9,564万円、国庫支出金の2億380万円である。

一般会計からの繰入金、町民税からは6億4,586万円、繰越金1,674万円や諸収入790万円、町債2億8,350万円等が充当されている。

しかしながら、事業計画区域370ヘクタールを除いた区域は、現在も将来にもわたって納税に対する受益は全く受けられない計画となっている。現在の吉田町公共下水道事業の在り方は、公平な税の使用が履行されていない。事業計画区域内は負担のみが要求され、受益の権利が担保されていない。将来の世帯への負担軽減かつ納税の義務と受益としての権利を考えれば、事業計画区域外や北区など、実施不確定区域では負担のみが要求され、受益の権利が担保されない。将来の世帯の負担軽減かつ納税の義務と受益としての権利を考えれば、公平性、合理性に向けた事業への決断をすぐにすべきであると考え、反対討論とする。

以上です。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

第77号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の意見を申し上げます。

本事業会計の歳入歳出それぞれの当初予算は、12億5,532万3,000円でありましたが、歳入では12億5,345万1,000円、歳出では12億1,778万4,000円となり、ほぼ当初予算に沿った事業が執行できたというふうに認識されます。

管渠整備につきましては、74.3%と1.3ポイントの増加、浄化センターの長寿命化計画による維持管理など、適切な事業が執行されたと認められます。

しかし、監査委員の指摘がありましたように、収納率向上の努力、あるいは新たな管渠敷設が1,067メーターと、全体から見れば事業の進捗状況ははかばかしいとは言えません。今

年度から公営企業会計に移行、長期的視点に立ち、安定した下水道経営を目指して新たな一歩を踏み出す事業となります。公共下水道事業経営戦略審議会において十分な検討の上で、町民の公平負担と良好な管渠維持のために一層の努力を願いたいと思います。

先ほどの反対討論の中にもありましたが、これまで公共下水道事業に多くの予算、町民の税金が使われてきたことは確かであります。そうした中でも山内議員もこれまでのこうした予算決算については、賛成の立場で議論をされてきたというふうには私は認識をしております。

また、公共事業における納税、あるいは受益の認識これについても、やはり町全体としての公共事業という観点から町民全体の福利厚生、あるいは環境整備そうした点からの事業が遂行されるそういった点での認識の違いがあるのではないかと思います。

そうした点で、私は当初予算における賛成討論でも申し上げましたが、吉田町都市計画マスタープランに基づく都市づくりの課題としまして、下水道普及率を高めるための整備を積極的に推進していただくこと、整備計画区域における計画決定区域、事業認可区域の適切な見直しを実施しつつ整備を進めること、事業認可区域以外での合併処理浄化槽の設置の促進、整備が完了している地域の加入率向上をさらに促進すること、長期にわたる事業でありまして困難もあると思いますが、吉田町は面積もさほど大きくなく、起伏も穏やかな地形でありまして、他市町の事業に比べれば条件は有利であると推察されます。町民の理解の上に一層の推進をお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は認定することに決定されました。

◎議案第78号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第78号議案 令和元年度吉田町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第80号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第80号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第9、第81号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第82号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第10、第82号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これで、一般会計並びに特別会計等の決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。
これから、その他の議案の審議に入ります。
-

◎議案第63号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第11、第63号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第12、第64号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第13、第65号議案 吉田町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

全協でお伺いしましたが、定数ですか。定員ですね。210を150ということに、計算の式も伺いました。それで、そのとき消火の関係が57人、それで避難誘導で91人、それで合計で148だけ余裕を見て150にしたというふうに伺いました。

それで、伺った感じが、どうしてもこれが必要人員で150人が定員にしたというふうに私は受け取ったんですけども、実際のところ現状だと141名ということで9名足りないわけ

です。必要だということの中での 210 から 150 に現状に合わせて削減したわけですが、それでもなおかつ 9 人足りないというので、そうすると何か必要に達していないもので、どうするのかなということがありますが、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

現状、今の消防団員の人員と今回改正のほうささせていただきます定員数との差が出るのではというようなお話しでございまして、実際の差があるような状況でございます。

ただ、町としましては現在消防団の確保につきまして、消防団の活動のほうを知っていただくようにイベントの PR とか、町の広報紙、それを通じて周知しているものと、あと現役消防団と消防団の OB に、そちらのほうも御協力いただきながら、知人等や地域のほうに消防団に加入の御協力のほうをお願いしているところでございます。

また、引き続き消防団の確保につきまして、これらの活動のほうに加え、訓練の見直しこちらにつきまして過重な負担がかからないように、真に必要な訓練の効率的な実施そういうものを行うとか、消防団員の処遇の改善こういうものを図りながら、今後検討していきたい、消防団の確保のほうに努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10 番、八木 栄君。

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木です。

これまでもそういう形でいろいろやってきていると思うんですけども、それでもなかなか人が集まらない現状ということで、自分がやっていたころと比べると、うんと減っちゃったなというふうに思うんですけども、それは時代の流れで致し方ないかなというふうに自分も思います。

ですけども、あくまでも今言ったようなことをやっても、やってそれじゃ必ずしも 150 人を達成できるかどうかというのはちょっと心配ですけども、見通しとしてはどうですか。何か今言ったことをこれまでのこと以上にやって、何とか 150 人達成できるような見込みはありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

先ほども私のほうでちょっとお話ししたほうささせていただきましたんですけども、現状の今、消防団の活動の内容そういうものを変えさせていただくとか、これは消防団の団ともちょっとお話ししたほうしていかねばならないかと思うんですけども、それに加え、処遇の改善等も検討させていただきながら、できる限り消防団の方が活動しやすいような環境のほうつくっていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 課長、活動というより募集について。

防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

募集の関係につきましても、これまで以上に周知のほう図っていくということと、あと並びに消防団と消防団の OB のほうにも御協力のほういただきましたというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

現状は、消防団の内情というのはよく分かりませんが、過去のことはある程度分かるものですから、この辺できちんと一回、きちんを見直しをすれば何とかいくかなというふうに自分も思いますので、要望になりますが、ぜひ定員に達するように努力してほしいと思います。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今、同僚議員からもありましたけれども、今まで消防団員足りないということで募集を繰り返してきたわけですけれども、今回消防団員の定員を210から150に減らすということに対して、その再度お伺いすることになるかと思いますが、210から150にする理由、150が今の吉田町にとって妥当であるという理由というのを全協で説明していただいた計算式以外で、しっかり説明していただけないでしょうか。

というのは、私自身は、説明していただいた計算式は150を出すための計算式であるという理解しておりますので、それ以外にこれが妥当だということを説明していただくようお願いします。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、消防団員の数の関係になるんですけれども、現在、平成28年に消防、救急の広域化というものを行わせていただいておりますので、その関係があることで現在静岡市に、消防のこれ常備消防になるんですけれども、こちらにつきましてかなり強い対応ができるような形になってございます。

これになりましたことによって、消防力のスケールメリットのほうは図れるということ、現在の消防団員の数が減ったというような形になっても、現状の町の消防団の消防力のほうが維持できるものというふうに考えてございます。

あと、数の計算の関係になるんですけれども、これにつきましても現状今、消防団の数というものの基準というものがございませぬ。消防団の数は、消防力の指針のほうに定められている基準によって出すような形になるんですけれども、何か根拠となるようなものが数字的なものが出ているものではございませぬので、現状今、町が考えられる消防団の数ということで、火災における消防の数と大規模災害における消防団員の数というものを合わせたものが、今適切ではないかということで算出をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 町からのお金の出で、消防団員の定数に従って出しているお金があるというふうにお伺いしたわけですが、それは減ればその町のお金も減ると思うんです。そのあたりをもう少し説明していただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 今のものは、消防団の退職等に係るものを基金のほうに金額のほうを毎年出してございます。そちらにつきましては、消防団員の条例定数によって定められ

ているものでございまして、それが 210 人が今回 150 人に変わるということになりまして、そこによって出された人数の減によって、同じくそちらのほうも金額も変わってくるものになります。今年度のもので比較すると、大体 120 万円ぐらい金額のほうが変わってくるような形になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君）そこは、じゃ広域化によって消防力が上がる、消防団へのタスクというのがちょっと減ってきたと。あと、資金的なお金という観点でも、退職金ということでメリットがあるということで、150 というのは、現在 141 でしっかり働いていただいているので妥当だろうということなんです、先ほどの説明の中で消防団員の消防力の整備指針で足し算やっていますと。それが、一つが平常時における人数と、あと大災害が発生した時に住民避難誘導に必要な団員数の足し算であるという説明なんです、これを単純に考えると、いつ起こるか分からん大災害。こっちが片や平常が 57 人でしたっけ。それに対して 100 人近い余剰の人員を抱えると、その考え方でいけばですよということになるんですが、それはしっかり説明できるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

余剰というわけではなく、まず、火災のときもそうなんですけれども、第 1 班といいますか、火災で出動する班が出てくるものと、あとそれに交代要員ももちろん必要になってございます。大規模災害のときと、またちょっと今通常とまた違うような形になるんですけれども、複合でまた起こった場合は、大規模災害用の人員とプラス今の火災の人員とかというものも必要になってございますので、大規模災害用のといった人数が必ずしも余剰というふうには考えてございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君）それであれば、そう説明すればいいんじゃないかと私は思っているわけですよ。昔、指針があって、それに従ってやってきていたんだと思うんですけれども、それはなくなったということです、吉田町としての考え方、通常がこれでそれを補佐する人数としてこれだけ必要なんだと。大災害とかいう名目を加えることなく、必要な数が 150 だということを説明していただければ分かると思うし、その前に広域の話とか金減らすんだという話をしていただければ、それでかなりの人が納得できると思うんですけれどもね。何か、無理やり計算する必要はないと思うんですけども、その辺どう思います。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） すみません。

私のほうの説明のほうが悪かったんだと思うんですけれども、現状今、町のほうで考えさせていただいているものの考え方は、通常の火災と併せて大規模災害という中で計算のほうはさせていただいたという状況になってございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第14、第66号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第15、第67号議案 吉田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第16、第68号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

- 9番（山内 均君） 山内です。

5ページの設備の基準というところで、(7)の表について質問させていただきます。

ここに書かれている耐火構造であるとかそういうものに関しては、建築基準法の第2条第9号の2、耐火建築物の中に耐火としての全体のもので記させております。

今ここにある耐火性能といいますと、耐火時間が1時間耐火とか45分耐火そういうもので規定されているものが耐火性能というものでございますけれども、ここに基準法の第123条の屋内に設ける避難階段、階段室とか階段の天井、階段の内装そういうものに関しては、細かく書いてありまして、その文章をもっていきますと、これはまさにそのとおり適合性を持っていると、そういうことはよく分かります。

その中で私がちょっと心配しているのは、こういう設備の基準は確定されていますけれども、それを許可とか認可とかどういう形でされるんですか。要するに、そのこれから申請を2階、3階、4階の建物に構造の基準が、耐火構造にきなさいというふうになっていまして、その基準を誰が確認をして、それでどういう形で許可をするんですか。

なぜ、これ聞かかといえますと、今回の消防の火事があったんですけれども、基準法だけでは賄いきれないものがありまして、その中でやっぱり最低の基準が書いてあるわけですが、この基準を満たすためには非常に精密な施工性と、それとかそういう知識とかそう

いうものがないとなかなかできないものですから、それと一番大事なのは何ととっても耐火構造といいますと、光が絶対漏れちゃいかん構造を造るものですから、それが1時間もちなさいとそうやっているけれども、そういうの許可とかそういうのとは誰がどこでどういう形で行いますでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

ここの条例のことにつきましては、小規模保育事業所のことについての今回避難用の設備のことについての改正でございます。

小規模保育施設のことに関しましては、事業者が町へこういった施設を造りたいという届出をしますので、町のほうで審査をさせていただきます。ただ、町とは私たち職員ですので、なかなかそういった専門的な技術、知識というものがどうしても乏しいということになりますので、県のほうにちょっと御指導仰ぎまして、一緒に見てもらいながら申請のほうを許可しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

県と言いますと、県の中での営繕課みたいなところに来るわけですか。資格を持った人たちが見に来るわけですか。そうしてそのときに、見に来て許可を出してもらうのは、そういう形でいいでしょう。ただ、そのときに先ほど言った施工性、管理です。管理は、基本的には一番大事なところは管理です。それはどういう形で管理というのは、誰が行うんですか。

できればそういう人がいるといいんですけども、そういう形、じゃどういう形で、その工事管理、施工管理、どんな形を安全を担保する為の管理は、誰がどういう形で行いますか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

実際に造るときのお話ですので、ちょっと想像的なものが入ってしまうのかもしれませんが、国費とか県費とか一般的に補助をもらって建築する場合、後々検査対象になりますので、うちのほうもそれに耐えられるようなしっかりした施工を尽くさなければいけないということは、重々承知しております。

したがって、ものを造るときにも業者さんと施工管理というんですかね、の方をしっかり立ててもらって、建築をするような指導はしておりますので、そういった方法になるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言った施工管理者が入ってくるんですか。多分、施工管理者という資格がないと思うんですけども、ということは、こういうものって往々にして何かあったときには、責任が資格者にいきますので、その資格を持った人がどういう形で関わってくれるかというのを聞きたかったんですけども。要するに、それだけ必要なものが、そこには資格というものが必要になってきますので、それをぜひどういう形でやるかを聞かせていただきたい。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 建築確認ということで、先ほどお話がありましたとおり、建築確認の中で先ほど言った構造であるとかそういうものについては、県知事の許可、町づくり公社の許可ということで許可を出します。先ほど言ったそのこの中にありますスプリンクラーであるとか、消防設備につきましては今度消防法の関係がございますので、消防法に基づいて消防のほうで定期的に検査入りまして、あとは設置者にもそういう届出の義務がございますので、そういう届出を消防なり関連機関に提出しまして、その中で管理していくという形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 言っていることがちょっと混同しているかもしれないけれども、消防法は消防法の検査でこれ入ってきます。間違いなくね。特に3階、4階がなったとき、まあ4階は少ないんですけども、4階のときには非常にやっかいな耐火構造、建築そのものがそういう能力を持っているとか、そういうときに今言った消防は消防は検査しますけれども、建築の施工管理と施工検査とは、それはどういう方がやるんですかというのを聞きたい。

それをしないとちょっと危なくて、後で検査をしたくなりますので。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 建物を建築するということでございますが、それにつきましても、建築基準法の中で1級建築士であるとか2級建築士であるとか、そういうものに該当しないそういう者でないと管理、施工できないよというものであれば、その建築基準法に基づいた形で施工管理をしていかなければならないと、工事中ですね、そういうものは施工管理していかなきゃならないということもございますし、先ほど言った消防法の問題につきましても、資格のある方がその消防法の中でこういう資格のある方に点検をしてもらって、その結果に基づいて報告してくださいということがございますので、その法律に基づいて報告するような形になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） これ最後にしますね。

この中のよく見ていくと、歩行距離が何メートルか20メートル、30メートルとか、本当に専門性があるところが出てくるわけですよ。そういうのをやっぱりしっかりしたマニュアルと、それとその検査した時の誰が合格証出すのかとか、そういうのをやっぱり厳密にやっていたかかないと、いろんな火災の問題は非常に大きな問題になりますので、そう意味で消防は分かります。消防はいいです。消防法は消防法の中で、私も携わってきましたからよく分かりますけれども、建築のときには、やっぱり非常に耐火建築物というのは我々がやっても何かやっぱり難しいものですからこういう形で聞くんですけども、できたらそういうもののしっかりしたマニュアルとかそういうものをつくって、そして安全を担保するようなものをつくっていただきたいということですけども、その辺はマニュアルとかそういうものに関してはもうあるんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君）　そういうものにつきましては、各法律に基づいた法律に合致するような形で、許可なり報告なりというものをしているというこのことになるというふうに思います。

以上です。

○9番（山内均君）　分かりました。

○議長（増田剛士君）　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君）　日程第17、第69号議案　吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第18、第70号議案 吉田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第19、第71号議案 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第20、第83号議案 相寿園管理組合規約の一部を変更する規約
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第21、第84号議案 相寿園管理組合の解散についてを議題と
します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

相寿園の解散については、別段自分としては問題はないんですけれども、ただ解散するに
当たって、メリットがあるから解散すると思うんですよ。その辺を、ですからメリットがあ
って解散するということなら賛成になるんですけれども、この解散によって町が受ける影響
というのはどのようなものがあるかです。メリット、デメリットあると思いますが、お伺い
したいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃられるメリット、デメリットでございますが、まず、メリットになりますが、本組合が解散をいたしましても、相寿園そのものは解散をいたしません。なので、入所されている方につきましては、環境や施設を変えなければいけないとかということもございませんし、費用負担のほうも変化はございません。

この解散をすることのメリットになりますが、今まで費用負担、負担金という部分で入所数の少ない町にとっては、構成市町の中、御前崎、吉田、牧之原の3つの構成市町の中で入所者が少ない市町にとりましては、費用負担がかなりあるものでございました。そのところを入所者割で、構成市町だけではなくて入所している市町で平等に負担をしてもらおうということで、今回この管理組合を解散しようということになりましたので、費用負担の部分についても、メリットが吉田町におきましてはあるということになります。

現在入所している方は2名ですが、その前までの6年間は入所者お一人ですずっと推移してまいりましたが、そのお一人でも費用負担のほう負担金といったものを平等に3つの構成市町の中で割っていたものですから、負担が多かったというところになります。

あと、ほかにメリットとしましては、相寿園議会がございましたので、相寿園議会への費用負担もそうですけれども、議員さんの負担も軽減ができるというところになってきます。大きくはそういったところになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第22、第85号議案 相寿園管理組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第23、第86号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第24、第87号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

G I G Aスクール構想、コロナ禍もあり、その前倒しということで、この導入によりおよそ小・中学校の3分の1のパソコンの状況が、今年度末までにそろろうということでした。

教育長にぜひ伺いたいのが、この今年度中にそろって、タイミングもちょっと分からないんですけども、どこまで納入がとかあって、今年度にはちょっとこういうこと、ここまでは何か着手したいとかそういうようなところを、ぜひビジョンというかお教えいただきたいんですが。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 端末の整備につきましては、W i - F i 環境も併せて環境としての準備をしていくというのを本年度末までに完了したいなというふうに思っています。ただ、ハード面だけがそろっても、いわゆるそれを指導する側の教員の活用の力、そうしたものを蓄えていかなくてははいけませんので、そこについては研修をしながら、その活用について教員がどう授業に組み入れていくか、そこについて本年度中にある程度進めていかなくてははいけないだろうなというふうに思っています。

来年度になりますと、実際に授業の中にそれを組み入れていく形になるわけですけども、子供のほうもそれをどう活用していくかということが、十分な技量があるわけではないので、そこについては、まず教員が分かった上でそれを丁寧に子供に指導していくというようなことによって、より効果的に使えるようにというようなことを目指していきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 教育長のお考え、まさに私もちょっとございまして、機械は入ってもスイッチが入る、要するに使える状態でなければなかなか用はなさない。ただし、今回は導入が先になる形なので、後からスキルを追いつけていくといいますか、やれることを決めていくというところなんです。一つ懸念がございまして、小学校3校、中学校1校とで、例えば現場の先生の今のスキルとか、あるいは熱意とかそこら辺で、ちょっと学校ごとに使い方のばらつきが出てくるんじゃないかなと思っておりまして、それは今年度末なのか来期なのかちょっとタイミングにもよるんですが、今おっしゃったように教員のスキルを磨く、割く偏在の是正といいますか、なるべくフラットの形でどの学校でも同じような使い方が行われるような……

○議長（増田剛士君） 議員、これは契約に関する議案です。

○3番（盛 純一郎君） ちょっと行き過ぎました。

○議長（増田剛士君） 全然質疑になっていませんので、変えていただけますか。

○3番（盛 純一郎君） はい、失礼しました。

なので、偏在性の是正をちょっと気になったんですが、契約に関してということだったので、この質問はすみません、取り下げます。失礼しました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 25、第 88 号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 26、発議案第 1 号 町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定についてを議題とします。

本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。
議会運営委員長、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

発議案第1号 町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定について。
町長の専決処分委任事項の指定について（昭和63年3月24日吉田町議会議決）の一部を
改正する指定を別紙のとおり制定する。

令和2年9月25日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会委員長、八木 栄。

本発議案の趣旨説明をいたします。

このたび、より効率的かつ円滑な議会運営を目指すため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定した町長の専決処分委任事項の指定を見直し、本指定に所要の改正を行うものです。

それでは、改正文を読み上げます。

町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定。

町長の専決処分委任事項の指定について（昭和63年3月24日吉田町議会議決）の一部を
次のように改正する。

第3項を次のように改める。

3項、町が加入して組織する一部事務組合及び広域連合に係る関係地方公共団体の数の増減及びこれに伴う規約変更に関する協議（執行機関及び議会の組織の変更、経費の支弁割合の変更、その他重要な事項は除く）に関する事。

説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから発議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

八木委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第27、発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規
則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年9月25日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会委員長、八木 栄。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民
生活への不安が続いています。コロナ禍で地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後
の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供し
ていくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていく
ことが不可欠であることから、本意見書を国に提出するものです。

それでは、意見書を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民
生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっ
ている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇
用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地
方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確
実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実
すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとと
もに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよ
う、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて必要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月25日、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、です。

静岡県榛原郡吉田町議会。

説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから発議案第2号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

八木委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第28、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則

第 71 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で令和 2 年第 3 回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 長丁場の 9 月議会で行っていただきましたけれども、一般会計の認定をはじめ特別会計の認定、それからともに当局から上程いたしました議案についてお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

以前にも皆さんにお話したことがあったと思うんですけども、皆様も私も同じく吉田町の有権者の皆様に選ばれて、この場に立っています。しかしながら、この前は、皆さんとの間というのは、超えることのできない大きな溝があるわけで、私は町政を執行、皆さんはその町政についての様々な角度からの、何て言ったらいいんでしょうか、審議であるとかそういうことが皆さんのお仕事でございますけれども、長丁場の仕事を議会終わると、正直な気持ちでございまして、皆様は、今度は反対に、私は議員になったことがないものですから全く分からないですけども、皆様の立場から見て議会が終わったときに、最初の意気込みと終わった後、どんなお気持ちになるのか知りたいなと思って時々考えるんですけども、自分がそういった立場にないものですからなかなか分からなくて、ただ推論するだけでございますけれども、どんなお気持ちなのかなと時々忖度することがございます。

昔、自衛隊にいた頃のことでございますけれども、あるとき、物すごく考えごとをしなきゃならない論文の執筆のときに、本当に考え二日間ぐらいいぎりぎり考えて、三日たったら頭振れるだけで痛かったということを知っていて、平野議員なんかもそういう研究活動に携わった方ですから、頭をこき使うということってどういうことなんだろう。

よく俗な言葉で、脳みそに汗をかくと言いますね。脳みそに汗かかせると言うんですけども、脳みそが汗をかくというのは、普通の運動するとき汗かくから、それを比喩的に言っているんでしょうけれども、脳みそが汗をかくようなことをやるとどうなるんだろうかと。頭痛くてしょうがないものですから、脳外に行ったときにたまたま言われてありがたいなと思ったんですけども、頭こき使うと頭痛くなりますと。振れるだけでびりびりきます。そ

んなことがありましたけれども、恐らく皆様は、4回の議会がございませうけれども、恐らくその場において、ぎりぎりそういうものを脳みそに汗をかくようなお仕事をされていると思っております。

長い9月議会でございましたけれども、終わってぜひとも脳みそを休められて、また12月までじっくりといろんなことを考えて、またお会いしたいと思っております。

皆様、本当にまた12月議会、元気なお姿でこの議場に現して、またぎりぎり脳みそを汗をかくようなお仕事をされることを期待いたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

本日、ここに令和2年第3回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日以来、25日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げ、誠に意を尽くしますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和2年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時11分